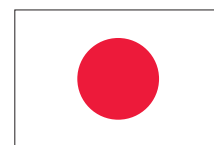


2013年版 政府開発援助(ODA)白書



From
the People of Japan

日本の 国際協力



外務省

2013年版政府開発援助(ODA)白書

日本の国際協力

外務省

【表紙写真説明】



インド・バンガロールの地下鉄工事の現場で、部下のエンジニアと現場を視察する日本人女性土木技術者、阿部玲子さん
(写真：藤田修平)
(62ページのコラム、「マダム、これが俺たちのメトロだ!『国際協力の現場から』」をご覧ください)

【裏表紙写真説明】



タンザニア・キリマンジャロ州、サンヤジュウ中学校で野球クラブの活動に励む子どもたちと海老名青年海外協力隊員（理数科教員）
(写真：海老名利亮)

巻 頭 言

日本がコロンボ・プランに加盟し、政府開発援助(ODA)を開始してから今年で60年の節目を迎えます。日本はこれまで行ってきたODAにより、世界から大きな信頼を得てきました。その一方で、ODAを取り巻く国際環境は大きく変化しており、それに伴いODAに求められる役割も変わりつつあります。

国際環境の変化としてまず挙げられるのは政治・安全保障環境の変化です。平和で豊かな国際社会を実現するため、ODAをより戦略的に展開し、自由や民主主義、人権、法の支配などの普遍的価値や戦略的利益を共有する国を支援する必要があります。

経済面でもグローバル化が進むにつれ、多くの途上国が新たな投資先・市場として注目を浴び、ODAを上回る民間資金が流入するようになりました。こうした状況を背景として、途上国の持続的発展のためには、民間資金を呼び込むための触媒としてのODAの役割がますます重要となっています。ODAがインフラ整備や産業人材の育成を支えることで、途上国の持続的な成長を実現し、それが世界経済へ好影響を及ぼすサイクルをつくることができます。

その一方で、紛争や内戦などにより開発が立ち後れている国や厳しい格差の中で開発の恩恵を受けられない人たちも、世界には依然として数多く存在します。また、すべての人に基本的保健医療サービスを届けることや、女性が輝く社会を実現することは、一人ひとりの生活を改善し、より豊かな世界をつくることにつながります。このような支援は、まさに日本が重視している「人間の安全保障」の理念を具体化するものです。

2013年版ODA白書では、途上国への開発協力を「未来への投資」ととらえ、途上国の安定と発展はもちろんのこと、日本や国際社会全体のためにも役立つODAのあり方を取り上げました。たとえば、中小企業をはじめとする日本の民間企業の海外への展開をODAにより支援しています。「未来への投資」としての開発協力という考え方は、既に日本のODAの基本となっています。たとえば、東南アジアに対し、日本がODAを通じインフラ整備や人材育成を進めてきたことが、この地域の経済発展と政治的安定に大きく貢献し、東南アジアは今や世界経済を牽引する存在となりました。また、今世紀に入り目覚ましい成長を遂げているアフリカも、ビジネスパートナーとしての性格を備えてきており、成長重視の協力への期待も強まっています。

こうした協力を通じ、均衡のとれた持続可能な世界経済の成長を目指すことは、世界の安定と繁栄につながり、途上国だけでなく先進国を含む国際社会全体にとり大きな利益になるのです。日本はODAを通じた「未来への投資」に力強く取り組むことで、これからも世界の信頼を得ていく決意です。

2014年2月

外務大臣

岸田文雄



第Ⅰ部

未来への投資としての 国際協力

第1章	変わりつつある国際環境の下でのODAの役割	2
■第1節	グローバル経済の中の途上国とODA	2
■第2節	ODAがつなぐ多様なアクターとの連携	6
■第3節	未来への投資のためのODA	8
第2章	東南アジアの成長と日本の役割	12
■第1節	インフラ整備による成長の実現	12
■第2節	人づくり、国づくりの基礎を築く日本の協力	15
■第3節	ミャンマー ―官民連携で支えるフロンティアの未来	17
第3章	躍動のアフリカと手を携えて―TICAD Vと日本の取組	20
■第1節	アフリカ開発の現状と課題	20
■第2節	アフリカの成長とODAに求められるもの	22
■第3節	さらなる成長に向けた課題と日本の取組	26

第Ⅱ部

2012年度の 政府開発援助実績

第1章 実績から見た日本の政府開発援助	30
第2章 日本の政府開発援助の具体的取組	36
■第1節 政府開発援助大綱の基本方針に関連した取組	37
1. 政府開発援助大綱	37
2. 政府開発援助中期政策	37
3. 国別援助方針	37
4. 分野別開発政策	38
5. 国際協力重点方針	38
6. 事業展開計画	38
■第2節 課題別の取組	39
1. 貧困削減	39
(1)教育	39
(2)保健医療・福祉、人口	44
(3)水と衛生	49
(4)農業	52
(5)ジェンダー	56
2. 持続的成長	60
(1)経済社会基盤	60
(2)情報通信技術(ICT)	64
(3)貿易・投資、ODA以外の資金との連携	67
(4)政策立案・制度整備	70
(5)文化の保護・振興	73
3. 地球規模課題への取組	76
(1)環境・気候変動問題	76
(2)感染症	81
(3)食料・栄養	85
(4)資源・エネルギー	86
(5)防災協力と災害時の緊急援助	88
(6)国境を越える犯罪・テロ	91

4. 平和構築	95
(1) アフガニスタンおよびパキスタン支援	97
(2) イラク	100
(3) パレスチナ	102
(4) サヘル地域	104
(5) スーダン・南スーダン	104
(6) 不発弾および対人地雷・小型武器等	106
■ 第3節 地域別の取組	109
1. 東アジア地域	110
2. 南アジア地域	116
3. 中央アジア・コーカサス地域	119
4. 中東・北アフリカ地域	123
5. サブサハラ・アフリカ地域	127
6. 中南米地域	132
7. 大洋州地域	137
8. 欧州地域	141
■ 第4節 援助実施の原則の運用	143
■ 第5節 援助政策の立案および実施における取組	146
1. 援助政策の立案および実施体制	146
(1) 一貫性のある援助政策の立案	146
(2) 政府と実施機関の連携	146
(3) 政策協議の強化	146
(4) 現地機能の強化	147
(5) 様々な担い手との連携	147
2. 国民参加の拡大	156
(1) 国民の理解と支持の促進の重要性	156
(2) 青年海外協力隊・シニア海外ボランティアによる途上国支援への直接参加	156
(3) NGOへの支援や活動への参加	156
(4) ODAの現場体験	157
(5) 議論や対話の促進	157
(6) 開発分野における人材育成と研究	157
(7) 開発教育	158
(8) 広報・情報公開・情報発信の強化	158
3. 戦略的・効果的な援助の実施のために必要な事項	159
(1) 戦略的な援助の実施	159
(2) 効果的な援助の実施	160
(3) 適正な手続きの確保	162
(4) 援助関係者の安全確保	162

第Ⅲ部

資料編

第1章 日本の政府開発援助予算	164
■第1節 2013年度政府開発援助予算(当初予算)	164
図表Ⅲ-1 政府開発援助予算の内訳	164
図表Ⅲ-2 政府開発援助一般会計予算(政府全体)	164
図表Ⅲ-3 政府開発援助事業予算の内訳	165
図表Ⅲ-4 政府開発援助事業予算の区分ごとの内訳(政府全体)	165
図表Ⅲ-5 政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目	166
■第2節 各省庁の事業予算(当初予算)と事業概要	167
図表Ⅲ-6 省庁別政府開発援助予算推移(一般会計予算)	167
図表Ⅲ-7 省庁別政府開発援助予算推移(事業予算)	167
図表Ⅲ-8 各省庁の事業予算(2013年度事業予算)と事業概要	168
第2章 日本の政府開発援助実績	176
■第1節 開発途上国への資金の流れ	176
図表Ⅲ-9 日本から開発途上国への資金の流れ	176
■第2節 二国間政府開発援助の所得グループ別実績	177
図表Ⅲ-10 二国間政府開発援助の所得グループ別実績	177
図表Ⅲ-11 二国間政府開発援助と後発開発途上国(LDCs)向け 援助額および贈与額の比較	178
■第3節 国別実績	179
図表Ⅲ-12 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳	179
図表Ⅲ-13 二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国	184
図表Ⅲ-14 日本が最大の援助供与国となっている国一覧	186
図表Ⅲ-15 日本がこれまでに政府開発援助を供与したことのある国・地域一覧 (2012年実績まで)	187
■第4節 分野別実績	188
図表Ⅲ-16 二国間政府開発援助分野別配分	188
■第5節 緊急援助実績	189
図表Ⅲ-17 緊急無償案件(2012年度)	189
図表Ⅲ-18 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および 物資供与案件(2012年度)	189
図表Ⅲ-19 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および 物資供与実績(2012年度)	190

第3章 二国間援助案件リスト	191
■第1節 二国間贈与	191
図表III-20 無償資金協力案件一覧	191
■第2節 二国間借款	196
図表III-21 有償資金協力案件一覧	196
図表III-22 債務救済案件一覧	197
第4章 国際機関を通じた政府開発援助実績	198
図表III-23 国際機関に対する政府開発援助実績の推移	198
図表III-24 主要国際機関に対する拠出・出資実績(上位5か国)	199
第5章 政府開発援助に関する主な資料	202
■第1節 日本の政府開発援助をめぐる動き(2012年10月～2013年10月)	202
■第2節 政府開発援助に関する政策	204
1. 政府開発援助大綱(2003年8月閣議決定)	204
2. 政府開発援助に関する中期政策	210
3. 現行の分野別開発政策一覧	223
■第3節 重債務貧困国(HIPCs)一覧	224
(参考) 諸外国の政府開発援助	225
■第1節 DAC 諸国の政府開発援助実績	225
図表III-25 DAC 諸国の政府開発援助実績(2012年)	225
図表III-26 DAC 諸国の政府開発援助形態別内訳(2011年)	226
図表III-27 地域別実績における主要DAC援助国(2011年)	227
図表III-28 DAC 諸国の贈与比率	228
図表III-29 DAC 諸国の贈与額	228
図表III-30 DAC 諸国のグラント・エレメント	229
図表III-31 DAC 諸国の二国間政府開発援助のタイピング・ステイタス	229
図表III-32 主要DAC加盟国の政府開発援助の比較	230
図表III-33 主要DAC加盟国の二国間政府開発援助の分野別配分(2011年)	230
図表III-34 主要DAC加盟国の政府開発援助総額に占める 国際機関を通じた援助額の割合	231
■第2節 DAC 諸国の開発途上国への資金の流れ	232
図表III-35 DAC 諸国の開発途上国への資金の流れ(2011年)	232
図表III-36 DAC 諸国のNGOによる援助実績	233
■第3節 DAC 援助受取国・地域リスト	234
図表III-37 DAC 援助受取国・地域リスト	234
■第4節 非DAC 諸国・地域の政府開発援助実績	235
図表III-38 非DAC 諸国・地域の政府開発援助実績	235
略語一覧	I
用語集	VI
索引	IX

図表

第II部 2012年度の政府開発援助実績

図表II-1	2012年の日本の政府開発援助実績	31
図表II-2	日本の二国間政府開発援助実績の地域別配分の推移	32
図表II-3	主要DAC加盟国の政府開発援助実績の推移	33
図表II-4	DAC諸国における政府開発援助実績の国民1人当たりの負担額(2012年)	34
図表II-5	DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得(GNI)比(2012年)	34
図表II-6	日本の政府開発援助実績の対国民総所得(GNI)比の推移	35
図表II-7	二国間政府開発援助の地域別実績(2012年)	109
図表II-8	東アジア地域における日本の援助実績	114
図表II-9	南アジア地域における日本の援助実績	118
図表II-10	中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績	121
図表II-11	中東・北アフリカ地域における日本の援助実績	125
図表II-12	サブサハラ・アフリカ地域における日本の援助実績	130
図表II-13	中南米地域における日本の援助実績	135
図表II-14	大洋州地域における日本の援助実績	139
図表II-15	欧州地域における日本の援助実績	142

国際協力の現場から

1	日本とコンゴの友好の架け橋を守り、次世代に受け継ぐ ～アフリカ最大の吊り橋を維持管理するために～	P28
2	教育はどんな兵器よりも力がある マララさんの国での教育改善プロジェクト ～パキスタンの技術教育をソフト、ハードの両面で支援～	P43
3	手指消毒の徹底で院内感染から命を守る ～ウガンダでサラヤが取り組む消毒剤ビジネス～	P47
4	設備と人材をつなぎ安全な水を届ける ～北九州市上下水道局によるカンボジアへの支援～	P51
5	地域に合った農作物を農民たちと一緒に育む ～農業普及員への研修が始まったザンビア～	P55
6	マダム、これが俺たちのメトロだ! ～インドで地下鉄建設の品質・安全管理を担う女性土木技術者～	P62
7	ルワンダ人自身が創る情報通信技術の戦略計画の実施 ～国づくりとビジネスの両面からICTの基盤づくりを支援～	P66
8	考えて、試行錯誤しながら自分たちの制度を手に入れる ～タンザニア、地方政府改革への支援～	P72
9	子どもたちを笑顔にして未来の代表選手を生み出したい ～ラオスで奮闘する日本人初のサッカー指導者～	P75
10	中南米の「貧困の病」シャーガス病 住民とともに戦う ～ニカラグアで媒介虫・サシガメの駆除と監視プロジェクトを実施～	P84
11	校内清掃や子ども会活動で学校を改善する小学生たち ～イラクを支援するセーブ・ザ・チルドレン・ジャパン～	P101
12	地雷処理を通じて自立する心を養う ～アンゴラで活動する日本地雷処理を支援する会～	P108
13	日本発の土木技術でハノイの渋滞を緩和する ～ベトナムと日本の友好の証、ニャッタン橋の建設～	P115
14	日本企業の品質基準がものづくりを成長させる ～キルギスのフェルト商品が『無印良品』から世界デビュー～	P122
15	水回りを改善しながらコミュニティと共にプロジェクトを創る ～ヨルダンのシリア難民を支援するNGO、JEN～	P126
16	東アフリカ経済の大動脈、ケニアの道路を守れ! ～高速道路のプロが挑んだ道路管理の仕組みづくり～	P131
17	貝の養殖を普及させて安定した収入源の確保を ～エルサルバドル東部、貝類養殖の技術支援～	P136
18	コミュニティの力で美しい島をごみから救う ～トンガ・ババウ島で廃棄物問題に取り組む日本人～	P140
19	先住民の協同組合がコーヒービジネスに挑戦 ～メキシコでの草の根技術協力とコーヒーショップ～	P152
ミレニアム開発目標 (MDGs) とポスト 2015 年開発アジェンダ		P58

開発協カトピックス

1	新薬開発に力を結集ー GHIT ファンドと『グローバルヘルス』	P10
2	円借款をより効果的に	P18
3	アフリカで進む官民連携	P24

2013年版政府開発援助(ODA)白書で紹介されている案件リスト

課題別の取組

1. 貧困削減

・教育		
南スーダン	理数科教育強化プロジェクト	42
ラオス	基礎教育改善プログラム	42
・保健医療・福祉、人口		
仏語圏アフリカ9か国	仏語圏中西アフリカ保健人材管理2	46
ミャンマー	社会福祉行政官育成(ろう者(聴覚障害者)の社会参加促進)プロジェクト	48
・水と衛生		
ブルキナファソ	中央プラトー地方給水施設・衛生改善プロジェクト	50
南スーダン	南スーダン都市水道公社水道事業管理能力強化プロジェクト	50
・農業		
ガーナ	天水稲作持続的開発プロジェクト	54
カメルーン	熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト	54
・ジェンダー		
アフガニスタン	女性の貧困削減プロジェクト	57

2. 持続的成長

・経済社会基盤		
ベトナム	(1) ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画(I) (2) ノイバイ国際空港運営・維持管理計画策定支援プロジェクト (3) ノイバイ国際空港新ターミナルマネジメント支援専門家派遣	61
パキスタン	ラホール都市交通マスタープラン策定プロジェクト	61
ザンビア・ボツワナ	カズンブラ橋建設計画	63
モザンビーク	ナカラ回廊経済開発戦略策定プロジェクト	63
・情報通信技術(ICT)		
バングラデシュ	ITEE(情報処理技術者試験)マネジメント能力向上プロジェクト	65
・貿易・投資、ODA以外の資金との連携		
ケニア、タンザニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ	東部アフリカ地域税関能力向上プロジェクト・フェーズ2	69
セネガル	セネガル投資環境セミナー	69
・政策立案・制度整備		
ネパール	平和構築・民主化促進のためのメディア能力強化プロジェクト	71
・文化の保護・振興		
セルビア	ベオグラード大学言語学部日本語学科LL教室整備計画	74

3. 地球規模課題への取組

・環境・気候変動問題		
モンゴル	ウランバートル市大気汚染対策能力強化プロジェクト	76
ベトナム	森林・自然環境保全プログラム	78
カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国	コンゴ盆地における持続可能な熱帯雨林経営と生物多様性保全のための 能力強化計画(ITTO連携)	79
バングラデシュ	南北スーダンからの廃棄物管理第三国研修	79
・感染症		
ザンビア	HIV/エイズケアサービス管理展開プロジェクト	82
・食料・栄養		
エチオピア	農村地域における対応能力強化緊急開発計画策定プロジェクト	86
・資源・エネルギー		
ケニア	1. 再生可能エネルギーによる地方電化推進のための人材育成プロジェクト 2. 再生可能エネルギーによる地方電化モデル構築プロジェクト	87
・防災協力と災害時の緊急援助		
ブータン	サイクロン災害復興支援計画	90
・国境を越える犯罪・テロ		
タジキスタン・アフガニスタン	タジキスタン-アフガニスタン 貧困削減イニシアティブ(TAPRI)	93
ケニア、セーシェル、タンザニア、ジブチなど複数国	アジア・ソマリア周辺海域 海上犯罪取締り	94

4. 平和構築

アフガニスタン
パレスチナ自治区
南スーダン
コロンビア

未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト	99
ジェリコ農産加工団地(JAIP)	103
南部スーダン内水輸送運営管理能力強化プロジェクト	105
地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト	107

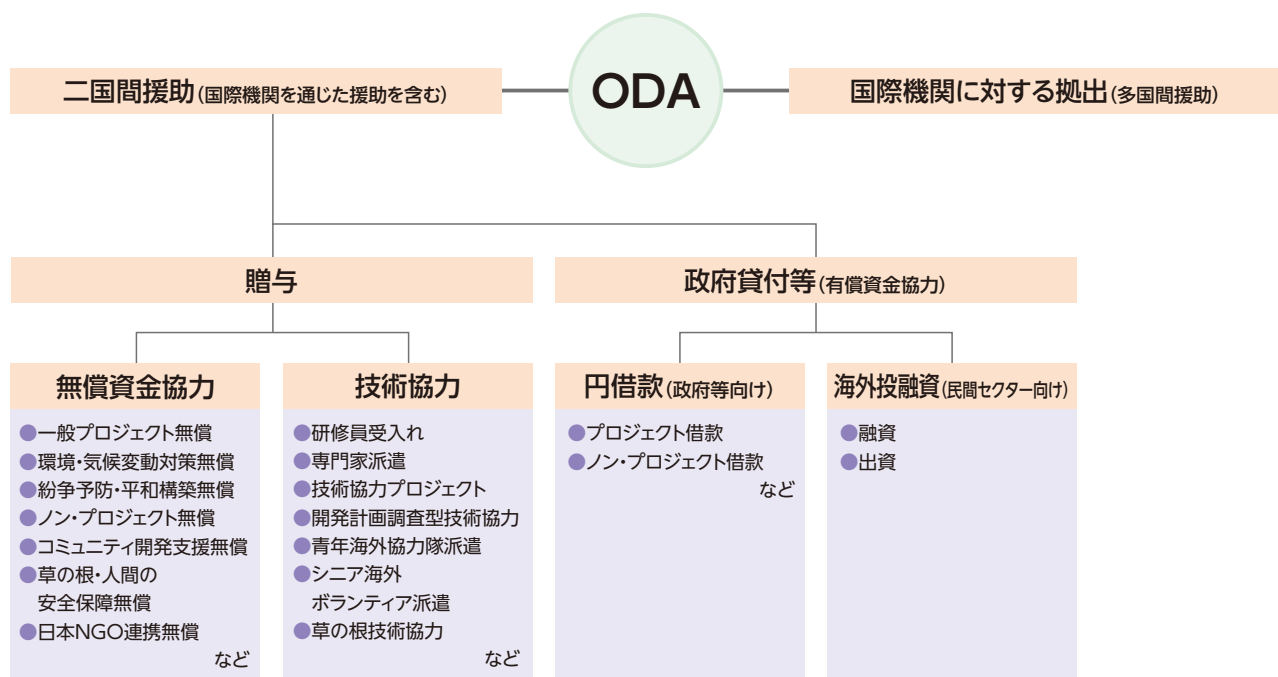
地域別の取組

・ 東アジア地域		
インドネシア	ジャカルタ首都圏投資促進特別地域(MPA) マスタープラン調査	112
タイ	要援護高齢者等のための介護サービス開発プロジェクト	113
・ 南アジア地域		
インド	デリー上水道改善計画	117
パキスタン	ファイサラバード上水道拡充計画	117
・ 中央アジア・コーカサス地域		
ウズベキスタン	ウズベキスタン共和国シルクロード蚕業振興計画	120
グルジア	ゴリ地区ゼヴェラ村養鶏場施設建設計画	120
・ 中東・北アフリカ地域		
ヨルダン	シリア難民・ホストコミュニティ支援プログラム	124
・ サブサハラ・アフリカ地域		
モザンビーク	ナカラ港の改修・整備と運営能力強化	128
トーゴ	トーゴロジスティクス回廊開発・整備計画策定調査	129
・ 中南米地域		
ハイチ	対ハイチ農業技術研修コースプロジェクト	133
・ 大洋州地域		
バヌアツ	ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備計画	138
ソロモン	水道公社無収水対策プロジェクト ホニアラ市及びアウキ市給水設備改善計画	138
・ 欧州地域		
コソボ	廃棄物管理向上計画 循環型社会へ向けた廃棄物管理能力向上プロジェクト	141



(写真：飯塚明夫/JICA)

日本の政府開発援助 (ODA)



政府開発援助(ODA : Official Development Assistance)とは、OECD(経済協力開発機構 : Organisation for Economic Co-operation and Development)のDAC(開発援助委員会 : Development Assistance Committee)が作成する援助受取国・地域の一覧に掲載された開発途上国・地域に対し、主に経済開発や福祉の向上に寄与することを目的として公的機関によって供与される贈与および条件の緩やかな貸付等のことです。

ODAには、開発途上国を直接支援する二国間援助と、国際機関に対する拠出である多国間援助があります。二国間援助は、「贈与」と「政府貸付等」に分けることができます。贈与は開発途上国に対して無償で提供される協力のことで、「無償資金協力」と「技術協力」があります。なお、「贈与」の中には国際機関の行う具体的な事業に対する拠出も含まれます。一方、「政府貸付等」は、将来、開発途上国が返済することを前提とする「円借款」があります。プロジェクト借款とは、道路、発電所、灌漑施設といった、途上国政府が行う経済・社会インフラ整備のための具体的なプロジェクト等に対し貸付を行うもの。ノン・プロジェクト借款とは、具体的なプロジェクトではなく、途上国の政策制度改善支援等のために貸付を行うもの。また、開発途上国での事業実施を担う民間セクターの法人等に対して融資・出資を行う海外投融資も2012年10月から本格再開しました。多国間援助には、国連児童基金(UNICEF)や国連開発計画(UNDP)への拠出や世界銀行などへの拠出・出資などがあります。

第Ⅰ部

未来への投資としての 国際協力



コンゴ民主共和国で、渋滞著しい主要道路の整備・拡張を行う日本技術者と現地スタッフ (写真：久野真一/JICA)

第1章 変わりつつある国際環境の下でのODAの役割	2
第1節 グローバル経済の中の途上国とODA	2
第2節 ODAがつなぐ多様なアクターとの連携	6
第3節 未来への投資のためのODA	8
第2章 東南アジアの成長と日本の役割	12
第1節 インフラ整備による成長の実現	12
第2節 人づくり、国づくりの基礎を築く日本の協力	15
第3節 ミャンマー―官民連携で支えるフロンティアの未来	17
第3章 躍動のアフリカと手を携えて―TICAD Vと日本の取組	20
第1節 アフリカ開発の現状と課題	20
第2節 アフリカの成長とODAに求められるもの	22
第3節 さらなる成長に向けた課題と日本の取組	26

変わりつつある国際環境の下でのODAの役割



ベトナムで建設中のサイゴン東西ハイウェイのトンネルを眼下に望むホーチミン市街
(写真：永武ひかる/JICA)

第1節 グローバル経済の中の途上国とODA

日本が開発途上国に対する技術協力を開始してから、2014年10月で60周年を迎えます。これまでに日本は169か国、21地域に対する二国間支援に加え、世界銀行やアジア開発銀行(ADB)〈注1〉などの国際開発金融機関、国連開発計画(UNDP)〈注2〉、国連教育科学文化機関(UNESCO)〈注3〉、国連児童基金(UNICEF)〈注4〉、世界保健機関(WHO)〈注5〉、世界食糧計画(WFP)〈注6〉、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)〈注7〉などの国連機関に対する拠出を通じた支援を行ってきています。

日本の行ってきたこうした支援は世界から、途上国から、どのように受け止められているのでしょうか。英国の公共放送BBCは毎年「世界に良い影響／悪い影響を与えている国」を調べる世界世論調査を行っていますが、日本は毎年「世界に良い影響を与えている国」の上位を占めています。最近では2008年と2012年に第1位になりました。こうした日本に対する高評価の背景には、日本がこれまで行ってきたODAなどの国際協力が大きく貢献しています。また、日本が多くの

注1 アジア開発銀行 ADB: Asian Development Bank

注2 国連開発計画 UNDP: United Nations Development Programme

注3 国連教育科学文化機関 UNESCO: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization

注4 国連児童基金 UNICEF: United Nations Children's Fund

注5 世界保健機関 WHO: World Health Organization

注6 世界食糧計画 WFP: World Food Programme

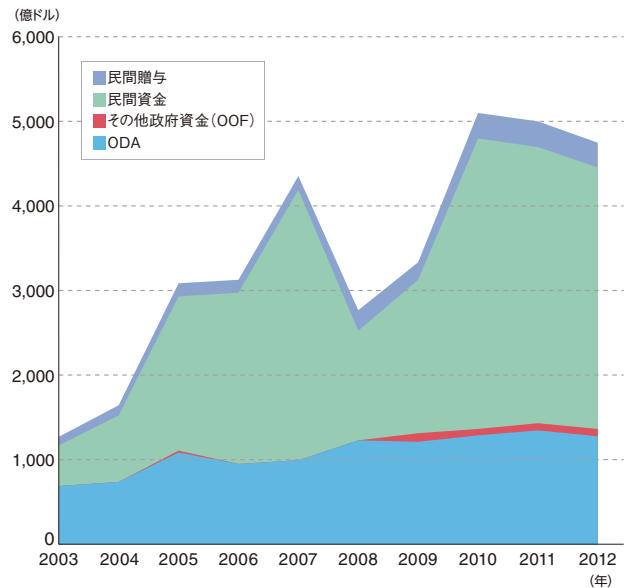
注7 国連難民高等弁務官事務所 UNHCR: United Nations High Commissioner for Refugees

ODAを供与してきている^{アセアン}ASEAN主要6か国における2008年の対日世論調査では、92%の人たちが日本のODAが自分たちの国の開発に役立っていると評価し、93%の人が日本を信頼のできる友好国と考えています。2011年の東日本大震災の後に世界中から送られてきた応援メッセージの中にも、自分たちが被災したときに日本に助けてもらったこと、自国の開発を支えてくれた日本への感謝の念に触れるものが数多くありました。こうしたことは、この60年間日本が行ってきた支援が日本への信頼の強化に大きな役割を果たしてきた^{あか}証しといえます。

その一方で、現在および将来の日本のODAのあり方を考える際には、日本を取り巻く国際環境が近年大きく変化してきていることに留意しなければなりません。一つには、政治安全保障上の環境の変化が挙げられます。世界各地で民主的な体制を求める民衆の声が高まる中で、日本は、自由、民主主義、法の支配といった普遍的価値に基づく国際秩序の形成に向け、一層の戦略的な外交を展開していくことが求められています。ODAはそのための最も重要な手段の一つです。ODAを通じて普遍的価値や戦略的利益を共有する国、民主化・国民和解を進めている国への支援を強めていくことで、そうした好ましい動きを促進、助長することができます。

経済開発面での国際環境の変化も著しいものがあります。2000年代初頭までは、民間資金の流入が期待できず、自国の開発のほとんどをODAに依存しなければならぬ国々がアフリカ諸国を中心に多くありました。しかし、その後の世界の政治、経済状況の変化により、このような事情は一変しました。内戦やクーデターが減少し、政治・治安情勢が改善するとともに、経済のグローバル化が進展する中で、資源価格や一次産品価格の高騰等を背景に、多くの途上国が新たな投資先・市場として注目を浴び、これらの国々にはODAを上回る規模の民間資金が集まるようになりました。グラフ「先進国から途上国への資金フロー(名目値)」に示すとおり、2012年にはODAの約2.5倍の民間資金が途上国に流入しています。ODAに加えて民間資金が新たな原動力となって、これら途上国は世界経済を

先進国から途上国への資金フロー(名目値)



出典: DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)
名目値: 為替・物価変動による調整をしない値

けん引する目覚ましい経済成長を遂げています。これまで貧困に苦しんできたアフリカでも、年5%を超える成長を達成する国々が次々と登場しました。こうした状況を背景に、2013年6月に横浜で開催された第5回アフリカ開発会議(TICAD V)^(注8)においては、貿易・投資を通じた民間資金主導による成長を国家目標に掲げ、日本企業に自国への投資の増大を求めるアフリカ諸国首脳の声が相次ぎました。

また、中国、インド、ブラジル等のいわゆる新興国が目覚ましい経済成長を遂げ、世界における存在感を増しています。これらの国々では、貿易・投資を通じた経済成長により、国内の貧困が大幅に減少し、ミレニアム開発目標(MDGs)^(注9)の達成に大きく貢献しました。こうした国々は開発のための資金を供与する立場となり、近年その供与額を飛躍的に増大させています。

そうした状況の一方で、世界の多様化、多極化がますます進行していることにも目を向ける必要があります。MDGsの多くを達成する途上国がある一方で、目標達成に十分な進展が見られない国々も未だ数多くあります。これらは、地域紛争や内戦等の事情により開発が立ち後れ、引き続きODAに依存せざるを得ない

注8 アフリカ開発会議 TICAD: Tokyo International Conference on African Development

注9 ミレニアム開発目標 MDGs: Millennium Development Goals

国々です。また、ミャンマーをはじめとして、民主的な国づくりに努力する国もあります。民主化を推し進め、開かれた経済の下で成長を志向するこうした国々では、ODAによる開発協力の大きなニーズが存在するだけでなく、投資環境も急速に改善しており、今後の民間投資の増大を通じた飛躍的な経済成長が期待されています。その一方で、順調な経済成長を遂げている国の中でも、国内格差の拡大により依然として深刻な貧困問題が存在しています。これらの国々が抱える困難にも支援の手を差し伸べる必要があります。

グローバル化の進展は、また、世界経済の一体化と相互依存を加速させています。この点もこれからのODAの役割を考える上でたいへん重要な要素です。世界各地のあらゆるリスクが世界経済全体に大きな影響を与える時代となっています。このことは、リーマンショックや欧州債務危機といった先進国発のリスクに限りません。投資マネーが途上国にも広く波及している現在、地域紛争やテロの脅威といった地政学的リ

スク、国家信用にかかわるソブリンリスクといった途上国発のリスクも世界経済全体に直ちに波及します。日本および世界全体にとって、世界におけるどんな局所的なリスクも、もはや「対岸の火事」とはいえない状況になっているといっても過言ではありません。

このように変化する国際環境の中で、日本のODAに求められる役割も質的に変化しています。

第一に、開発途上国において持続可能な成長を達成する上で、民間資金の役割が重視されるのに伴い、近年、民間資金を呼び込むための触媒的役割や環境整備のためのODAの役割に期待が高まっています。途上国への直接投資の増加は、途上国への技術・ノウハウの移転、さらに途上国での雇用増加や所得増大につながります。日本としては、途上国の現地企業の活力を引き出すことを通じて、途上国の持続的な経済成長を後押ししたいと考えています。具体的には、途上国のビジネス環境整備につながるインフラ整備、途上国の産業人材の育成、BOPビジネス^(注10)支援等の官民連携などの取組を一層強化していく考えです。このような成長の側面を重視したODAのあり方は、日本が従来から推し進めてきた途上国への開発協力の理念と軌を一にするものです。

第二に、世界の多様化・多極化に伴い、ODAに求められる役割も多様化しています。民間資金の流入が期待できない国々に対しては、貧困削減により強い焦点を当てて、人づくりのための技術協力など、人間の安全保障の理念に基づいた開発協力を展開していくことが、引き続き重要です。こうした国々が抱える課題の多くは、地域紛争や、感染症、気候変動といった地球規模問題など、日本を含む世界全体が影響を被りかねないものでもあります。こうした分野へ日本が積極的に取り組むことは、国際社会における日本への信頼と存在感の強化にもつながります。また、民主的な国づくりに努力する国々をODAで支援することは、自由や民主主義といった普遍的価値に沿った国際秩序形成を促し、自由で豊かな国際社会の実現に大いに貢献することが期待されます。

第三に、世界経済の一体性と相互依存が高まる中、途上国の問題はもはや途上国だけのものではなくなっています。実際に、途上国発の要因により先進国経済が恩恵を受けたり、逆に負の影響を被ったりする場合



エチオピア・ソド コトソフェラケベレの子どもたち (写真：今村健志朗/JICA)

注10 BOPビジネスについては、150-151ページを参照

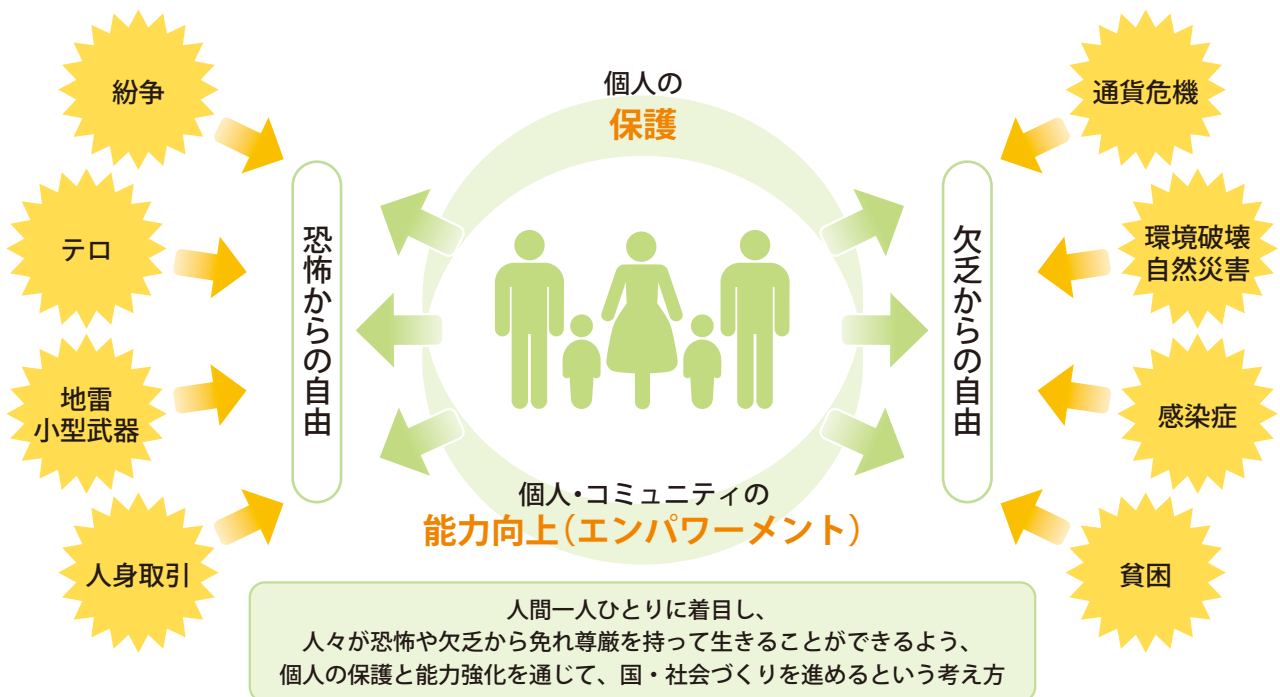
が増えています。先進国経済が伸び悩む中で、途上国の経済成長が今後の世界経済全体の成長の行方を左右する時代に突入しているといわれます。途上国の均衡のとれた持続可能で強靱な世界経済の成長を実現していくことは、日本を含む世界全体の安定的な発展と繁栄を確保する上で必須の条件となっています。こうした中で改めて明らかになってきたのは、ODAを通じた途上国支援は、途上国のためだけではなく、先進国も含めた国際社会全体にとっても利益になるということです。途上国支援のニーズは、経済インフラ支援といった世界経済への短期的効果が期待できるものから貧困削減や平和構築など、長期的な取組が必要な分野まで様々ですが、そうした途上国のニーズに対応することで、世界の経済成長や平和と安定といった形で、その効果が国際社会全体にも還元されるのです。ODAは、10年先、20年先を見据え、途上国が自立、発展していくため、そしてその発展が世界全体にとっての成長の糧となるように行う、大切な「未来への投資」であるということです。

こうしたODAに対する考え方は、日本にとって、ある意味でなじみ深いものですが、大きな環境の変化を

受けて、他の援助国においても、ODAについて同様の認識が広がってきています。米国の国際開発庁長官も務めたアトウッド前OECD^{注11}開発援助委員会議長は2012年の寄稿文の中で「開発援助は未来への投資である」として、ODAの増大を国際社会に訴え、「OECD諸国が成長を求めるならば、途上国を包含したグローバルな視野を持たなければならない」と主張しました。

また、これまで、どちらかといえば、開発援助について自国の利益と国際益を峻別し、開発は後者のためにあるべきとの立場にあった英国でも、キャメロン政権下になって歴代の国際開発大臣が「開発援助予算は、開発途上国と英国のための未来への投資である」として、ODA予算増大の必要性を強く訴えています。途上国のみにとどまらない、国際社会全体のさらなる発展に向けた未来への投資としてODAを捉えることが広く共有されるようになってきたといえるでしょう。日本としては、このような視点に立ち、途上国の発展とともに先進国も含めた国際社会全体の成長と繁栄にも役立つODAを実施していきたいと考えています。

「人間の安全保障」の考え方



注11 経済協力開発機構 OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development

第2節

ODA がつなぐ多様なアクターとの連携

近年、途上国の開発における、NGO、民間財団、民間企業等による支援や活動の重要性が増大しています。さらに、地方自治体など、これまで途上国の開発に直接関与することがほとんどなかったアクターが積極的にかかわるようになってきました。企業の関与についても、途上国でビジネスを行う日本企業が社会貢献として開発支援にかかわるものから、ビジネスの重要な一端として取り組むものまで、そのあり方は多様化しています。このように、様々なアクターがそれぞれの得意分野を活かした多様なアプローチで途上国の開発に取り組んでいます。そうした一つ一つをODAがつなぎ、厚みのあるアプローチをとることで、相乗効果を上げることが出来ます。本節では、そうした開発の新たな担い手と政府が連携してより大きな効果を生み出している具体例をいくつか紹介します。

最初に挙げるのは、企業とNGOがODAと連携するハイチでの事例です。ハイチでは結核が流行しており、早期検査・治療と感染防止が求められています。日本企業の栄研化学株式会社は、独自に開発した高感度で簡易な結核検査法をハイチへ導入し、定着させることにより、同国の結核診断能力の向上を図る取組を2013年1月に独立行政法人国際協力機構（JICA）^{注12}と協力して開始しました。具体的には、栄研化学がこの検査法の実施に必要な試薬や消耗品を提供すると

もに、講師を務める医師を現地に派遣し、現地の検査実施機関において地元の検査技師を対象に検査法の研修を行うものです。JICAは、この研修に技術的な支援を行う結核予防会結核研究所の専門家と途上国における知識普及にノウハウを持つNGO、特定非営利活動法人日本リザルツの専門家の派遣費用を負担しています。日本企業の医療分野における社会貢献に、関連するNGOや研究機関の人材をODAを通じて派遣することで、ハイチにおける結核診断能力の向上と、感染拡大の抑制に貢献し、ハイチ国民の福祉向上に大きく寄与した事例です。

次に大学との連携の事例を紹介します。帯広畜産大学は、国立大学としては唯一の獣医農畜産系の大学です。元来、地域の他大学や研究機関との連携を通じた先進的な研究の推進に熱心な大学ですが、国際協力にも積極的です。同大学はJICAとの間に「帯広-JICA協力隊連携事業」合意書を締結しており、青年海外協力隊制度を活用して在学生・卒業生を南米のパラグアイのイタプア県庁および同県下の3市役所に派遣しています。学生たちは、同県の小規模酪農家が牛乳の生産性向上や品質改善を行うための能力強化プログラムの実施に継続的に協力し、パラグアイの酪農の発展に貢献しています。一方で、参加学生にとっては、派遣活動は大学の履修科目として単位認定されます。学生たち



パラグアイで農家を巡回訪問する帯広畜産大学生の青年海外協力隊員
(写真：帯広畜産大学)



汚泥脱水装置開発企業の担当者がフィリピン・セブ市公共サービス部門の班員に機材の説明を行っている(写真：アムコン㈱)

注12 国際協力機構 JICA: Japan International Cooperation Agency



ハイチで結核検査を行う技師 (写真: 栄研化学㈱)

は単なる実習の範囲を越えて途上国の現場を体験できることから、このプロジェクトはグローバル人材育成の観点からも注目されています。

また、日本の複数の大学の協力を得て、アフガニスタンの将来を担う人材を育てるための「アフガニスタン未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」は、農学、工学、社会科学の分野でアフガニスタンの行政官の育成を支援するものです(99ページ「平和構築」の案件紹介欄を参照)。

新たな開発のパートナーとして地方自治体の重要性も増大しています。現在では、様々な自治体がそれぞれの持つ行政サービスに関するノウハウを活用して国際協力に取り組むようになっていますが、ここでは横浜市の例を挙げます。

横浜市は2012年3月、フィリピンのセブ市との間で「持続可能な都市発展に向けた技術協力に関する覚書」を交わしました。上下水道、廃棄物処理、都市計画、環境保全など、横浜市の持つ都市経営・都市づくりに関する様々なノウハウや民間企業の技術を活用し、民間セクターとの連携による技術協力を実施するもので

す。この覚書に基づいて、2012年度に横浜市は、メトロ・セブ(セブ市を含む13の自治体で構成される都市圏)の都市開発ビジョンを検討するための調査を行いました。

横浜市はODAにより行う様々な研修事業や派遣事業にも協力しています。また、横浜市は、100を超える市内関連企業・団体と連携して、上下水道分野全体をカバーする「横浜水ビジネス協議会」を設立し、市と民間企業が協力して新興国などの水環境に関する問題解決に取り組んでいます。たとえば、フィリピンのセブ市では家庭や事務所の浄化槽にたまった汚泥が適切に処理されず、水質汚濁や非衛生な環境の原因となっています。そこで、水ビジネス協議会に所属する企業が汚泥脱水装置の普及によるフィリピンの衛生環境改善を図る提案を行い、これが外務省の平成24年度ODAを活用した中小企業等の海外展開支援委託事業に採択されました。このように日本の地方自治体の国際協力に対する様々な試みが、国や企業との連携を伴って、いろいろな形で途上国の開発に貢献しています。

第1節で述べたとおり、ODAは日本および国際社会全体のための未来への投資であり、このような考え方は、2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」にも明記されています。たとえば、日本が東アジアで展開してきた成長重視の開発協力は、地域の大きな成長と発展につながりました。これは日本を含む東アジア全体に大きな恩恵をもたらしています。日本のODAがまさに「未来への投資」として効果的に機能し、花開いた好例の一つといえるでしょう。以下では、未来への投資として機能する国際協力の具体例を紹介します。

現在、新興国をはじめとする途上国では、急速な成長を遂げる中で、インフラ需要が急激に膨らんでいます。日本としては、途上国のインフラ開発を支援するに当たり、ODAとインフラシステム輸出の連携を図ることで、相手国の経済発展と日本自身の力強い経済成長の両方を実現させることができると考えています。そのためには、日本企業による機器の輸出のみならず、インフラの設計、建設、運営、管理を含む「システム」としての受注や、事業投資の拡大など多様なビジネス展開が重要になります。インフラシステムの輸出は、受注企業が直接的に利益を享受するのみならず、日本企業の進出拠点整備やサプライチェーン強化など複合的な効果を生み出します。そして、インフラ開発による相手国の成長と同時に、日本の先進的な技術・ノウハウ・制度等の相手国への移転が起こることで、相手国の抱える課題の解決にも役立ちます。特に、環境対策や防災など日本の得意とする分野について、日本の持っている技術、制度は途上国からの評価も高く、多くの国から要望が寄せられています。たとえば、火山噴火、暴風雨など災害の早期警報の技術を導入した国では、それまで課題であった避難の遅れが解決されて犠牲者数の大幅な減少にも貢献しています。このように、インフラシステムの輸出のためのODAの活用は、日本および相手国の双方に利益をもたらすことになる「未来への投資」であるといえるのです。

この考え方に基づき、2013年5月、日本政府は、ODAを含めた取組について「インフラシステム輸出戦略」を策定しました。インフラシステム輸出を増大

させるため、ODAについて、たとえば、次のような施策が実施されています。

- 本邦技術のさらなる活用に資する制度改善(STEPの制度改善)
- 外貨返済型円借款の導入をはじめとする円借款の制度改善
- JICA海外投融資の積極的活用
- 民間セクターと連携したマスタープランの作成
- 地方自治体の海外事業参画(ODAを通じて、地方自治体と開発途上国との関係構築を図り、また地元企業のノウハウの活用により、地方企業の海外展開の基盤とする)
- インフラ海外展開のための法制度等ビジネス環境整備
- グローバル人材の育成および人的ネットワーク構築

インフラのみならず、健康な国民、そして健康な国民が構成する労働力も、国の安定や経済成長に不可欠です。すべての人に対して基本的保健医療サービスへのアクセスを保障し、健康向上を図ること、また医療費の支払いによって貧困に陥らないようにすることが重要です。さらに、健康の確保は人々の就学や就労の機会を増やし、その国の経済発展を促します。このため、保健医療分野の国際協力は、人々の命と健康に直接かかわる基本的な取組であるだけでなく、国づくりへの人的投資、ひいては平和な社会の構築、安定した経済・社会発展への投資、すなわち「未来への投資」といえます。

近年、国際的な努力により、世界の平均寿命や乳幼児死亡率などの保健指標は向上し、途上国の人々の健康は改善されていますが、世界には、劣悪な衛生環境や感染症の蔓延^{まんえん}の中にありながら十分な保健医療サービスを得ることができない状況、つまり健康格差がむしろ拡大している国や地域が少なくありません。また、これらの国々では、保健課題別の支援および保健システム強化へのさらなる支援を必要としています。

日本政府は、2013年5月、「国際保健外交戦略」を策定し、世界が共通に直面する保健課題を外交の重要課題に位置付け、すべての人が予防・治療・リハビリな

どの基礎的な保健医療を必要とときに経済的不安なく受けられることを意味する「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)」に向けて取組を強化する方針を打ち出しました。日本は、国民皆保険制度等を通じて世界一の健康長寿社会を実現し高齢化社会に対応してきた実績があり、この経験や高い技術力を活かすことが可能です。2013年9月、安倍晋三総理大臣は国際保健外交戦略について、世界で最も評価が高いとされる医学専門誌「ランセット」に、G8諸国の首脳級としては初めて寄稿し、日本の考え方を詳細に説明しました。世界の疾病状況や保健ニーズが変化し多様化する中、特定の疾病の治療のみならず、各国や地域の実情に応じた政策や支援が不可欠です。日本は、この戦略の下、引き続きMDGsの達成への支援を進めるとともに、人間の安全保障を実現する上で欠かせないUHCの達成に向けて、二国間援助の効果的な実施、グローバルな取組との戦略的連携、国際保健の人材強化を図ります。また、これに連動する形で、保健医療サービスの質向上のため進めているのが日本の成長戦略の一つである医療技術・サービスの国際展開です。日本の先端医療技術の移転、優れた医療機器や医薬品の紹介、国民皆保険を実現した日本の公的医療保険制度の経験、医薬品や医療機器の開発から承認に至るプロセスについての相互理解の促進など、官民一体で世界の保健課題の解決に貢献していきます。

女性に対する投資は、男女平等の推進と女性の社会

進出につながるもので、極めて効果の大きな未来に対する投資といえます。

世界には今なお男女間で就学率の違いが大きい地域が少なからずあります。女性が教育を受けることができれば、自身の健康や生活を改善できるのはもちろんのこと、出産や育児に関する知識を得ることや教育の重要性を認識することにより、その子どもたちの死亡率を低下させ、成長にも良い影響を与えることができます。また、教育を受けた女性は就労機会ひいては収入も得やすくなります。女性は、その収入を子どもたちの教育、栄養、保健衛生などのために使う傾向が高いため、女性が収入を得て、自ら所得を管理できれば、子どもたちがより良い教育を受け、より良い健康状態でいられることにつながります。このような女性の社会進出に資する女性に対する投資は、正に未来を担う子どもたちへの投資ともなるのです。

2013年9月、安倍総理大臣は、国連総会での一般討論演説において、「女性が輝く社会」の実現のために、女性の活躍と能力強化に資するような支援を強化し、今後3年間で30億ドルを超えるODAを実施することを表明しました。日本は、「女性の社会進出推進と能力強化」、「女性の医療アクセス改善や保健医療分野の取組」、「平和と安全保障分野における女性の参画・保護」をこのコミットメントの3つの柱とし、二国間協力および国際機関との連携を通じ、着実に支援を実施していきます。



第68回国連総会で「女性が輝く社会」について述べる安倍晋三総理大臣(写真: UN Photo/エバン・シュナイダー)

新薬開発に力を結集－GHITファンドと『グローバルヘルス』

■ GHITファンドの設立

途上国に蔓延する感染症の新薬やワクチン等の新しい医薬品の研究開発および製品化を促進するため、日本政府と民間企業、ビル&メルンダ・ゲイツ財団、国連等の国際機関が共同で、日本初の官民パートナーシップ、一般社団法人グローバルヘルス技術振興基金(略称GHIT^{ジーヒット}ファンド)を設立しました。

日本政府はGHITファンドを通じて、日本が有する新薬開発技術、イノベーションを活用し、グローバルヘルス(国際保健)に対する日本の国際貢献を強化することを目指しています。基金の目的に沿った有望な研究に対して助成金を交付することで、新薬の開発を促進しています。

従来のように途上国に対する資金や技術供与などを通じた直接的な支援ではなく、日本の製薬企業や研究機関、大学が持つ高い新薬開発技術を活用し、途上国の保健医療問題の解決に貢献するという、今までにない全く新しい取組です。日本は世界でもトップクラスの新薬開発能力を持っていながら、今までその力を途上国の問題解決のために十分に活用してきませんでした。そこで、日本政府は、日本のそうした能力を最大限に活かすために、多様な組織と連携してGHITファンドを設立しました。このGHITファンドを通じて、途上国に対する更なる国際貢献を行うとともに、世界の中での日本の存在感を今まで以上に高めていきたいと考えています。



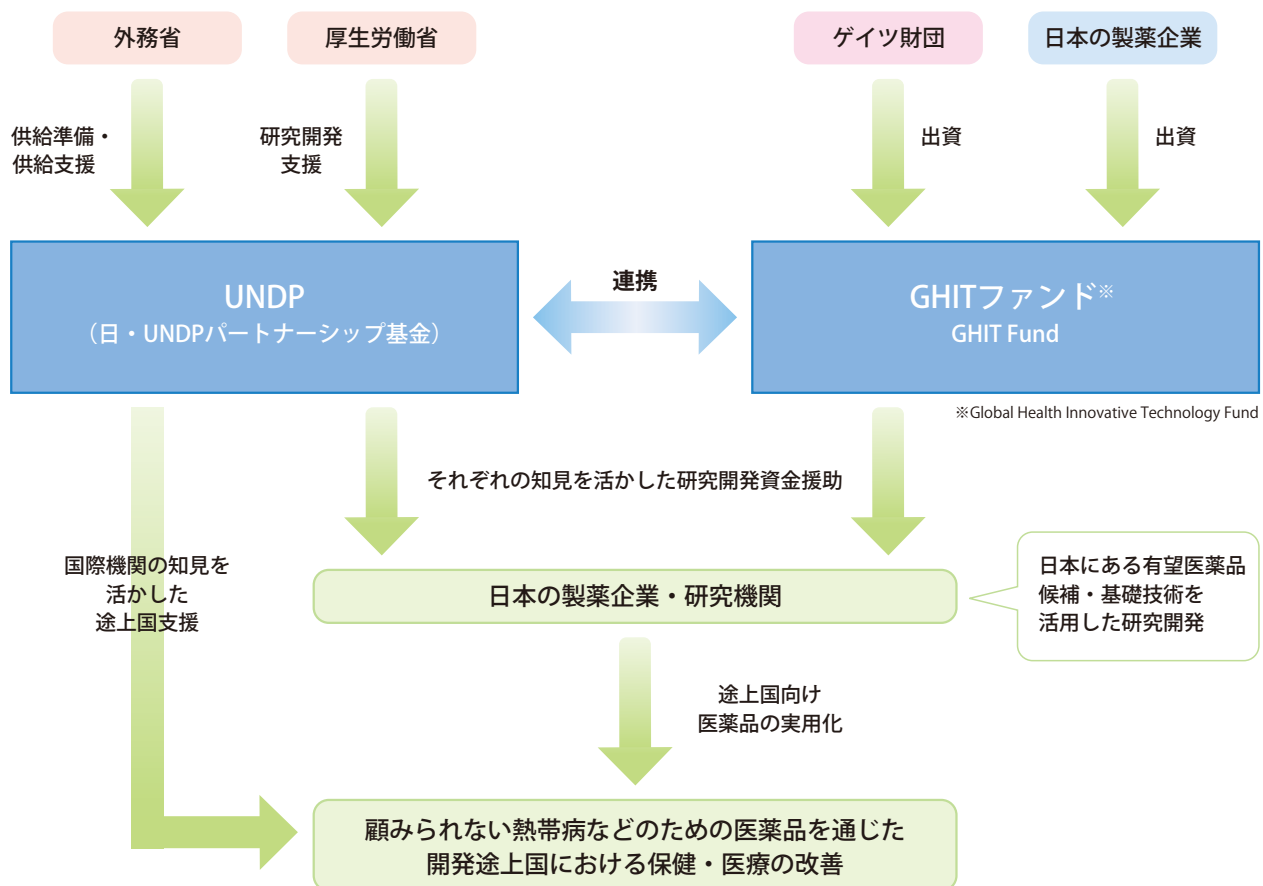
バングラデシュでの赤ちゃんと女性のための予防接種活動(写真：鈴木革/JICA)

■ 世界各国が取り組むグローバルヘルス

世界のグローバル化が進むにつれて、保健医療問題についても国境の概念を越え、地球規模で対応することが今まで以上に求められています。途上国で生活をする多くの人々は医療機関へのアクセスが難しいことや、予防接種制度、衛生環境が十分に整備されていないため、今なお基礎的な医療を受けることができない状況に置かれています。「グローバルヘルス」とは一つの国だけでなく世界中の国々に広く影響を及ぼしている様々な保健医療問題のことを指します。世界各国が共に解決に向けて取り組んでいる問題です。中でも、途上国における感染症対策は最も大きな注目を集めている課題の一つです。

世界保健機関(WHO)によると世界では、10億人を超える貧困層の人々がHIV/エイズ、マラリア、結核、顧みられない熱帯病(83ページの用語解説参照)といった感染症に感染していると推測されています。しかしながら、これだけ多くの人々が感染症で苦しみながら、これらの感染症が蔓延する地域は途上国が多く、先進国における医薬品の需要が少ないなどの理由から治療薬の開発は十分に行われてきませんでした。たとえば、1995－2004年に世界で開発された新薬は1,556種ありましたが、途上国の感染症のために開発された新薬は、わずか21種類(1.3%)に過ぎません。このような現状を受けて、国際社会では途上国において人々が必要不可欠な医薬品を安く入手できるようにするための取組を始めています。日本は、GHITファンドを通じてこうした感染症の新薬開発を推進するだけでなく、途上国の患者でも手ごろな価格で医薬品を手に入れることができるように、日本や世界の製薬企業、大学、研究機関等にも協力を求めていきたいと考えています。

こうしたグローバルヘルスと呼ばれる保健医療問題は、一つの国、一つの企業、一つの組織だけでは問題を解決することができません。そのため、日本だけではなく、海外の様々な組織とも積極的に連携しながら共に問題解決を行い、国際社会における日本の責任を果たしていくことが必要です。日本政府はGHITファンドの取組を今後も支援しながら、グローバルヘルスにおける国際貢献をしっかりと果たしていきます。



第5回アフリカ開発会議（TICAD V）GHIT ファンド設立記者発表会で固く握手を交わす設立パートナーの面々（写真：GHIT ファンド）



ベトナム・ホーチミン市内を走るオートバイ (写真：NNA＝共同)

第1節

インフラ整備による成長の実現

2013年は、日本とASEAN^{（注1）}の交流が始まって40周年に当たります。2013年を通じて、日本とASEANの双方において様々な記念事業が行われ、12月には、日本で日・ASEAN特別首脳会議が開催されました。この40年間、日本とASEANは、地域の平和と安定、発展と繁栄を実現するため、緊密な協力関係を築いてきました。特に1980年代半ば以降、急速に進んだ円高も背景に、日本企業のASEAN諸国への進出が進み、多数の日本企業にとってASEAN諸国は主要な投資先となり、重要なビジネスパートナーとなっています。

日本はこれまでASEAN諸国に対して、ODAを通じたインフラ整備や人材育成、貿易・投資環境整備を進め

てきました。日本は、経済成長を通じた貧困削減が重要であるとの考え方に立って、教育や保健医療といった貧困層に直接役立つ分野に加え、経済インフラ整備を通じた貿易・投資の活性化、法制度整備をはじめとした投資環境整備、人材育成、民間セクターの育成および技術移転の促進のためのODAによる支援を行ってきましたが、これを具現し、成長という大きな花を開かせたのが東南アジアであったといえます。たとえば、メコン地域の経済発展に不可欠な東西・南北経済回廊の整備のため、幹線道路の整備改修等を実施してきました。具体例としては、道路の建設・整備(国道1号線(カンボジア)、国道9号線(メコン地域東西経済回廊)整備計画(ラオ

注1 東南アジア諸国連合ASEAN: Association of South-East Asian Nations

ス))や橋梁の建設(きずな橋(カンボジア)、第2メコン架橋(カンボジア))、空港や港湾の整備(シハヌークビル港(カンボジア)、ダナン港(ベトナム))が挙げられます。また、インドネシア、マレーシア、フィリピン等の島嶼国においては、海洋ASEAN諸国の経済回廊整備のため、スービック港(フィリピン)、ジョホール港(マレーシア)をはじめとして数多くの港湾整備に貢献してきました。さらには、インフラの維持管理能力や税関能力を向上させるための技術協力、投資環境整備のためのアドバイザーの派遣といった支援についても多くの実績があります。

このように、ODAを通じてビジネス環境の整備が進んだことにより、民間投資が一層促進され、日本企業のASEAN諸国への進出を後押しすることとなりました。今やASEAN地域は、約6億人の人口を抱え、総GDPが2兆ドルを超える巨大市場に成長するとともに、主要な「生産拠点」としても注目を集め、ASEAN地域への日本からの投資は、日本の対外直接投資の約17%を占めています(2011年)。日本のODAは、ASEAN諸国と日本の双方にとっての「未来への投資」として有効に機能し、現在の日本とASEAN諸国との発展と繁栄を支えてきたといえます。

ASEANは、2015年までに「政治・安全保障共同体」、「経済共同体」、「社会・文化共同体」の3本柱から成る「ASEAN共同体」の構築を目指しています。そのための最重要課題とされているのが「連結性強化」です。運輸、情報通信、エネルギー網などの「物理的連結性」、貿易、投資、サービスの自由化・円滑化などの「制度的連結性」、そして観光・教育・文化における「人と人との連結性」の3つの要素から成るこの連結性強化のためのマスタープランが、2010年10月の第17回ASEAN首脳会議で採択されました。

日本はASEAN諸国に対するインフラ

整備や投資環境整備におけるこれまでの貢献を礎に、「結束したASEANが地域協力のハブとなることが、日本とASEAN、さらに東アジア全体の安定と繁栄にとって重要」との考えから、南部経済回廊を構成するカンボジアの国道5号線改修事業やネアックルン橋梁建設計画、ASEAN Ro-Ro 船ネットワーク構築事業等の連結性強化に向けたフラッグシップ・プロジェクトを打ち出すなど、ASEANの努力を全面的に支援しているところです。

日・ASEAN友好協力40周年である2013年は、1年間を通して、日本とASEAN10か国により、政治、経済、文化、青少年交流、観光など幅広い分野に及ぶ様々な交流事業や会合が開催されました。12月には東京で日・ASEAN特別首脳会議が開催され、日・ASEAN関係の強化に向けた中長期的ビジョンが打ち出されました。また、安倍総理大臣から、引き続きASEANの連結性強化のため、インフラ支援や、域内格差是正に向けた支援を継続していく旨表明がなされ、今後5年間で2兆円規模のODAのコミットメントが行われました。これにより、ASEAN連結性強化のための日・ASEAN協力に、今後一層の弾みがつくことが期待されています。

ODAはASEAN連結性強化のための日・ASEAN協力においても、重要な役割を果たすことが期待されています。ASEAN自身の統合に向けた努力を支えつつ、日本企業の海外展開の基盤形成にも資するODAの実現に向けて、一層の努力と工夫が求められています。



2013年12月、東京で開催された日・ASEAN特別首脳会議に出席した各国首脳と安倍総理大臣

ASEAN諸国に対する日本のODAによる協力(主要な連結性強化案件)



カンボジアの「きずな橋」(写真: 今村健志朗/JICA)

第2節 人づくり、国づくりの基礎を築く日本の協力

途上国の持続的発展と安定のためには、開発の担い手となる人材の養成が国づくりの基礎として欠かせません。日本はこれまでインフラ整備への支援に加え「未来への投資」としての人づくりにも積極的に取り組んできました。様々な分野で行われてきたODAを通じた人づくり協力は、途上国の発展に寄与したばかりでなく、日本と途上国の友好親善と相互理解の向上にも貢献してきました。

日本が重視する人づくり協力について、東南アジアにおける技術協力の事例を取り上げながら、人材の育成と活用への取組を振り返ります。



ベトナム・ホーチミン市の病院に派遣された渡邊青年海外協力隊員(作業療法士)(手前)。レントゲンを見て治療方針を話し合う(写真:加藤雄生/JICA)

■ 東ティモール「国立大学工学部能力向上プロジェクト」

東ティモール国立大学(UNTL)は2000年11月に開校した東ティモール唯一の公的高等教育機関です。長年、政治的混乱が続いた東ティモールでは、教育機関の荒廃は著しいものがありました。開校当初は、教官の側に指導に必要な知識が十分になく、また、学校の建物や教育機材もその7割以上が1999年の独立に伴う混乱で破壊されていました。このような状況の中、日本は2001年よりUNTLの工学部に対して支援を開始し、教育機材の整備や、専門家の派遣、教官への研修など様々な協力を行ってきました。

このプロジェクトは、2001年から継続的に行ってきた支援に引き続き、適切な管理運営の下で質の高い工学教育を提供できるようにするのを目的として、2011年に始まりました。実施3年目となる2013年、

指導カリキュラムは整備され、修士号を持つ教官数も24名から44名に増加し、研究活動の活発化が進んでいます。

2011年に策定された東ティモールの戦略的開発計画の中にも「国の将来のリーダーとなる人材育成のために、高等教育機関の強化をUNTLから始める」との記載があり、技術分野の将来を担う人材を育成するUNTL工学部に対する期待には並々ならぬものがあります。工学部の教育・研究能力の向上を図るこのプロジェクトは、高度な技術を持った有為な人材を輩出することを通じて、現在の主産業である農業に加え、同国の将来にわたる経済・産業基盤の発展整備に貢献することが期待されています。



日本人専門家から実験装置の説明を受ける東ティモールの現地スタッフ(写真: JICA)

■ ラオス「南部3県におけるコミュニティ・イニシアティブによる初等教育改善プロジェクト」

ラオスの南部地域は少数民族が多く暮らしており、貧困の度合いが高く、開発もあまり進んでいません。ラオス政府は、この地域の貧困の根本的解決に向け様々な分野で取組を行っていますが、教育の普及と改善をその優先事項の一つに位置付けています。

ラオス政府の取組を支援するため、日本は2007年より、この地域の初等教育に対する協力を開始しました。地域住民が学校運営に参加することを通じて小学校教育を改善するのが目標です。他の地域に比べ就学率の低いこの地域で、保護者や寺院といった地域社会の参画を得て、住民自身に考え、提案してもらいながら、学校教育の抱える課題の解決に取り組んでいます。子どもが学校に行けない、あるいは、就学を続けられないのには様々な要因があり、校舎や教室の不足や不備、教員の数の不足や質の問題など、学校側の問題もあれば、家庭の無理解や貧困などの問題もあります。学校側の努力に加えて、コミュニティの助け合いが子どもたちの就学促進と継続に大きな効果を持つことや、現場でのどのような活動が効果的なのか、このプロジェクトを通じて明らかになりました。日本は専門家の派遣や機材の供与などを通じて、学校や住民に働

きかけ、プロジェクトを支援しました。その結果、対象校の平均純就学率が約73%からほぼ100%へと飛躍的に改善しています。

プロジェクトは、2007年から実施されたフェーズ1に引き続き、2012年からフェーズ2が始まりました。村や家庭ごとに異なる要因を見極め、問題解決の糸口を見つける上で、郡や県など行政の役割は重大です。フェーズ2では、そうした各学校の状況を理解し、支援の必要な学校に、必要な支援を行える行政を育成することを目指しています。また、学校の側では、地域や行政の支援を受けながら、学校それぞれが自身の問題を認識し、改善を図ることで継続的に自己発展できる学校を目指しています。こうした努力に対して、日本は専門家の派遣や研修の実施を通じて支援を行っています。

日本の協力を通じて、ラオス南部地域での教育へのアクセスの改善、教育の質の向上が実現され、同時に地域コミュニティの能力強化、人材育成の促進が同地域の貧困削減と成長につながっていくことが期待されます。



教室で学ぶラオスの子どもたち (写真：JICA)

第3節 ミャンマー－官民連携で支えるフロンティアの未来

その潜在力が大きな注目を集めるミャンマーは、2011年3月のテイン・セイン政権発足以来、民主化・国民和解・経済改革を急ピッチで進めています。日本政府は、こうした改革努力を後押しするため、2012年4月、ミャンマーに対する経済協力方針を見直し、本格的な支援の再開を表明しました。そして、延滞債務解消のための措置をとり、ミャンマーの国際社会への復帰を支援した上で、2013年5月、ミャンマー政府に対し26年ぶりに総額約511億円の新規円借款3件を供与しました。

3件の円借款はいずれもインフラ整備を目的とするものです。ミャンマー全体の開発と貧困の解消のためには、ヤンゴンなどの大都市だけでなく、貧困層の多くが暮らしている農村部(少数民族が居住する地域を含む)への支援が欠かせません。「貧困削減地方開発事業(フェーズ1)」は、農村部発展の妨げとなっている、道路、電力、給水といった生活基盤インフラを新設・改修し、住民の生活向上を目指しています。また、「インフラ緊急復旧改善事業(フェーズ1)」は、ヤンゴンの生活や経済活動の障害となっている恒常的な停電に対応するものです。最大の電力需要地であるヤンゴンでは今後さらに経済活動の活発化が予想されますが、この事業によって、既設の電力設備改修などにより停電の解消に取り組みます。

そして、三つ目が「ティラワ地区インフラ開発事業(フェーズ1)」です。ミャンマー政府は、経済成長を通じた国民所得の向上を実現するため、外国からの直接投資の拡大を重視しています。特に、経済特別区開発による外国企業誘致促進を方針として掲げており、中でも、ミャンマー最大の都市であるヤンゴン近郊で計画が進められているティラワ経済特別区開発事業は、日本とミャンマーが共同で取り組む大型プロジェクトとして大きな関心を集めています。この事業では、港湾ターミナル設備および電力関連施設の整備を通じて、ティラワ地区の経済活動や住民の生活向上に貢献することが期待されています。

ティラワ経済特別区はヤンゴン市から南東約20kmに位置し、総面積2,400ヘクタール(東京の山手線内側の約40%)にもわたる広大な区域です。日本政府とミャンマー政府は両国が協力してティラワ経済特別区

を開発していくことを確認しており、両国の官民が一体となって工業団地等の開発を行っていきます。

現在、ティラワ経済特別区では早期開発区域約400ヘクタールの先行開業を目標に準備が進められています。早期開発区域の周辺インフラである道路や港湾の整備に、再開した上述の円借款の一部が活用されることになっています。また、日本とミャンマーの民間企業等により設立された共同事業体を中心となって早期開発区域内の工業団地開発を実施していきます。この共同事業体に対しては、2012年10月から本格的に再開したJICAの海外投融資による出資を検討しており、民間企業側の投資コストやリスクの軽減を目指しています。

官民の持てる力を結集し、ミャンマーと協力しながら整備していくティラワ経済特別区開発事業は、まさに開発途上国におけるインフラ支援のモデルケースといえ、日本の経済界も大きな関心を寄せています。この事業は、日系企業を含む外資企業の進出の基盤となるだけでなく、ミャンマーの持続的な経済発展や安定的な雇用の拡大に大きな役割を果たすことが期待されています。

日本政府はミャンマーに対して、貧困削減に役立つ農業・保健・教育分野などの国民生活向上のための支援、少数民族への支援、人材の能力向上や制度整備のための支援に加え、経済成長を促進するインフラ分野においては、ニーズの把握に努め、今後ともミャンマーの改革の行方を見守りながら、官民が密接に連携してバランスのとれた協力をさらに行っていく考えです。



ヤンゴン旧市街の街並み。交差点の中心に位置する寺院はスレーパゴダ
(写真：谷本美加/JICA)

円借款をより効果的に

「円借款」とは、途上国の経済的自立のために必要な経済社会基盤の整備を目的に、途上国に対し、低金利で返済期間の長い緩やかな条件（じょうきよ譲許的な条件）で開発資金を貸し付ける協力のことをいいます。返済義務を課すことにより自助努力を促す効果も期待されています。

この円借款について、日本の強みを活かしつつ、途上国から見てさらに魅力的なものにしたのが2013年4月に発表された「円借款の戦略的活用のための改善策」です。日本の優れた技術やノウハウを途上国に提供し、人々の暮らしを豊かにする、その一方で、特に日本と密接な関係を持つアジアを含む新興国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、円借款を戦略的に展開するのが狙いです。このコラムでは、この改善策のうち、二つの施策を具体的に紹介します。

■ 日本の技術の一層の活用

2002年、途上国への技術移転を通じて日本の「顔の見える援助」を促進するため、日本企業に受注を限定した「本邦技術活用条件(STEP)」*を導入しました。

STEPは、主契約者を日本企業とすること、また、事業を実施する際に使用する資機材の30%以上が日本製であること（本邦調達比率）を義務付けている点が特徴です。この条件から、当初途上国側に、STEPはコストが高いのではないかと懸念がありました。しかし、この10年間で企業を取り巻く世界の環境は大きく変化しています。日本企業の海外進出が進み、メーカーは地域ごとに製造の拠点を設け、たとえば、

イギリスでアフリカ向けの商品を製造するなどの対応もとられるようになっていきます。STEPは日本企業を通じて途上国の開発を支援するための円借款ですが、「日本企業」の定義も変わってきているのです。こうした点を踏まえ、今回の制度改善では、多様な「日本企業」に応札の機会が与えられるように、主契約者の範囲を海外にある日本企業の子会社に広げたり、本邦調達比率の算定ルールに関して、海外の子会社からの調達も日本製とするなど、その範囲を広げました。これらの取組を通じて、STEP案件に応札する日本企業が増加して競争原理が働き、また、使用する資材も本邦からの調達だけ



ベトナム・ホーチミン市に円借款により建設されたタンソンニャット国際空港ターミナル(写真：久野真一/JICA)

でなく、海外の子会社からの調達を可能とすることで、製造コストや輸送コストの低下、ひいては応札価格の低下を実現できるのです。コストが高いとの途上国側の懸念も払拭することが期待されています。

STEP案件は日本企業受注が確実に見込まれることから、国内の需要や雇用の創出に結びつけることができます。たとえば、国際港湾整備事業に対する約1,400億円のSTEPによ

る円借款支援により、国内の需要創出効果は約1,876億円、国内の雇用創出効果は約12,000人が期待できます。途上国の経済成長を支えるだけでなく、その成長を日本企業の受注を通じて日本経済の活性化につなげていくことができるのです。

※ 本邦技術活用条件 (STEP) : Special Terms for Economic Partnership

■ 災害復旧スタンバイ借款の創設

日本は、開発協力において防災を主流化し、国際社会において、それに向けた努力を主導していく方針です。途上国における災害発生後の支援において、ODAでは従来から被災直後の緊急支援(緊急無償資金協力等)や復興段階でのインフラ整備支援(円借款)を行ってきましたが、緊急支援と復興をつなぐ復旧段階での資金需要に即応できる仕組みの導入を行ったのが、「災害復旧スタンバイ借款」の創設です。災害が起きてから必要な資金需要を見積もり、そのための資金要請を海外に行くことは、途上国にとって大きな負担です。また、支援を行う側からすると、支援要請があってから自国内で一定の検討のための時間が必要です。

一方で、復旧段階に必要とされる物品(食糧、燃料等)やインフラ(簡易な水道、小規模な道路の復旧や仮設住宅)は、災

害発生後緊急に必要とされ、被災した人々の生命にかかわります。そこで、日本は災害の発生が予想される途上国に対して、事前に円借款の契約を締結しておき、災害が発生した際に迅速に資金を融通できる仕組みを作りました。また、災害への対応能力を強化することは、被害を少なくするためにも重要との観点から、円借款の供与にあわせて、災害管理能力強化のための技術協力も実施できるようにしました。こうして、日本がこれまでの被災国として得た経験を他国に伝えることを通じ、途上国の災害対応能力強化を目指しています。

これらの取組は、日本がアジアをはじめとする途上国のニーズを的確にとらえ、また日本も途上国と共に成長していくための施策のごく一部です。今後も、より効果的な円借款の実現に向けて不断の改善に努めていきます。



円借款により建設された第二メコン友好橋(第二メコン国際橋架橋事業)は、タイとラオスを結び、全長約1,600mに及び(写真:奥野安彦/JICA)

躍動のアフリカと手を携えて — TICAD Vと日本の取組



タンザニアとルワンダをつなぐルスモ国際橋で作業指導する日本人技師 (写真: 久野武志/JICA)

第1節 アフリカ開発の現状と課題

1990年代まで貧困と低成長に苦しんだサブサハラ・アフリカ^{注1}は今世紀に入り、目覚ましい経済成長を遂げています。過去10年間(2002-2011年)のサブサハラ・アフリカの平均実質GDP成長率は5.8%であり、世界全体の3.8%を大きく上回っています。地域的には東アジア(8.8%)に次ぐ高さです。アフリカは過去10年間で、名目GDPが3.2倍(約1兆8,300億ドル)、貿易量は4.3倍(約9,970億ドル)にもなっているのです。

現在の好調なアフリカ経済を支える原動力は、政治や治安情勢の安定であり、豊富な天然資源と高い人口

増加率です。今世紀に入り、アフリカは、紛争と不安定に苦しんだ時代を乗り越え、多くの国で平和と安定を達成しました。また、サブサハラ・アフリカは、クロム、コバルト、マンガン、バナジウムなど日本にとって重要な鉱物資源や原油・天然ガスなどエネルギー資源に恵まれ、近年は鉱山や油田・ガス田の新規開拓や増産が進んでいます。中国をはじめとする新興国の旺盛な需要増や世界的な金融緩和の影響による資源価格の高騰は、アフリカ全体の経常収支の改善に貢献するなどアフリカ経済の高成長を支えています。

人口が増え続けていることも成長の大きな要因で

注1 アフリカ大陸のうち、サハラ砂漠より南に位置する地域

す。アフリカの平均人口成長率は2.3%と六大陸中で最も高く、都市化も急激に進んでおり、既に人口100万人以上の都市は40を超えるといわれています。2011年のアフリカの1人当たりGNIは1,570ドルで同程度の人口規模を有するインドと同水準であり、インド同様、将来の巨大消費市場として大きな潜在力を有しています。たとえば、携帯電話の市場は、2011年現在で契約数が6億2,000万件に上り、アジアに次ぐ世界第2位の規模であり、今後もさらなる拡大が予想されます。また、SADC^{〔注2〕}（南部アフリカ開発共同体）、EAC^{〔注3〕}（東アフリカ共同体）およびCOMESA^{〔注4〕}（東南部アフリカ市場共同体）は、域内貿易の拡大と円滑化に取り組んでいます。

こうしたアフリカ経済の好調ぶりは、アフリカへの資金の流入にも変化をもたらしています。かつてアフリカへの資金流入の大半を占めていたのはODAでしたが、2007年にはアフリカへの直接投資額（約400億ドル）がODA総額（OECDによれば約395億ドル）を上回り、過去10年間でアフリカへの直接投資残高は3.8倍（UNCTAD^{〔注5〕}によれば約1,500億ドルから約5,696億ドル）に増えました。貿易と消費の拡大による成長がさらなる直接投資を生んでおり、ビジネス

パートナーとしてのアフリカに世界が注目しています。このため、欧米諸国や新興国は、アフリカの可能性に着目しており、中国、インド、韓国、EUはアフリカとの間で独自の開発フォーラムを設け、アフリカとの関係強化に努めています。

安定した経済成長は、サブサハラ・アフリカにおいて、ミレニウム開発目標（MDGs）（58ページ参照）に取り組む上でも良い影響を及ぼしています。初等教育への就学、初等教育就学における男女格差、HIV/エイズ、結核やマラリアの感染などの分野では進捗^{しんちよく}が見られます。一方で、アフリカには様々な未解決の開発課題も多く残っています。MDGsは2015年までに極度の貧困と飢餓の撲滅、乳幼児死亡率の削減など8つの目標の達成を目指すものですが、アフリカにおける貧困削減、母子保健などは目標達成にほど遠い状況です。依然として、サブサハラ・アフリカ人口の4割以上が貧困ライン以下での生活を余儀なくされており、こうした貧困層には保健サービスや安全な水・衛生施設へのアクセスが十分に改善されているとはいえません。また、人口が年率平均2～3%で増えている中、今後労働適齢期に達する若年層が増えれば、雇用の創出の圧力がこれまでになく高まることが懸念されています。



モザンビーク沖の既発見ガス田で生産性のテスト作業を行うドリルシップ（ガス田の探査掘削設備を備えた船）
（写真：Anadarko Petroleum Corporation）

注2 南部アフリカ開発共同体 SADC: Southern African Development Community

注3 東アフリカ共同体 EAC: East African Community

注4 東南部アフリカ市場共同体 COMESA: Common Market for Eastern and Southern Africa

注5 国連貿易開発会議 UNCTAD: United Nations Conference on Trade and Development

第2節

アフリカの成長とODAに求められるもの

長期にわたる停滞の後に著しい高成長を見せ始めたサブサハラ・アフリカにおいて今後の開発課題をどう考えていけば良いのでしょうか。それは、成長の基盤となっている天然資源を適切に開発・管理し、農業や製造業といった国内産業の振興・多角化を図り、国内の雇用機会創出等によって持続可能な経済成長を促進することです。好調な経済成長が続き、民間投資が流入している今、そうした「未来への投資」としてのODAの重要性が高まっています。アフリカの自律的かつ持続可能な成長を後押しするため、日本は、アフリカ開発会議（^{ティカッド}TICAD）プロセスの開始以来唱え続けてきた、アフリカ側のオーナーシップの尊重と国際社会のパートナーシップの伝統を遵守しつつ、日本を含めた民間投資の一層の誘致に貢献すべく、ODA等を触媒として活用していきます。

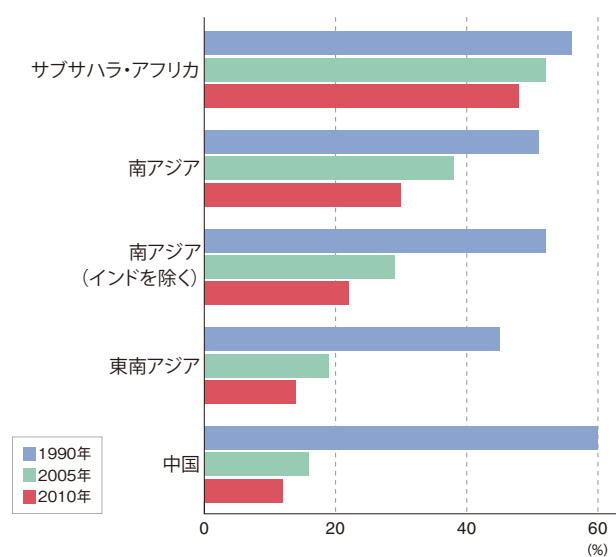
中でも、インフラ整備は、アフリカ側が「未来への投資」において最も重視している分野です。アフリカの成長を大きく阻害する要因の一つに越境輸送のコストがあります。アフリカには内陸国が数多く、国境をまたぐ越境輸送のニーズが大きいものの、これにかかるコストが高い、という課題があります。せっかくの天然資源も、輸送路などのインフラが整備されなければ宝の持ち腐れです。越境輸送を円滑化すれば、輸送コストが削減され、貿易・産業が振興し、ひいては地域の社会・経済統合が進み、経済成長につながることが期待されます。

こうした問題を解決するため、2012年のアフリカ連合（AU）^{（注1）}総会において、2040年までに整備すべき大陸規模のインフラ整備構想である「アフリカ・インフラ開発プログラム（PIDA）」^{（注2）}が採択されました。日本は地域開発も絡めてインフラ開発を進めることで広域経済圏の形成を支援しています。このような日本の支援には、上記の視点を踏まえて、国際回廊のボトルネックの解消（^{きょうりゅう}国境通関施設および橋梁建設等）や、税関職員的能力強化等のソフト面の協力も含まれ、総合的に域内の物流環境の改善を支援しています。たとえば、東アフリカ共同体のケニアとタンザニア両国の

首都を結ぶ唯一のルート^{（注3）}の主要部分、タンザニアのアルーシャとケニアのアティ川間の国際幹線道路の改良を日本はアフリカ開発銀行（AfDB）^{（注3）}との協調融資により支援しました。日本はタンザニア側（アルーシャ・ナマンガ間）を担当し、ナマンガ国境のワンストップボーダーポスト化^{*}についても技術協力を通じて支援しています。こうしたハードとソフト両面からのインフラ整備は、生産地から消費地への円滑な人・モノの輸送や国家間の経済・貿易活動を活発にするだけでなく、その地域全体が民間企業にとってより魅力的な市場になる効果をもたらすのです。

一方で、アフリカの人口の多くは未だ貧困の際にあり（1日1.25ドル未満で暮らす人はサブサハラ・アフリカで多く、貧困率も高い。下図参照）、5歳未満児の死亡数、妊産婦の死亡数、HIV/エイズやマラリアによる死亡数もすべての地域の中でサブサハラ・アフリカが群を抜いています。安全な水へのアクセスも未だ十分というにはほど遠い状況です。人間の安全保障の観点から、これらMDGsの諸分野での取組においてODAは依然不可欠であり、国際社会の支援は継続されなければなりません。

1日1.25ドル未満で暮らす人々の割合（1990年、2005年、2010年）



(The Millennium Development Goals Report 2013より抜粋して作成)

注1 アフリカ連合 AU: African Union

注2 アフリカ・インフラ開発プログラム PIDA: Programme for Infrastructure Development in Africa

注3 アフリカ開発銀行 AfDB: Africa Development Bank

こうした取組に加えて、初等および中等教育の質の向上は、中長期的に産業人材を育成する土台を形成することにつながり、インフラ整備と同様、アフリカが自律的かつ持続可能な経済成長を実現するために必要です。産業人材育成も、民間投資を呼込む上で不可欠な分野であり、アフリカ側の期待も大きいものがあります。もともとアフリカには初等・中等教育を受けた人材が絶対的に不足している上、これら人材の実務能力はアフリカに進出する企業が雇用できる水準に達していないことが多く、現地での人材確保を困難にしています。その結果、企業側がコストをかけて、地元の人たちに研修を行ったり、外国人労働者を連れてきたりしています。したがって、現地人材の実務レベルを高めることは、単に現地の人々の能力向上を行うのみならず、雇用側の企業にとっても人件費削減につながり、投資先としての魅力が増すことにもなります。日本はODAを通じて、MDGs達成に向けた支援と人

づくりを実施し、貿易・投資の促進を通じてアフリカの成長を支えていきます。

用語解説

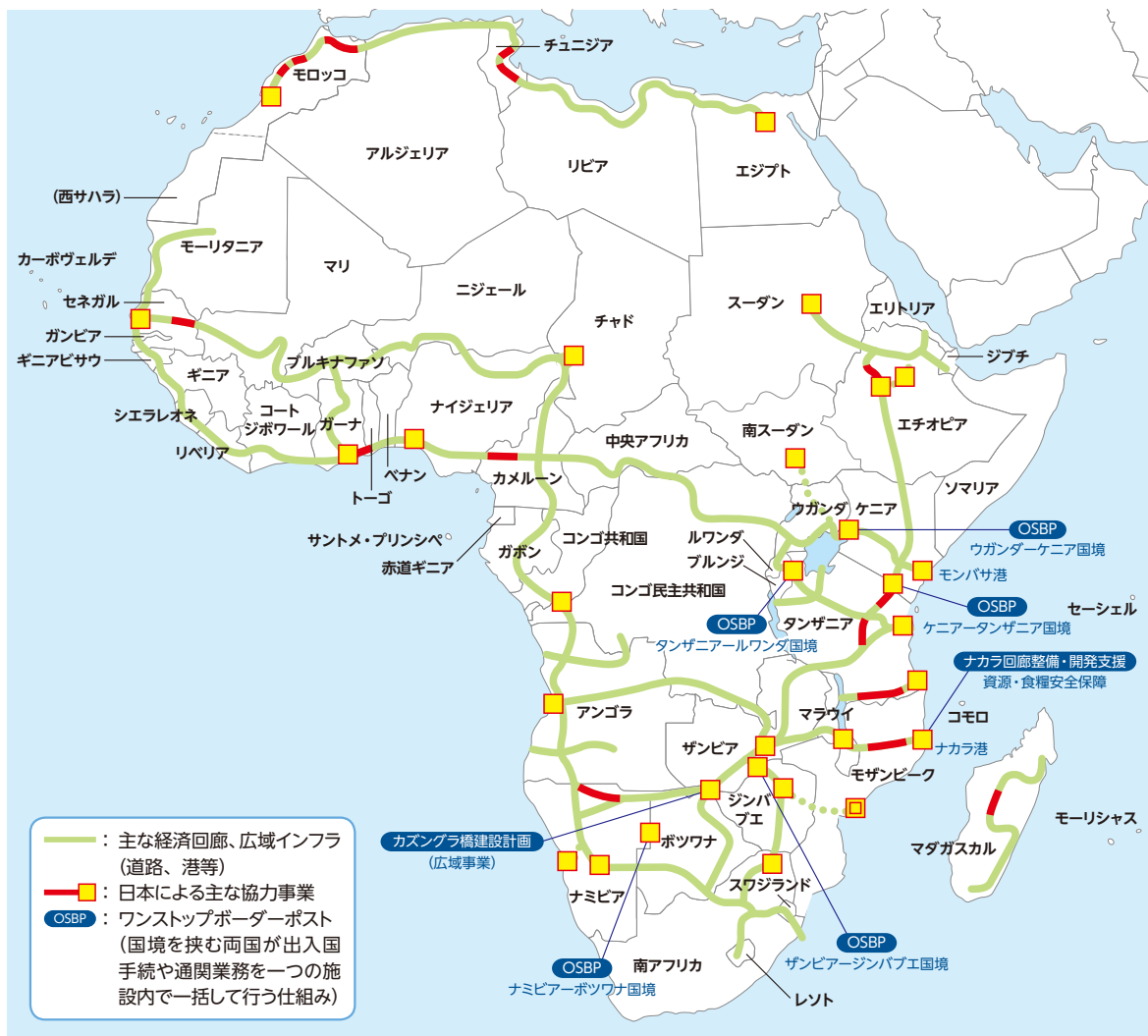
ワンストップボーダーポスト
(One Stop Border Post: OSBP)

税関の手続き共有化・業務効率化の流れの中で注目されている通関業務運営方式の一つ。通常出国側、入国側でそれぞれ輸出入の手続きを要するが、OSBPでは1回で済ますことにより国境を通過する物資の滞留時間を短縮し、物流の促進を図る。



ケニア・タンザニア国境、ナマンガのワンストップボーダーポスト施設(写真: JICA)

アフリカにおける主な経済回廊



アフリカで進む官民連携

■ 第5回アフリカ開発会議(TICAD V)が契機

近年成長著しいアフリカは、国際社会の期待と関心を集め、将来の世界の成長センターとして存在感を増しています。日本企業の多くもアフリカの目覚ましい経済成長をビジネスチャンスととらえ、「拡大する10億人市場」であるアフリカに注目しています。

2012年8月、日本政府は、翌年に控えた^{ティカッド}TICAD Vに先駆け、日本企業のアフリカ進出支援とアフリカにおける官民連携のあり方を議論するため、日本の主要企業の経営者と関係省庁および政府機関の代表から構成される「TICAD V推進官民連携協議会」を立ち上げました。議論を重ね、2013年5月、アフリカ側と日本側でそれぞれが取り組むべき措置が「提言」としてまとめられました。アフリカ側は、自由で安全な投資環境の整備、日本政府が取り組むべきは、そうしたアフリカ側

の努力を補い、日本企業のアフリカ進出を促す、アフリカとの貿易・投資促進のためのビジネス環境整備支援(政策・制度改善、インフラ整備、人材育成など)です。この提言は、TICAD Vで発表された日本の支援策に反映されています。

アフリカ諸国は、日本企業のアフリカ進出を雇用創出や技術移転につながるものとして歓迎しており、日本との貿易・投資の拡大に強い期待を寄せています。

アフリカ側の期待と民間企業の進出意欲をつなぎ、アフリカの成長をより確固たるものにしていくには、こうした官民連携が一層重要になってきます。とりわけ、日本政府によるODAが、日本企業のアフリカ進出を後押しするために活用されることが求められています。

■ 官民連携の具体例

では、どのような官民連携が行われているのでしょうか。具体的な事例を見ていきます。

1. 日本企業の技術力をアフリカの開発課題のために活用する

日本の技術力を取り入れた製品の中には、長年の開発課題を解決できるものがあります。そのためには、まず現地の人たちにそれらの製品の良いところを知ってもらい、現地の生活水準の向上に確実に役立つことを実感してもらうことが重要です。こうした観点から、製品の普及や事業化の支援をODAにより行っています。

取組の例として、味の素がガーナで展開している、乳幼児の栄養補給のためのアミノ酸補助食品「ココプラス」があります。ガーナでは、乳幼児の栄養状態が悪く5歳未満児の死亡率が高いのですが、伝統的に離乳食に使われているココ(発酵トウモロコシのお粥)に混ぜるための栄養サプリメントを味の素が地元の

大学などと協力して開発したものです。JICAは、事業化に関する市場調査、ビジネスモデル開発などを支援しています。また、アフリカにとって保健分野の大きな課題であるマラリア対策(マラリアはハマダラカが媒介します)について、住友化学が開発した防虫効果を持つ蚊帳^{かぶ}「オリセツ®・ネット」の生産・普及を日本政府は国際機関と協力して支援しています。さらに、パナソニックの開発した「ソーラー・ラ



「ソーラー・ランタン」(右側の子どもが抱えている)により、タンザニアの無電化地域の生活が大きく改善した

ンタン(太陽電池で発電した電気を蓄電し夜間に明かりをとす)は途上国無電化地域の生活照明として、住民を健康被害から守る(途上国農村部で調理や照明に燃料として使われる薪や動物の糞、灯油の煙などの室内汚染による死亡率はマラリアや結核以上といわれています)ほか、普及が進んでいる携帯電話などの小型機器の充電用電源としても活用できます。そして、南アフリカの鉱山廃水による貯水池の汚染に対しては、東シの開発した逆浸透膜技術を活用して廃水に含まれる有害物質を除去し、地域住民43万人に安全な飲料水を供給できるようになりました。ケニア無電化地域の小中学校へのソーラー・ランタン設置と南アフリカの逆浸透膜技術による廃水浄化については、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて支援を行っています。

2. 官民が協力して現地産業人材の訓練に取り組む

トヨタは早い段階から南アフリカにおいて現地従業員のレベル向上のために企業内研修制度を立ち上げて、組立生産ラインに従事する現地従業員の実務研修を行ってきました(同社はこの研修施設を「トヨタ・アカデミー」と称しています)。近年、このように民間企業が独自の研修事業を行うことで、現地での産業人材育成を側面的に支援している例があります。たとえば、コマツは、2012年から、セネガルのJICA職業訓練事業において、重機操作の教官を訓練し、セネガルのみならず、周辺の仏語圏アフリカ諸国からの研修生の技術修得に貢献しています。また、トヨタも、ケニアの「トヨタ・アカデミー」の一部スペースを利用し、JICAと連携して、自動車整備のみならず、建設機械、農業機械などの技術者訓練を行う現地産業人材の育成事業に協力する予定です。

このような事例も念頭に、日本政府は、TICAD Vにおいて、アフリカに「TICAD産業人材育成センター」を10か所設置するという公約を発表しました。「TICAD産業人材育成センター」は、現地進出の日本企業が必要とする人材を育成し、また現地で有望視されている産業が必要とする現地人材の育成を行うものです。また、同時に、同センターの運営に際しては、機材や専門家人材の日本企業からの提供も積極的に受けていく考えです。

また、TICAD Vでは、政府は「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ：安倍イニシアティブ※」を打

ち出しました。同イニシアティブは、民間企業の関心に基づき、アフリカの優秀な若手人材1,000名を日本に招待し、留学および企業でのインターンを経験させるものです。これらの人材が将来的に日本企業のアフリカ進出に役立つことを期待しています。

3. 民間企業が狙う広域市場に対し、インフラ・制度整備等を通じて企業の活動を支援

アフリカを今後成長が望める消費市場としてとらえている企業が増えています。このため、政府としては、こうした企業が重視する広域市場に対して、港湾、道路インフラの整備や制度面での支援を行うことで、物流網を整備し、物流コストの低下に寄与していく方針です。

代表的な例として、東アフリカの玄関口であるモンバサ港を起点に、ウガンダのカンパラや南スーダンのジュバなど、内陸にまでつながる北部回廊を中心とする広域物流網を整備する計画が挙げられます。また、現在そのような物流の拠点となるモンバサ周辺地域においてマスタープラン策定作業を行っているところです。TICAD Vでは、このマスタープラン策定計画を含め、「戦略的マスタープラン」を10か所策定することを公約しており、今後企業側の関心を踏まえながら、策定プロセスを具体化していきます。

4. 日本の総理大臣や大使からアフリカの首脳に投資環境改善を働きかけ

ODAによる日本製品の長所のPR、インフラ整備や人材育成支援による官民連携に加え、日本の総理大臣や現地の日本大使からアフリカ首脳に直接、アフリカ側の投資環境改善に向けた働きかけを行っています。TICAD Vでは、安倍総理大臣自らアフリカの首脳に自由で安全な投資環境の整備を呼びかけたことをはじめ、アフリカ各国の要人に対して随時、同様の働きかけを行っています。また、現地の日本大使も、進出している日本企業と大使館、JICA等をメンバーにした拡大ODAタスクフォース(38ページ「現地ODAタスクフォース」の用語解説参照)などを通じて届けられた現地企業の要望を直接相手国の政府要人に伝え、改善に向けた働きかけを行っています。

※ African Business Education Initiative for the Youth : ABE Initiative

第3節

さらなる成長に向けた課題と日本の取組

2013年6月1日から3日まで、日本は、国連、国連開発計画、世界銀行およびアフリカ連合委員会と共に、第5回アフリカ開発会議（TICAD V）を横浜で開催しました。アフリカからは、大統領や首相など首脳39名を含む51か国、開発パートナー諸国およびアジア諸国から31か国、72の国際機関および地域機関の代表ならびに民間企業やNGO等市民社会の代表など、計約4,500名以上が参加し、日本が主催した国際会議としては最大規模のものとなりました。

TICAD Vでは、「躍動するアフリカと手を携えて」という基本メッセージの下、「強固で持続可能な経済」、「包摂的で強靱な社会」および「平和と安定」という3つの主要テーマについて議論されました。これらの議論は、今後のアフリカ開発の方向性を示す「横浜宣言

2013」、そして、同宣言に基づき今後5年間のTICADプロセスでの具体的取組を記す「横浜行動計画2013－2017」の二つの成果文書にまとめられました。

今回のTICAD Vの意義は、アフリカを援助の対象ではなく、「ビジネスパートナー」として位置付け、官民連携により貿易・投資を促進し、アフリカの成長を



第5回アフリカ開発会議（TICAD V）に出席した世界のリーダーたち



第5回アフリカ開発会議（TICAD V）の閉会式にて、共催者のアフリカ連合委員会代表らと言葉を交わす岸田文雄外務大臣

支えていくとの認識を参加者の間で共有したことにあります。また、日本の経済界代表が、アフリカ首脳との対話において、アフリカ側に自由で安全な投資環境の整備を直接要請したのも重要なことでした。

日本政府は、TICAD Vの支援策として、ODA約1.4兆円(140億ドル)を含む官民による最大約3.2兆円

(320億ドル)の取組を発表しました。また、この支援策は、前述の3つの主要開発テーマに沿って具体化され、「横浜行動計画2013－2017」の別表として発表されました。この支援策の中で、ODAを中心とした主な取組には次のものがあります。

■ 強固で持続可能な経済

アフリカ側に共通する、一次産品に依存した脆弱な^{ぜいじやく}経済体質を克服し、民間セクター主導の経済成長を目指すため、日本は運輸や電力等のインフラ分野に向こう5年間で約6,500億円の公的資金を支援し、戦略的マスタープランの策定等を通じて運輸、電力、都市インフラ等の整備を進めます。あわせて、税関関係者の研修等、ソフト面からも物流整備も支援します。また、人材育成策として、TICAD産業人材育成センターを設置して、約3万人に対して「カイゼン」(日本の製造業の生産現場で作業者が中心となって行う、質的向上を目指した作業の見直し活動のこと)を含むノウハウを伝え、これら人材を現地労働市場に供給します。さらに、「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ」(安倍イニシアティブ)を打ち出し、アフリカの優秀な若者1,000人を日本

の大学院等に留学させると同時に、日本企業におけるインターンも経験させ、将来的にアフリカに進出する日本企業で雇用されて活躍できるような人材を育成します。



エチオピア第四次幹線道路改修計画で工事キャンプを建設中の日本人技術者
(写真：今村健志朗/JICA)

■ 包摂的で強靱な社会

すべての人が成長の恩恵を受け、国民一人ひとりの生活環境の改善、貧困問題の改善、低炭素成長の実現がなされるよう取り組んでいきます。日本は、アフリカの就労人口の約8割を占め、また女性が主たる労働力でもある小規模農業を支援し、自給自足の農業から市場で売ることを目的とする農業を普及します。教育

の分野では、新たに2,000万人の子どもを対象に、質の高い教育環境を提供します。保健分野では、約500億円の支援を実施するほか、保健・医療従事者12万人の人材育成を支援します。水・衛生分野でも、新たに1,000万人に対して安全な飲料水や衛生施設を提供します。

■ 平和と安定

平和と安定は成長の土台であるとの見地から、アフリカ自身の取組を、人づくり・組織強化の観点から支援するとともに、サヘル地域からソマリアに至るサハラ^{サハラ}の帯や大湖地域を中心に平和の定着支援を行います。また、アフリカの安定を脅かすテロや海賊問題の

解決も新たな課題です。サヘル地域の安定化のため、開発や人道支援を含め1,000億円を支援するとともに、テロ対処能力向上のために、2,000人の人材育成を行います。

日本とコンゴの友好の架け橋を 守り、次世代に受け継ぐ

～アフリカ最大の吊り橋を維持管理するために～



専門家の説明を受けるマディアッタさん(右)とカロンボさん
(写真:宮本みち子/JICA)

国際協力の現場から

01

中部アフリカに位置するコンゴ民主共和国では、大西洋に面するバナナ港から、ボマおよびマタディの河川港、そして首都・キンシャサを結ぶ国道1号線が、陸上輸送の重要な役割を果たしています。その中継地である街、マタディの目前にはコンゴ河という大河が流れています。対岸との間を結ぶ唯一の道がマタディ橋です。このアフリカ最大規模の吊り橋は、今から30年前、1983年に日本の円借款によって完成しました。

しかし、橋の完成後、コンゴの政治的な混乱によって日本は技術支援の中止を余儀なくされました。現地に残されたのは維持管理のマニュアルのみ。それでもバナナ・キンシャサ交通公団(OEBK)の職員は橋の維持管理を続けてきました。その一人がアンドレ・マディアッタさんです。1974年から橋の建設に携わり、同年、日本での研修も経験しました。マディアッタさんは当時の様子をこう語ります。

「橋を建設していたとき、ずっと日本人と一緒に仕事をしていました。ですから、完成して日本人が去った後も、日本とコンゴの友好の象徴であるこの橋を維持管理しなければならないという責任感を覚えたのです。」

その支えになったのが、橋の建設に携わった日本人たちが組織する「マタディ橋を考える会」でした。会では、OEBKの職員が吊り橋を維持管理できるように技術的な助言を継続してきました。マディアッタさんは日本の支援再開を望み続けていたといいます。

「コンゴの治安が回復したら日本人がまた協力してくれる。その約束は私たちにとって希望であり、その希望によって橋を守る気持ちを高めていったのです。」

2012年3月、JICAによる「マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト」がスタートしました。まず、日本人の

専門家が現地に入り、OEBK職員と共に橋の検査を実施。橋の管理は行き届いていることが分かりました。ただし、橋梁維持管理の抜本的な点検、補修計画の策定、さらには建設当時の技術者の多くが引退していたので、若い技術者の育成が急務となっています。今回のプロジェクトでは、維持管理計画の策定と更新、長期間にわたる維持管理業務についてのマニュアル化を行うことで、持続可能なシステムを構築し、個々の職員の能力の向上を目指しています。

日本での研修では吊り橋という特殊な構造の橋を維持管理するための知識と技術を習得するプログラムが組まれました。研修には30年前の建設工事に従事したOEBK職員のジョセフ・カロンボさんも参加しました。

「日本での研修では本州四国連絡橋の仕組みを学びました。この橋を見学して、日本の技術がさらに発展していることを実感しました。特に吊り橋を支えるケーブルを管理するための除湿技術には驚くばかりでしたね。」

30年前のマタディ橋建設当時は一職員に過ぎなかったマディアッタさんも今では橋の維持管理を統括するメンテナンス局長です。現在は、若い世代のOEBK職員たちと橋の維持管理に当たっています。政治が不安定だった時期は、若いエンジニアたちが橋の管理とは別の業務をするよう強いられるなどの辛い思いをしてきました。しかし、日本による研修が再開したことで状況は変わり始めました。

「日本人の研修のおかげで、若者たちの仕事ぶりにも熱が入るようになりました。彼らが意識を新たにしているのはうれしく感じますね。特に日本で研修を受けた職員は、日本人の持つ深い精神性や技量、高潔さに尊敬の念を抱いています。研修の経験者の間に連帯感が生まれているのも喜ばしいですね。」

コンゴ人と日本人が協力して建造し、守り、両国の友好の架け橋の象徴となったマタディ橋。JICAと共に橋を未来に引き継ぐ若い世代の育成に務めるマディアッタさんは自身の思いをこう語ります。

「コンゴの将来において非常に重要な財産であるこの橋の建設事業に携われたことを誇りに思っています。できる限り長く、この橋を保全する義務を自分は負っていると思います。」



マタディ橋の維持管理に当たるOEBKの職員たち
(写真:久野真一/JICA)

第Ⅱ部

2012年度の 政府開発援助実績



ルワンダの子どもたちと鈴木青年海外協力隊隊員（青少年活動）（写真：久野武志/JICA）

第1章 実績から見た日本の政府開発援助	30
第2章 日本の政府開発援助の具体的取組	36
第1節 政府開発援助大綱の基本方針に関連した取組	37
第2節 課題別の取組	39
第3節 地域別の取組	109
第4節 援助実施の原則の運用	143
第5節 援助政策の立案および実施における取組	146

2012年、日本の政府開発援助(ODA)の支出純額は106億451万ドルで世界第5位、支出総額は186億6,216万ドルで世界第2位の実績でした。



ベトナム・マイヤン郡の笑顔あふれる子どもたち(写真:加藤雄生/JICA)

2012年の日本の政府開発援助(ODA)実績は、支出純額で二国間ODAが約64億221万ドル(約5,110億円)、国際機関に対する出資・拠出などが約42億230万ドル(約3,354億円)、ODA全体では対前年伸び率2.1%減の約106億451万ドル(約8,464億円)

となりました^(注1)。なお、政府貸付などの回収額を算定に入れない支出総額でのODA実績は、対前年伸び率6.7%減の約186億6,216万ドル(約1兆4,895億円)でした^(注2)。

< 実績の分析 >

2012年の日本のODA実績(支出純額)は、前年に比べ約2.1%減で、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)加盟国における順位は、米国、英国、ドイツ、フランスに次いで、2011年と変わらず第5位となりました^(注3)。また、支出総額での順位も前年と同様、米国に次ぎ第2位となりました。

2012年ODA実績(支出純額)の内訳は、二国間ODAが全体の約60.4%、国際機関に対するODAが

約39.6%です。開発途上国との協議の上で実施される二国間ODAは、日本と被援助国との関係強化に貢献することが期待されます。一方、国際機関に対するODAでは国際機関の専門的知識や政治的中立性を活用でき、さらに二国間援助が届きにくい国・地域への支援が可能です。日本は、これらの支援を柔軟に使い分けるとともに相互の連携を図り、適切に援助が供与されるよう努力しています。

注1 東欧諸国および卒業国向け援助を除く。

注2 支出総額(グロス)と支出純額(ネット)の関係は次のとおり

支出純額=支出総額-回収額(被援助国から援助供与国への貸付の返済額)

注3 日本以外は、暫定値による比較

二国間ODA(支出純額)を援助手法別に見ると、無償資金協力として計上された実績は約31億1,746万ドル(約2,488億円)で、ODA実績全体の約29.4%となっています。うち、国際機関を通じた贈与は、約13億9,519万ドル(約1,114億円)で全体の約13.2%です。さらに技術協力は約36億4,107万ドル(約2,906億円)で、全体の約34.3%を占め、政府貸付などは約-3億5,633万ドル(約-284億円)となっています。(マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示します)

地域別の二国間ODAは次のとおりです。

- ◆アジア:約16億1,203万ドル(約81億5,694万ドル)
- ◆中東・北アフリカ:約14億9,786万ドル(約22億4,045万ドル)
- ◆サブサハラ・アフリカ:約17億1,801万ドル(約18億4,385万ドル)
- ◆中南米:約-1億9,217万ドル(約4億7,494万ドル)
- ◆大洋州:約1億2,815万ドル(約1億5,241万ドル)
- ◆欧州:約3,525万ドル(約9,390万ドル)
- ◆複数地域にまたがる援助:約15億5,255万ドル(約15億5,255万ドル)

()内の値は支出総額ベース(東欧および卒業国向け援助を含む)

図表 II-1 2012年の日本の政府開発援助実績

2012 年(暦年)		ドル・ベース(百万ドル)			円ベース(億円)		
		実績	前年実績	対前年 伸び率(%)	実績	前年実績	対前年 伸び率(%)
	無償資金協力	3,118.31	5,037.77	-38.1	2,488.84	4,015.44	-38.0
	債務救済	4.69	1,444.51	-99.7	3.75	1,151.37	-99.7
	国際機関を通じた贈与	1,395.19	1,972.83	-29.3	1,113.55	1,572.48	-29.2
	上記項目を除く無償資金協力	1,718.43	1,620.42	6.0	1,371.54	1,291.59	6.2
	無償資金協力(東欧および卒業国向け援助を除く)	3,117.46	5,032.98	-38.1	2,488.16	4,011.63	-38.0
	債務救済	4.69	1,444.51	-99.7	3.75	1,151.37	-99.7
	国際機関を通じた贈与	1,395.19	1,972.83	-29.3	1,113.55	1,572.48	-29.2
	上記項目を除く無償資金協力	1,717.58	1,615.64	6.3	1,370.86	1,287.78	6.5
	技術協力	3,656.56	3,543.47	3.2	2,918.43	2,824.38	3.3
	技術協力(東欧および卒業国向け援助を除く)	3,641.07	3,533.76	3.0	2,906.07	2,816.64	3.2
	贈与計	6,774.87	8,581.23	-21.1	5,407.27	6,839.82	-20.9
	贈与計(東欧および卒業国向け援助を除く)	6,758.54	8,566.74	-21.1	5,394.23	6,828.27	-21.0
	政府貸付等	-423.20	-1,719.93	75.4	-337.77	-1,370.90	75.4
	(債務救済を除く政府貸付等)	-418.63	-372.21	-12.5	-334.12	-296.68	-12.6
	(貸付実行額)	7,740.16	7,614.07	1.7	6,177.70	6,068.93	1.8
	(回収額)	8,163.36	9,334.00	-12.5	6,515.47	7,439.83	-12.4
	(債務救済を除く回収額)	8,158.79	7,986.28	2.2	6,511.82	6,365.61	2.3
	政府貸付等(東欧および卒業国向け援助を除く)	-356.33	-1,623.76	78.1	-284.40	-1,294.24	78.0
	(債務救済を除く政府貸付等)	-351.75	-276.04	-27.4	-280.75	-220.02	-27.6
	(貸付実行額)	7,701.33	7,536.97	2.2	6,146.71	6,007.47	2.3
	(回収額)	8,057.65	9,160.72	-12.0	6,431.10	7,301.72	-11.9
	(債務救済を除く回収額)	8,053.08	7,813.00	3.1	6,427.45	6,227.50	3.2
	二国間政府開発援助計	6,351.67	6,861.30	-7.4	5,069.50	5,468.93	-7.3
	二国間政府開発援助計(東欧および卒業国向け援助を除く)	6,402.21	6,942.98	-7.8	5,109.83	5,534.03	-7.7
	国際機関向け拠出・出資等	4,202.30	3,888.42	8.1	3,354.01	3,099.33	8.2
	政府開発援助計(支出純額)	10,553.97	10,749.72	-1.8	8,423.51	8,568.26	-1.7
政府開発援助計(支出純額)(東欧および卒業国向け援助を除く)	10,604.51	10,831.40	-2.1	8,463.84	8,633.36	-2.0	
政府開発援助計(支出総額)	18,717.33	20,083.72	-6.8	14,938.98	16,008.09	-6.7	
政府開発援助計(支出総額)(東欧および卒業国向け援助を除く)	18,662.16	19,992.13	-6.7	14,894.94	15,935.08	-6.5	
名目GNI速報値(単位:10億ドル/10億円)	6,149.33	6,088.66	1.0	490,799.80	485,307.80	1.1	
対GNI比(%)	0.17	0.18		0.17	0.18		
対GNI比(%):(東欧および卒業国向け援助を除く)	0.17	0.18		0.17	0.18		

*1 換算率:2012年=79.8136円/ドル、2011年=79.7068円/ドル(OECD-DAC指定レート)

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

*3 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む

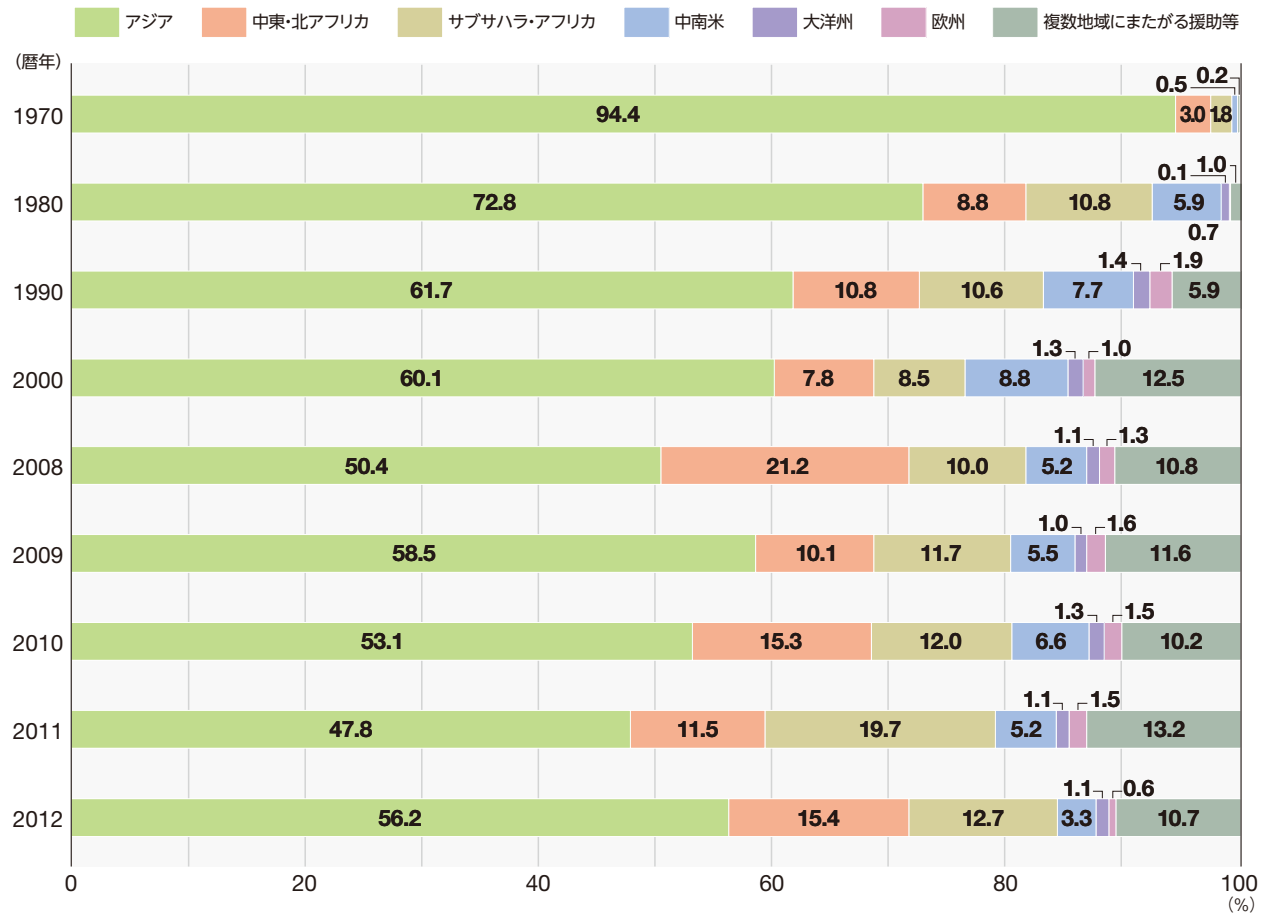
*4 債務救済には、円借款の債務免除および付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない

*5 卒業国とはDAC援助受取国・地域リスト(234ページ参照)の記載から外れた国をいう

*6 卒業国で実績を有するのは次の18か国・地域(アラブ首長国連邦、イスラエル、オマーン、カタール、キプロス、クウェート、クロアチア、サウジアラビア、シンガポール、スロベニア、トリニダード・トバゴ、ニューカレドニア、バーレーン、パレバドス、仏領ポリネシア、ブルネイ、香港、マルタ)

図表 II-2 日本 の 二 国 間 政 府 開 発 援 助 実 績 の 地 域 別 配 分 の 推 移

● 支出総額ベース



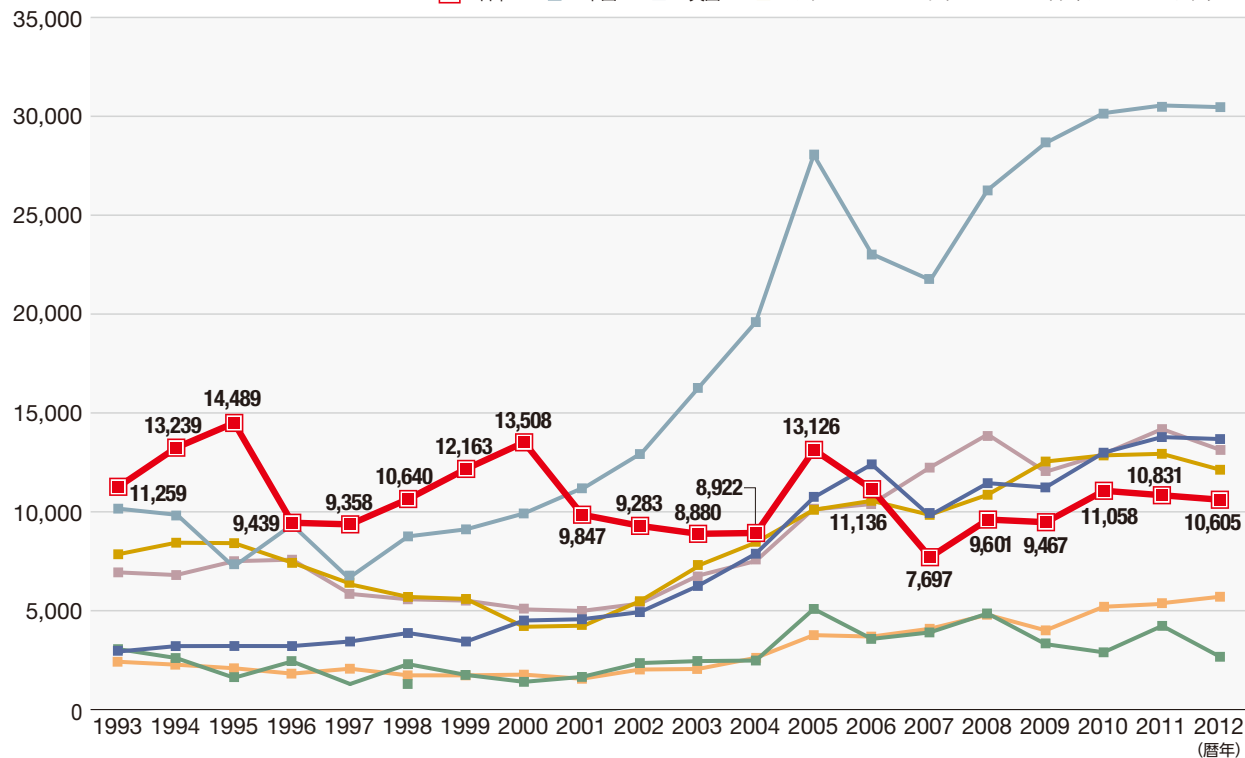
* 1 1990 年以降の欧州地域に対する実績には東欧向け援助を含む

* 2 複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む

図表 II-3 主要DAC加盟国の政府開発援助実績の推移

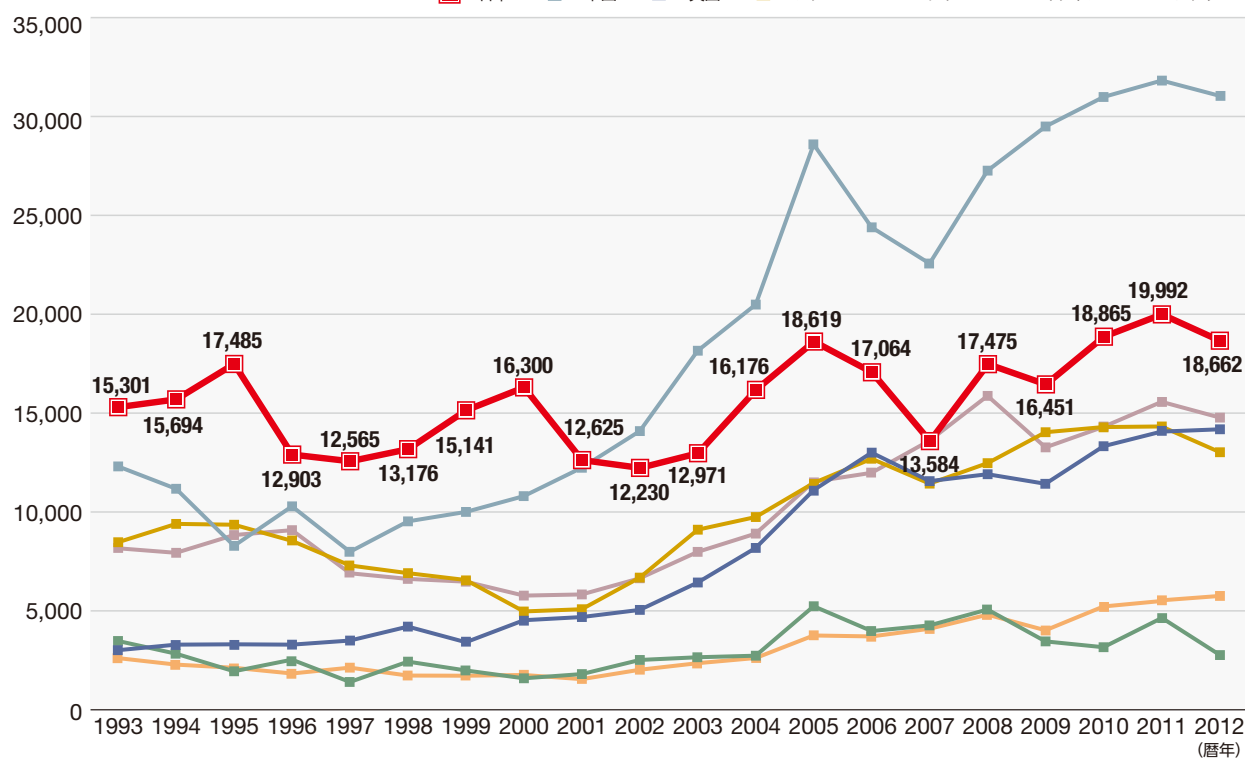
●支出純額ベース

(百万ドル)



●支出総額ベース

(百万ドル)

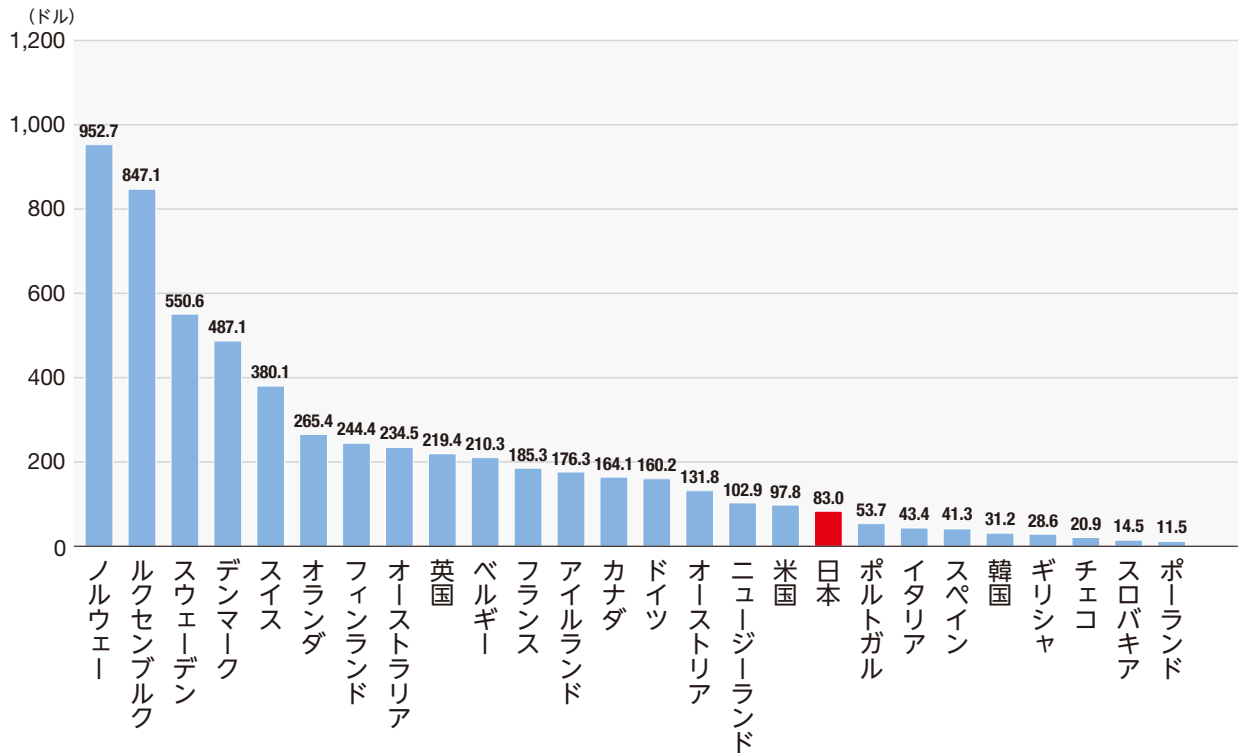


出典：DAC プレスリリース、DAC 統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

* 1 東欧および卒業国向け援助を除く。

* 2 2012年については、日本以外は暫定値を使用。

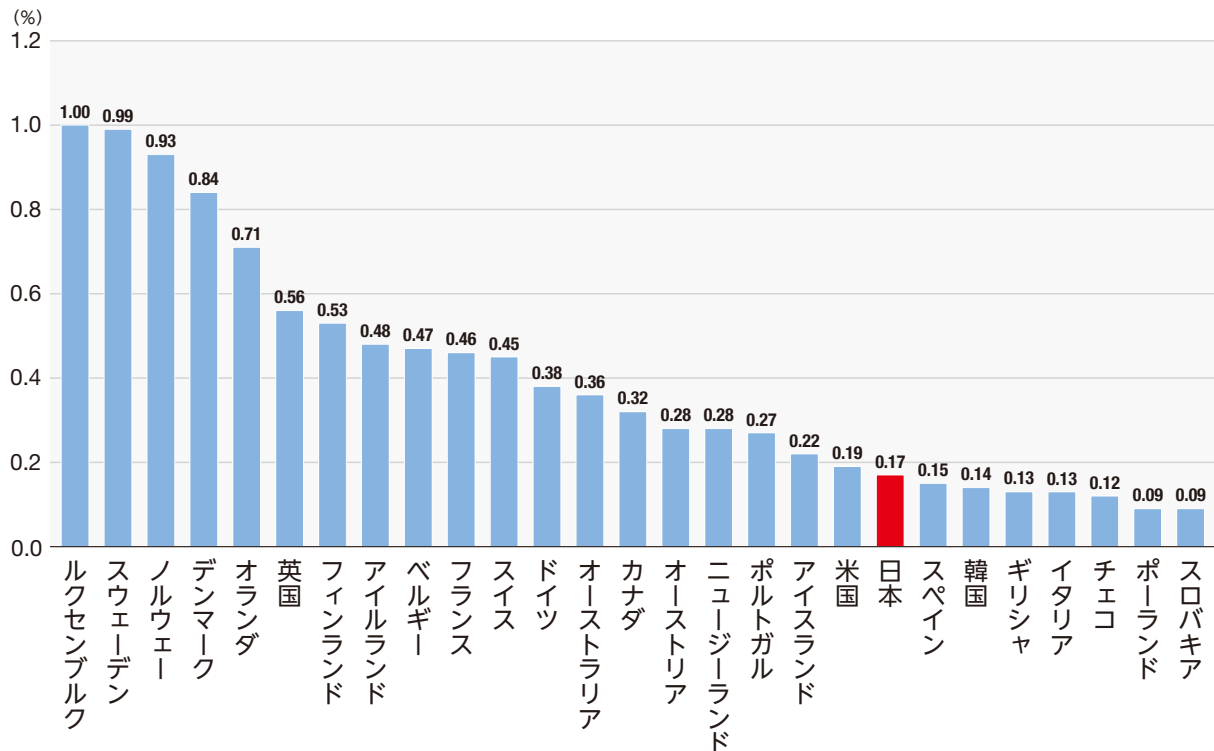
図表 II-4 > DAC 諸国における政府開発援助実績の国民 1 人当たりの負担額 (2012 年)



出典：実績はDACプレスリリース、人口はDAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

- * 1 支出純額ベース
- * 2 東欧および卒業国向け援助を除く
- * 3 日本以外は暫定値を使用
- * 4 アイスランドについては、DAC 統計にアイスランドの人口のデータが含まれていない
- * 5 掲載されているDAC 加盟国は、2013 年 11 月末日時点のもの

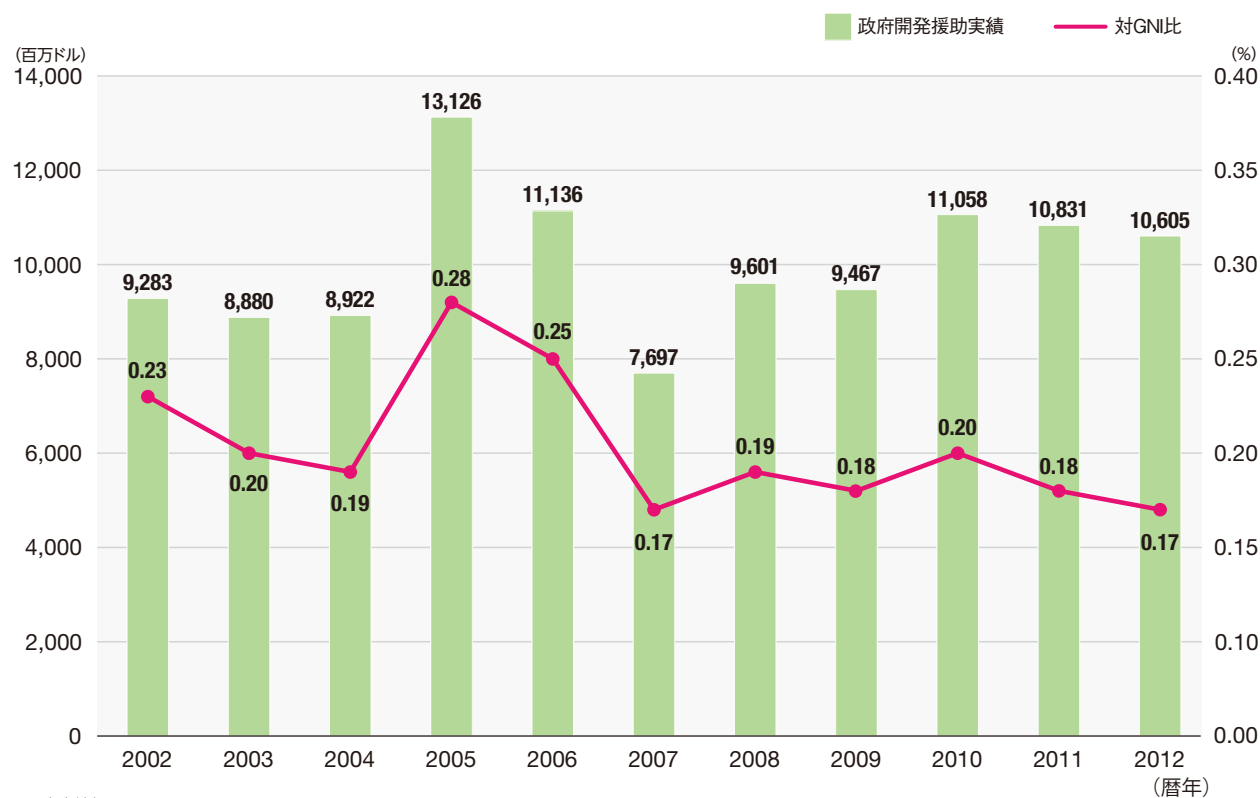
図表 II-5 > DAC 諸国における政府開発援助実績の対国民総所得 (GNI) 比 (2012 年)



出典：DACプレスリリース

- * 1 支出純額ベース
- * 2 東欧および卒業国向け援助を除く
- * 3 日本以外は暫定値を使用
- * 4 掲載されているDAC 加盟国は、2013 年 11 月末日時点のもの

図表 II-6 日本政府開発援助実績の対国民総所得 (GNI) 比の推移



*1 支出純額ベース

*2 東欧および卒業国向け援助を除く

本章では、5つの視点(第1節～第5節)から日本が世界で行っている政府開発援助(ODA)の具体的な取組について紹介していきます。



ガーナの首都、アクラの病院で、生後6週間の定期健診に来た母子に聞き取り調査をする稲葉専門家(HIV母子感染予防)(写真:飯塚明夫/JICA)

日本のODA政策は、「政府開発援助(ODA)大綱」に沿って開発途上国それぞれに対する取組を進めています。まず第1節では、日本が開発途上国に対してODAを行っていく上で、基本となるODA大綱やこの大綱に基づく諸政策がどのような内容によって構成されているかを説明します。

第2節は、ODA大綱が掲げる「貧困削減への取組」「持続的成長への取組」「地球規模課題への取組」、そして「平和の構築」について、個々の課題をさらに細かい分野に分けながら、日本がそれぞれの分野においてどのような取組を行っているかを紹介します。

一方、世界は地域や国によって経済・社会環境や文化が大きく異なるため、抱えている問題も様々です。第3節では、地域ごとに日本が取り組んでいる開発協力についての具体的な事例を挙げます。地域区分は、東アジア、南アジア、中央アジア・コーカサス、中東・北

アフリカ、サブサハラ・アフリカ、中南米、大洋州、欧州の8地域です。

日本政府は、ODA大綱の理念に基づき、国連憲章の諸原則や、環境と開発の両立、軍事的利用の防止、テロ・大量破壊兵器の拡散防止、民主化促進と基本的人権、自由の保障等の点を踏まえた上で、開発途上国のニーズ、経済や社会の状況、二国間関係などを総合的に判断し、開発協力を行っています。第4節では、日本のODAがどのような点に配慮しながら実施されているかを具体的に説明します。

そして、最後の第5節は、ODAがどのような体制で行われているのか、そしてODAをより効率的・効果的なものにするために進めるべき一連の改革措置を、「援助政策の立案および実施体制」、「国民参加の拡大」、「戦略的・効果的な援助の実施のために必要な事項」の3つに分けて紹介します。

第1節 政府開発援助大綱の基本方針に関連した取組

現行の日本のODA政策の理念や原則は、ODA大綱によって定められています。このODA大綱の下に、ODA中期政策、国別援助方針、分野別開発政策、国際協力重点方針、そして事業展開計画が置かれています。本節においては現行の政策的枠組みについて説明します。

1. 政府開発援助大綱

現行のODA大綱(2003年8月改訂)は、「I. 理念」、「II. 援助実施の原則」、「III. 援助政策の立案及び実施」、「IV. ODA大綱の実施状況に関する報告」から構成されています。

「I. 理念」では、ODAの目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」としています。そのために日本は、①良い統治に基づく「開発途上国の自助努力支援」、②個々の人間に着目した支援を実施するための「人間の安全保障」の視点、③社会的弱者の状況(特に女性の地位向上)、貧富の格差や地域格差などを考慮した「公平性の確保」、④日本の経験、技術、人材などを開発途上国の発展に活かす「我が国の経験と知見の活用」、⑤国際機関や他の援助国、NGO、民間を含む様々な開発主体との連携を図る「国際社会における協調と連携」という5つの基本方針を掲げています。これらの目的および基本方針に基づき、①「貧困削減」、②「持続

的成長」、③「地球的規模の問題への取組」、④「平和の構築」を重点的に取り組む課題としています。

「II. 援助実施の原則」では、環境と開発の両立やODAの軍事的利用の防止、開発途上国における民主化の促進などに注意を払い、援助を行うこととしています。

「III. 援助政策の立案及び実施」では、政府全体として一体性と一貫性のあるODA政策の立案・実施を行うことで、日本のODAの戦略性や機動性、効率性を高めていくことが重要であるとしています。また、ODAへの国民参加の拡大のため、国民の理解を得ることに努力することを明記しています。

「IV. ODA大綱の実施状況に関する報告」では、援助の実施状況については、毎年ODA白書を通して閣議報告することとしており、ODA実施に関する説明責任を明確にしています。

2. 政府開発援助中期政策

ODA中期政策は、ODA大綱のうち、より具体的に示すべき事項を中心として、日本の考え方やアプローチ、具体的取組について記載しています。2005年2月に改訂された中期政策では、①人間の安全保障の

視点、②貧困削減、持続的成長、地球的規模の問題への取組および平和の構築といった重点課題、③効率的・効果的な援助の実施に向けた方策を取り上げています。

3. 国別援助方針

国別援助方針は、援助相手国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、その国の開発計画、開発上の課題等を総合的に検討して作成する日本の援助方針であり、5年を目途に改訂していくこととしています。2009年までは、「国別援助計画」として28か国について策定してきましたが、2010年に発表した「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」を受け、より簡潔で戦略性

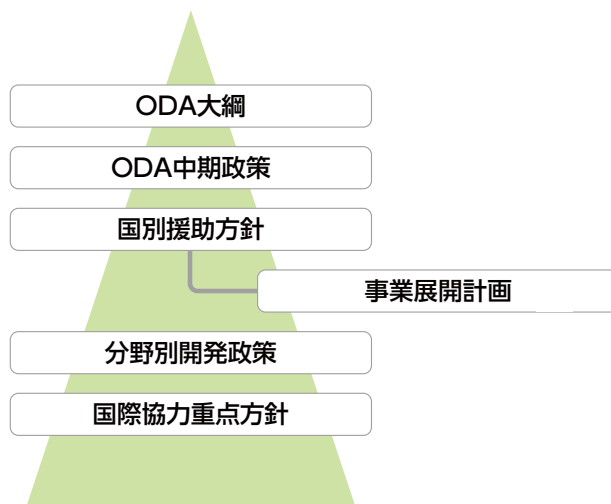
の高いものに改編していくよう、①名称を「国別援助計画」から「国別援助方針」へ変更、②原則としてすべてのODA対象国について国別援助方針を策定、③簡潔でメリハリの利いた内容に改編し、策定の過程を簡素化・合理化、④事業展開計画を国別援助方針の付属文書として統合することとしました。この方針に沿って、2011年度から3年にわたり毎年40か国から50

か国程度を対象に、途上国の「現地ODAタスクフォース」*（日本の大使館やJICA現地事務所等で構成）の意見を十分踏まえながら策定しています。

4. 分野別開発政策

分野別開発政策は、国際社会での議論を踏まえつつ、保健、教育、水・衛生、環境といった分野ごとの開発協力を効果的に実施するために策定しています。つまり、分野別の開発イニシアティブの策定を通じ、分野別開発政策をODA案件の計画・立案などに反映させます。中長期的にも相手国にとって望ましい開発協力となるよう取り組んでいます。ODA大綱やODA中期政策、国別援助方針に加えて「分野別開発政策」を策定することは、日本の開発協力指針をより明確に

ODA政策の枠組み



し、ODAの取組を分かりやすくしています。

5. 国際協力重点方針

2013年度は、途上国の開発と成長というODAの目的を達成するため、①自由で豊かで安定した国際社会を実現するODA、②新興国・途上国と日本が共に成長するODA、③人間の安全保障を推進し、日本への信頼を強化するODAという3つの柱の下で、ODAを戦略的・効果的に活用していくこととしました。具体的には、①自由で豊かで安定した国際社会を実現するODAとしてミャンマーをはじめ世界各地で民主

化・国民和解を進めている国の努力の後押し、②新興国・途上国と日本が共に成長するODAとしてインフラシステム輸出や中小企業や地方自治体の海外展開支援、③人間の安全保障を推進し、日本への信頼を強化するODAとして第5回アフリカ開発会議（TICAD V）等を踏まえたアフリカをはじめとする人間の安全保障の促進などの取組を推進しました。

6. 事業展開計画

事業展開計画は、原則として、日本のすべてのODA対象国について国別で作成します。実施決定から完了までの段階において、ODA案件を、開発協力を行う際の重点分野・開発課題・協力プログラムに分類して、複数年にわたって一覧できるようにまとめました。事業展開計画は、様々な開発協力手法を一体的に活用

し、効率的かつ効果的にODAを企画、立案、実施することに加え、複数年にわたるODAの予見可能性の向上に役立っています。なお、2010年発表の「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」を受け、事業展開計画を国別援助方針の付属文書として統合していきます。

用語解説

現地ODAタスクフォース

2003年度から、開発途上国における日本の援助を効果的・効率的に実施するため、大使館を中心に、JICA、JETRO（日本貿易振興機構）、JBIC（国際協力銀行）などの現地事務所を主要な構成メンバーとして立ち上げられたタスクフォース。開発途上国の開発政策と援助政策の調和を図り、相手国政府との政策協議など、他ドナーとの援助協調、要望調査を通じた案件形成、実施監理などを実施している。

第2節 課題別の取組

ODA大綱では、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への取組、および平和の構築の4つを重点課題として掲げています。本節では、これらの課題について、最近の日本の取組を紹介します。

1. 貧困削減

(1) 教育

教育は、貧困削減のために必要な経済社会開発において重要な役割を果たします。また個人個人が持つ才能と能力を伸ばし、尊厳を持って生活することを可能にし、他者や異文化に対する理解を育み、平和の礎^{いしずえ}となります。ところが、世界には学校に通うことのできない子どもが約5,700万人もいます。最低限の識字能力(簡単に短い文章の読み書きができること)を持

たない成人も約8億人に上り、その約3分の2は女性です^(注1)。このような状況を改善するために、国際社会は「万人のための教育(EFA)」*を実現しようとしており、2012年9月には国連事務総長が教育に関するイニシアティブ「Education First」*を発表し、国際社会に教育普及のための努力を呼びかけています。

< 日本の取組 >

日本は従来から、「国づくり」と「人づくり」を重視して、開発途上国の基礎教育*や高等教育、職業訓練の充実などの幅広い分野において教育支援を行っています。2002年に「成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN)」^(注2)を発表し、日本は、①教育を受ける機会の確保、②教育の質の向上、③教育行政・学校運営方法の改善を重点項目に、学校建設などのハードや教員の養成などソフトの両面を組み合わせた支援を行っています。

2010年に日本は、2011年からEFAおよびミレニアム開発目標(MDGs)(目標2:初等教育の完全普及の達成、目標3:ジェンダー平等推進と女性の地位向上)の達成期限である2015年までの間の新教育協力政策として「日本の教育協力政策 2011-2015」を発表しました。新政策では、①基礎教育の支援、②基礎教育後の支援(初等教育終了後の中等教育、職業訓練、高等教育等)、③紛争や災害の影響を受けた脆弱国^{ぜいじゃく}への支援の3つに力を注ぎ、2011年からの5年間で35億ドルの資金的支援を約束しています。日本は、質の高い教育環境を整えることを目指し、疎外された子どもや脆弱国など支援が届きにくいところにも配慮し、初等教育の



日本の支援によって作成された算数の教科書を使う、ニカラグアの子どもたち
(写真: 中山恒平)

注1 (出典) 国連「MDGsレポート2013」およびUNESCO「EFAグローバル・モニタリング・レポート2012」

注2 成長のための基礎教育イニシアティブ BEGIN: Basic Education for Growth Initiative



ウガンダ北部、トコロ県アウィリ小学校。新しい教室棟が日本の支援により完成した(写真：中山千恵子／在ウガンダ日本大使館)

修了者が継続して教育を受けられるような支援を行っています。この支援によって少なくとも700万人の子どもに質の高い教育環境を提供します。また、この新政策において日本は、基礎教育支援モデルとして、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を提供することを目指す「スクール・フォー・オール」を提案し、学校・地域コミュニティ・行政が一体となって、①質の高い教育(教師の質等)、②安全な学習環境(学校施設整備や栄養・衛生面)、③学校運営の改善、④地域に開かれた学校、⑤貧困層、女子や障害児など就学が困難な状況の子どもたちへの取組など様々な面での学習環境の改善に取り組んでいます。2011年6月に東京で開催したMDGsフォローアップ会合の教育分科会では、教育の質の改善等をテーマとして議論を行い、効果的な取組例をまとめた文書を作成しました。

また、2015年までに初等教育を完全普及することを目指す国際的な枠組みである「教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE) (旧称：ファスト・ト

ラック・イニシアティブ：FTI)】^{*}に関しては、2008年1月から日本はG8議長国として共同議長および運営委員を務め、2012年は理事を務めるなどGPEの議論および改革への取組に積極的に参加してきています。そして、GPEの関連基金に対して、2007年度から2012年度までに総額約1,600万ドルを拠出しました

アフリカに対しては、2008年5月に開催された第4回アフリカ開発会議(ティカッド IV)^(注3)において、2008年からの5年間でアフリカにおいて1,000校5,500教室の小中学校建設、10万人の理数科教員の能力向上支援、学校運営改善支援の1万校への拡大を表明し、小中学校1,319校(7,161教室)を建設し、約80万人の理数科教員の能力向上支援を実施し、19,904校で学校運営改善プロジェクトを実施し、目標を達成しました(2013年3月時点)。2013年6月の第5回アフリカ開発会議(TICAD V)では、理数科教育の拡充支援や学校運営改善プロジェクトの拡充等を通じて、2013年からの5年間で新たに2,000万人の

注3 アフリカ開発会議 TICAD：Tokyo International Conference on African Development

子どもに対して質の高い教育環境を提供することを表明しました。

さらに、アジア太平洋地域の教育の充実と質の向上に貢献するため、国連教育科学文化機関(UNESCO)^(注4)に信託基金を拠出し、コミュニティ・ラーニングセンターの運営能力の向上等の事業を実施しています。

また、アフガニスタンでは、約30年間にわたる内戦の影響を受け、非識字人口が約1,100万人(人口の4割程度)と推定されており、アフガニスタン政府は、これに対して2014年までに約360万人へ識字教育を提供することを目標としています。日本は、2008年からUNESCOを通じた総額約53億円の無償資金協力により、国内18県100郡で計約100万人のための

識字教育を支援し、アフガニスタンの識字教育の推進に貢献しています。

近年では、国境を越えた高等教育機関のネットワーク化の推進や、周辺地域各国との共同研究等を行っています。また、「留学生30万人計画」に基づく日本の高等教育機関への留学生受入れなど多様な方策を通じて、開発途上国の人材育成を支援していきます。

ほかにも、「青年海外協力隊現職教員特別参加制度」*を通じて、日本の現職教員が青年海外協力隊に参加しやすくなるよう努めています。開発途上国へ派遣された現職教員は、現地において教育や社会の発展に尽くし、帰国後は国内の教育現場で現地での経験を活かしています。



スリランカで学校教育に携わる青年海外協力隊員。学校を巡回して現地の教員に指導法などの助言を行っている(写真:岡田裕香)



エクアドル、エル・オロ県サンタ・ロサ市の小学校の授業風景。日本の支援により教室建設が行われる予定(写真:半澤伸枝/在エクアドル日本大使館)

用語解説

万人のための教育(EFA: Education for All)

世界中のすべての人々に基礎教育の機会提供を目指す国際的取組。主要関係5機関(国連教育科学文化機関UNESCO、世界銀行、国連開発計画UNDP、国連児童基金UNICEF、国連人口基金UNFPA)のうち、UNESCOがEFA全体を主導する。

Education First

2012年9月に国連事務総長が発表した教育に関するイニシアティブ。基本的権利である教育を社会、政治、開発アジェンダに据え、教育普及に向けた国際的努力を促進するもので、すべての子どもの就学、学習の質の向上、地球市民(一人ひとりがグローバルな課題に主体的に取り組むこと)の強化を優先分野として取り組む。

基礎教育

生きていくために必要となる知識、価値そして技能を身につけるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育(日本の中学校に相当)、就学前教育、成人識字教育などを指す。

**教育のためのグローバル・パートナーシップ
(GPE: Global Partnership for Education)**

EFAダカール行動の枠組みやMDGsに含まれている「2015年までの初等教育の完全普及」の達成のため、2002年に世界銀行主導で設立された国際的な支援枠組み(旧称はファスト・トラック・イニシアティブ(FTI))。

青年海外協力隊現職教員特別参加制度

文部科学省がJICAに推薦した教員は、一次選考の技術試験が免除され、日本の学年に合わせて、派遣前訓練開始から派遣終了までの期間を通常2年3か月のところ、4月から翌々年の3月までの2年間とするなど、現職教員が参加しやすい仕組みとなっている。

注4 国連教育科学文化機関ユネスコ UNESCO: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization

南スーダン

理数科教育強化プロジェクト 技術協力プロジェクト(2009年11月～2013年6月)

南スーダンは2011年7月にスーダンから独立したばかりです。独立前、南スーダンの国民が教育を受ける機会は十分とはいえ、独立直後の時点で教壇に立っている教員の約65%が教員としての研修を全く受けていませんでした。特に体系的な教育が必要な理数科においては、初等レベルの基礎的な教科知識を必ずしも有していない教員により授業が行われている状況でした。

そのため、日本はスーダンの内戦が終わった2005年から理数科教育強化のための協力を開始し、2009年からは初等教育に携わる教員の理数科指導能力強化を目指した技術協力を開始しました。

本プロジェクトでは、初等理数科分野の教員養成のための研修を担当する研修講師の能力強化と、体系的な研修実施体制づくりの支援を通じて、教員の理数科指導力の向上を目指しました。3年半の協力の中で369名の研修講師の育成と1,125名の教員に対する研修を実施したほか、研修教材等の開発も行いました。

この結果、プロジェクト終了時には研修に参加した教員による授業を受けた生徒の理数科試験の結果が、参加していない教員の生徒よりも良い傾向にあることが確認されるなど、生徒の理数科の学力に関して目に見える成果を生み出しました。



授業実践研修のため、指導案を作成しながら授業展開について議論をする研修参加者(写真: JICA)

ラオス

基礎教育改善プログラム 技術協力プロジェクト、無償資金協力(2012年9月～実施中)

ラオス政府は、2020年までの後発開発途上国(68ページ用語解説参照)からの脱却、および2015年を期限とするミレニアム開発目標(MDGs)の達成を目標に掲げており、教育分野では、公平なアクセスの拡大(誰もが等しく教育を受けられること)、教育の質の向上、計画・運営能力の強化を目指しています。

日本は、中央政府から県、郡、コミュニティまでの各レベルにおいて、教育へのアクセス、教育の質、計画・運営能力の改善・強化を進めるため、基礎教育改善プログラムによる支援を続けています。

このプログラムを通じて、2008年以降、無償資金協力により南部地域の約170の小・中学校の新築・増改築を行い、約25,000人の生徒たちがより良い環境で授業を受けることができるようになりました。

同国の教育現場では、理数科が生徒と教員の双方から理解が難しい科目として一般に認識されています。そのため日本は、技術協力「理数科教員養成プロジェクト」や「理数科現職教員研修改善プロジェクト」を実施し、教員養成校の理数科担当教官の教授法の改善や、それぞれの学校において継続的な教員研修制度が根付くよう支援を行い、理数科授業の質の改善に貢献しています。

さらに、初等教育へのアクセスと、教育の質の改善に向けた中央および地方教育行政の運営能力強化のために、技術協力「南部3県におけるコミュニティ・イニシアティブによる初等教育改善プロジェクト」と、その後続案件を通じて、延べ16の郡で支援を行っています。(2013年8月時点)



チャンパサック県ムンラバモック郡にある村教育開発委員会への研修会で、村内の未就学児童の把握のために、村の教育マップを描いているところ(写真: 館野直子)

教育はどんな兵器よりも力がある マララさんの国での教育改善プロジェクト

～パキスタンの技術教育をソフト、ハードの両面で支援～



レールウェイロード技術短期大学入口に立つ伊藤さん、黒川さん、澤田さん(左より)(写真:黒川雄爾)

国際協力の現場から

02

インドと国境を接するパキスタン東部パンジャブ州のラホールは、カラチに次ぐ第2の工業都市です。日本の自動車企業も進出し、産業の拡大と人材育成を推進するパキスタンの土台を支えています。その地元企業に卒業生を送りだしているのが、パンジャブ州の中堅技術者育成を担うレールウェイロード技術短期大学です。

JICAでは、その機械学科と建築学科を対象にした「技術教育改善プロジェクト」を、パキスタン政府、パンジャブ州政府と連携しながら2008年12月から実施しています。プロジェクトではチーフアドバイザーの黒川雄爾さんを中心に、澤田幸次さんが機械学科、伊藤稔さんが建築学科を担当し、3氏の連携の下、カリキュラムの改訂、教材作り、教員訓練、産業界との関係強化などに取り組んできました。

「カリキュラムは2000年以降改訂されないままで、教材は先生任せ、教員の絶対数は足らず、施設や機材の老朽化に加えて卒業生の就職支援などない状態でした。」と語るのは黒川さん。プロジェクトでは、卒業生に聞き取りをしたり、地元企業や協力会社を訪問して教育へのニーズを調査、3年をかけて授業内容を見直し、カリキュラムの再編と教材作りを段階的に行いました。また、企業人を招いての講演会、企業と学生を結ぶ就職説明会や企業でのインターンシップ、学生の技術力をアップする技能大赛なども実施してきました。これらのカリキュラムは、2012年3月、連邦政府機関によって、パンジャブ州だけではなく全国の共通カリキュラムになりました。

機械学科の澤田さんは、「産業界は実践的な技術や知識を持った人材の養成を切実に求めている」と指摘します。「企業との連携強化で学生の学力が向上しました。卒業試験の合格率も以前は60%ほどでしたが、現在は80%です。就職率も5割を超えました。パキスタンには日

系の自動車メーカーが数多く進出していますが、部品製造を担う日系中小企業は、テロ・治安等の懸念から進出に慎重であるため、地元の製造会社に頼らざるを得ない状況です。技術を身に付けた卒業生を地元企業に送り込むことで、日系自動車メーカーの品質向上、コスト削減、納期短縮などに貢献できと思っています。」

建築学科の伊藤さんは、パキスタンでは初めての、技術短期大学での女子の受け入れに大きな貢献をしました。慣習として女子の就学、就労に消極的な考えが根深く、成人女性の識字率が約4割という中で、建築学科の共学化を提案し実現させたのです。初年度は24名の女子が入学。現在では、3学年で70名が学んでいます。

「女子の入学は、カリキュラムの改訂や教材を整えて行く中で決まりました。パキスタンでは、建築士になれるのは大学建築学科卒業生だけです。ところが、建築士は意匠分野は得意としますが、構造分野は専門外で苦手です。この構造分野で建築士をサポートする女子学生を育成すれば、就職の道が拓けると考えました。そこで、構造分野を強化する目的でコンクリート等の実習授業を設け、新たに女子学生の受け入れが決まったのです。」

こうした活動に加え、日本の無償資金協力で2013年3月には建築学科の専用教室棟と構造実習室が完成し、機械学科と建築学科の機材整備も行われました。女子学生専用の礼拝室、保健室、トイレも設置され、教員も半分は女性が占めるまでになりました。

女子教育の大切さを訴えていたマララ・ユスフザイさんが襲撃される半年前、学校近くの駅で爆発事件がありました。女子学生の写真が載った募集看板を外そうという議論が起きました。しかし、女性教員たちは「女子学生は私たちが守る」と、看板の撤去を拒み、テロに屈しない姿勢を買いました。強い意志で、女子の教育を受ける権利を守ろうとするパキスタンの女性たち。マララさんのような志を持った人々が、パキスタンには数多く存在するのです。

「これまではなかった教員室を作ったことで、教員間の意思疎通がよくなり、学校運営でのマネジメント力が培われ、学生の成績向上、男女平等、インターンシップ、就職などすべてが軌道に乗ってきました。専用教室棟にはエレベーターが設置され、障害のある学生の受け入れ態勢も整いました。」ソフト、ハードの両面からアプローチする日本の「顔が見える援助」は、パキスタンの技術教育の変革を後押ししています。



コンクリート実習をする学生たち(写真:伊藤稔)

(2) 保健医療・福祉、人口

開発途上国に住む人々の多くは、先進国であれば日常的に受けられる基礎的な保健医療サービスを受けることができません。また、衛生環境などが整備されていないため、感染症や栄養不足、下痢などにより、年間690万人以上の5歳未満の子どもが命を落としています^(注5)。また、産婦人科医や助産師など専門技能を持つ者による緊急産科医療が受けられないなどの理由により、年間28万人以上の妊産婦が命を落としています^(注6)。さらに、世界の人口は増加しており、人口増加率が高い貧しい国では、一層の貧困や失業、飢餓、教育の遅れ、環境悪化などにつながります。

このような問題を解決する観点から2000年以降、国際社会は、ミレニアム開発目標(MDGs)の保健関連の目標(目標4:乳幼児死亡率の削減、目標5:妊産婦の健康改善、目標6:HIV/エイズ、マラリア、その他疾

病の蔓延^{まんえん}防止)の達成に一丸となって取り組んできました。MDGs達成期限が2015年に迫る中、低所得国を中心に進捗^{しんちよく}が遅れ、達成が難しい状況にあります。また、指標が改善している国であっても、貧しい世帯は依然として医療費を支払えないため医療サービスを受けることができない状況にあります。国内の健康格差もさらなる課題となっています。加えて近年では、栄養過多を含む栄養不良、糖尿病やがんなどの非感染性疾患、栄養不良人口高齢化などへの対処が新たな保健課題となっています。このように、世界の国や地域によって多様化する健康課題に応じて、すべての人が基礎的な保健医療サービスを、必要なときに経済的な不安なく受けられる状態である「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)」の達成が重要となっています。(9ページ参照)

< 日本の取組 >

●保健医療

日本は2013年5月に「国際保健外交戦略」を策定し、世界が直面する保健課題の解決を日本の外交の重要課題に位置付け、世界の健康改善に向けて官民が一体となって取り組む方針を策定しました。6月に開催された第5回アフリカ開発会議(ティカッド^{ティカッド} V)では、安倍晋三総理大臣が開会式のオープニング・スピーチにおいて、この戦略を発表し、人間の安全保障を実現する上ですべての人々の健康の増進が不可欠であるとして、すべての人が基礎的な保健医療サービスを受けられること(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ:UHC)の推進に貢献する決意を述べました。また、今後5年間で保健分野において500億円の支援、および12万人の人材育成を実施することを表明しました。

日本は、50年以上にわたり国民皆保険制度等を通じて、世

界一の健康長寿社会を実現した実績を有しています。この戦略の下、二国間援助のより効果的な実施、国際機関等が行う取組との戦略的な連携の強化、国内の体制強化と人材育成などに取り組めます。



アンゴラでのブラジル・カンピナス大学専門家による新生児蘇生研修。日本は三角協力により支援している
(写真:大町佳代/JICAアンゴラフィールドオフィス)

注5 (出典) UN "The Millennium Development Goals Report 2013"

注6 (出典) WHO, UNICEF, UNFPA, and the World Bank "Trends in Maternal Mortality: 1990 to 2010"



ウガンダ・ゴンベ病院の小児科病棟でベッドに据え付けられたディスペンサーからアルコール消毒剤を手に取り、手指消毒を行う看護師
(写真：竹谷健太郎／サラヤ(株) (47ページの「国際協力の現場から」を参照)

日本は従来から、人間の安全保障に結びつく保健医療分野での取組を重視し、保健システム*の強化などに関する国際社会の議論をリードしてきました。2000年のG8九州・沖縄サミットにてサミット史上初めて、感染症を主要議題の一つとして取り上げ、これがきっかけとなって2002年には「世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)」が設立されました。



2013年10月、パー・テツ・キン・ミャンマー保健大臣と会談する三ツ矢憲生外務副大臣

2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットでは、保健システムを強化することの重要性を訴え、G8としての合意をまとめた「国際保健に関する洞爺湖行動指針」を発表しました。また、2010年6月のG8ムスコカ・サミット(カナダ)では、母子保健に対する支援を強化するムスコカ・イニシアティブの下、2011年から5年間で最大500億円規模、約5億ドル相当の支援を追加的に行うことを発表しました。

さらに、2010年9月のMDGs国連首脳会合では、日本は「国際保健政策2011-2015」を発表し、保健関連のMDGs達成に貢献するために、2011年から5年間で50億ドル(世界基金への当面最大8億ドルの拠出を含む)の支援を行うことを表明しました。新たな国際保健政策では、①母子保健、②三大感染症* (HIV/エイズ・結核・マラリア)、③新型インフルエンザやポリオを含む公衆衛生上の緊急事態への対応を3本柱としています。〔「感染症」については、81ページ参照〕特にMDGsの達成が遅れている母子保健分野については、EMBRACE*に基づいた支援を目指し、ガーナ、セネガル、バングラデシュなどの国において、効率的支援を実施しています。その戦略は、国際機関などほかの開

発パートナーとの間で相互に補完する連携を促進し、開発途上国が保健関連MDGsを達成していくための課題解決に照準を合わせたものです。また、支援の実施国において、国際機関などほかの開発パートナーと共に、43万人の妊産婦と、1,130万人の乳幼児の命を救うことを目指します。特に三大感染症対策については、世界基金に対する資金的な貢献と日本の二国間支援とを補う形で強化することで、効果的な支援を行い、ほかの開発パートナーと共に、エイズ死亡者を47万人、結核死亡者を99万人、マラリア死亡者を330万人削減することを目標に取り組んでいます。



ザンビアの都市コミュニティ小児保健システム強化プロジェクト。成長観察活動として乳幼児の体重測定と成長観察を行う
(写真：稲葉久之)

保健システム

行政・制度の整備、医療施設の改善、医薬品供給の適正化、正確な保健情報の把握と有効活用、財政管理と財源の確保とともに、これらの過程を動かす人材やサービスを提供する人材の育成・管理を含めた仕組みのこと。

三大感染症

HIV/エイズ、結核、マラリアを指す。これらによる世界での死者数は現在も年間約360万人に及ぶ。これらの感染症の蔓延は、社会や経済に与える影響が大きく、国家の開発を阻害する要因ともなるため、人間の安全保障の深刻な脅威であり、国際社会が一致して取り組むべき地球規模課題と位置付けられる。

EMBRACE

(Ensure Mothers and Babies Regular Access to Care)

包括的な母子継続ケアを提供する体制強化を支援すること。妊娠前(思春期、家族計画を含む)・妊娠期・出産期と新生児期・幼児期といった時間的流れを一体としてとらえた継続的なケアおよび家庭・コミュニティ・一次保健医療施設・二次、三次保健医療施設が連続性を持ってケアを提供すること。具体的には、妊産婦検診、出産介助、予防接種、栄養改善、保健医療人材育成、施設整備、行政および医療機関のシステム強化、母子手帳の活用、産後検診などを含む。

仏語圏 アフリカ9か国

仏語圏中西アフリカ保健人材管理2 (本邦研修(課題別研修))(2012年～2013年)

第5回アフリカ開発会議(TICAD V)で日本が支援を表明した「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)」は、すべての人が、健康増進、予防、治療、機能回復に関する適切な保健医療サービスを、支払いに無理のない費用で受けられるようになることを目指すものです。

一方で、アフリカ諸国の多くでは、保健医療サービスを提供する保健人材の数が不足しています。また、保健人材の都市部への偏在、国外流出、質の低下などの深刻な課題も存在しています。

そこで、日本の保健人材の養成や配置、僻地への定着などの取組について深く学び、そこで得た知識を活かして、自国における課題の解決に向けた取組を促していくことを目的として、「仏語圏中西アフリカ保健人材管理2」研修を実施しました。

この研修は、ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ニジェール、マリ、トーゴ、セネガルの仏語圏アフリカ9か国の保健人材管理を担う行政官を対象にしています。2009年度からの5年間で延べ70名以上がこの研修に参加し、共通の課題を持つ他国の参加者と共に、活発な議論を行いました。

さらに、この研修の成果の一つとして、2012年には研修参加者の提案により「仏語圏アフリカ保健人材管理ネットワーク」が創設されました。国立国際医療研究センターの協力の下、日本の支援を通じて、仏語圏アフリカ地域内の知見が交換・蓄積されたことで、各国の保健人材概況書の作成、保健人材情報システムに関する技術交換、国際会議での発信など、多くの波及的な成果も上がっています。



本邦研修での講義の様子(写真：国立国際医療研究センター)

手指消毒の徹底で 院内感染から命を守る

～ウガンダでサラヤが取り組む消毒剤ビジネス～



宮本さんと、地元の衛生環境改善活動の協力スタッフ
(写真：竹谷健太郎／サラヤ㈱)

国際協力の現場から 03

2011年5月、薬用石鹸や消毒剤のメーカーであるサラヤ株式会社は、アフリカのウガンダに現地法人「サラヤ・イースト・アフリカ」を立ち上げました。というのもサラヤは、これまでUNICEFを通じてウガンダ村落部での衛生環境改善活動に協力してきた経緯があり、自社が培ってきた衛生改善のノウハウを活かし、東アフリカが抱える衛生環境に起因する様々な開発課題の解決に寄与できるのではないかと考えたからです。そこには、関連ビジネスを行える可能性を東アフリカ市場に感じていたこともあり。同社は、現在アルコール消毒剤の生産から販売までを現地で行うことを目指して準備調査を進めています。このプロジェクトは、JICAの「協力準備調査(BOPビジネス※1連携促進)事業」に認定されています。

ウガンダでは乳幼児死亡率が1000人中99人、妊産婦の死亡率が出産10万人中310人と高い数字を示しています。乳幼児死亡率は、マラリアを除けば下痢性の疾患、そして呼吸器疾患が大きな原因です。一方、妊産婦の死亡の主な原因の一つも同じく感染症である帝王切開後の敗血症です。ウガンダではインフラの整備が進んでおらず、きれいな水が十分に供給されていない病院が多くあり、結果として院内感染により命を落とす子どもや妊産婦が多いのです。

2010年、サラヤ㈱はCSR※2活動の一環としてウガンダへの支援活動を始めました。ウガンダでは、サトウキビから砂糖や蒸留酒を生産しており、その副産物である廃糖蜜からアルコール消毒剤の原料となるバイオエタノールが製造できることが分かっていました。水の不要なアルコール消毒剤であれば、きれいな水が得られにくいウガンダでも、手や指の衛生を改善するうえで有効です。そこで、事業化への検討が始まり、その過程でJICAが費用負担をする協力準備調査が行われたのです。



消毒剤なしでは診察できなくなったと語る
ゴンベ病院の医師。外来診察室で
(写真：竹谷健太郎／サラヤ㈱)

サラヤ・イースト・アフリカの代表である宮本和昌さんは、青年海外協力隊として活動し、ウガンダに魅せられ、任期終了後も同国に戻り、2009年から農業を支援するNPOを立ち上げました。「小口

融資の農業支援事業を行っているうちに、開発の課題を解決するためには採算を度外視した援助だけではなく、市場原理に則ってできる部分はビジネスとして行った方が、より持続的、効率的に貢献できるのではないかと思います。そうなるように、ウガンダ支社の立ち上げを検討していたサラヤに出会ったのです。」

宮本さんは、2か所の公立病院でパイロットプロジェクトを開始しました。それぞれに所属する2名の青年海外協力隊員(看護師)の協力も得て、まず、WHOの院内衛生の改善プログラムをベースに、病院スタッフに手指衛生の重要性を説くトレーニングを実施。その後は、アルコール消毒剤を病院内に導入し、手指の消毒での使用状況を継続的に調査し、使用量に応じてどんな成果が上がったかを地道にフィードバックしていきました(45ページ写真参照)。その一つであるゴンベ病院ではアルコール消毒剤を導入する以前、毎月平均して帝王切開後の敗血症が5件前後、小児の急性下痢疾患が7件前後発生していました。しかし、導入から半年後の2012年11月には、ついにどちらの感染症発生件数もゼロを達成したのです。「病院長は『こんなこと、病院が始まって以来だ!』と大喜びで、今では院内感染予防の伝道師として国内外での啓蒙活動に努めてくださっています。外から来た私たちがどんなに力説するよりも、自分たちと同じ環境にある病院の成功例を知ってもらう方が、ずっとインパクトがあるのかもしれない。」と宮本さん。

プロジェクトは現在、より多くの病院でアルコール消毒剤が導入されるよう普及活動を行うとともに、現地での生産から流通までのサイクルを確立できるかどうかの調査を行っています。宮本さんは、アフリカでのBOPビジネスを進めるうえでのポイントをこう語ります。

「BOPビジネスだからといって、ビジネスとしての根本は変わりません。地元の人が必要とすれば売れるし、必要でなければ売れないというだけのことです。自信を持って世に送り出せる商品やサービスを適正な価格で消費者に提供する。これから伸びてゆくアフリカの国々の発展に寄与しつつ、可能性に満ちたアフリカ市場から自分たちも恩恵を受けるという気持ちです。そうすれば、地元の人々と進出企業の双方にとって利益のある関係が築けるし、それが社会的な貢献につながるのではないのでしょうか。」

※1 150ページ参照

※2 Corporate Social Responsibility (企業の社会的責任)

● 障害者支援

日本はODA大綱において、ODA政策の立案および実施に当たり、障害のある人を含めた社会的弱者の状況に配慮することとしています。障害者施策は福祉、保健・医療、教育、雇用等の多くの分野にわたっており、日本はこれらの分野で積み重ねてきた技術・経験などをODAやNGOの活動などを通じて開発途上国の障害者施策に役立てています。たとえば、鉄道建設、空港建設においてバリアフリー化を図った設計を行ったり、障害のある人のためのリハビリテーション施設や職業訓練施設整備、移動用ミニバスの供与を行ったりするなど、現地の様々なニーズにきめ細かく対応しています。

また、開発途上国の障害者支援に携わる組織や人材の能力向上を図るために、JICAを通じて、開発途上国からの研修員の受入れや、理学・作業療法士やソーシャルワーカーをはじめとした専門家、青年海外協力隊の派遣などの幅広い技術協力も行っているところです。



ヨルダン・アカバで障害児のリハビリを行う横松青年海外協力隊員
(写真：久保田弘信)

ミャンマー

社会福祉行政官育成(ろう者(聴覚障害者)の社会参加促進)プロジェクト 技術協力プロジェクト(2007年12月～実施中)

ミャンマーでは、障害者の社会参加のために必要な公的サービスが十分でなく、中でも、手話を言語としている耳の不自由な人(聴覚障害者)が必要な情報を得たり、教育や保健などのサービスを十分に受けたりできるようにすることが大きな課題となっています。日常生活における簡単な手話通訳は聴覚障害者のための学校の先生や聴覚障害者の家族が行っていますが、会議、裁判、病院、教育などの場で通訳できないことが多く、早急に手話通訳をできる人(手話通訳者)を育てることが必要です。

このプロジェクトは、手話の普及や手話通訳者へ手話を教える人(手話指導者)を育てることを通じて、ミャンマーの障害者分野の中でも特に支援が遅れている聴覚障害者の社会参加を目指すものです。

2007年から開始したフェーズⅠ(第1段階目)では、公務員、聴覚障害者、聴覚障害者のための学校の先生が協力して標準となる手話を決め、教材を作り、手話の普及活動を行いました。これらの活動を通じて、手話指導者を育てるとともに、障害のある人の要望に応える社会福祉行政サービスを確立できるように、公務員の能力を高めてきました。

2011年8月から実施中のフェーズⅡ(第2段階目)では、ミャンマーで行う手話指導者への訓練、手話通訳の重要性を学ぶ講習会に加え、日本で行う研修などによって、手話指導者の手話を教える能力を高めてきました。今では、手話指導者が講師となり、将来、手話通訳者が増えるよう教えています。(2013年8月時点)



将来の手話通訳者の育成が進んでいる(写真：JICA)

(3) 水と衛生

水と衛生の問題は人の生命にかかわる重要な問題です。水道や井戸などの安全な水を利用できない人口は、2011年に世界で約7億6,800万人、下水道などの基本的な衛生施設を利用できない人口は途上国人口

の約半分に当たる約25億人に上ります^(注7)。安全な水と基本的な衛生施設が不足しているために引き起こされる下痢は、5歳未満の子どもの死亡原因の11%^(注8)を占めています。

< 日本の取組 >

2006年に開かれた第4回世界水フォーラムで日本は「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ(WASABI)^(注9)」を発表しました。日本は、水と衛生分野での援助実績が世界一です。この分野に関する豊富な経験、知識や技術を活かし、①総合的な水資源管理の推進、②安全な飲料水の供給と基本的な衛生の確保(衛生施設の整備)、③食料増産などのために水を利用できるようにする支援(農業用水など)、④水質汚濁を防止(排水規制)・生態系の保全(緑化や森林保全)、⑤水に関連する災害の被害を軽減(予警報システムの確立、地域社会の対応能力の強化)など、ソフト・ハード両面で全体的な支援を実施しています。

2010年12月には国連総会において、国際衛生年



ウガンダ北部、キトゥム県で、井戸から水を汲む笑顔の子どもたち
(写真：エグワル・レオナルド・フランシス／在ウガンダ日本大使館)

(2008年)フォローアップ決議案の採択を日本が中心となって進め、MDGs達成期限となる2015年に向けて「持続可能な衛生の5年」を実現するために地球規模での取組を支援しています。

2008年に開催された第4回アフリカ開発会議^{ティカッド}(TICAD IV)の後、2012年までの間に、日本は給水施設や衛生施設の整備を進めた結果、①安全な飲料水を1,079万人に対して提供するための無償資金協力および有償資金協力案件等を実施したほか、②水資源分野における管理者およびユーザー(村落水管理組合関係者を含む)13,000人以上の人材育成を支援しました。

また、2013年6月に開催された第5回アフリカ開発会議^{ティカッド}(TICAD V)では、向こう5年間に約1,000万人に対して、安全な飲料水や基礎的な衛生施設へのアクセスを確保するための支援を継続するとともに、1,750人の水道技術者の人材育成等の支援をそれぞれ実施することを発表しました。



ルワンダにてプラスチックのジェリカンにわき水を汲む子どもたち。水汲みは子どもたちの仕事(写真：中富晶子／在ルワンダ日本大使館)

注7 (出典)WHO/UNICEF "Progress on Sanitation and Drinking-Water: 2013 Update"

注8 (出典)UNICEF "Committing to Child Survival: A Promise Renewed" (2012)

注9 水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ WASABI: Water and Sanitation Broad Partnership Initiative

ブルキナファソ

中央プラトー地方給水施設・衛生改善プロジェクト 技術協力プロジェクト(2009年6月～2013年6月)

西アフリカのサヘル地域に位置するブルキナファソ。安全な水の確保の問題は、常に人々の優先的な課題となってきました。日本は、中央プラトー州と南部中央州において、無償資金協力により300基の井戸設置を行うとともに、井戸を適切に維持管理することを目的とした技術協力プロジェクト「中央プラトー地方給水施設・衛生改善プロジェクト」(PROGEA)を実施しました。

この技術協力プロジェクトでは、住民自らの手で井戸の維持管理を行う体制をつくっていかうとするものです。井戸ごとに住民による井戸管理委員会を組織する等の活動により、井戸の稼働率を向上させることができます。

また、地方自治体、複数の井戸管理委員会から成る水利用者組合、ポンプ修理業者といった主要関係者の役割と責務を明確にしたり、手洗いなどの衛生的な行動を習慣として定着させるための支援を行いました。

さらに、プロジェクトの活動として80村落で試験的に設立した水利用者組合は、住民の理解を得ながら、州内のほぼすべての村落(563村落)に広がっており、全国展開の可能性も見えてきています。



水利用者組合の維持管理する井戸で水を汲む住民(写真：小野健/アースアンドヒューマン社)

南スーダン

南スーダン都市水道公社水道事業管理能力強化プロジェクト 技術協力プロジェクト(2010年11月～2013年11月)

南スーダンは2011年7月に独立しましたが、20年以上も続いたスーダン内戦により、国内のインフラ設備の維持管理はほとんど行われてきませんでした。上水道施設も例外ではなく、南スーダンの首都の給水施設は1930年代に建設が行われたあと、一部の施設更新を除いて管理が十分に行われてきませんでした。その結果、独立後の供給量は人口の約8%程度(約3万人)をカバーするに過ぎず、多くの市民はナイル川から取水された未処理水や、塩分濃度の高い浅井戸の水に依存している状況でした。また、上水道施設を管理する南スーダン都市水道公社職員の知識・技術不足、そして、同公社の予算不足などにより、計画的かつ効率的な配水が困難な状態となっていました。

そのため、日本は2010年から技術協力を開始し、都市水道公社の上水道施設の維持管理能力・水質管理能力・財務能力強化等を行いました。3年間の協力の結果、職員が自ら水質検査の記録を作成することができるようになり、水質が向上しました。また、料金徴収報告書も作成できるようになり、料金収入が増加しました。今後は、並行して実施している無償資金協力によるジュバ浄水場の施設拡張および送配水管網整備とあわせて、ジュバ市の給水人口を現在の10倍以上の約35万人に拡大することを目指していきます。



専門家が、水質試験課の職員に対して、現場で水質サンプリングについて指導している様子(写真：JICA南スーダン事務所)

設備と人材をつなぎ 安全な水を届ける

～北九州市上下水道局によるカンボジアへの支援～



プノンペン市内のプンプレック浄水場で、浄水部長とバルブの更新計画について確認(写真:川崎孝之)

国際協力の現場から

04

水道の蛇口から安全な飲み水がいつでも供給される国は、世界ではそれほど多くありません。インドシナ半島に位置するカンボジアの都市部に限っても、安全な水にアクセス可能な人口は62%に過ぎないのです。

1970年代から続いた内戦の間、ポル・ポト政権によってカンボジアのインフラは徹底的に破壊されました。その影響で上下水道が整備されていない地域が多く、施設の管理・運営に当たる人材も不足しています。そこで、日本は水道事業のマスタープランを描き、1993年から世界銀行やアジア開発銀行とともに水道インフラの再建をスタート。そして、1999年、北九州市上下水道局がプノンペン水道公社に対し技術支援を始めました。水道管の敷設工事はすでに開始されていましたが、同局では、漏水を遠隔管理できる機器の導入を提案しながら、水道の管理方法を公社の職員に教えていきました。

その後も、北九州市上下水道局による支援は続き、2003年から始まったJICAによる「水道事業人材育成プロジェクト」にも参画。その支援が実り、プノンペン水道公社では、24時間の給水と低い漏水率、直接飲むことのできる安全な水質、そして安定的な料金徴収体制を実現しました。1993年には25%だったプノンペンの水道普及率は現在では90%を超え、漏水や盗水のために水道料金を徴収できなかった「無収水率」も90年代の70%から6%に激減しました。その成功は、「プノンペンの奇跡」と呼ばれ、カンボジア政府から友好勲章「大十字章」が北九州市長に贈られました。この勲章は、両国の友好関係に寄与した外国人に国王名で与えられる勲章です。同市水道局職員にも友好勲章「騎士章」が贈られました。

プロジェクトは現在、プノンペン以外のシェムリアップ



カンボット水道局職員に、財務状況の確認・改善指導をする川崎さん(右から二人目)(写真:川崎孝之)

やカンボットといった8州都の水道局へと支援を広げていきます。現地で活動するのはチーフアドバイザーの川崎孝之さんです。川崎さんは管理部門の専門家であり、これまでの支援で整った水道インフラを永続的に維持管理する人材を育成しています。

「赴任したときは、正直、驚きました。ある地方水道局では、水道の維持管理に必要な部品や薬剤の在庫が切れていても発注できないのです。必要なものを定期的に補充するためには、適切な在庫管理をもとに購入のタイミングを予測し、予算を確保しなければなりません。そのためには、予算書や決算書を活用した財務管理も必要となります。技術だけでなく、経営管理能力が向上しなければ、安定した水道の運営はできないと痛感しました。」

状況を改善するために、プロジェクトでは研修を実施しています。ここで活躍するのがプノンペン水道公社の職員です。安定した水道事業経営を実現した同公社の職員が8州都の人材育成研修を仕事として引き受けているのです。同公社の評価は東南アジア全域で見ても非常に高く、現在ではネパール、ミャンマーといった国々からも研修の要請を受けているといいます。

川崎さんは、8州都の中でも、事業の経営手法を習得した水道局が他の水道局を教えるサイクルを作ろうとしています。

「人を育てるには時間がかかります。職員にしても、日本人からこれまでのやり方を否定されるのには強い抵抗感があります。しかし、適切でない経営を続けていれば、いつかは破綻します。日本がいつまでも支援が続けられるわけではありません。重要なのは、カンボジア人自身が研修システムを作っていくこと。安定した水道事業を実現するには、設備の維持管理とともに、人材を育成し続けていくことが必要なのです。」

北九州市上下水道局では、カンボジアだけでなく、ベトナムや中国の水道事業にも支援を広げています。2010年、「北九州市海外水ビジネス推進協議会」が設立されました。約140社の会員企業から成る組織であり、同局がカンボジアをはじめとする国々で開拓したルートを通じて、日本の水道技術の輸出に取り組んでいます。

北九州市上下水道局が国際支援を通じて培ってきた各国との信頼は、民間企業のビジネスチャンスとしても開花しようとしています。

(4) 農業

世界の栄養不足人口は依然として高い水準にとどまると見込まれており、穀物価格が再び上昇する傾向も見受けられます。このような中、ミレニアム開発目標(MDGs)の一つである「極度の貧困と飢餓の撲滅」(目標1)を達成するためには、農業開発への取組は差し迫った課題です。また、開発途上国の貧困層は、4人

に3人が農村地域に住んでいます。その大部分は生計を農業に依存していることから、農業・農村開発の取組は重要であり、経済成長を通じた貧困削減および持続的な開発を実現するための取組が求められています。

< 日本の取組 >

日本はODA大綱において、貧困削減のため農業分野における協力を重視し、地球規模課題としての食料問題に積極的に取り組んでいます。短期的には、食料不足に直面している開発途上国に対しての食糧援助を行うとともに、中長期的には、飢餓などの食料問題の原因の除去および予防の観点から、開発途上国における農業生産の増大および農業生産性の向上に向けた取組を中心に支援を進めています。

具体的には、日本の知識と経験を活かし、栽培環境に応じた技術開発や技術などを普及させる能力の強化、農民の組織化、政策立案等の支援に加え、灌漑施設や農道といったインフラ(農業基盤)の整備等を実施しています。また、アフリカにおけるネリカ稻*の研究、生産技術の普及のための支援や小農による市場志向型農業振興(SHEP)アプローチ*の導入支援も行っています。特に、収穫後の損失(ポストハーベスト・ロス)*の削減や域内貿易および流通の促進といった観点から、流通段階における輸送や貯蔵、積出港の整備などの支援を重視しています。これらの取組により、生産段階、加工・流通、販売までの効率的な農産物・食品の供給体制の構築を図っています。さらに、国連食糧農業機関(FAO)〈注10〉、国際農業開発基金(IFAD)〈注11〉、国際農業研究協議グループ(CGIAR)〈注12〉、国連世界食糧計画(WFP)〈注13〉などの国際機関を通じた農業支援も行っています。

日本は2008年に開かれた第4回アフリカ開発会議(TEICAD IV)のサイドイベントにおいて、サブサハラ・アフリカのコメ生産量を、当時の1,400万トンから10年間で2,800万トンに倍増することを目標とするアフリカ稲作振興のための共同体(CARD)*イニシアティブを発表しました。現在、アフリカのコメ生産国

や国際機関等と協働して、サブサハラ・アフリカの23か国を対象に、国別の稲作振興戦略の作成支援や、その戦略に基づくプロジェクトを実施しています。

また、2009年7月のG8ラクイラ・サミット(イタリア)の際の食料安全保障に関する拡大会合で、日本は2010年から2012年の3年間にインフラを含む農業関連分野において、少なくとも約30億ドルの支援を行う用意があると表明し、2012年末までにおよそ39億ドル(約束額ベース)の支援を行いました。加えて、途上国への農業投資が急増し、一部が「農地争奪」



アンゴラ初の田植えの様子(写真:野坂直弘/JICAアンゴラフィールドオフィス)

注10 国連食糧農業機関 FAO: Food and Agriculture Organization

注11 国際農業開発基金 IFAD: International Fund for Agricultural Development

注12 国際農業研究協議グループ CGIAR: Consultative Group on International Agricultural Research

注13 国連世界食糧計画 WFP: World Food Programme

等と報じられ、国際的な問題となったことから、同サミットで日本は「責任ある農業投資(RAI)」*を提唱し、以後、G8、G20、APECなどの国際フォーラムで支持を得てきました。さらに、2012年5月のG8キャンプ・デービッド・サミット(米国)においては、「G8食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス」*が立ち上げられました。2013年6月のロック・アーン・サミット(英国)に合わせて開催された関連イベントにおいて、ニュー・アライアンスの進捗報告書が公表されるとともに、新たなアフリカのパートナー国の拡大が公表されました。また日本の財政支援の下、ニュー・アライアンスの枠組みで関連国際機関による「責任ある農業投資に関する未来志向の調査研究」を実施する旨も発表されました。日本は、2013年9月にニューヨークにて、日・アフリカ地域経済共同体(RECs: Regional Economic Commissions)議長国との首脳会合を開催し、農業開発をテーマに議論しました。日本はアフリカの食料安全保障・貧困削減の達成のため、またアフリカの経済成長に重要な役割を果たす産業として農業を重視しており、アフリカにおける農業の発展に貢献しています。

また、G20においても、日本は農産品市場の透明性を向上させるための「農業市場情報システム(AMIS)」*支援などの取組を行っています。

2013年6月に開催された第5回アフリカ開発会議(TICAD V)においては、市場志向型農業の促進のための支援策として、技術指導者1,000人の人材育成、5万人の小農組織の育成、専門家派遣等を行うとともに、SHEPアプローチの推進(10か国への展開)を表明しました。



イランでの収穫量調査のため、小麦や大麦のサンプルを圃場から日本人専門家と現地普及員が採取する作業風景(写真:中林一夫)

ネリカ稲

ネリカ(NERICA: New Rice for Africa)とは、1994年にアフリカ稲センター(Africa Rice Center (IRWARDA))が、多収量であるアジア稲と雑草や病虫害に強いアフリカ稲を交配することによって開発した稲の総称。アフリカ各地の自然条件に適合するよう、日本も参加して様々な新品種が開発されている。特長は、従来の稲よりも、①収量が多い、②生育期間が短い、③乾燥(干ばつ)に強い、④病虫害に対する抵抗力がある、など。日本は1997年から新品種のネリカ稲の研究開発、試験栽培、種子増産および普及に関する支援を国際機関やNGOと連携しながら実施してきた。また農業専門家や青年海外協力隊を派遣し、栽培指導も行い、日本国内にアフリカ各国から研修員を受け入れている。

小農による市場志向型農業振興(SHEP*)アプローチ

小規模農家に対し、研修や現地市場調査等による農民組織強化、栽培技術、農村道整備等に係る指導をジェンダーに配慮しつつ実施することで、小規模農家が市場に対応した農業経営を実践できるよう、能力向上を支援する。

*SHEP: Smallholder Horticulture Empowerment Project

収穫後の損失(ポスハーベスト・ロス)

不適切な時期の収穫のほか、適切な貯蔵施設の不備等を主因とする、過剰な雨ざらしや乾燥、極端な高温および低温、微生物による汚染や、生産物の価値を減少する物理的な損傷などによって、収穫された食料を当初の目的(食用等)を果たせないまま破棄等すること。

アフリカ稲作振興のための共同体(CARD: Coalition for African Rice Development)

稲作振興に関心のあるアフリカのコム生産国と連携し、援助国やアフリカ地域機関および国際機関などが参加する協議グループ。2008年に開催されたTICAD IVにて、CARDイニシアティブを発表。コム生産量の倍増に関連して、日本は農業指導員5万人の育成を行う計画。

責任ある農業投資

(RAI: Responsible Agricultural Investment)

国際食料価格の高騰を受け、途上国への大規模な農業投資(外国資本による農地取得)が問題となる中、日本がラクイラ・サミットにて提案したイニシアティブ。農業投資によって生じる負の影響を緩和しつつ、投資受入国の農業開発を進め、受入国政府、現地の人々、投資家の3者の利益を調和し、最大化することを目指す。

G8食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス(New Alliance for Food Security and Nutrition)

G8、アフリカ諸国、民間セクターが連携して、持続可能で包摂的な農業成長を達成し、サブサハラ・アフリカにおいて今後10年間に5,000万人を貧困から救い出すことを目的として立ち上げられたイニシアティブ。同イニシアティブの下、アフリカのパートナー国において、G8の資金コミットメント、パートナー国政府の具体的な政策行動、民間セクターの投資意図表明を含む「国別協力枠組み」を策定している。2013年6月までに、エチオピア、ガーナ、コートジボワール、タンザニア、ナイジェリア、ブルキナファソ、ベナン、マラウイ、モザンビークの9か国において協力枠組みが策定され、取組がすすめられている。

農業市場情報システム

(AMIS: Agricultural Market Information System)

2011年G20が食料価格乱高下への対応策として立ち上げたもの。G20各国、主要輸出入国、企業や国際機関が、タイムリーで正確、かつ透明性のある農業・食料市場の情報(生産量や価格等)を共有する。日本はAMISでデータとして活用されるASEAN諸国の農業統計情報の精度向上を図るためのASEAN諸国での取組を支援している。

ガーナ

天水稲作持続的開発プロジェクト 技術協力プロジェクト(2009年7月～実施中)

ガーナの主食の一つであるコメは、近年、消費量が急速に拡大しています。しかし、国産米の生産量が伸び悩んでいるため、国内消費量の約3分の2を輸入米に依存しています。この状況に対し「天水稲作持続的開発プロジェクト」では、日本が有する稲作に関する知識および技術を活かし、現地の農業普及員と共にコメ増産に向け、生産性を改善する技術の普及に取り組んでいます。

具体的には、コメの消費量の多いアシャンティ州および稲作が盛んなノーザン州の低湿地を対象に、降水量の変化が収穫量に与える影響を緩和するために、水の確保や利用方法を考慮した水田の整備、手押しの農器具による除草など、灌漑施設や農業機械が手に入らない状況でも実践可能な技術を指導しています。

小規模農家の人々が自分たちの手で続けられる技術を伝えることにより、収穫量や品質は着実に改善し、以前は1ヘクタール当たり2.5トン程度だった収穫量が、約4倍に増えた例なども確認されています。また、収穫量の増加は所得・生活水準の向上にもつながっています。

今後はこれらの実績を基にマニュアルを作成し、より広い地域で日本の技術を活かした稲作が普及することが期待されています。(2013年8月時点)



図や写真を用いて、生産性を上げるための実践可能な技術を学ぶ(写真：飯塚明夫/JICA)

カメルーン

熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト 技術協力プロジェクト(2011年7月～実施中)

アフリカ中部に位置するカメルーンでは、首都圏を中心にコメの消費量が年々増加していますが、国産米の生産量は少なく、需要の多くを輸入に頼っています。日本は、2011年より同国中央の首都ヤウンデ、南部エボロワ、東部バトゥーリの3か所で、陸稲の栽培技術を約1万人の農民に普及し、生産拡大を目指す技術協力プロジェクト「熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト」を実施しています。

このプロジェクトでは、意欲ある農家を中核農民と位置付け、試験圃場(ほしやう)で実習を行う形式で、栽培方法や営農についての指導を行ってきました。研修を終えた中核農家が自主的に生産を行う際には、普及員がアフリカで急激に発展している携帯電話網を活用し、農民と直接連絡を取り、栽培状況の把握を行うという工夫をしています。

中核農家が継続して栽培を続け、生計を向上させていく姿が先行事例となり、その他の農家の生産意欲が向上し、陸稲栽培が広がっていくことが期待されています。(2013年8月時点)



種子収穫、穂刈りの実習風景(写真：JICA)

地域に合った農作物を 農民たちと一緒に育む

～農業普及員への研修が始まったザンビア～



マスタートレーナーと研修教材を制作する佐々木さん
(写真：佐々木剛一)

国際協力の現場から

05

アフリカのザンビアでは、雨季の雨水を利用して、主食となるメイズ(トウモロコシ)を栽培している小規模農家が全農家の85%を占めています。しかし、種や肥料を購入する資金は限られ、降水量によって収穫が大きく左右されるので、生産性の低い状態が続いています。

ザンビアの農業畜産省は、それぞれの郡をキャンプと呼ばれる地域に分割し、各キャンプに農業普及員を配置しています。しかし、農業普及員は十分な研修を受けないまま現地に派遣されてきました。そして、郡や州、農業畜産省からのフォローもほとんどありませんでした。

このような中、JICAは、ザンビア政府の要請を受け、2002年6月から同国の小規模農家の状況を改善する支援を開始。2009年12月からは「農村振興能力向上プロジェクト」を開始しています。その重要なプログラムの一つが農業普及員の研修です。

佐々木剛一さんは、青年海外協力隊員として2000年からザンビアでの農業支援に関わり始めました。現在は上記プロジェクトの農業専門家として、農業普及員の研修の計画から実施、教材づくりをサポートしています。

「農業普及員は、首都でリクルートされると研修もほとんど受けずに現地に派遣され、何のフォローもないまま放置されてきました。農業畜産省、州、郡、そして農業普及員までの連携がうまくいかないので、国は小規模農家の実態を把握できず、一方の普及員は省庁が持つノウハウを活用できずにいます。この国の農業を改善するためには、タテの連携を強化しなければなりません。」

2012年からは、全国で現職の農業普及員を対象とした研修が始まりました。農業普及員が担当する地域に

合った作物を農民とともに考え、特定し、栽培にチャレンジしていく内容です。各州での研修を計画し、研修の指導員を育成するマスタートレーナーも組織されました。

この研修を受けたジョセフィン・ムレンガさんは、農業普及員として仕事を始め、その後、農業研修所に転属となりました。彼女は担当する地域でキノコの栽培が適していると考えていました。JICAの本邦研修にも参加し、日本の農家からキノコの栽培法について学びました。ザンビアに帰国した後、地域の農家を集め、キノコ栽培の研修を自ら実施。現在では、農家は栽培に成功し、キノコは北部の都市カサマで売られるようになりました。

また、北部のカプタ郡では質の高いコメを水稻栽培できる環境がありました。郡の職員たちは、農業普及員、地元農家と共に、本格的なコメ栽培を開始。郡では収穫したコメを「カプタ米」として州の農作物品評会に出品しました。カプタ米は見事、最優秀賞を獲得。現在では、首都ルサカのスーパーマーケットでもカプタ米のブランドで売られるまでになりました。

2012年9月、ザンビア政府は約300名に及ぶ農業普及員を新規採用しました。2011年9月に発足した現政権が主導する雇用創出施策の一環です。農業畜産省は、マスタートレーナーが直接指導を行う新人研修を実施。同省が新人研修を実施するのは1980年代後半以来のことです。4日間の新人研修では、国家公務員としての基本的な知識、農業普及員の役割などについて学びます。この新人研修の実施は、農業普及員のレベルを向上させ、農業を改善したいという同省の姿勢の現れといえるでしょう。

佐々木さんは、農業普及員たちへの期待をこう語ります。「ザンビアは地域ごとに気候や風土が違うのに、栽培するのはメイズばかりです。農業普及員が地域に適した作物を農民と共に発見し、地域のビジョンを打ち出せるようになってほしいと思います。どんな仕事にも課題はあります。大切なのは課題にどうやって向かい合うかです。困難な道のりですが、がんばってほしいですね。」



農業試験場の研究員によるレモン苗木の移植実演。普及員の研修の場で
(写真：佐々木剛一)

(5) ジェンダー

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に、男性の視点に基づいて形成されていることが多いため、女性は様々な面で脆弱な立場に置かれています。さらに、世界の貧困層の約7割は女性であると

いわれています。持続的な開発を実現するためには、ジェンダー平等の推進と女性の地位向上の推進が不可欠であり、そのためには男女が等しく開発へ参加し、等しくその恩恵を受けることが重要となります。

< 日本の取組 >

日本は、2003年に改定されたODA大綱において、「男女共同参画の視点」を取り入れ、開発途上国の女性の地位向上に取り組むことを明確にしました。また、ODA中期政策においては、開発に取り組むに当たって反映すべき理念として「ジェンダーの視点」が規定されました。

1995年に、女性を重要な開発の担い手であると認識し、日本は開発のすべての段階（開発政策、事業の計画、実施、モニタリング、評価）に女性が参加できるよ

う配慮していく考え方である「開発と女性(WID)^(注14)イニシアティブ」を策定しました。2005年には、WIDイニシアティブを抜本的に見直し、援助対象社会の男女の役割やジェンダーに基づく開発課題やニーズを分析し、持続的で公平な社会を目指そうとするアプローチ「ジェンダーと開発(GAD)^(注15)イニシアティブ」を新たに策定しています。

従来のWIDイニシアティブは、女性の教育、健康、経済・社会活動への参加という3つの重点分野に焦点

を当てていたことに対し、GADイニシアティブは、これに加え、男女間の不平等な関係や、女性の置かれた不利な経済社会状況、固定的な男女間の性別役割・分業の改善などを含む、あらゆる分野においてジェンダーの視点を反映することを重視して策定されています。また、開発におけるジェンダー主流化*を推進するため、政策立案、計画、実施、評価のすべての段階にジェンダーの視点を取り入れるための方策を示しています。さらに、ODA大綱の重点課題である貧困削減、持続的成長、地球的規模問題への取組、平和の構築、それぞれについてのジェンダーとの関連、そして、これらに対する日本の取組のあり方を具体的に例示しています。

日本は、2011年に活動を開始した、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント(自らの力で問題を解決することのできる技術や能力を身につけること)のための国際機関UN Women^(注16)を通じた支援も実施しており、2012年度には約94.7万ドルの拠出を行い、女性の政



南スーダンの女性が作るシアバター製品。シアバターの木から作られる石鹸やクリームは化粧品、スキンケア用品として外国でも人気があり、女性の生計向上につながる(写真：久野真一/JICA)

注14 開発と女性 WID: Women in Development

注15 ジェンダーと開発 GAD: Gender and Development

注16 UN Women ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関: United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women

治的参画、経済的エンパワーメント、女性・女兒に対する暴力撤廃、平和・安全分野の女性の役割強化、政策・予算におけるジェンダー配慮強化等の取組に貢献しています。

2013年6月の第5回アフリカ開発会議（^{ティカッド}TICAD V）では、女性と若者のエンパワーメントを基本原則の一つに掲げ、女性の権利確立や雇用教育機会の拡大のため、アフリカ諸国、開発パートナー等と共に取り組んでいくことを表明しました。また、2013年9月、第68回国連総会における一般討論演説において、安倍総理大臣は、「女性が輝く社会」の実現に向けた支援の強化を打ち出しました。具体的には、UN Women等関連国際機関との連携を通じた支援の強化のほか、「女性の社会進出推進と能力強化」、「国際保健外交戦略の推進の一環として女性の保健医療分野の取組強化」、



日本が支援したタジキスタンのヴァフダット行政郡女性センターの利用者と城内実前外務大臣政務官（前列右から3人目）（写真：渡辺典喜／在タジキスタン日本大使館）

「平和と安全保障分野における女性の参画・保護」を3つの柱として、今後3年間で30億ドルを超えるODAを実施することを表明しました。

用語解説

ジェンダー主流化

あらゆる分野での社会的性別（ジェンダー）平等を達成するための手段。GADイニシアティブでは、開発におけるジェンダー主流化を「すべての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、影響を明確にしていけるプロセス」と定義している。

アフガニスタン

女性の貧困削減プロジェクト 技術協カプロジェクト（2009年1月～2013年1月）

伝統的な風習や、長きにわたる紛争と、さらにタリバン政権の影響により、アフガニスタンの女性は政治的・社会的・経済的に極めて制限された中で生活を余儀なくされ、現在も女性の労働参加は進んでいません。また、15歳以上の成人の非識字率は男性60.7%に対し女性87.5%と格差があるため就業も難しく、戦争で配偶者を失った女性や貧困層の女性には生計を立てる手段がほとんどありません。

アフガニスタン政府は、女性の権利を回復し地位向上を図るために2001年、女性課題省を設置し、差し迫った課題として「雇用促進を通じて女性を世帯主とする最貧困層を20%削減する」という目標を定めました。

日本は2002年から複数のジェンダー専門家を短期・長期に派遣し、同省の体制整備を図っています。2005年からは「女性の経済的エンパワーメント支援プロジェクト」を実施し、地方の女性のための経済活動やコミュニティ開発を支援しました。地域によっては女性の社会参加が難しく、アフガニスタンの社会的・文化的背景を十分に理解し、地元の男性や宗教指導者などの理解も得ながら活動する必要があるため、2009年からは「女性の貧困削減プロジェクト」を実施し、最貧困層の女性の政治的・社会的・経済的状況の改善に関する調査や地域の理解促進に向けたキャンペーン活動を行いました。

その後も、地方女性の貧困削減のためのパイロットプロジェクトの実施を通じて、女性課題省の各種開発事業に対する助言、監督能力の向上を支援するなど、日本はアフガニスタンの女性の貧困削減に貢献する支援を行っています。



パルプ州で行った「女性の貧困削減キャンペーン」のレポート作成に関して協議を行う（写真：サイッド・ジャン・サパワーン/JICA）

ミレニアム開発目標 (MDGs) とポスト2015年開発アジェンダ

01. ポスト2015年開発アジェンダ

2001年、国際社会の共通の開発目標であるミレニアム開発目標 (MDGs) が作られました。MDGsは貧困削減を中心とする8つの目標を2015年までに達成すべきものとして掲げており、日本もODAなどを活用し、積極的に目標達成に貢献しています。

MDGs達成に向けた国際社会の努力により、特定の分野ではかなりの成果が見られました。たとえば、1日1.25ドル未満で生活する極度の貧困者の割合は、1990年から2010年にかけて半減しました。一方、成長の裏側で国内の格差が拡大し、成長から取り残されている人々もいます。

そしてMDGsの達成期限が近づく今、2015年より先の国際開発目標 (ポスト2015年開発アジェンダ) をどうするべきかが問われています。ポスト2015年開発アジェンダにおい

ては、女性、子ども、若者、障害者、紛争地域で苦しむ人々などを含むあらゆる人々を成長に取り込み、開発の恩恵が広く行き渡るような包摂的な成長が求められます。そのためには、一人ひとりの異なる事情に着目し、人々が恐怖や欠乏から免れ、その可能性を開花させることを目指す「人間の安全保障」の考え方が鍵となります。(5ページを参照)

この考えの下に包摂的な成長を実現するためには、様々な課題があります。たとえば、貧しい人々を直撃する自然災害が開発の成果を損ない、押し流してしまうことのないよう、「防災の主流化」が必要です。また、脆弱層^{ぜいじやく}を含めたすべての人々が基礎的保健医療サービスを受けられることを目指す「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)」の実現は、人々の健康改善だけでなく、経済成長にも大きく寄与します。さらに、人々が貧困から脱出するには、生計を立てるための「雇

ミレニアム開発目標 (MDGs) Millennium Development Goals



極度の貧困と飢餓の撲滅

- 1日1.25ドル未満で生活する人口の割合を半減させる
- 飢餓に苦しむ人口の割合を半減させる



初等教育の完全普及の達成

- すべての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする



ジェンダー平等推進と女性の地位向上

- すべての教育レベルにおける男女格差を解消する



乳幼児死亡率の削減

- 5歳未満児の死亡率を3分の1に削減する



妊産婦の健康の改善

- 妊産婦の死亡率を4分の1に削減する



HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病^{まんえん}の蔓延の防止

- HIV/エイズの蔓延^{まんえん}を阻止し、その後減少させる



環境の持続可能性確保

- 安全な飲料水と衛生施設を利用できない人口の割合を半減させる



開発のためのグローバルなパートナーシップの推進

- 民間部門と協力し、情報・通信分野の新技术による利益が得られるようにする

2015年までに国際社会が開発分野において達成すべき共通の目標。上記8つのゴールの下に、より具体的な21のターゲットと60の指標が設定されている。これらの目標は1990年を基準年としており、2015年が達成期限となっている。

改善された点

- 世界全体では極度の貧困の半減を達成
- 世界の飢餓人口は半減達成の見通し
- 不就学児童の総数は約半減
- マラリアと結核による死亡は大幅に減少
- 安全な飲料水を利用できない人の割合の半減を達成

積み残された課題

- 国内での男女、収入、地域格差が存在
- 5歳未満児死亡率は減少するも、目標達成には遠い
- 妊産婦の死亡率は削減に遅れ
- 改良された衛生施設へのアクセスは十分でない など

国際社会のさらなる努力が必要で

※MDGsの8つのロゴは「(特活)ほっとけない 世界のまじしさ」が作成したもの

用]を伴った成長が不可欠です。

ポスト2015年開発アジェンダについては、2012年7月に潘基文国連事務総長が立ち上げたハイレベル・パネルや、2013年3月に発足した持続可能な開発目標(SDGs)^{*}に関するオープン・ワーキンググループなど、これまで様々な場で議論が行われてきました。今後、2015年に向けて新しい枠組み策定のための本格的な議論が国連を中心に行われています。そうした中、2013年9月の国連総会では「ポスト2015年開発アジェンダ」をテーマとして、MDGsやその後継枠組みについての議論が行われました。日本からも安倍総理大臣や岸田外務大臣が出席し、ポスト2015年開発アジェンダにおいては人間の安全保障を指導理念とし、成長と雇用創出により極度の貧困撲滅を目指し、UHCや防災の主流化を特に重視することを発言しました。また、日本は人間の安全保障やUHCの有用性を発信するためのサイドイベントを主催しました。日本はこれまで行ってきたMDGs達成に向けた取組を加速させるとともに、ポスト2015年開発アジェンダの策定に向けた議論にも、引き続き積極的に貢献していきます。

02. ポスト2015年開発アジェンダにおける雇用の重要性

ポスト2015年開発アジェンダを考えるに当たって、日本が重視する分野の一つが「雇用」です。これまで開発分野では、先進国から途上国への「富の移転」という側面が注目されてきました。しかし、貧困撲滅のためには、富を創出する源である成長・雇用に十分光を当てる必要があります。

このような問題意識に基づき、2012年5月にはポスト2015年開発アジェンダにおける「成長と雇用」をテーマとした国連主催の会合が東京で開催されました。また、ポスト2015年開発アジェンダの検討を行うハイレベル・パネルの報告書(2013年5月)や、潘基文国連事務総長の報告書(2013年8月)でも、雇用を伴う経済成長の重要性が指摘されています。

現在、日本でも、若年者が一層活躍し、成長の原動力になるような雇用制度改革が進行中です。雇用への関心が世界的な高まりを見せる中、日本が世界に貢献できることは多くあります。日本がこれまで培ってきた知見を活かしながら、国



土の工法の訓練を受けた地元住民により、道が生まれ変わる(写真:道普請人)

際機関、NGO・NPOといった課題解決にかかわる多くの担い手と連携を強化していくことで、各国の雇用基盤の強化と雇用促進に一層の効果が上がることが期待されます。

03. 日本の国際貢献の事例

～ケニアでの若年者雇用プロジェクト～

日本が国際機関と連携し、途上国で持続可能な若年者雇用に結びつけた具体例の一つとして、日本と国際労働機関(ILO)が2012年にケニアで実施した「持続可能な発展に向けた若者の雇用」プロジェクトがあります。この事業は、2,500人の青年に対し、丸石や「土のう」を用いた労働集約型農道補修技術の訓練を提供し、道路やバスの停留所などのインフラ整備を行うとともに、訓練を受けた青年たちが将来性のある小規模企業を立ち上げることで、雇用の創出を図ることを目的としています。この事業には、日本のNPOである「道普請人^{みちぶしんびと}」がパートナーとして参加しました。

工事は、農民が自らの手で行うことができ、維持管理も容易です。ILO・NPOの技術訓練を受けた若者の中には、会社設立後、他の建設会社の工事に自ら参加し、土のう工法以外の道路建設技術を学ぶなど、積極的に職業能力開発に努めた者もいます。

若者が職業能力開発を行うことによって、地域が抱える問題を自ら解決し、貧困から脱するというサイクルは、地域の平和と安定、持続可能な発展にも役立つものです。日本は今後も国際機関やNGOと協働し、効果的な国際協力に取り組んでいきます。

(※78ページの用語解説を参照)

2. 持続的成長

(1) 経済社会基盤

開発途上国における貧困の削減のためには、貧困層の人々に直接役に立つ貧困対策や社会開発分野の支援のみならず、経済の持続的な成長が不可欠です。そ

のためには、開発途上国の発展の基盤となるインフラ（経済社会基盤）の整備が重要となります。

< 日本の取組 >

日本は、開発途上国の開発政策に基づいて、インフラ整備の支援とこれらインフラを整備、管理、運営するための人材を育成しています。具体的なインフラ整備として挙げられるのは、都市と農村との交流拡大や災害からの安全確保、および海外との貿易・投資を促進できるよう道路、港湾、空港、情報通信技術 (ICT) な

どを整備することです。また、教育、保健、安全な水・衛生環境、住居を確保し、病院や学校などへのアクセスを改善するための社会インフラ整備や、地域経済を活性化させるため農水産物市場や漁港などの整備を行っています。



インド・バンガロールの地下鉄工事現場。建造物が密集する中心街に位置するチップペット駅での掘削工事
(写真：藤田修平)

ベトナム

- (1) ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画(I)
有償資金協力(2010年3月～実施中)
- (2) ノイバイ国際空港運営・維持管理計画策定支援プロジェクト
技術協力プロジェクト(2012年4月～実施中)
- (3) ノイバイ国際空港新ターミナルマネジメント支援専門家派遣
技術協力個別専門家(2012年3月～2013年7月)

ベトナムの首都ハノイにあるノイバイ国際空港の航空旅客数は近年、急速に増加し、600万人の計画上の収容人員数に対し、2010年時点で約1,000万人に達しており、旅客ターミナルの拡張と機能の強化が急務となっていました。

そのため、日本は、成長が著しいベトナムの首都空港にふさわしい最新の機能と処理能力を備えた空港施設の整備と運営維持管理の質の向上に対する支援を行っています。

空港整備については、第二旅客ターミナルビル(T2)と航空機の給油施設の建設を日本の技術を活用することを条件付けた円借款によって実施しており、2015年4月の開業を目標に計画どおり工事が進められています。

また、運営維持管理の質の向上については、運営主体であるベトナム空港会社を対象に、JICA・国土交通省・日本国内の空港会社等が連携して技術協力を行っています。具体的には、T2開業までの準備作業に関するアクションプランの作成、ベトナム初の導入となる最新式の給油システムを運用する手法や収益の拡大を図るためのテナント運営手法の習得、利用者の空港利用に対する満足度を向上させる活動などに重点を置いています。これまでに、2人の長期専門家(給油・業務調整員各1人)、35人の短期専門家の派遣、日本国内での視察・研修(計5回開催、延べ33人参加)を実施して(2013年8月時点)おり、今後もT2開業までにベトナムのニーズに応じた技術協力を引き続き実施していく予定です。



建設が進む旅客ターミナル2。背景は現在使われている旅客ターミナル1
(写真：JICA)

パキスタン

ラホール都市交通マスタープラン策定プロジェクト 技術協力プロジェクト(2010年3月～2012年2月)

パンジャブ州ラホール市は、人口900万人を抱えるパキスタン第2の都市です。同市の人口増加率は年に2%を超えるとされ、近年交通状況が悪化しています。今後も同市の人口増加が続くと予想される中、交通渋滞の解消は、同市の発展において大きな課題となっています。

このような背景から、日本は技術協力支援により、同市の都市交通計画の策定を支援しました。同計画の策定に当たっては安全性や快適性に加え、都市環境の保全といった都市開発計画の視点も踏まえ、都市鉄道やBRT(バス・ラピッド・トランジット:バス専用道路や常設の専用バスレーンを設け、一般道路における通常の路線バスよりも高速に運行する輸送システム)による公共交通インフラの整備、ならびに市内の駐車管理、交差点の再設計、歩道や自転車用道路の整備といった市内の交通管理の強化など、近い将来取り組むべきアクションプランが盛り込まれました。

また、パキスタンの主体的な取組を促進するため、同計画の策定過程でパンジャブ州政府運輸省関係者を中心に、関係者への技術移転や能力向上を図りました。



ラホール市の交通状況(写真：JICA)

マダム、 これが俺たちのメトロだ！

～インドで地下鉄建設の品質・安全管理を担う女性土木技術者～



日本から運ばれた掘削機(シールドマシン)の前に立つ阿部さん
(写真：藤田修平)

国際協力の現場から

06

世界の大手ハイテクメーカーが進出し、インドのシリコンバレーの異名を持つバンガロール市。急速な経済発展と1,000万人に迫る爆発的な人口増加によって市街地は慢性的な交通渋滞に陥っています。2007年7月、都市交通「バンガロール・メトロ」の建設が始まりました。全長42kmの鉄道で、中心市街地の8kmが地下鉄となり、残りの区間は地上を走る予定です。完成すれば、都市環境が改善されるとともに、人々が渋滞に左右されず時間通りに目的地に着けるようになります。また、メトロには、駅構内や車両内にセキュリティシステムが導入されているため、女性が1人でも安心して乗れます。これにより女性の社会進出を促すことも可能になります。

メトロの総事業費3,068億円のうち約2割にあたる645億円を、日本は円借款で支援しています。工事現場で「マダム」と呼ばれる人物がいます。阿部^{あべれいこ}玲子さん。工事を統括する株式会社オリエンタルコンサルタンツの社員で、土木工学の専門家です。2010年10月から現地で品質管理と安全管理の責任者を務めてきました。阿部さんがインドでプロジェクトに関わるのは、2007年からの「デリー・メトロ」建設事業に次ぐ2度目です。初めてインドに赴任したときのインド人の部下たちとの文化ギャップを阿部さんはこう語ります。

「まず時間を守るという観念がありません。会議でも30分は平気で遅れる。私が怒っていると、『なんで、マダムは怒っているの？ あまああ、コーヒーでも飲みましょう』と。でも、基本である時間が守れなければすべての管理がいい加減になる。とにかく、あきらめずに怒り続けましたね。」

マダムは怒る、といわれ続けながらも、阿部さんはインド人の気質を理解していきました。プライドが高く、向上心が強い。納得すれば、猛然と実行する。初挑戦が大好き、など。阿部さんはその気質を尊重しながら、部下たちに上手に指示を与えていきました。



安全技術指導を行う阿部さん(中央)。ヘルメットは立場や担当で色分け
(写真：芥川真一／神戸大学)

メトロの工事現場では力仕事を担う労働者が数万人規模で働いています。バンガロールの現地語はカンナダ語ですが、地方からの出稼ぎ労働者は言語が違うため、読み書きができません。文字の読めない彼らの安全や健康を守るため、デリー・メトロで初めて採用した手法がここでも活躍しました。

地下工事では地盤が変動して道路が陥没したり、近隣のビルが傾く恐れがあります。そこで目をつけたのは、神戸大学で考案された変動を計測する機器に3色の信号を取り付けることです。“安全の見える化”です。いつも青く点灯している信号が黄色や赤になれば言葉はわからなくても誰でも変化に気がつきます。

また工事現場では、粉塵対策も作業員の健康を守るための重要な課題です。しかし、マスク着用すら守られていません。どうすれば粉塵量に見合ったマスクを着用させることができるのか。阿部さんが思いついたのは、山口大学が開発したスマートフォンによる粉塵を計測するシステムの活用でした。インド人は大のスマートフォン好き。狙いは的中し、現場のエンジニアたちは粉塵レベルを率先して計測するようになりました。構内に粉塵分布地図を設置し、測った粉塵レベルを青・黄・赤のプレートで表示。これでどのマスクを着ければよいかが一目瞭然になったのです。加えて、医師を工事現場に呼んで、粉塵問題の重大性を説明してもらったのです。現場の意識は一変しました。

インドに導入されたこれらの新しい技術は、メトロ公社によって継続され、バンガロール・メトロの工事でも活用されていて、日本のプロジェクトがもたらした大きな収穫になっています。

渋滞が続くバンガロール市内。阿部さんが休日にオートリキシャに乗っていたときのことでした。メトロの工事現場にさしかかり、さらに渋滞はひどくなります。運転手は阿部さんに話しかけました。

「マダム、これが俺たちのメトロだ。素晴らしいだろう！」

メトロができることを誇らしげに語る彼の姿に、阿部さんは心の底から喜びを感じたといいます。運転手はこう続けました。

「ところで、マダムの国にはメトロはあるのかい？」

バンガロール・メトロは2015年3月の完成を目指しています。

ザンビア・
ボツワナ

カズングラ橋建設計画
有償資金協カプロジェクト(2012年10月～実施中)

南部アフリカ地域の最大の港である南アフリカのダーバン港から、コンゴ民主共和国に至る国際幹線道路は、南アフリカ、ボツワナ、ザンビアを縦断し、ジンバブエ、ナミビア、マラウイ、モザンビーク、アンゴラなどの南部アフリカの国々にも通じる交通の要をなしており、南北回廊と呼ばれ、同地域の物流や交易を支えています。

同回廊が縦断するザンビアとボツワナとの間の国境には、ザンベジ川という国際河川があり、河川を渡る際は「ポンツーン」と呼ばれるフェリーを利用します。しかし現在、利用できるポンツーンは2台しかなく、1日に運搬可能な車両は物流トラックも含めて約60台と限られています。

また、車両が国境を越えるには、出国・入国手続きのため約30時間を要し、内陸に位置するザンビアやボツワナは外国との物資の輸出入の大部分をトラックなどに頼っているため、輸送コストがかさむことにもなります。

このため、日本は、このザンベジ川の上に橋や、橋に通じる道路、「OSBP(ワンストップボーダーポスト)※」と呼ばれる、出国・入国手続きを一度に行うことが可能な施設を建設する支援を行っています。

この協力により、ザンビアとボツワナ間を通過する時間が6時間に短縮されます。両国間のみならず南部アフリカ地域全体の物流の活発化が期待され、このプロジェクトは同地域の経済発展や地域統合の取り組みに貢献します。(2013年8月時点)

※ ワンストップボーダーポスト(One Stop Border Post: OSBP): 税関の手続き共有化・業務効率化の流れの中で注目されている通関業務運営方式の一つ。通常出国側、入国側でそれぞれ輸出入の手続きを要するが、OSBPでは1回で済ますことにより国境を通過する物資の滞留時間を短縮し、物流の促進を図る。



フェリーに乗り込むトラック

モザンビーク

ナカラ回廊経済開発戦略策定プロジェクト
技術協カプロジェクト(2012年3月～実施中)

ナカラ回廊は、インド洋に面するモザンビーク北部のナカラ港を玄関口とし、モザンビーク北部と、マラウイ、ザンビアといった近隣の内陸国を結ぶ地域の動脈です。また、原料炭※や天然ガスなどの資源、肥沃な土壌をはじめとする農業に適した環境などに恵まれ、ダイナミックな開発・産業振興が期待されています。さらに天然資源の豊富な埋蔵量が確認されているため、その高い可能性に注目した民間企業等による投資活動が活発化しています。しかし、同地域全体を俯瞰する開発計画が存在せず、同地域の開発を持続可能かつ包摂的に進めていくために、適切な開発計画が策定されることが必要とされていました。

このような状況を受け、ナカラ回廊地域全体、ひいてはモザンビーク国内、南部アフリカ地域全体で、より多くの人が恩恵を受けられるような開発を行えるよう、日本は地域計画、運輸、電力、水資源、産業、社会セクターなど、多岐にわたる分野の視点から、中長期にわたる地域開発を目指した「ナカラ回廊経済開発戦略」の策定を支援しています。また、インフラの整備・地域開発戦略の策定を通じて国際的な競争力のある地域づくりにつなげる考えです。

2013年3月には近隣諸国の政府関係者を招待した国際セミナーを開催し、各国の政策や開発の方向性を共有する機会を設けました。このような取組により、日本はナカラ回廊開発を軸としたアフリカ南東部地域全体の発展を目指しています。(2013年8月時点)

(128ページの「ナカラ港の改修・整備と運営能力強化」もご参照ください。)

※ 原料炭は主に鉄鋼原料用としてコークスを製造するために利用される。



ナカラに立ち並ぶ小麦処理プラント(写真: JICA)



ナカラ～ナンプラの幹線道路を望む(写真: JICA)

(2) 情報通信技術 (ICT)

情報通信技術 (ICT)*の普及は、産業を高度化し、生産性を向上させることで、持続的な経済成長の実現に役立ちます。また、開発途上国が抱える医療、教育、エネルギー、環境、防災などの社会的課題の解決にも貢

献します。ICTの活用は、政府による情報公開を促進し、放送メディアを整備し、民主化の土台となる仕組みを改善します。便利さとサービスが向上することで市民社会がより強化されるためにも非常に重要です。

< 日本の取組 >

日本は、地域・国家間に存在するICTの格差を解消し、すべての人々の生活の質を向上させるために、開発途上国における通信・放送設備や施設の構築、およびそのための技術や制度整備、人材育成といった分野を中心に積極的に支援しています。

具体的には、電気通信に関する国際連合の専門機関である国際電気通信連合 (ITU: International Telecommunication Union)*と協力して、日本は開

発途上国に対して電気通信分野における様々な開発支援を行っています。2012年3月には、仙台市においてITUと総務省との共催により、東日本大震災や復興の過程で得た情報通信分野の知見や教訓を海外の方々と共有するため、「総務省・ITU災害通信シンポジウム」を開催しました。また2013年2月には、世界共通の課題である医療分野の課題解決に資するため、ICTを活用したe-Healthを開発途上国に普及していくため

のワークショップ等を国内の情報通信企業との連携の下、日本(東京)で開催しました。

アジア太平洋地域では、アジアの国際機関であるアジア・太平洋電気通信共同体 (APT: Asia Pacific Telecommunity)*が、2009年にアジア・太平洋地域におけるブロードバンドの普及・発展に向けて今後加盟国が協力して取り組んでいくための共同声明および行動計画を策定するなど、地域的政策調整役として、アジア太平洋地域における電気通信および情報基盤の均衡した発展に寄与しています。日本はICTの格差解消やICTの利活用による医療・教育現場等の課題を解決するため、APTを通じたパイロットプロジェクト、研修やワークショップ等の人材育成を行っています。

また、ASEANにおいては、2011年11月に開催された日・ASEAN首脳会議で採択された共同宣言(バリ宣言)に「ASEANスマートネットワーク構想」等のICT分野における協力の強化が盛り込まれるなど、情報通信分野における協力を進めているところです。

さらにASEANとは、特に近年各国の関心が高まっているサイバー攻撃を取り巻く問題について、2013年9月に、日・ASEAN



アンゴラ国営放送ベンゲラ局で指導する専門家(写真: 大町佳代/JICAアンゴラフィールドオフィス)

サイバーセキュリティ協力に関する閣僚政策会議が日本(東京)で開催されました。

あわせて、日本の経済成長に結びつける上でも有効な、地上デジタル放送日本方式(ISDB-T)*の海外普及活動に、整備面、人材面、制度面の総合的な支援を目指して積極的に取り組んでいます。ISDB-Tは、2013年9月現在、中南米地域をはじめとして普及が進んで

おり、ISDB-T採用国^{注17)}への支援の一環として、2009年度から現在までチリ、ペルー、コスタリカなど8か国に専門家を派遣し、技術移転を実施しています。さらに、ISDB-T採用国および検討国を対象としたJICA研修を毎年実施し、ISDB-Tの海外普及・導入促進を行っています。

用語解説

情報通信技術

(ICT:Information and Communication Technology)

コンピュータなどの情報技術とデジタル通信技術を融合した技術で、インターネットや携帯電話がその代表。

国際電気通信連合

(ITU:International Telecommunication Union)

電気通信・放送分野を担当する国連の専門機関(本部:スイス・ジュネーブ。193か国が加盟)。世界中の人が電気通信技術を使えるように、①携帯電話、衛星放送等で使用する電波の国際的な割当、②電話、インターネット等の電気通信技術の国際的な標準化、③開発途上国の電気通信分野における開発の支援等を実施。

アジア・太平洋電気通信共同体

(APT:Asia-Pacific Telecommunity)

1979年に設立されたアジア・太平洋地域における情報通信分野の国際機関。同地域の38か国が加盟。同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的政策調整等を実施。

地上デジタル放送日本方式(ISDB-T: Integrated Services Digital Broadcasting - Terrestrial)

日本で開発された地上デジタルテレビ放送方式。緊急警報放送の実施が可能であるなど災害対策面に優位性を持つ。

バングラデシュ

ITEE※(情報処理技術者試験)マネジメント能力向上プロジェクト
技術協カプロジェクト(2012年10月～実施中)

バングラデシュでは、政府が「デジタル・バングラデシュ」という方針を掲げ、IT産業を繊維産業に次ぐ輸出産業へと育成する取組を進めています。しかし、バングラデシュには、IT技術者の能力を評価する試験制度がありませんでした。また、大手IT企業が世界的に実施する試験はバングラデシュの一般国民には受験料が高すぎて利用できず、IT技術者のスキルや能力を対外的に売り込めないという課題を抱えていました。

このような中、2010年に、コンピュータ技術を指導していた青年海外協力隊員たちが、バングラデシュのIT技術の能力を測るため、経済産業省、(独)情報処理推進機構(IPA)と協力し、日本の情報処理技術者試験(ITEE)を使った模擬試験を実施しました。269人が受験したこの試験の結果、バングラデシュのIT技術者の能力は、既にこの試験が導入されている他のアジア6か国と比べて引けを取らないレベルであることが証明されました。この動きがバングラデシュ政府の目にとまり、2012年10月から日本のITEEをモデルとした国家資格の導入に関する技術協カプロジェクトが実施されています。

本プロジェクトでは、2014年秋までの国家資格化を目指し、試験問題の準備や予行練習、アジア各国との相互認証の推進などを実施しています。そしてこの資格を通じてバングラデシュのIT技術者の能力を証明することで、日本などのIT企業がバングラデシュへ進出する一つのきっかけになることが期待されています。(2013年8月時点)

※ IT Engineers Examination



青年海外協力隊員が支援したITEEコンテストの様相(写真: JICA)

注17 ブラジル、ペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、フィリピン、ボリビア、ウルグアイ、モルディブ、ボツワナ、グアテマラ、ホンジュラスの15か国(2013年11月時点)

ルワンダ人自身が創る 情報通信技術の戦略計画の実施

～国づくりとビジネスの両面から ICT の基盤づくりを支援～



山中さんとkLabに集った学生やICT起業家たち
(写真：山中敦之)

国際協力の現場から

07

民族間の対立によって1994年に大量虐殺が起きたルワンダ。悲惨な歴史のイメージが強い同国ですが、近年は政治的に安定し、治安もよく清潔な国として「アフリカの奇跡」と呼ばれています。世界銀行の調査でもアフリカの中で3番目にビジネスがしやすい国とされ、年率8%前後の順調な経済成長を遂げています。

1998年、内戦のため人材は不足し基幹インフラがほとんど破壊された中で、ルワンダ政府は、国を一から復興させる手だてとして戦略的にICT(情報通信技術)を使うことを決定しました。そして、2000年から2020年までの5か年ごとの国家ICT戦略・計画が、ルワンダ開発の一つの柱として大統領の強いリーダーシップの下で実施され、現在ではICTインフラ整備においては他の途上国もうらやむ発展を遂げています。

JICA専門家・山中^{やまなか}敦之^{あつし}さんは、2009年3月から1年5か月にわたり、ルワンダ政府の第3次国家ICT戦略計画の策定を支援し、その後、2011年7月から1年5か月間、その計画の実施に協力してきました。策定段階では、ICTをどのように活用できるか、政府、企業、NGO、教育機関などの関係者が集い、アイデアを出し合いながら方向性を検討しました。山中さんはその戦略計画支援アドバイザーです。

「ルワンダ人は本音で話し合うことがあまり得意ではありません。一から話し合って政策方針を決めるという方法には膨大な時間がかかることは分かっていました。でも、ルワンダ人自身がオーナーシップを持ち、自国の課題に主体的に取り組んでほしかったから、あえてこの方法を選んだのです。策定には約1年かかりました。」

2000年にICT政策を強化し始めた当時、ルワンダは、国外の援助機関や民間企業の提案を受け入れました。しかし、ルワンダ人自身の要望がうまく戦略に反映されて



ルワンダ大統領(左から3人目)と山中さん。TICAD VのブースでルワンダICT商工会議所がICTを産業の一つとして紹介(写真：神戸情報大学院大学)

いなかったため、実施する段階になると様々な問題が生まれました。だからこそ、山中さんはルワンダ人主導の戦略・計画立案にこだわったのです。

ルワンダ政府はICTの普及には民間企業の成長が欠かせないと考え、2011年にICT商工会議所を設立しました。そして、イノベーションセンターである「kLab」^{ケイラブ}が、政府、ICT商工会議所、JICAの共同で立ち上がったのです。ここは、起業を目指す若者たちや青年起業家たちがICTを使ったサービスや製品を開発するのを支援する施設です。

彼らの中からは、自国のビール会社や薬局の在庫管理システム、データベースを組み込んだウェブサイト、クラウドソーシングのソリューション作成などの実績を上げている起業家が生まれています。また、携帯電話が普及しているルワンダでは、PCより携帯を使ったアプリやシステム開発が進んでいて、それらを国内の企業に提供しています。

任期中、山中さんはルワンダのICTの潜在力について日本に売り込んだり、ルワンダのICT商工会議所のメンバーの日本での研修を支援したりしながら、日本の企業との橋渡しにも力を入れてきました。その努力が実り、現在、JETROの支援を受け、日本企業がルワンダのIT会社にスマートフォンのアプリ制作を発注するケースも誕生しています。真面目で、時間を守り、変更にも柔軟に対応するルワンダ人は、ビジネスを行っている日本企業からは、高く評価されています。

「アフリカは今、市場として急速に成長しています。そして、日本のブランドはアフリカで依然高い信頼があります。だからこそ、今、日本企業にアフリカとの間でウィンウィンなビジネス関係を構築してほしいのです。特に、JICAが支援し日本との関係性が深いルワンダを拠点にアフリカ諸国にビジネス展開する。これは非常に有効だと思いますよ。」(山中さん)

日本の支援によって経済成長に拍車がかかり、その関係を足がかりに日本企業がアフリカに進出する。ルワンダのプロジェクトは、ODAを通じて日本と支援を受ける国がウィンウィン関係を築く大きな可能性を示しているのです。山中さんの活動はルワンダで高い評価を受けています。

※ kは首都Kigali(キガリ、ラボのある場所)のイニシャルであり、knowledgeのkでもある。

(3) 貿易・投資、ODA以外の資金との連携

開発途上国の持続的な成長のためには、民間部門が中心になって役割を担うことが鍵となります。産業の発展や貿易・投資の増大などの民間活動の活性化が重要です。しかし、数々の課題を抱える開発途上国では、

民間投資を呼び込むための環境整備を行うことが困難な場合があり、国際社会からの支援が求められています。

< 日本の取組 >

日本は、ODAやその他の政府資金(OOF)*を活用して、開発途上国内の中小企業の振興や日本の産業技術の移転、経済政策のための支援を行っています。また、開発途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、貿易・投資の環境や経済基盤の整備も支援しています。

2001年にスタートした「世界貿易機関(WTO)ドーハ・ラウンド交渉(ドーハ開発アジェンダ)」*においても、開発途上国が多角的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進することが重視されています。日本は、WTOに設けられた信託基金に拠出し、

開発途上国が貿易交渉を進め、国際市場に参加するための能力を強化すること、およびWTO協定を履行する能力をつけることを目指しています。

日本市場への参入に関しては、開発途上国産品の輸入に際し、一般の関税率よりも低い税率を適用するという一般特惠関税制度(GSP)^{注18)}により、特に後発開発途上国(LDCs)*に対しては無税無枠措置*をとっています。また、日本は、経済連携協定(EPA)*を積極的に推進しており、貿易・投資の自由化を通じ開発途上国が経済成長できるような環境づくりに努めています。



キルギスでの一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたコミュニティ活性化プロジェクト。地元女性たちとジャム作りに取り組む嶋田青年海外協力隊員(写真:久野真一/JICA)

注18 一般特惠関税制度 GSP: Generalized System of Preferences

こうした日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、近年、WTOや経済協力開発機構(OECD)をはじめとする様々な国際会議(フォーラム)において「貿易のための援助(AfT)」*に関する議論が活発になっています。日本は、総額約120億ドルの貿易関連プロジェクトへの支援などを柱とした「開発イニシアティブ2009」*という独自の貢献策を実行し、多くの国から高い評価を得ています。具体的な取組としては、貿易を行うために重要な港湾、道路、橋など輸送網の整備や発電所・送電網など建設事業への資金の供与や、税関職員の教育など貿易関連分野における技術協力が挙げられます。さらに開発途上国の小規模生産グループや小規模企業に対して「一村一品キャンペーン」*への支援も行っています。また、開発途上国へ民間からの投資を呼び込むため、開発途上国

特有の課題を調査し、投資を促進するための対策を現地政府に提案・助言するなど、民間投資を促進するための支援も進めています。

また、日本は、アジア地域における輸出によって経済成長に貢献した開発協力の成功事例を研究する「貿易のための援助」アジア・太平洋地域専門家会合に積極的に取り組んでいます。2013年7月のWTO第4回「貿易のための援助」グローバル・レビュー会合において、日本の開発協力の成功事例等(官民連携の推進等)専門家会合での議論の成果を、世界の他の地域に紹介し、参加国から好評を得ました。さらに、経済産業省の技術協力として、日系企業の海外展開を支援するため、現地の産業人材の育成や現地の大学等との連携による企業文化講座、ジョブフェアなどによる現地の高度人材の確保の支援に取り組んでいます。

その他の政府資金(OOF:Other Official Flows)

政府による開発途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしないなどの理由でODAにはあてはまらないもの。輸出信用、直接投資、国際機関に対する融資など。

ドーハ・ラウンド交渉(ドーハ開発アジェンダ)

WTO加盟国が多国間で、鉱工業品、農林水産品の関税の削減・撤廃、サービス分野の規制緩和など幅広い分野について、貿易の自由化を目指すための交渉。貿易を通じた途上国の開発も課題の一つ。

後発開発途上国(LDCs:Least Developed Countries)

国連による開発途上国の所得別分類で、開発途上国の中でも特に開発が遅れている国々。2008～2010年の1人当たり国民総所得(GNI)平均992ドル以下などの基準を満たした国。2013年3月現在、アジア7か国、中東・北アフリカ2か国、アフリカ34か国、中南米1か国、大洋州5か国の49か国。(234ページ参照)

無税無枠措置

後発開発途上国(LDCs)から先進国への輸出に関しては、関税や数量制限などの障壁を無くした、先進国による措置。これまで対象品目を拡大してきており、LDCsから日本への輸出品目の約98%が無税無枠での輸入が可能となっている。(2013年7月時点)

経済連携協定(EPA:Economic Partnership Agreement)

特定の国または地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とした自由貿易協定(FTA:Free Trade Agreement)に加え、投資、人の移動、政府調達、知的財産の保護や競争政策におけるルールづくり、幅広い経済関係の強化を目的とする二国間協力など幅広い分野での経済協定。

貿易のための援助(AfT:Aid for Trade)

開発途上国がWTOの多角的貿易体制の下で、貿易を通じて経済成長を達成することを目的に、途上国に対し、貿易関連の能力向上のための支援やインフラ整備の支援を行うもの。

開発イニシアティブ

貿易を通じて開発途上国の持続的な開発を支援するための総合的な施策。途上国が自由貿易体制から恩恵を得るためには、貿易の自由化だけでなく、①生産(競争力のある製品を生産する能力の向上)、②流通・販売(流通インフラを含む国内外の物流体制の整備)、③購入(市場の開拓)という3つの要素を柱とする。これら3つの局面に、「知識・技術」「資金」「人」「制度」といった手段での支援を組み合わせ、途上国における生産者、労働者と先進国、途上国の消費者を結び付ける総合的な支援の実施を目指している。

一村一品キャンペーン

1979年に大分県で始まった取組を海外でも活用。地域の資源や伝統的な技術を活かし、その土地独自の特産品の振興を通じて、雇用創出と地域の活性化を目指す。アジア、アフリカなど開発途上国の民族色豊かな手工芸品、織物、玩具など魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に広めることで、途上国の商品の輸出向上を支援する取組。

ケニア、タンザニア、
ウガンダ、ルワンダ、
ブルンジ

東部アフリカ地域税関能力向上プロジェクト・フェーズ2 技術協カプロジェクト(2009年9月4日～実施中)

ケニア、タンザニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジを含む東部アフリカ地域では、貿易・流通を促進して持続的な経済成長を目指していますが、その中でも通関手続の円滑化は重要な課題です。同地域では、通常、輸出側と輸入側で合計2回行う国境における輸出入手続を1回で行うこと(ワンストップ化)で、通関手続の円滑化・効率化を推進しています。

日本は、2007～2009年までケニア、タンザニア、ウガンダを対象として、各国税関の能力を向上し、ワンストップボーダーポスト(OSBP)※システムを構築する「東部アフリカ地域税関能力向上プロジェクト(フェーズ1)」を実施してきました。また、このプロジェクトでは、ケニアとタンザニアの国境であるナマンガとケニアとウガンダの国境であるマラバにおいて、情報通信技術、機材整備、共同国境監視および共同水上監視を含むパイロット事業を実施してきました。

このフェーズ1を通じて、さらなる税関能力向上と通関業者の能力向上を図ることが必要だと判断し、ルワンダ、ブルンジを加えた合計5か国において、2009年9月から2013年9月までの4年間を協力期間として、「東部アフリカ地域税関能力向上プロジェクト(フェーズ2)」を実施しました。フェーズ2で日本は延べ5名の長期専門家、34名の短期専門家を派遣し、通関処理システム、国境・水上監視に必要な機材を供与するとともに、延べ71名が参加した研修を実施することで、同地域の税関職員と通関業者の能力向上に寄与しています。(2013年8月時点)

※ 23ページの「用語解説」参照



通関手続の円滑化・効率化に向けた協議を行う(写真: JICA)

セネガル

セネガル投資環境セミナー 技術協力個別案件(研修)(2013年4月7日～2013年4月13日)

アフリカ大陸の最西端に位置するセネガルでは、沿岸部を中心とした経済開発が活発となっています。その一方で、セネガルは日本から遠く離れているのみならず、さらにフランス語を公用語としていることなどから、その経済活動に関する情報が必ずしも日本企業に伝わってこないため、セネガルに進出する日本企業数は限られています。

そのため我が国では、日本企業が有する技術をセネガルの開発に活かしていくため、外国投資の促進や環境整備を担当する投資促進・大規模投資公社(APIX)に専門家を派遣しました。

また、2013年4月には、セネガルの官民関係者11名を日本に招き、日本の高度な技術や日本市場の特徴を学ぶための研修を行うとともに、JICAおよびJETROが日本企業向けのセネガル投資環境セミナーを開催し、132社に上る日本企業が参加しました。

このような活動により、セネガルの農業や水産分野の投資の可能性を日本企業に紹介した成果もあって、日本企業のアフリカ進出への関心が寄せられています。



セネガル官民関係者の築地市場見学。鮮魚市場で、モロッコ産、モーリタニア産のタコを見つけて立ち止まる(写真: JICA)

(4) 政策立案・制度整備

開発途上国の持続的成長のためには、インフラ(経済社会基盤)の整備とともに政策の立案・制度の整備や人づくりが重要です。汚職を撲滅し、法・制度を改

革し、行政を効率化・透明化して地方政府の行政能力を向上させるなどの支援が必要です。

< 日本の取組 >

政策立案や制度整備への支援の一環として、法制度整備支援を進めています。法制度整備は良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく自助努力による国の発展の基礎となるものです。この分野への支援は、日本と相手国の「人と人との協力」の代表例であり、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、バングラデシュなどの国を中心として日本の「顔の見える援助」の一翼を担っています。

また、これにより開発途上国の法制度が整備されれば、日本企業がその国で活動するためのビジネス環境が改善されることとなり、制度的な基盤を整えるための重要な取組となります。法制度整備への支援は、日本のソフトパワーによるものであり、アジアをはじめとする世界の成長力の強化を下支えするものです。

さらに、民主的発展の支援のために、法制度、司法制度、行政制度、公務員制度、警察制度などの各種の制度整備や組織強化のための支援、民主的な選挙を実施するための支援、市民社会の強化、女性の地位向上のための支援などの取組を行っています。汚職の防止や統計能力の向上、地方行政能力の向上も支援しています。

国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)^(注19)を通じて、刑事司法分野の様々な課題について、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象に、研修・セミナーを実施しています。UNAFEIの行う研修には、人権上の配慮等に係る女性犯罪者の処遇に関するものも含まれています。

また、特定のプロジェクトだけではなく、開発途上国の財政に資金を投入する政策立案・制度改善も支援



国家警察民主化研修の教官研修会場。研修後のコンゴ民主共和国国家警察教官らと研修内容について話す JICA 担当者(写真:久野真一/JICA)

注 19 国連アジア極東犯罪防止研修所 UNAFEI: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders

しています。

国内治安維持の要となる警察機関の能力向上については、制度づくりや行政能力向上への支援など人材の育成に重点を置きながら、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転と、施設の整備や機材の供与を組み合わせた支援をしています。

警察庁では、インドネシア、フィリピンなどのアジア諸国を中心に専門家の派遣や研修員の受入れを行っています。これらを通して、民主的に管理された警察として国民に信頼されている日本の警察の姿勢や事件捜査、鑑識技術の移転を目指しています。



ベトナムでの民法ワーキングセッション。ベトナム語訳した日本の民法とベトナムの民法を一条ずつ比較していく
(写真：谷本美加/JICA)

ネパール

平和構築・民主化促進のためのメディア能力強化プロジェクト 技術協力プロジェクト(2010年11月～実施中)

2006年に約10年続いていた内戦を収束させる包括的和平合意が成立し、民主化プロセスが進むネパールで、日本はJICAを通じて、国営ラジオ局「ラジオ・ネパール」の能力強化と、民主的なメディア政策・関連法案を策定するための支援を行っています。世界では、紛争の影響下にある国で、政治指導者がマスメディアを利用し、敵対するグループに対する憎悪を煽^{あお}って、戦闘に駆り立てるといった例がよく見られます。このため、近年の平和構築活動では、「政治家に利用されない中立的なメディアの育成」が、紛争予防の大きな課題となっています。

ネパールでは、北海道の約1.8倍という規模の国土の中で、FMラジオ局が364、TV局が24、新聞・雑誌が5,648としのぎを削っていますが、これら膨大な数のメディアを支える市場が存在しないため、メディアの多くが政党、政治団体、さらには個人の政治家から資金援助を受けているといわれています。こうしたメディアは、自社のスポンサーに都合の良い情報だけを流すので、紛争後も様々な政治対立の原因となってきました。

このプロジェクトでは、ラジオ・ネパールに対し、「公正・中立・正確な」報道・番組制作ができる人材の育成を行っています。プロジェクトの成果として、途上国では珍しい「調査報道」(政治や社会の不正を質^たすための報道)の番組も作られるようになりました。ネパールのラジオ局の中では最も広い地域で受信可能な同局が「ジャーナリズムの規範」を示すことで、ほかのメディアへの波及効果も現れ始めています。(2013年8月時点)



日本人専門家から、報道分野の技術指導を受けるラジオ・ネパールの職員たち(写真：JICA)

考えて、試行錯誤しながら 自分たちの制度を手に入れる

～タンザニア、地方政府改革への支援～



ムプワワ県のファシリテーター（村落普及員）と下田さん
（写真：下田道敬）

国際協力の現場から

08

アフリカのタンザニアでは、独立以来進めてきた独自の開発政策が行き詰まり、その結果、援助国・機関の主導する様々な改革を受け入れたもののなかなか成果が上がらず、試行錯誤を続けてきました。そうした中でタンザニアは、1990年代終わりから地方分権化に着手します。しかし、この改革も容易ではなく、同国は日本に技術支援を求めました。2002年、JICA国際協力専門員の下田道敬さんは調査のために現地政府を訪れました。

「まず、こんな急激に地方分権化を進めて大丈夫なのか？と率直に思いました。また、分権化の会議に参加してみると、タンザニア政府側は援助国のいいなり状態。自国の根本に関わる問題なのに自分たち自身で考えて進む道を決めることもできないこと自体が最大の問題と感じました。」

下田さんは地方自治庁の幹部に日本の経験を紹介しました。日本は明治維新後、欧米の制度を学びつつ、国民的な議論を重ね、試行錯誤しながら自国に合った「和洋折衷」の行政システムを構築してきました。また、第二次世界大戦後、経済開発を進めるかたわら地方自治体の能力を育み、2000年により本格的な地方分権化に踏み切った、「ゆっくりではあるが着実な」改革の経験を持ちます。下田さんは、「あなた方が自ら考え、議論し、自分たちの地方行政制度を創り上げるための助けになるような研修をしよう」と提案しました。

2002年から始まった通称「大阪研修」では、州と県の地方行政長官が参加。日本の行政の歴史を学んだ上で、大阪府茨木市や大分県、熊本県水俣市を訪れて、現地での行政サービスや住民とのかかわりの実態を視察しました。下田さんは、地方自治体と住民が力を合わせた施策づくりが可能であると感じてもらうことを心がけました。

大分県を訪れたときのことで。同県では貧しい地域でも土地に合った産品を住民自らが育み、行政が応援する



地方自治政府高官と職員とともにコーヒーの苗木を視察する下田さん。村人も参加。（写真：下田道敬）

「一村一品運動」に取り組んでできました。ある地域では、農家の母親たちが、かりんとうを商品化して大きな売上げを達成しました。そのグループは、自分たちも真似したいとやって来る周辺地域の人たちにノウハウを惜しみなく与えました。その結果、自分たちの売上げが大きく減ってしまうにもかかわらずです。

研修生たちは「それで幸せなのですか？」と尋ねました。そのときグループの女性リーダーは、「自分たちだけが儲けるよりも、みんなでちょっとずつ良くなるほうが幸せです。」と答えたのです。下田さんが「大分県精神は“Not I, but we. (自分がではなく、みんなで)”なんですよ」と説明すると、共同体を大切にするタンザニア人たちはその言葉に大きくうなずいたといいます。

大阪研修が終わると、研修生たちから「自分たちの学んだことを同僚にも伝えていきたい」という声が上がリ、すべての州で日本での学びを共有するためのセミナーが、タンザニア人自らの手で開かれました。

各地ではそれらの学びをもとに、次第に独自の試みが芽生えてきています。たとえば、ある県では安定財源を確保するために固定資産税の徴収に取り組み始めました。気候風土に合わないのに主食のトウモロコシばかり作ってきた地域に、その土地に合った作物はほかにないのかという観点から、ソルガム（穀類の一種）やサツマイモを奨励して農民の現金収入を増やした県もあります。

そして、大阪研修の参加者たちのイニシアティブによって、全国すべての州・県の地方行政長官が一堂に会して地域の成功事例を共有するとともに、課題を話し合うための大阪同窓会が設立されました。

2013年からは新しい世代の地方行政長官たちに向けた新たな大阪研修も始まりました。下田さんは、タンザニアの地方行政を支援するJICAの取組は、欧米ではなく日本だからこそできる「寄り添い型」の支援モデルだと考えています。

「予算や人材が極端に限られている途上国政府は、地域住民の主体的取組をもっと重視してこれを後押しし、みんなで自分たちの地域を良くしていくしかないと思っています。また、大阪同窓会のように地方行政のトップが集まり、課題を共有できれば、国に対しても具体的な政策提言を行っていただけるでしょう。自身で考え創り上げるというタンザニアの成果は、きっと他の開発途上国にも応用できると信じています。」

(5) 文化の保護・振興

開発途上国では、自国の文化の保護・復興に対する関心が高まっています。たとえば、その国を象徴するような文化遺産は、国民の誇りであるばかりでなく、観光資源として周辺住民の社会・経済の発展に有効に活用できます。しかし、開発途上国には、危機にさらされている文化遺産も多く、そのような文化遺産を守

るための支援は、人々の心情に直接届く上に、長期的に効果が持続する協力の形ともいえます。また、これら人類共通の貴重な文化遺産をはじめとする文化の保護・振興は開発途上国のみならず、国際社会全体で取り組むべき課題でもあります。

< 日本の取組 >

日本は、文化無償資金協力*を通じて、1975年より開発途上国の文化・高等教育の振興、文化遺産の保全のための支援を実施しています。具体的には、開発途上国の文化遺跡、文化財の保存や活用に必要な施設、その他の文化・スポーツ関連施設、高等教育・研究機関の施設の整備や必要な機材の整備を行ってきました。こうして整備された施設は、日本に関する情報発信や日本との文化交流の拠点にもなり、日本に対する理解を深め、親日感情を培う効果があります。近年では、「日本の発信」の観点から、日本語教育分野の支援にも力を入れています。

2012年度には、高等教育レベルを中心に、日本語教育や体育・音楽等、教育の幅広い分野で支援を実施しました。日本語教育支援としては、スーダン、セルビアの日本語教育施設に対する整備を行いました。またガーナ、レバノン、モルドバにおいてスポーツ施設・器

材を整備したほか、音楽教育支援としてアンゴラ、コロンビアの音楽学院に対する支援を実施しました。このほか、パプアニューギニアの教育センターに対し、教育番組制作のための機材整備なども行っています。

日本は、国連教育科学文化機関(UNESCO)に設置した「文化遺産保存日本信託基金」を通じて、文化遺産の保存・修復作業、機材供与や事前調査などを行っています。特に途上国の人材育成には力を入れており、日本人専門家を中心とした国際的専門家の派遣や、ワークショップの開催等により、技術や知識の提供による協力も実施しています。ほかにも、いわゆる有形の文化遺産だけでなく、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、語り伝えなどの無形文化遺産についても、同じくUNESCOに設置した「無形文化遺産保護日本信託基金」を通じて、継承者の育成や記録保存などの事業に対し支援しています。



ペルーで日本語を学習する生徒に書道を指導する青年海外協力隊員(写真:伊崎弘志/JICA)

文化無償資金協力

開発途上国が文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として実施する開発プロジェクト(機材調達、施設整備など)のために必要な資金を供与する。政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」とNGOや地方公共団体等を対象に小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の二つの枠組みにより実施している。

セルビア

ベオグラード大学言語学部日本語学科LL教室整備計画 文化無償資金協力(草の根文化無償資金協力)(2012年2月～2012年6月)

旧ユーゴスラビア諸国の中でも日本語学習者が多いと言われているセルビアですが、日本語・日本文化専攻の学位を取得できる国内の高等教育機関は、ベオグラード大学だけです。この大学での日本語教育は1976年に始まり、セルビアで最も体系的に日本語を学べる機関として、日本とセルビアの交流の要となる人材を育成しています。セルビア国内にある日本語教育機関の講師のほとんどが同大学の卒業生です。

このように国内トップレベルの日本語学科であるにもかかわらず、LL教室に設置されていた機材は1980年代のもので、ほとんどが機能していませんでした。大学独自で改修する予算がなかったため、草の根文化無償資金協力を通じてLL教室を整備し直し、学習環境を拡充させる支援を行いました。その結果、入学希望者が増え、日本語学科はLL教室を整備した翌年に前年より2割多い新入生を迎えることとなりました。そして修士課程では、日本留学から帰国した学生たちが多数勉強を続けています。

ベオグラード大学はこれからも、日本の大学との交流事業も強化していく予定であり、今後日本とセルビアの重要な架け橋となる高度な日本語力を持った人材が多く輩出されることが期待されます。



整備した機材を使って日本留学の報告を行うベオグラード大学の学生。報告は日本語とセルビア語の両言語で行われた



日本からの帰国留学生の報告に聞き入るベオグラード大学の学生たち。パソコン、机、いすはこのプロジェクトで整備されたもの
(写真：2点とも在セルビア日本大使館)



ドミニカ共和国で北部地方4か所の日本語学校を週に一度ずつ巡回して授業を行う内島青年海外協力隊員(写真：佐藤浩治/JICA)

子どもたちを笑顔にして 未来の代表選手を生み出したい

～ラオスで奮闘する日本人初のサッカー指導者～



本間さん。ラオスサッカー連盟の練習場にて
(写真：本間圭)

国際協力の現場から

09

インドシナ半島の内陸国ラオス。この国で最も人気のあるスポーツの一つがサッカーです。JICA青年海外協力隊の本間圭^{ほんま けい}さんは、2011年9月から同国に赴任し、日本人初のサッカー指導者としてラオスサッカーを底上げするために日々、奮闘しています。

1985年に高知市で生まれた本間さんは、JAPANサッカーカレッジ(新潟県)を卒業した後、国内のクラブで指導者としてのキャリアをスタート。2008年から2011年は中国・上海市に渡り、日本人向けのサッカースクールの初代指導者としてクラブチームの立ち上げに関わりました。本間さんは現在、ラオスサッカー連盟で活動しながら、U-14(14歳以下)ラオス代表監督とラオス女子代表監督を兼任しています。

そんな本間さんですが、赴任前は、ラオスはサッカー不毛の地だろうと思っていたといいます。しかし実際に来てみて、ラオスではサッカーが非常に盛んであり、選手たちの動きも俊敏で技術があるのに驚きました。地方の村の小学校には必ず木の枠で作られたサッカーゴールがあります。また、夕方になると、裸足の少年たちが未舗装の道でボールを蹴って楽しそうに遊んでいる光景が、通りのいたるところで見られます。そんな日常の中で培われた技術がラオスサッカーを象徴していると、本間さんは考えます。

2012年の東南アジア選手権でのラオス代表は、ミャンマーのヤンゴンで行われた予選リーグを突破し、本大会に進む8か国に選出されました。本大会では試合こそ敗れたものの、強豪のマレーシアとシンガポールを相手に果敢に戦いを挑みました。ただ、本間さんはラオス代表のプレーを高く評価する一方で、課題も指摘しています。



グラスルーツフェスティバル(ルアンパバーン会場)で少女たちを指導
(写真：本間圭)

「ラオスの選手には、すぐにあきらめる精神的な弱さが見られ、また、試合中に自分で判断することを苦手としています。こうした点は、幼いころからの教育で習慣づけられる場合が多く、大人になってから変えていこうとしてもなかなか簡単にはいきません。」それだけに、子どもたちの指導に当たる本間さんにとってサッカーの指導は単にサッカーという球技だけにとどまりません。サッカーの普及は青少年の健全な育成にも必要だと本間さんは語ります。

「子どもたちには、サッカーを通じて、あきらめずに最後まで頑張ることの大切さ、自分で考えて判断してプレーすること、仲間と関わる楽しさ、何かを達成する楽しさ、分かる楽しさ、そして勝つ喜びと負ける悔しさなどを感じ取ってもらいたいと思っています。サッカーを通じて何かを学ぶということでしょうか。サッカーは他の競技に比べ、かわる人数が多いスポーツです。難しいながらも、協力して目的(ゴール)を達成する喜びを仲間と共有できるなど、得られるものが多いスポーツです。そして人気スポーツだけに、ラオス社会全体に与える影響は大きいものがあります。子どもたちが何かに打ち込める環境を作ることがこの国の大きな課題だと思います。」

ラオスサッカー連盟では、地方の少年・少女にサッカー教室を開催する「グラスルーツフェスティバル」を実施しています。会場では、サッカー教室のほか、学校の教員や保護者向けのワークショップ、さらには指導者講習会なども行われています。2013年は、首都ビエンチャンを皮切りに、地方の4会場で開催される計画です。コーディネーターとインストラクターを兼務しながらフェスティバルの運営を担っている本間さんは、子どもたちを指導しながらこう感じています。

「どの会場に行ってもサッカーの大好きな子どもたちの笑顔に出会えます。その笑顔を増やし、よい思い出を提供し続けることが大切です。JICAの支援でサッカーに出会い、好きになった子どもたちの中から、ラオス代表選手が生まれてくることを願っています。」

本間さん率いるラオスチームは、2013年5月にタイで行われた「U-13 ASEANサッカートーナメント」で参加8チーム中第3位の好成績を挙げました。

3. 地球規模課題への取組

(1) 環境・気候変動問題

環境問題についての国際的な議論は1970年代に始まりました。1992年の国連環境開発会議(UNCED^{注20}、地球サミット)、2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)^{注21}、そして2012年6月の国連持続可能な開発会議(リオ+20)での議論を経て、国際的にその重要性がより一層認識されてきています。現在、リオ+20を受け、持続可能な開発目標(SDGs)*の交渉や持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム等が進められているほか、G8、G20サミッ

トにおいても、環境・気候変動は繰り返し主要テーマの一つとして取り上げられており、首脳間で率直かつ建設的な議論が行われています。環境問題は、未来の人類の繁栄のためにも、国際社会全体として取り組んでいくべき課題です。地球規模の課題に取り組み、持続可能な社会を構築するため、ユネスコが主導機関となり、「持続可能な開発のための教育(ESD)」*を推進しています。

< 日本の取組 >

● 環境汚染対策

日本は環境汚染対策に関する多くの知識・経験や技術を蓄積しており、それらを開発途上国の公害問題等を解決するために活用しています。特に、急速な経済成長を遂げつつあるアジア諸国を中心に、都市部での公害対策や生活環境改善への支援を進めています。2013年には、地球規模で水銀対策を行うための「水銀に関する水俣条約」が合意され、10月9-11日、熊本

県熊本市、水俣市で採択、署名のための外交会議が開催されました。日本は、水俣病の経験を踏まえ、条約交渉に積極的に参加し、ホスト国として会議の成功に尽力したほか、途上国に対する大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理分野において3年間で20億ドルの支援を表明しました。

モンゴル

ウランバートル市大気汚染対策能力強化プロジェクト 技術協力プロジェクト(2010年3月～2013年3月(2013年内にフェーズ2開始予定))

近年高い経済成長を遂げているモンゴルでは、就職先やより良い教育を求め、多くの人が首都のウランバートル市に集まる一方、急激な都市化と人口増加に都市インフラの整備が追いつかず、様々な都市問題が発生しています。

中でも、大気汚染は大きな問題の一つで、ウランバートル市はWHOの調査では世界で2番目に大気汚染が深刻な都市と報告されています。同市内では車両台数が急増したため、激しい渋滞が排気ガスの増大を引き起こしていることに加えて、マイナス30度から40度まで気温が下がる冬には、石炭ストーブの煙や発電所・ボイラーの排出ガスが一体となった煙霧が市内一面に立ち込め、呼吸器疾患等の健康被害が拡大しています。

大気汚染の改善には科学的な根拠に裏付けられた対策が不可欠ですが、モンゴルでは汚染状況の分析が行われていませんでした。こうした状況に早急に対応するため、2010年に始まった大気汚染対策能力強化プロジェクトでは、大気拡散シミュレーションモデルの構築や測定技術、日本の環境対策・制度などについて指導しました。その結果、大気汚染の主な発生源が同市全体の大気汚染にどの程度影響しているのかが明らかになるとともに、これらの原因分析に基づく大気汚染対策の提言がウランバートル市議会で承認されました。

ウランバートル市の大気汚染対策の強化のため、今後第2フェーズの実施を通じて、日本の知見や経験が一層活かされることが期待されています。



空から見たウランバートル市の様子(写真: JICA)

注20 国連環境開発会議 UNCED: United Nations Conference on Environment and Development

注21 持続可能な開発に関する世界首脳会議 WSSD: World Summit on Sustainable Development

● 気候変動問題

気候変動問題は、国境を越えて人間の安全保障を脅かします。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)^{注22)}が2013年9月に公表した最新の資料によると、1880～2012年において世界の平均気温は0.85度上昇しているとされています。このような中、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致団結した取組の強化が求められています。

2012年末にカタール・ドーハで開催された国連気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP^{注23)}18)では、日本は、2020年以降のすべての国が参加する新しい枠組みの構築に向けて、「交渉の基礎的なアレンジメントを整えた」との明確なメッセージを世界に示すことを目標として、積極的に議論に貢献しました。その結果、最終的に、既存の2つの作業部会(「条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会」および「京都議定書*の下での附属書I国のさらなる約束に関する特別作業部会」)の作業が終了し、京都議定書に代わる新たな国際枠組みの構築に向けた交渉に専念できる環境が整備されました。京都議定書については、第二約束期間の設定に関する合意が採択されました。また、日本は、2009年に表明した2012年末までの150億ドルの途上国支援について、2012年12月末時点で官民合わせ約176億ドル(公的資金約140億ドル、民間資金約36億ドル)を達成しました。こうした支援の着実な実施は、気候変動の国際交渉において途上国の建設的な姿勢を引き出すとともに、ODA等を通じて低炭素技術*を持つ日本企業の海外展開にも寄与しました。

日本は、技術で世界に貢献していく「攻めの地球温暖化外交戦略」の策定に当たるなど、積極的に地球温暖化対策に取り組んでいきます。その一つとして、日本の優れた低炭素技術などを世界に展開していく二国間オフセット・クレジット制度*を推進しています。これは、クリーン開発メカニズム*を補完するものとして、低炭素技術の提供などによって相手国の温室効果ガス削減に貢献し、日本の削減目標達成に活用する制度です。日本は早期の運用開始を目指して、アジアやアフリカ諸国等との間で協議を進めています。また、31か国で238件のFS事業を実施しました(2013年10月時点)。さらに2013年度からは、実証事業や設備

補助事業を実施し、5か国で11案件を採択しています(2013年10月時点)。これまでに本制度に関する二国間文書を、モンゴルとは2013年1月に、バングラデシュとは3月に、エチオピアとは5月に、ケニア・モルディブとは6月に、ベトナムとは7月に、ラオス・インドネシアとは8月に各々署名しています。(2013年10月時点)

そのほか、日本は、世界での低炭素成長実現に向けて、次のような様々な地域協力を実施しています。2013年5月には、最大の温室効果ガス排出地域である東アジア地域での低炭素成長モデルの構築を推進するために、各国の政府・国際機関関係者を集めた「第2回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」を実施し、活発な議論が行われました。この対話では、低炭素成長に貢献する技術に焦点を当てて議論し、①政府と自治体、民間セクターの連携強化、②低炭素成長実現のための適正技術の普及、および③市場メカニズムを含むあらゆる政策ツールを総動員することの重要性について各国は認識を共有しました。また、アフリカとの間では、「^{ティカッド}TICAD横浜宣言2013」の中で低炭素成長・^{きょうじん}気候変動に強靱な開発に関する戦略について言及され、横浜行動計画では本戦略に基づいた支援や二国間オフセット・クレジット制度の普及・促進を行っていくことが決定されました。さらに、日米でも気候変動分野において協力していくことで両国は一致し、今後、①2020年以降の将来枠組みの構築に向けた国連交渉の主導、②日米両国の先駆的な技術を活用した低炭素成長の実現とその普及、③地球温暖化に^{きょうじん}強靱な社会の構築の3つの分野で、議論を深めていくこととなりました。



「第2回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」の会場に設けた企業展示ブースで各国の参加者に日本の優れた低炭素技術を紹介している様子

注22 気候変動に関する政府間パネル IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change

注23 条約の締結国会議 COP: Conference of Parties

●持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

日本は、「国連ESDの10年(DES²⁴)」の最終年である2014年11月に「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」を岡山市および愛知県名古屋市において開催する予定です。また、

DES²⁴の始まった2005年からUNESCOに信託基金を拠出し、全世界を対象として気候変動教育、防災教育、生物多様性教育に関するプロジェクトを実施するなど、積極的にESDの推進に取り組んでいます。

持続可能な開発目標(SDGs)

リオ+20で議論され、政府間での交渉プロセスの立ち上げが合意された開発目標。国ごとの能力等を考慮しつつ、すべての国に適用されるもの。2015年より先の国連の開発アジェンダに統合されることとされている。2013年1月、SDGsオープン・ワーキング・グループが設置され、分野ごとに議論が行われている。

持続可能な開発のための教育

(ESD: Education for Sustainable Development)

持続可能な社会の担い手を育む教育。

「持続可能な開発」とは、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく現在の世代のニーズを満たす」ような社会づくりのことを意味している。「持続可能な開発」のためには私たち一人ひとりが、日常生活や経済活動の場で意識し、行動を変革することが必要であり、このための教育を「持続可能な開発のための教育」という。

国連総会決議により、2005年からの10年間で「国連ESDの10年(DES²⁴)」とし、UNESCOを主導機関として、世界的に取組が進んでいる。

京都議定書

1997年に京都で開催されたCOP3で採択された、温室効果ガスの排出削減義務等を定めた法的文書。国連気候変動枠組条約で規定されている先進国および経済移行国における温室効果ガス排出量を1990年と比較し、2008～2012年の5年間で一定数値削減することを義務付けたもの。日本は6%の削減義務を負う(第一約束期間)。2012年のCOP18で第二約束期間設定のための改正案が採択され、同期間に参加しないという日本の立場は改正された附属書Bに反映された。

低炭素技術

二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出が少ない環境技術。日本はこの分野で優れた技術を有しており、これを活用し、高効率な発電所、持続可能な森林経営、省エネ・再生可能エネルギーの促進・制度整備、廃棄物管理の支援を通じて、温室効果ガスの排出量を削減する取組を行っている。

二国間オフセット・クレジット制度

温室効果ガス削減につながる技術・製品・システム・サービス・インフラ等の途上国への提供等を通じた、途上国での温室効果ガスの排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価し、日本の削減目標達成に活用する仕組み。

クリーン開発メカニズム

京都議定書によって導入された、各国の温室効果ガス排出削減目標を達成するための手段。途上国での温室効果ガス排出削減量等を、自国の排出削減目標を達成するために利用することのできる制度。

ベトナム

森林・自然環境保全プログラム 技術協力プロジェクト(2010年8月～実施中)

ベトナムの森林被覆率(国土面積に対する森林面積の割合)は、過去の戦争や、人口増加と貧困による森林の農地への転換、違法伐採などによって、1945年の約43%から1990年には約28%まで減少してしまいました。このような状況を改善するため、ベトナム政府は、2020年までに森林被覆率を国土の45%に回復させる政策目標を立て、森林面積回復と持続可能な森林管理に取り組んでいます。

日本は「自然環境保全プログラム」を通じて、持続可能な森林管理と生計向上の両立、生物多様性の保全などについて幅広く支援しています。たとえば、中部地域の11の地方省では、「保全林造林・持続的管理事業」(有償資金協力)により、保全林を育てるとともに、林業インフラ・村落インフラなどの整備を支援しています。森林地域を整備することで、山地が水を蓄え、河川の水量が調節されるとともに、生物多様性が保全されることを目指しています。また、北西部地域では、「北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト」(技術協力プロジェクト)により、51の村で住民と共に森林管理を行うことで、「持続可能な開発」の意識を住民に啓発するという「ESD(持続可能な開発のための教育)」にも役立つ事業を実施しています。また、果樹・野菜の栽培、家畜の飼育などを始めることで生計を向上させることにも取り組んでいます。

南部地域では、「ビズップ・ヌイバ国立公園管理能力強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)により、国立公園と地域住民が協力して行うエコツーリズムを推進し、自然環境に配慮した農業手法の普及を支援しています。これにより住民への意識啓発、生計向上と自然環境の保全を両立させています。(2013年8月時点)



住民参加による森林管理の様子。森林の保護、植林と持続的な利用について住民が話し合っている(写真: JICA)

注24 国連ESDの10年 DESD: Decade of Education for Sustainable Development

カメルーン、中央アフリカ、
コンゴ共和国、
コンゴ民主共和国

コンゴ盆地における持続可能な熱帯雨林経営と生物多様性保全のための能力強化計画(ITTO連携) 無償資金協力(2012年3月～実施中)

中部アフリカのコンゴ盆地は、アマゾンに次いで世界で2番目に広い熱帯林地帯(約2億ヘクタール)であり、豊富な生物多様性^{※1}を有しています。しかし、コンゴ盆地を中心とするアフリカの国々では、森林経営を行う技術者が不足しているためアジアや中南米の熱帯林と比べ、持続可能な森林経営の確立が遅れているのが現状です。

コンゴ盆地では、毎年600人以上の技術者が新たに必要とされていますが、現在この地域内の人材育成施設が輩出する技師・技術者は、年間320人程度にとどまっています。さらに各施設では、研修機材が不足するなどして、研修生が実務で必要とする知識・技術を十分に身に付けることができていません。

そこで日本は、コンゴ盆地の熱帯林地帯において活動実績のある国際熱帯木材機関(ITTO^{※2})と協力し、カメルーン、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、および中央アフリカの人材育成機関施設を整備しています。支援内容は、持続可能な森林経営に関する訓練プログラムの策定、訓練プログラムの実施に必要な施設・機材の整備、各国の森林技術者の育成機関の講師が、機材・策定プログラムを活用し、指導するための訓練活動です。これらの活動により、各機関での教育の質が向上し、さらに育成される技術者が年間350人に増加します。

育成された技術者により、コンゴ盆地域内において持続可能な森林経営が推進されます。またこれらの技術者が、持続可能な森林経営を住民や民間企業等にも広めることで、森林資源に依存しながら農村部で生活する住民の貧困削減や所得向上にも貢献します。その結果として、この地域における生物多様性・気候変動分野の対応能力が向上することが期待されています。(2013年8月時点)

※1 80ページ参照。

※2 国際熱帯木材機関 ITTO: International Tropical Timber Organization



研修施設での学習の様子



1997年の内戦以降再建されていない森林開発要員の養成施設(コンゴ共和国)
(写真: 2点ともITTO)

バングラデシュ

南北スーダンからの廃棄物管理第三国研修 第三国研修(2012年12月)

2012年12月に、バングラデシュの首都ダッカにおいて、スーダン共和国と南スーダン共和国の行政官を対象に廃棄物管理の第三国研修を実施しました。

1,500万人近くの人々が居住するダッカ市では、長年にわたり、人口増加による都市衛生の悪化が問題となっており、日本が10年以上にわたり、廃棄物管理改善の技術指導等を行う技術協力プロジェクトや、排気ガスを抑えたごみ収集車100台を供与した無償資金協力、地域住民への啓発活動等を行う青年海外協力隊の派遣など、様々なスキームで継続的な支援を行ってきました。こうした支援の結果、収集・運搬できるゴミの量が約40%増加しただけでなく、廃棄物処分場に「福岡方式」と呼ばれる準好気性埋立構造[※]の衛生埋立地を導入したことにより、廃棄物の管理水準が大幅に改善しました。

南北スーダンにおいても、都市部において人口が増えるにつれて、廃棄物量も増加しています。また、経済的問題や社会システムが十分に機能していないことから、廃棄物の管理体制ができていないことにより、都市衛生環境の悪化が深刻になっています。そのような中、日本はスーダンにおいて、専門家派遣を2010年から、南スーダンにおいては技術協力プロジェクトを2011年から実施しています。

南北スーダンの行政官は、ダッカ市の廃棄物取組に触発され、地区ごとに責任と権限を持たせる管理方法などについて自国の政策にも活かしたいと話していました。3か国の関係者が今後も学び合うことが期待されています。



無償資金協力により提供された、低排気ガスのごみ収集車(写真: JICA)

※ 福岡大学と福岡市が1970年代に共同で開発した埋立技術。「福岡方式」は、途上国で従来採用されていた嫌気性埋立に比べメタンガスの発生が抑制される一方、先進国に多い好気性埋立に比べ構造が単純でコストが安い。

●生物多様性

近年、人間の活動の範囲・規模・種類の拡大により、生物多様性の喪失が問題になっています。このような中、日本は、2010年10月に愛知県名古屋市で開催した生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の成果を踏まえ、生物多様性の保全と持続的な利用に取り組んでいます。2012年10月には、ハイデラバード(インド)にて第11回締約国会議(COP11)が開催され、開発途上国等における生物多様性に関する活動を支援するための国際的な資金フロー(資金の流れ)を2015年までに倍増させるという資源動員に関する暫定的な目標が合意され、愛知目標*達成に向けてCOP10において醸成されたモメンタム(機運)を次回会合に引き継ぐことができました。

また、2012年4月には、生物多様性および生態系

サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)*が設立され、2013年1月にIPBES第1回総会(IPBES-1)が開催されました。



パラオのサンゴ礁モニタリング能力向上プロジェクト(写真: JICA)

生物多様性



生物多様性とは、地球上のたくさんの生き物と、それらがつながってバランスが保たれている生態系、さらに生物が過去から未来へ伝える遺伝子の個性までを含めた生命の豊かさのことをいう。

生物の多様性

生態系の多様性



森林、湿原、河川、サンゴ礁など、様々な環境があること

種間の多様性



動物、植物、細菌、微生物まで、多くの生物種がいること
(地球上の推定生物種:500万~3,000万種)

種内の多様性



乾燥や暑さに強い個体、病気に強い個体など、同じ種の中でも個体ごとに違いがあること

(写真: 3点とも環境省)

生物に国境はなく、世界全体で生物多様性の問題に取り組むことが必要なことから、「生物多様性条約」がつくられました。その目的は①生物多様性の保全、②生物資源の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公平な配分です。先進国から途上国への経済的・技術的な支援により、生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組を行っています。

用語解説

愛知目標(戦略計画 2011-2020)

「ポスト2010年目標」とも呼ばれている。中長期目標として「2050年までに人と自然の共生の実現」を、短期目標として2020年までに生物多様性の損失を止めるための行動を実施することを掲げ、「少なくとも陸域17%、海域10%が管理され、かつ保全される」など20の個別目標を採択。

生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)

科学的評価、能力開発、知見生成、政策立案支援の4つの機能を軸に、生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する活動を行う。

(2) 感染症

HIV/エイズ、結核、マラリアなどの感染症は、個人の健康のみならず、開発途上国の経済社会発展に影響を与える深刻な問題です。HIV/エイズと結核に同時に感染する重複感染や、従来の薬が治療効果を持たない多剤耐性・超多剤耐性の結核などの発生で、より深刻さを増していることも大きな問題です。また、新型インフルエンザや結核、マラリアなどの新興・再興感染症^{*}への対策や最終段階にあるポリオ根絶に向けた取組を強化することも引き続き国際的な課題です。さらに、シャーガス病、フィラリア症、住血吸虫症などの「顧みられない熱帯病」^{*}には、世界全体で約10億人が感染しており^(注25)、開発途上国に多大な社会的・経済的損失を与えています。感染症は国境を越えて影響を与えることから、国際社会が一丸となって対応する

< 日本の取組 >

● 三大感染症(HIV/エイズ、結核、マラリア)

日本は「世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)」を通じた支援に力を入れています。世界基金は2000年G8九州・沖縄サミットで、感染症の対策を初めて議論したのをきっかけに設立された、三大感染症対策の資金を提供する機関です。日本は同基金の生みの親として、2002年の設立時から資金支援を行ってきており、2010年9月のミレニアム開発目標(MDGs)国連首脳会合において、日本は世界基金に対して当面最大8億ドルを拠出することを表明しました。日本は世界基金設立から2013年末までに約18.7億ドルを拠出しました。世界基金による支援により、これまでに救われた命は870万人以上と推計されています。また、世界基金の支援を受けている開発途上国において、三大感染症への対策が効果的に実施されるよう、日本の二国間支援でも補完できるようにしています。保健システムの強化、コミュニティ能力強化や母子保健のための施策とも相互に連携を強めるよう努力しています。

二国間支援を通じたHIV/エイズ対策として、日本は新規感染予防のための知識を広め、啓発・検査・カウンセリングを普及し、HIV/エイズ治療薬の配布システムを強化する支援などを行っています。特に予防につ



バングラデシュで感染症のフィラリアについて説明する青年海外協力隊員
(写真：吉田智香/在バングラデシュ日本大使館)

必要があり、日本も関係国や国際機関と密接に連携して対策に取り組んでいます。

いてより多くの人に知識や理解を広めることや、感染者・患者のケア・サポートなどには、アフリカを中心に「エイズ対策隊員」と呼ばれる青年海外協力隊が精力的に取り組んでいます。

結核に関しては、「ストップ結核世界計画2006-2015年」^(注26)に基づき、世界保健機関(WHO)^(注27)が指定する結核対策を重点的に進める国や、蔓延状況が深刻な国に対して、感染の予防、早期の発見、診断と治療の継続といった一連の結核対策、さらにHIV/エイズと結核の重複感染への対策を促進してきました。2008年7月に外務省と厚生労働省は、JICA、財団法人結核予防会、ストップ結核パートナーシップ日本と共に「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を発表し、日本が自国の結核対策で培った経験や技術を活かし、官民が連携して、世界の年間結核死者数の1割(2006年の基準で16万人)を救済することを目標に、開発途上国、特にアジアおよびアフリカに対する年間結核死者数の削減に取り組んできました。2010年にWHOが「ストップ結核世界計画2011-2015年」として改訂したことに合わせ、2011年に「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を改訂し、新たな国際保

注25 (出典) WHO "10 facts on neglected tropical diseases" http://www.who.int/features/factfiles/neglected_tropical_diseases/en/index.html

注26 ストップ結核世界計画 Global Plan to Stop TB 2006-2015

注27 世界保健機関 WHO: World Health Organization



南スーダンのジュバにある教育病院の様子。マラリアは、幼児の方が重症化するため蚊帳は欠かせない(写真：久野真一/JICA)

健政策の下で、引き続き国際的な結核対策に取り組んでいくことを確認しました。

乳幼児が死亡する主な原因の一つであるマラリアについては、地域コミュニティの強化を通じたマラリア対策への取組を支援したり、国連児童基金(UNICEF^{ユニセフ}^(注28))との協力による支援を行っています。

ザンビア

HIV/エイズケアサービス管理展開プロジェクト 技術協カプロジェクト(2009年11月～実施中)

南部アフリカの内地に位置するザンビアの出生児平均余命は47歳と、サブサハラ・アフリカの平均54歳と比較しても低い状況が続いています。この原因の一つとして挙げられるのが、国民の7人に1人が感染しているといわれているHIV/エイズです。HIVに感染すると、そのウィルスが体内で増え続け、身体の免疫機能や体力が低下します。ウィルスの完全な排除はできないものの、生涯薬を飲み続けることで、身体の免疫機能の低下を防ぎ、長きにわたり健常時と変わらない生活を送ることが可能です。

ところが、ザンビア地方部のHIV/エイズの患者は、最寄りの診療所までの道路や橋が整備されておらず、バスなどの公共交通機関もないことから、薬の服用や治療を受けることがままなりません。

このような地域において、日本は、地域保健局がHIV/エイズの巡回検診や診療を行う体制を築くための技術支援と、HIV/エイズの治療サービス従事者に対する技術指導などを実施しています。

これらの協力により、ザンビア地方部の5万人から6万人のHIV/エイズ患者が新たに治療サービスを受けることが可能となり、また患者の時間的・経済的負担も軽くなります。これまで生活の基本的部分で困難を抱えていた患者の人間としての尊厳にかかる状況が改善されることが期待されています。(2013年8月時点)



地域保健局スタッフによるミーティング風景(写真：宮野真輔/JICA)

注28 国連児童基金 UNICEF: United Nations Children's Fund

●ポリオ

日本は、根絶に向けて最終段階を迎えているポリオについて、ポリオ常在国(ポリオが過去に一度も撲滅されたことのない国で、かつ感染が継続している国)であるナイジェリア、アフガニスタン、パキスタンの3か国を中心に、主にUNICEFと連携してポリオ撲滅を支援しています。また、パキスタンでは、2011年8月に民間のゲイツ財団と連携して、約50億円に及ぶ円借款を通じ、全国の5歳未満の子どもたち約3,200万

人に対するポリオ・ワクチン接種活動を支援しています。さらに、2012年度には、ポリオ常在3か国に対して累計約15.5億円の支援を行ったほか、チャド、コンゴ民主共和国といったアフリカ諸国についても約460万ドルを超える支援を行いました。また、ソマリアには2013年度に緊急対策として1.1億円の支援を行いました。

●顧みられない熱帯病(NTDs:Neglected Tropical Diseases)

日本は、1991年から、世界に先駆けて「貧困の病」ともいわれる中米諸国のシャーガス病対策に本格的に取り組み、媒介虫対策の体制を確立する支援を行い、感染リスクを減少することに貢献しました。フィラリア症についても、駆虫剤を供与し、多くの人に知識・理解を持ってもらうための啓発教材を供与しています。また、青年海外協力隊による啓発予防活動などを行い、新規患者数の減少や病気の流行が止まった状態の維持を目指しています。

さらに2013年4月、NTDsを含む開発途上国の感

染症に対する新薬創出を促進するための日本初の官民パートナーシップ、一般社団法人グローバルヘルス技術振興基金(GHIT Fund: Global Health Innovative Technology Fund)を立ち上げました。日本国内外の研究開発機関とのグローバルな連携を推進しながら、低価格で効果の高い、治療薬・ワクチン・診断薬等の研究開発を通じて開発途上国における感染症の制圧を目指します。(GHITファンドについては10ページを参照。)

●予防接種

予防接種は感染症疾患に対して、安価で効果的な手段であることが証明されており、毎年200万～300万人以上の命を予防接種によって救うことができると見積もられています(注29)。開発途上国の予防接種率を向上させることを目的として2000年に設立されたGAVIアライアンス*に対して、日本は2011年に拠出

を開始して以来、累計約2,748万ドルの支援を行いました。2000年に設立以来、GAVIの支援により救われた命は550万人以上と推計されており、2011年からMDGs達成期限である2015年までにさらに約400万人の命を救うことができると見積もられています。

用語解説

新興・再興感染症

新興感染症：SARS(重症急性呼吸器症候群)・鳥インフルエンザ・エボラ出血熱など、かつては知られていなかったが、近年新しく認識された感染症。

再興感染症：コレラ、結核などのかつて猛威をふるったが、患者数が減少し、収束したと見られていた感染症で、近年再び増加してきたもの。

顧みられない熱帯病

シャーガス病、デング熱、フィラリア症などの寄生虫、細菌感染症等を指す。感染者は世界で約10億人に上り、その多くが予防、撲滅可能であるにもかかわらず、死亡に至るケースがある。また感染者が貧困層に多いなどの理由で社会的関心が低いため、診断法、治療法、新薬の開発や普及が遅れている。

GAVIアライアンス(ワクチンと予防接種のための世界同盟 GAVI Alliance: the Global Alliance for Vaccines and Immunization)

開発途上国の予防接種率を向上させることにより子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。加盟国政府、関連国際機関に加え、製薬業界、民間財団、NGOが参画している。

注29 (出典) WHO "Health topics, Immunization" <http://www.who.int/topics/immunization/en>

中南米の「貧困の病」シャーガス病 住民とともに戦う

～ニカラグアで媒介虫・サシガメの駆除と監視プロジェクトを実施～



住民から保健省に届けられたサシガメを
手にする吉岡さん(写真: 吉岡浩太)

国際協力の現場から
10

日本ではなじみのない感染症「シャーガス病」。この中南米特有の病気は、マラリアに次いで危険な熱帯病といわれています。ここ数十年の間に、人の移動を通じて広まり、米国、カナダ、ヨーロッパの多くの国々、そして日本でも患者が確認されるなど、世界的な脅威になっています。

感染の約8割は、サシガメと呼ばれる吸血性のカメムシが媒介して起こります。感染した直後であれば完治が可能ですが、多くの場合、症状を感じる事がなく、慢性期に入ると効果的な治療法はまだ確立されていません。感染に気がつかないまま10年から20年を経過すると、心臓疾患等で死に至ることもあります。

JICAは、1990年代にグアテマラでシャーガス病の研究プロジェクトを実施したのを皮切りに、中南米諸国で感染対策の技術協力を展開してきました。2009年には、中米のニカラグアでプロジェクトが開始されました。同国では、少なくとも5万人が感染していると推定されています。

「シャーガス病はデング熱やインフルエンザと違って、アウトブレイク(病気が爆発的に広がること)を起こさない感染症なので、どうしても対策の緊急性が低くなっています。緊急性は低いが高重要性の高いシャーガス病対策を、どのように保健省の日常業務に埋め込んでいくかが、プロジェクトの大事な点です。」

こう語るのはJICAの専門家として現地で活動を行う吉岡浩太さんです。吉岡さんは青年海外協力隊としてグアテマラでシャーガス病対策にかかわったのち、大学院で国際健康開発を学んだ経験を持つ人物です。

シャーガス病は「貧困の病」の異名を持ちます。媒介するサシガメが、土壁や藁葺きといった貧しい人々の住む家屋に生息するからです。ニカラグアでも貧困層が多い北

部での発生率が高いことが確認されています。このプロジェクトでは、北部5県を対象として、サシガメによる感染を持続的に防ぐことを目標に設定しました。

まず、サシガメの生息状況を把握するための調査を実施します。ニカラグア保健省の調査員が1万2195軒の家屋を調査した結果、815家屋(6.7%)でサシガメの生息が確認され、最も多い市では19%の家屋で生息が確認されました。

この状況を改善するために、プロジェクトでは次のような対策を講じます。まず、サシガメの多い市では、1軒1軒殺虫剤を撒いてサシガメを減らします。たとえば2012年には延べ1万3000軒を超える家屋で殺虫剤を散布しました。しかし、殺虫剤はサシガメを一時的に駆除するには効果的ですが、永続的なものではありません。重要なのは住民がサシガメの脅威を理解し、継続的に監視を続けるシステムを作ることです。そこで、プロジェクトでは、監視システムを提案し、対象の5県49市でシステムを導入するための研修を実施しました。この監視システムは、サシガメを発見した住民が最寄りの保健所に届け出て、その後、保健所のスタッフがその家を訪問し、啓発・殺虫剤散布などの対応を行うというサイクルの確立を目指しています。

サシガメは土壁や日干しレンガの壁の中に住み着きます。とりわけ、壁のひび割れに入り込むことから、プロジェクトでは壁の修繕にも取り組んでいます。ひび割れの修繕により、サシガメは住む場所を失い、住民の感染リスクは大きく下がることになります。

シャーガス病対策には住民の理解と協力が必要です。彼らを見守る立場の吉岡さんは、対策の成果と今後への期待についてこう語ります。

「壁の修繕活動では、住民自身のイニシアティブを高めるようにしています。他人から簡単にもらったものは粗末に扱いますが、自分で努力して手に入れたものは、長い間大事にします。壁の修繕をすることで自分たちの手で一つの仕事をやり遂げた、という達成感や満足感を持ってもらい、これを重ねることで、他の生活改善活動へ自主的に広がっていくことを期待しています。」

「ニカラグアの人たちには、シャーガス病が深刻な病気であること、未だにその感染リスクがあることをしっかり理解し、その上で、行政と住民がしっかり連携することで感染リスクを減らせることを実感してほしいと思っています。」



土壁と藁葺き屋根の家屋で、住民ボランティア(右)に殺虫剤の撒き方を教える保健省職員(写真: 吉岡浩太)

(3) 食料・栄養

栄養不足人口は、国連食糧農業機関 (FAO) ^{〔注30〕}、国際農業開発基金 (IFAD) ^{〔注31〕}、国連世界食糧計画 (WFP) ^{〔注32〕} 共同の報告によると、1990年以降減少傾向にありますが、2007～2008年以降鈍化し、2011年から2013年の間、約8億4,200万人 (推計値) が慢性的な栄養不足に苦しんでいるとされています。これは依然として高い水準であり、紛争、自然災害の発生や食料価格の高騰により、食糧支援の必要性は高まっています。また、社会的セーフティー・ネット (人々が安全で安心して暮らせる仕組み) の確立や栄養状態の改善、食料増産による需給バランスの改善、家畜の感染症への対策など、食料安全保障 (すべての

人が十分な食料を得る権利を持つことへの保障) を確立するための国際的な協調や多面的な施策が求められています。

FAO、IFAD、WFPの共同の報告によると、今後これらの十分かつ適切な対策が取られれば、MDGsが掲げる「2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を1990年の水準 (23.2%) の半数 (11.6%) に減少させる」という目標については、達成できる範囲内 (2013年時点で14.3%) にあると見られています。

また妊娠から2歳の誕生日を迎えるまでの1,000日間における栄養改善は特に効果的であるため、そのための取組が進められています。

< 日本の取組 >

このような状況を踏まえ、日本は、食糧不足に直面している開発途上国からの要請に基づき食糧支援を行っています。2012年度には、二国間食糧支援として12か国に対し総額56.5億円の支援を行いました。

国際機関を通じた二国間支援では、主にWFPを通じて、緊急食糧支援、教育の機会を促進する学校給食プログラム、食料配布により農地や社会インフラ整備などへの参加を促し、地域社会の自立をサポートする食糧支援などを実施しています。2012年には世界各地で実施しているWFPの事業に総額1億9,075万ド

ルを拠出しました。

また日本は、開発途上国が自らの食料の安全性を強化するための支援を行っています。^{こうていえき}口蹄疫などの国境を越えて感染が拡大する動物の伝染病について、越境性感染症の防疫のための世界的枠組み (GF-TADs) ^{〔注33〕} など国際獣疫事務局 (OIE) ^{〔注34〕} やFAOと連携しながら、アジア・太平洋地域における対策を強化しています。さらに、日本は国際的に栄養不良改善への取組を主導しているScaling Up Nutrition (SUN) ムーブメントに深く関与し、支援の強化を表明しました。



ガーナでの乳幼児向け栄養サプリメント「ココプラス」試食会の様子 (写真: 味の素㈱)
(24ページの『開発協カトピックス』を参照)

注30 国連食糧農業機関 FAO: Food and Agriculture Organization

注31 国際農業開発基金 IFAD: International Fund for Agricultural Development

注32 国連世界食糧計画 WFP: World Food Programme

注33 越境性感染症の防疫のための世界的枠組み GF-TADs: Global Framework for Progressive Control of Transboundary Animal Diseases

注34 国際獣疫事務局 OIE: World Organisation for Animal Health

エチオピアは、「アフリカの^つ角」と呼ばれる干ばつや食料危機が起きやすい地域に位置しており、食料安全保障の確保が非常に重要です。2011年には過去60年間で最悪とされる大きな干ばつ被害が発生しました。エチオピアでは自然災害による食料危機に対応するため、各国政府や国際機関が緊急支援プログラムを実施してきましたが、中長期的な自然災害への対応能力を強化する取組が求められていました。そこで日本は2012年3月、干ばつ等気候変動に対する農村地域の対応能力を強化するためのプロジェクトを、エチオピアのオロミア州とソマリ州において開始しました。

プロジェクトは、①コミュニティベース事業、②^{かんがい}灌漑施設建設・灌漑農業指導、③天候インデックス保険の3つの柱の活動で成り立っています。①コミュニティベース事業では、コミュニティが独自に計画したプロジェクトを支援し、農業生産の安定化と、畜産マーケティング能力および放牧管理等の向上を通して、農牧地域の気候変動等に対する対応能力の強化を目指します。②灌漑施設建設・灌漑農業指導では、元牧畜民に対し、農業研修を通じ、新たな生活様式である農業への適応能力強化を図っています。③天候インデックス保険とは、たとえば降水量が一定値を下回った場合に保険金が支払われるものです。この保険の設計や普及を通じ、少雨地域における農民の干ばつへの対応能力強化を図っています。

これらの活動を通じ、日本はエチオピアの食料安全保障の確保に向け、農村地域における対応能力強化への支援を行っています。(2013年8月時点)



参加型ワークショップにて立案されたプロジェクトを支援するため、規模、実施期間、参加者数、受益者数などを把握し、必要な資機材を配布している(写真: JICA)

(4) 資源・エネルギー

開発途上国では、電気が供給されていない地域の人々が約13億人(世界の人口の18%)、近代的な調理設備を利用できない人(薪で調理するなど)は26億人もいます^(注35)。電気やガスなどのエネルギー・サービスの欠如は、産業の発達を遅らせ、雇用機会を失わせ、貧困をより一層進ませ、医療サービスや教育を受ける

機会を制限するといった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要はアジアをはじめとする新興国や開発途上国を中心にますます増えることが予想されており、エネルギーの安定的な供給や環境への適切な配慮が欠かせません。

< 日本の取組 >

日本は、開発途上国の持続可能な開発およびエネルギーを確保するため、近代的なエネルギー供給を可能にするサービスを提供し、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、省エネルギー設備や再生可能エネルギー(水力、太陽光、太陽熱、風力、地熱など)を活用した発電施設など、環境に配慮したインフラ(経済社会基盤)整備を支援しています。

資源国に対しては、その国が資源開発によって外貨を獲得し、自立的に発展できるよう、鉱山周辺のインフラ整備など、資源国のニーズに応じた支援を行って

います。日本はこうした支援を通じて、開発途上の資源国との互恵的な関係の強化を図り、また、企業による資源の開発、生産や輸送を促進し、エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保に努めます。国際協力銀行(JBIC)^(注36)、日本貿易保険(NEXI)^(注37)、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)^(注38)による支援に加え、日本のODAを資源・エネルギー分野で積極的に活用していくことが重要です。

また、日本は、採取産業透明性イニシアティブ(EITI)^(注39)を積極的に支援しています。EITIは、石油・

注35 (出典) 国際エネルギー機関「2013年世界エネルギー展望」(2011年時点の推定)

注36 国際協力銀行 JBIC: Japan Bank for International Cooperation

注37 日本貿易保険 NEXI: Nippon Export and Investment Insurance

注38 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 JOGMEC: Japan Oil, Gas and Metals National Corporation

注39 採取産業透明性イニシアティブ EITI: Extractive Industries Transparency Initiative

ガス・鉱物資源等の開発において、採取企業が資源産出国政府へ支払った金額を、政府は受け取った金額を報告し、資金の流れの透明性を高めるための多国間協力の枠組みです。41の資源産出国と日本を含む多数

の支援国、採取企業やNGOが参加し、腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減につながる責任ある資源開発を促進することを目指しています。



アフガニスタンのカブール国際空港施設内において系統連系型太陽光発電システムを設置。本発電で国際線ターミナルの電力需要の約35%を賄う
(写真：サイド・ジャン・サバウーン/JICA)

ケニア

1. 再生可能エネルギーによる地方電化推進のための人材育成プロジェクト 2. 再生可能エネルギーによる地方電化モデル構築プロジェクト 技術協力プロジェクト(1: 2011年 8月~実施中 2: 2012年 3月~実施中)

ケニアでは、エネルギー分野の組織改革や民間活力の導入、再生可能エネルギーの普及促進が重点課題として掲げられており、基幹送電線や配電線が急速に整備されつつあります。段階的に未電化地域における電化にも取り組んでおり、2009年時点で10%未満である地方電化率を2020年までに40%に引き上げることを目標としています。また太陽光発電など再生可能エネルギーを活用した電化も急速に進んでいます。日本が2009年度に実施した調査によると、未電化地域の再生可能エネルギーによる発電設備の多くは小規模なものにとどまっていますが、電力へのニーズは非常に高く、今後は適正な技術の活用、再生可能エネルギーの普及のためのモデルづくり、適切な維持管理のための能力向上などが課題とされています。

そこで日本は「再生可能エネルギーによる地方電化推進のための人材育成プロジェクト」として、長期専門家および短期専門家をジョモケニヤッタ農工大学へ派遣して、大学との共同研究開発、教育・研修の実施および産・学・官の連携強化を促進しています。これらを通じて、再生可能エネルギーを利用して未電化地域の電化を実現するための人材が育成されています。

さらに「再生可能エネルギーによる地方電化モデル構築プロジェクト」では、太陽光発電や小水力発電、バイオマス発電等による学校などの公共施設の電化を促進しています。また、再生可能エネルギーが円滑に普及するための地方電化モデルの構築を支援することで、同国内での再生可能エネルギーの普及促進に貢献しています。(2013年8月時点)



再生可能エネルギーによる地方電化推進のための人材育成プロジェクトの様子(写真: JICA)

(5) 防災協力と災害時の緊急援助

世界各国で頻繁に発生している地震や津波、台風、洪水、土石流などによる災害は、単に多くの人命や財産を奪うばかりではありません。災害に対して脆弱な開発途上国では、貧困層が大きな被害を受け、災害難民となることが多く、さらに衛生状態の悪化や食料不足といった二次的被害の長期化が大きな問題となるなど、災害が途上国の経済や社会の仕組み全体に深刻

な影響を与えています。

こうしたことから、開発のあらゆる分野のあらゆる段階において、様々な規模の災害を想定したリスク削減策を盛り込むことによって、災害に強い、しなやかな社会を構築し、災害から人々の生命を守るとともに、持続可能な開発を目指す取組である「防災の主流化」を進める必要があります。

< 日本の取組 >

日本は、地震や台風など過去の自然災害の経験で培われた自らの優れた知識や技術を活用し、緊急援助と並んで災害予防および災害復旧分野において積極的な支援を行っています。2005年には、神戸で開催された第2回国連防災世界会議において、国際社会における防災活動の基本的な指針となる「兵庫行動枠組2005-2015」が採択され、持続可能な開発の取組に防災の観点を効果的に取り入れることの重要性が確認されました。日本は国連などと協力してその世界的な実施を推進しています。

また、この会議において、日本はODAによる防災協力の基本方針などを「防災協力イニシアティブ」として発表しました。そこで日本は、制度の構築、人づくり、経済社会基盤の整備などを通じて、開発途上国における「災害に強い社会づくり」を自らの努力で成し遂げることができるよう積極的に支援していくことを表明しました。

2012年の7月3、4日、東日本大震災の被災地であ

る東北3県で「世界防災閣僚会議in東北」を開催し、防災の主流化・強靱な社会の構築の必要性、人間の安全保障の重要性、ハード・ソフトを組み合わせた防災力最大化の必要性、幅広い関係者の垣根を越えた連携の必要性、気候変動・都市化などの新たな災害リスクへの対処の重要性などを確認し、これらを総合的に推進していく「21世紀型の防災」の必要性を世界に向けて発信しました。また、「21世紀型の防災」を実際に推進していくために、ポスト2015年開発アジェンダにおける防災の位置付け、および、本会議の成果を踏まえたポスト兵庫行動枠組の策定の必要性を各国と確認しました。また、2013年～2015年の3年間で防災分野に30億ドルの資金提供を行うことを表明しました。

2015年3月には、仙台市で第3回国連防災世界会議が開催される予定です。同会議においては、兵庫行動枠組2005－2015の後継枠組みが策定される予定であり、その議論を通じて、防災の主流化に貢献していく考えです。



ブラジル・サンパウロ州で、河川改修、総延長約50Kmと流量調節ダムの建設が行われ、洪水の減少、上水、灌漑用水、産業用水の安定供給が可能になった(写真：久野真一/JICA)

●国際緊急援助隊

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国の政府、または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。人的援助としては、国際緊急援助隊の①救助チーム(被災者の捜索・救助活動を行う)、②医療チーム(医療活動を行う)、③専門家チーム(災害の応急対策と復旧活動について専門的な助言・指導などを行う)、④自衛隊部隊(大規模な災害が発生し、特に必要があると認められる場合に派遣される)の4つがあります。

また、物的援助としては、緊急援助物資の供与があります。日本は海外6か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要な TENT、発電機、毛布などを常に備蓄しており、災害が発生したときにはすぐに被災国に物資を供与できる体制にあります。

さらに、日本は、海外における自然災害や紛争の被災者や避難民を救援することを目的として、被災国の政府や被災地で緊急援助を行う国際機関・赤十字に対し、援助活動のための緊急無償資金協力を行っています。



2013年11月、フィリピンにおける台風(ヨランダ)被害で、被災地において診療活動を行う国際緊急援助隊・医療チーム(写真: JICA)

2012年度においては、フィリピン、ナイジェリア、フィジーなど16か国に対して計17件の緊急援助物資の供与を行いました。

また緊急無償資金協力については、2012年度に災害緊急援助として、パキスタン、フィリピン、ハイチ等における自然災害の被災者や、シリア難民・国内避難民への支援を目的として、計10か国に対し約35億円を供与しました。たとえば、パキスタンにおける洪水

被害に対しては、国際機関を通じ470万ドルを拠出し、食料や救援物資、水・衛生分野の支援を実施しました。

2013年11月にフィリピン中部で発生した台風被害に対し、約6,000万円相当の緊急援助物資(プラスチックシート等)、3,000万ドル(約30億円)の緊急無償資金協力等の支援を実施しました。加えて、国際緊急援助隊医療チーム、同自衛隊部隊、同専門家チーム(早期復旧専門家、油防除専門家)を派遣しました。

また、今回の自衛隊部隊は、約1,200人から成る過去最大規模の派遣であり、医療・防疫活動、被災民や救援物資の輸送等を実施しました。(2013年12月4日時点)



フィリピンの被災地にて、救援活動に参加した自衛官と現地の子どもの交流

● 国際機関等との連携

日本は、2006年に設立された「世界銀行防災グローバル・ファシリティ」(注40)への協力を行っています。このファシリティ(基金)は、災害に対して脆弱な低・中所得国を対象に、災害予防の計画策定のための能力向上および災害復興の支援を目的としています。

防災の重要性への認識の高まりを背景に、2006年の国連総会においては、各国と世界銀行など防災にかかわる国連機関が一堂に会しました。この総会で、防災への取組を議論する場として、「防災グローバル・プラットフォーム」の設置が決定され、2007年6月に第1回会合が開催されました。日本は、この組織の事務局である国連国際防災戦略(UNISDR)(注41)事務局の活動を積極的に支援しています。2007年10月には、UNISDRの兵庫事務所が設置されました。

2013年5月には、スイスのジュネーブにて防災グ

ローバル・プラットフォームの第4回会合が開催され、172か国から政府関係者、民間団体・NGO等から3,500名以上が参加しました。日本は第3回国連防災世界会議を日本の仙台市で開催することを表明しました。

神戸での第2回国連防災世界会議から8年が経過していることから、日本は、防災グローバル・プラットフォーム会合の場も活用しながら、国際社会における防災活動の基本的な指針となる兵庫行動枠組のフォローアップに積極的に取り組んでいます。

また、ASEAN防災人道支援調整センター(AHAセンター)(注42)に対して、通信設備の支援や人材の派遣等を行うとともに、緊急備蓄物資の提供と物資の管理・輸送体制の構築支援を行っています。

ブータン

サイクロン災害復興支援計画 無償資金協力(2011年8月～2013年3月)

ブータンは国土の大部分が険しい山岳地帯で、鉄道・航空網が発達していないため、移動・運搬は道路網に大きく依存しています。2009年5月末にサイクロン「アイラ」が南アジアを襲い、ブータン各地の道路・橋梁が破壊され、市場、病院、学校など、住民の日常生活に必要な施設へのアクセスが遮断されました。

破損した橋梁の中には現地の業者では技術的に修復が難しいものがあり、復旧が進みませんでした。そこで日本は、サイクロンで被災した橋梁や、今後被災する可能性の高い脆弱な橋梁など、計5つの橋梁の架け替えを支援することにしました。

まず、中部のトンサ県で国道4号線に接続する農道の3橋梁を架け直したことで、国道と村落が車道で結ばれ、地域住民の社会経済活動が活発化しました。

また、南部のサルパン県で国道5号線上の2橋梁を耐久性の高い橋梁に架け替えたことで、災害に対して強くなるとともに、重量制限が18トンから40トンに緩和され、幅員も1車線から2車線に改善されました。これにより、国道の輸送性が向上し、国内の円滑な物流が促進されました。



架け替えられた耐久性の高い橋梁(写真: JICA)

注40 世界銀行防災グローバル・ファシリティ Global Facility for Disaster Reduction and Recovery

注41 国連国際防災戦略 UNISDR: United Nations International Strategy for Disaster Reduction

注42 ASEAN防災人道支援調整センター(AHAセンター) AHA Centre: ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance on Disaster Management

(6) 国境を越える犯罪・テロ

グローバル化やハイテク機器の進歩と普及、人々の移動の拡大などに伴い、国際的な組織犯罪やテロ行為は、国際社会全体を脅かすものとなっています。薬物や銃器の不正な取引、人身取引、資金洗浄(マネーロンダリング)*および詐欺・横領等の企業犯罪や経済犯罪などの国際的な組織犯罪は、近年、その手口が一層多様化して、巧妙に行われています。国際テロ組織アル・カーイダの影響を受けた各地の関連組織等は特に北アフリカ・サヘル地域において活動を活発化させており、2013年1月には、アルジェリアにおいて邦人10

名を含む多くの犠牲者が出たテロ事件が発生しました。また、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾の海賊も依然として懸念されます。

国境を越える国際組織犯罪、テロ行為や海賊行為に効果的に対処するには、1か国のみの努力では限りがあります。そのため各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における対処能力向上支援などを通じて、国際社会全体で法の抜け穴をなくす努力が必要です。

< 日本の取組 >

●薬物対策

日本は国連麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、国連薬物犯罪事務所(UNODC)〈注43〉の国連薬物統制計画(UNDCP)〈注44〉基金への拠出などを行い、アジア諸国を中心に開発途上国を支援しています。2012年度には、約81万ドルのUNDCP基金への拠出を活用して、ミャンマーにおける「けし(麻薬の一種であるアヘンの材料になる植物)」の不正栽培を監視し、モニタリングを行う事業、東南アジア地域等における合成薬物のモニタリングに関する事業などを実施しました。また、国連麻薬委員会では、近年日本で

も社会問題となっている、いわゆる脱法ドラッグ等の新精神活性物質(NPS)*への対策が重要であると主張し、国際社会の広い賛同を得るとともに、UNODCを通じて関連事業を実施しています。さらに、2013年3月には、UNDCP基金に、アフガニスタンとその周辺諸国の薬物対策、国境管理支援、代替開発などのため、555万ドルの拠出を行いました。また、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)〈注45〉を通じて、薬物犯罪者処遇についての研修を実施しました。

●人身取引対策

日本は、人身取引対策について、法執行機関の能力構築に役立つ支援や被害者の社会復帰のための支援などに取り組んでいます。

2012年度には、日本はUNODCの犯罪防止刑事司法基金(CPCJF)〈注46〉に、人身取引対策プロジェクトのため、約51,000ドルを拠出しました。近年では、CPCJFへの拠出を通じてフィリピンの人身取引に関する捜査実務手続きの基準を促進するための警察支援や、人身取引対策eラーニング教材のタイ語への翻訳を実施しました。今後も東南アジアを中心に支援を行っていくことを検討しています。

日本で保護された人身取引被害者については、国際

移住機関(IOM)〈注47〉を通じて被害者の安全な帰国と本国での社会復帰を支援しています。さらに日本は、人の密輸・人身取引および国境を越える犯罪に関するアジア太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」への支援も行っています。

また、草の根・人間の安全保障無償資金協力(タイにおける脆弱な女性や子どもを人身取引から守るための女性支援センター設置計画)や技術協力(タイ、ミャンマー、ベトナム)を通じた人身取引対策に役立つ支援を行うとともに、UNAFEIを通じて、人身取引対策についての研修を実施しました。

注43 国連薬物犯罪事務所 UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime

注44 国連薬物統制計画 UNDCP: United Nations International Drug Control Programme

注45 国連アジア極東犯罪防止研修所 UNAFEI: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders

注46 犯罪防止刑事司法基金 CPCJF: Crime Prevention and Criminal Justice Fund

注47 国際移住機関 IOM: International Organization for Migration

● 腐敗対策

腐敗対策については、CPCJFへ拠出することで、これまでにベトナム、ラオスやカンボジアにおける腐敗防止対策セミナーやワークショップの開催を支援し、日本のODAの受取国でもあるこれら諸国において腐敗対策の取組を強化することに貢献しました。

また、UNAFEIを通じて、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象に、様々な

研修・セミナーを実施しました。これらの研修・セミナーは、「証人・内部通報者の保護及び協力の確保」、「腐敗予防」など国際組織犯罪防止条約および国連腐敗防止条約上の重要論点をテーマとしており、各国における刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。

● テロ対策

国際社会は、テロリストにテロの手段や安住の地を与えないようにし、テロに対する弱点を克服するように努めなければなりません。日本は、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国に、テロ対策能力向上のための支援をしています。特に、テロ対策等治安無償資金協力が創設された2006年以降、日本は開発途上国でのテロ対策の支援を強化しています。

日本と密接な関係にある東南アジア地域におけるテロを防止し、安全を確保することは、日本にとってとりわけ重要であり、より一層力を入れて支援を実施しています。具体的には、出入国管理、航空の保安、港湾・海上の保安、税関での協力、輸出の管理、法執行のための協力、テロ資金対策(テロリストやテロ組織への資金の流れを断つための対策)、テロ防止に関連する諸条約の締結を促進するなど各分野において、機材の供与、専門家の派遣、セミナーの開催、研修員の受入れなどを実施しています。

たとえば、2013年2月には^{アセアン}ASEAN諸国等からテロ

対策の関係者を招き、近年、テロ対策において関心を集めている既存のテロ組織と直接関係のない者の過激化への対策に関するワークショップをマレーシアと共催で開催しました。さらに、日本は2012年度にUNODCテロ防止部へ約41,000ドルの拠出を行い、ASEAN諸国に対するCBRNテロ^{*}(化学、生物、放射性物質、核兵器を用いるテロ)および海上テロに関するワークショップを開催しました。2013年3月には、アフガニスタンのテロ対策として、テロや武器等の不法取引の予防、摘発、捜査、裁判等の法執行・司法機関の能力向上を図るため、UNODC等国際機関を通じたテロ対処能力向上支援(総額約1,600万ドル)を行うことを決定しました。さらに、同年6月に開催された^{タイカッド}TICAD Vにおいて日本は北アフリカやサヘル地域におけるテロ対処能力向上のために、2,000人の人材育成および機材供与等の支援、サヘル地域向け開発・人道支援1,000億円による地域の安定化への貢献を表明しました。

用語解説

資金洗浄(マネーロンダリング)

犯罪行為によって得た資金をあたかも合法的な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。例)麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為。

新精神活性物質

(NPS: New Psychoactive Substance)

NPSは、「脱法ドラッグ」や「デザイナードラッグ」等と呼ばれ、麻薬関連条約で規制対象とされていないが、公衆衛生を脅かすおそれのある乱用物質。世界的に拡散傾向にあり、深刻な健康リスクを招いている。

CBRNテロ

化学(Chemical)、生物(Biological)、放射性物質(Radiological)、核(Nuclear)を用いた兵器はそれぞれの頭文字をとって「CBRN兵器」と呼ばれ、これらを用いて行われるテロは、「CBRNテロ」と呼ばれる。

タジキスタン・
アフガニスタンタジキスタン・アフガニスタン 貧困削減イニシアティブ(TAPRI)
国際機関を通じた援助(2011年3月～2012年3月)

タジキスタンはアフガニスタンと長い国境を接しており、地理的のみならず、歴史的・言語的にも密接なかわりがあります。しかし、両国の国境地帯は、低投資率・高失業率・不十分な社会インフラ等の貧困問題を抱えています。また、この地帯は山岳地帯であり、国境管理も不十分です。そのため、アフガニスタンの治安悪化に伴い、アフガニスタン側からタジキスタン側に麻薬、武器などが流入することが危惧されており、国境地帯で、両国が一体となって紛争予防や麻薬密輸の防止等に取り組む必要があります。

そこで、日本政府は総額500万ドルの支援を行い、国連開発計画(UNDP)を通じて「タジキスタン・アフガニスタン貧困削減イニシアティブ(TAPRI)」を、2012年3月まで約1年間にわたり実施しました。このプロジェクトの目標は、タジキスタンとアフガニスタンの国境沿いにあるハトロン州(タジキスタン)、クンドゥーズ県(アフガニスタン)およびタハール県(アフガニスタン)において、①両国国境地帯における連携強化、②持続可能な経済社会開発の促進、③両国民の生活改善等を通じた貧困削減を進めることです。

この結果、地域住民219,949人(タジキスタン側住民145,777人、アフガニスタン側住民74,172人)が直接の恩恵を受け、間接的には160万人以上が恩恵を受けました。さらに、1,605人のタジキスタン側住民が小規模融資サービス^{かんがい}を利用し、10地区の住民が安全な水や灌漑設備、代替エネルギー源を利用できるようになるとともに、両国の地方行政職員275名が地域開発計画の立案や公共サービス改善などに関するトレーニングを受け、両国で6件の地域開発計画と15件の農村開発計画が立案されるなど、当初の目標を上回る成果を得ました。

両国の近接するコミュニティ間の協力関係を促進する本プロジェクトは、両国間の信頼を構築する観点からも極めて有意義なものとなっています。



ハトロン州クムサンギル地区における第34番学校
開校式(写真: UNDP)



ハトロン州クムサンギル地区におけるメディカル
センターの視察風景(写真: UNDP)

● 海賊行為への対策

日本は、海洋国家としてエネルギー資源や食料の多くを海上輸送に依存しています。船舶の航行を安全に保つための海賊対策は、日本にとって国家の存立・繁栄に直接結びつく課題です。加えて、海上の安全は、地域の経済発展を図る上でも極めて重要なものです。

近年、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾では、海賊事案^{注48}が多発しています。国際社会全体による取組は一定の成果を上げ、海賊による攻撃発生件数は2011年に237件、2012年に75件と減少する傾向にあります。しかし、これまで海賊による攻撃の発生件数が高い水準であったことなどを踏まえると、依然として予断を許さない情勢です。発生海域もソマリア沖・アデン湾からインド洋西部に拡大し、船舶の航行の安全にとって大きな脅威となっています。

こうした脅威に対し、日本は2009年6月に成立した「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法

律」(海賊対処法)に基づき、日本は海賊対処行動として海上自衛隊の護衛艦2隻による民間船舶の護衛活動およびP-3C哨戒機^{しょうかい き}2機による警戒監視活動を実施しています。また、海賊行為があった場合の逮捕、取調べ等の司法警察活動を行うため、海上保安官が護衛艦に同乗しています。

ソマリア海賊の問題を解決するには、こうした海上での護衛活動に加え、沿岸国の海上取締り能力の向上や、海賊活動拡大の背景にあるソマリア情勢の安定化に向けた多層的な取組が必要です。これらの取組の一環として日本は、国際海事機関(IMO)^{注49}が推進しているジブチ行動指針(ソマリアとその周辺国の海上保安能力を強化するための地域枠組み)の実施のためにIMOが設立したジブチ行動指針信託基金に1,460万ドルを拠出しました。この基金により、イエメン、ケニアおよびタンザニアの海賊対策のための情報共有セン

注48 ソマリア沖・アデン湾の海賊は、航行中の船舶に対して自動小銃やロケット・ランチャーを使って襲撃し、船舶そのものを支配しつつ、乗組員を人質として身代金を要求することが一般的

注49 国際海事機関 IMO: International Maritime Organization
2012年1月1日より、IMO事務局長に関水康司前IMO海上安全部長が就任した

ターの整備・運営支援を行うとともに、ジブチに訓練センターを建設中です。現在IMOにより、ソマリア周辺国の海上保安能力を向上させるための訓練プログラムが実施されています。

また、日本はソマリアおよびその周辺国における、海賊容疑者の訴追とその取締り能力向上支援のための国際信託基金に対し累計350万ドルを拠出し、海賊の訴追・取締り強化・再発防止に努める国際社会を支援しています。ほかにも海上保安庁の協力の下で、ソマリア周辺国の海上保安機関職員を招き、「海上犯罪取締り研修」を実施しています。



ソマリア沖・アデン湾を航行する船舶の護衛活動に従事する護衛艦（写真：防衛省）

さらに、ソマリアにおいて和平が実現するように2007年以降、ソマリア国内の治安の強化、

および人道支援・インフラ整備のために約2億9,903万ドルの支援も実施しています。

ケニア、セーシェル、
タンザニア、ジブチなど
複数国

アジア・ソマリア周辺海域 海上犯罪取締り 課題別研修(地域別) (2011年～2013年にかけて複数回実施)

2012年以降、ソマリア沖・アデン湾での海賊、武装強盗発生件数は、国際社会の様々な取組の結果、大幅に減少する傾向にあります。依然として船舶の航行安全に対する大きな脅威であり、国際社会が取組を弱めれば、状況は容易に逆転し得る状況にあります。日本をはじめ各国は、これらの地域の海賊対策を国際的な重要課題ととらえ、海賊問題の解決に共に取り組んでいます。

このような中で、日本はソマリア周辺国の海上保安能力の向上を目指す多様な支援を実施してきました。たとえば、2000年に東京で開催した海賊対策国際会議で採択された「アジア海賊対策チャレンジ2000」に基づき、「アジア・ソマリア周辺海域 海上犯罪取締り」研修を実施し、ソマリア海賊問題等に取り組む中東、アフリカ諸国等の各国海上保安機関担当官を日本の海上保安庁に招聘しました。

この研修プログラムの実施により、日本は、日本が持つ海上保安技術を参加国に移転し、各国の海上犯罪取締り能力の強化に寄与しています。2011年には15名、2012年には22名、そして2013年には18名の海上保安担当官がジブチ、ケニアなどから来日し、この研修プログラムを受講しました。



海上で、救命訓練を行う参加者（写真：JICA）

4. 平和構築

国際社会では、依然として民族・宗教・歴史などの違いによる対立を原因とした地域・国内紛争が問題となっています。紛争は、多数の難民や国内避難民を発生させ、人道問題や人権を侵害する問題を引き起こします。そして、長年にわたる開発の成果を損ない、大きな経済的損失をもたらします。そのため、紛争の予防、再発の防止や、持続的な平和の定着のため、開発

の基礎を築くことを念頭に置いた「平和構築」のための取組が国際社会全体の課題となっています。たとえば、2005年に設立された国連平和構築委員会などの場において、紛争の解決から復旧、復興および国づくりに至るまでの一貫した支援に関する議論が行われているほか、国連総会の場を活用し、ハイレベルでも平和構築の重要性が確認されています。

＜日本の取組＞

日本は、紛争下における難民の支援や食糧支援、和平(政治)プロセスに向けた選挙の支援などを行っています。紛争の終結後は、平和が定着するように、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰(DDR)^{注50}への取組を支援します。そして治安部門を再建させ、国内の安定・治安の確保のための支援を行っています。また、難民や国内避難民の帰還、再定住への取組、基礎インフラ(経済社会基盤)の復旧など、その国の復興のための支援を行っています。さらに、平和が定着

し、次の紛争が起こらないようにするため、その国の行政・司法・警察の機能を強化し、経済インフラや制度整備を支援し、保健や教育といった社会分野での取組を進めています。また、これらの取組において平和構築における女性の役割の重要性に最大限配慮しています。このような支援を継ぎ目なく行うために、国際機関を通じた二国間支援と、無償資金協力、技術協力や円借款といった支援を組み合わせ対応しています。



ルワンダでの障害のある元兵士の社会復帰のための技術訓練および就労支援プロジェクト。自動車整備の技能訓練を受ける障害者たち(元兵士および一般市民)
(写真: 久野武志/JICA)

注50 元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰 DDR: Disarmament, Demobilization and Reintegration



● 平和構築分野での人材育成

平和構築の現場で求められるものは、多様化し複雑になってきています。これらに対応するため、日本は2007年度から、現場で活躍できる日本やアジアの文民専門家を育成する「平和構築人材育成事業」を実施しています。この事業は、平和構築の現場で必要とされる実践的な知識および技術を習得する国内研修、平和構築の現場にある国際機関などの現地事務所で実際の

業務に当たる海外実務研修、ならびに修了生がキャリアを築くための支援を柱としています。これまでに226名の日本人およびその他のアジア人が研修コースに参加しました。その修了生の多くが、南スーダン、シエラレオネやアフガニスタンなどの平和構築の現場で活躍しています。



平成24年度、国連大学で開催した平和構築人材育成事業のためのセミナーで、グループワークを通して意見を交換する
(写真：2点とも広島平和構築人材育成センター HPC: Hiroshima Peacebuilders Center)



同セミナーの閉会式

(1) アフガニスタンおよびパキスタン支援

アフガニスタンとパキスタンにおいて不安定な情勢が続いていることは、両国やその周辺地域だけでなく世界全体の問題です。アフガニスタンを再びテロの温床としないため、日本をはじめとする国際社会は積極的に同国への支援を行っています。そして、アフガ

ニスタンとの国境地域においてテロを排除するための作戦(掃討^{そうとう}作戦)を実施するなどテロの撲滅に重要な役割を果たしているパキスタンの安定も、周辺地域や国際社会の平和と安定の鍵となっています。

< 日本の取組 >

● アフガニスタン

日本は、これまで一貫してアフガニスタンへの支援を実施しており、2001年10月以降の支援総額は約49億3,500万ドルに上ります。

2012年7月8日、日本は、「アフガニスタンに関する東京会合」をアフガニスタンと共催しました。東京会合においては、カルザイ・アフガニスタン大統領、^{パンギムン}潘基文国連事務総長、クリントン米国务長官(当時)をはじめとする約80の国および国際機関等の代表が参加する中、治安権限移譲後の「変革の10年」(2015年—

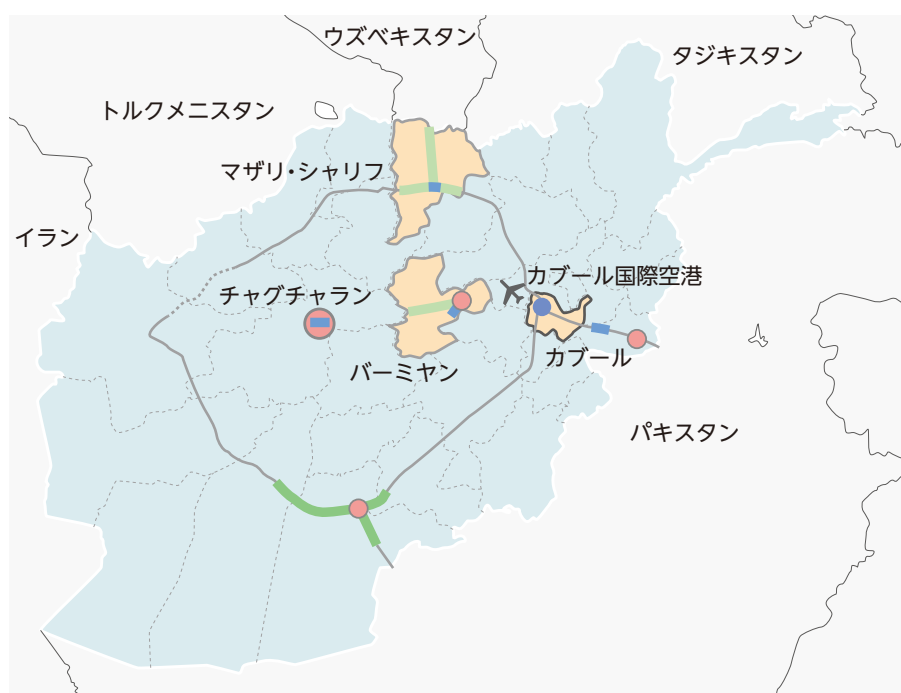
2024年)にわたるアフガニスタンと国際社会の新たなパートナーシップを示す「東京宣言」を発表しました。日本は、アフガニスタンに対し、2012年よりおおむね5年間で開発分野および治安維持能力の向上に対し、最大約30億ドル規模の支援を行うことを表明しました。また、アフガニスタンと周辺諸国との地域協力を促進する観点から、アフガニスタンの周辺諸国に対し、総額約10億ドル規模の支援を行うことを表明しました。



アフガニスタン・カブールの国内避難民キャンプの給水施設(写真:谷本美加/JICA)

日本のアフガニスタン支援の主な実績

治安維持能力強化	- 警察官給与支援により、警察官の増員を支援 (警察官の人数：2008年約7.2万人→2012年15.7万人) - 警察官の識字教育、日本・トルコでの研修・訓練 - 地雷対策支援：約90km²の地雷除去、87万人に対する地雷回避訓練
元兵士の社会への再統合	- 約6万人の元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰 737の非合法武装集団の解体 - 約27.6万の武器を回収 ★これまでに約7,000人の元タリバーン等兵士が再統合に応じている
教育	820以上の学校の建設・修復を実施し、約100万人以上の生徒の学習を支援 - JICAによる1万人の教師育成、教師用教材の作成 - UNESCOを通じた100万人の識字教育を実施中 15の職業訓練センターの建設・整備 ★日本をはじめとする国際社会の支援により、 初等教育生徒数：77万人(2001年)→544万人(2011年)
保健・医療	- 小児感染症予防のためのワクチン供与(ポリオ、BCG等) 95の診療所の建設・整備 - 結核対策、母子保健分野の技術協力 - 安全な飲料水の提供 ★日本をはじめとする国際社会の支援により、 5歳未満児死亡率：136人/1,000人(2000年)→101人/1,000人(2011年) 乳幼児死亡率：95人/1,000人(2000年)→73人/1,000人(2011年)
農業	- 稲作支援(試験場および展示圃場^{ほじょう}でのコム生産が約3倍に増加) - FAOを通じた高品質コムギ種子等の配布により、コムギ生産量が約20%増加する見込み - FAOを通じて約6.7万ヘクタールの灌漑施設^{かんがい}を整備
インフラ整備	- 幹線道路約700kmの整備 - カブール国際空港ターミナル関連施設の整備・改修 - カブール首都圏開発の総合計画策定



道路建設実施済

道路建設実施中

日本の開発支援重点地域

アフガニスタン

未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト 技術協カプロジェクト(2011年2月～実施中)

長く続いた紛争からの復興と開発に取り組むアフガニスタンでは、国づくりを担う人材の育成が欠かせません。日本は、アフガニスタンの発展にとって重要な農業・農村開発分野とインフラ開発分野を中心として、中核となる人材を育成するために「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」を開始しました。このプロジェクトは、若手の行政官や大学教員の能力向上のために、日本の大学院修士課程等で研修の機会を提供しています。2013年8月現在、89人の研修員が全国各地の26校の大学院で懸命に学んでおり、2013年6月には初めての卒業生が研修を終えて、「母国の発展と未来を担う」という強い決意とともに帰国しました。2013年9月にはさらに85人の研修員が来日予定です。

本プロジェクトは、日本での研修機会を提供することに加えて、アフガニスタン政府の関係省庁との連携を強化し、帰国した研修員が研修成果を活かしてアフガニスタンの発展に貢献する仕組みづくりも行っています。このプロジェクトで育成された人材が国づくりを担い、平和で安定した未来につながる架け橋、ひいては、日本とアフガニスタンとの友情の架け橋となっていくことを目指しています。(2013年8月時点)



国際大学(新潟県)からPEACEプロジェクト初の卒業生たち(写真: JICA)

●パキスタン

2001年の米国同時多発テロ後に国際社会と協調してテロ対策を行うことをパキスタンが表明して以来、日本はパキスタンに対して積極的な支援を行っています。2009年4月には、東京において日本政府と世界銀行とが共同でパキスタン支援国会合を開催し、日本は同国に対し2年間で最大10億ドルの支援を表明しました(注51)。さらに、同年11月には「テロの脅威に対処

するための新戦略」を発表し、パキスタンの持続的で安定した発展のために、経済成長、マクロ経済改革や貧困削減、アフガニスタンとの国境に位置し、国内外武装勢力の温床となっているハイバル・パフトゥンハー州(旧北西辺境州)および連邦直轄部族地域の人々の生活の安定などを重点分野とし、10億ドルを超える支援を着実に実施しました(注52)。



パキスタン・ラホール市のレイルウェイロード技術短期大学で木工の実習をする女子学生たち(写真:伊藤稔)
(43ページの「国際協力の現場から」を参照)

注51 経済・金融等を含めたマクロ経済の安定化を目的とした国際通貨基金(IMF)プログラムの実施が前提

注52 支援には、2010年度大洪水への支援も含む

(2) イラク

イラクは1980年以降、度重なる戦争や国際社会からの経済制裁により、国内の経済・社会インフラの多くが大きなダメージを受けた結果、停電や断水が頻繁に発生しています。イラクが主権・領土の一体性を維持しつつ平和的な民主的国家として再建されること

は、イラク国民や中東地域だけでなく、日本を含む国際社会の平和と安定にとって極めて重要です。このような観点から、国際社会はイラクの復興支援を行ってきていますが、最近では、対イラク支援の主眼は緊急支援から中長期的な復興開発に移りつつあります。

< 日本の取組 >

日本は、2003年10月にマドリードで開催された復興支援国際会議に先立ち、当面の支援として15億ドルの無償資金協力による支援を表明し、同会議においてはこれに加え、中期的な復興需要に対して円借款により最大35億ドルまでの支援を行うことを表明しました。無償資金協力についてはこれまでに表明額を超える約16.7億ドル分を実施し、円借款についても19案件で計41億ドル分の交換公文(E/N)^{注53}に署名しており、2003年の50億ドルの国際公約を達成

しました。これらに加え、技術協力で約5,000人以上のイラク人に対して研修を行ってきたほか、2008年には計約67億ドルの対イラク公的債務を削減する救済を完了しました。

日本は、イラクが「戦後復興」の段階から「自立発展」の段階に円滑に移行するよう、「経済成長のための産業の振興と多角化」、「経済基礎インフラの強化」、「生活基盤の整備」に重点を置きつつ支援を行っていく考えです。



イラク南部バスラ県の「コミュニティ参加型の学校修復・運営改善事業」。先生や子どもたちが清掃キャンペーンで、学校をキレイに(写真：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)
(101ページの「国際協力の現場から」を参照)

注53 国と国との間で取り交わされる約束 E/N: Exchange of Note

校内清掃や子ども会活動で 学校を改善する小学生たち

～イラクを支援するセーブ・ザ・チルドレン・ジャパン～



子ども総会で学校改善活動に参加することの大切さを訴えた少女たちと西本さん(写真:セーブ・ザ・チルドレン)

国際協力の現場から

11

イラクでは、過去の長年にわたる紛争の影響と、未だ不安定な治安情勢や財政的な困難から教育予算が十分に分配されず、子どもたちの学習環境は、未だ整備が不十分なままです。国際NGOであるセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンでは、2010年から外務省の日本NGO連携無償資金協力の助成を受けながら、イラク南部のバスラ県で「コミュニティ参加型の学校修復・運営改善事業」を展開しています。

大きな課題は校舎の不足です。一つの校舎を2校から3校の学校で使っているのです。2校の場合は、午前と午後に分けて、それぞれの学校が授業を行います。1クラスはおよそ50人。教室が足りず仮設テントで学んでいる生徒たちもいます。校舎の老朽化が進み、壊れている設備も数多くありますが、予算が十分ではないために修理もままならない状況にあるのです。

プロジェクトでは、バスラ県の教育局と連携しながら、県内の22施設を共同利用する40校を対象に、学校運営委員会の立ち上げを後押ししました。委員会は、校長や教職員、保護者、地域住民などの関係者によって構成され、学習環境の問題点を洗い出し、整備を行ってきました。校内に花壇を整備したり、学校設備の修復工事を実施するなかで、これまで希薄であった同じ施設を利用する学校間の協力が促進され、イベントの共同実施や用具等の共同管理も始まりました。

現地で活動するセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンのプログラムマネージャー、^{にしもとあつこ}西本敦子さんはプロジェクトの意義をこう語ります。「イラクでは学校の運営について教師や保護者が自主的に話し合い、活動する習慣がありませんでした。限られた施設を有効に使いながら、子どもたちの教育環境を改善するためには、当事者自らが運営にかかわる必要があります。課題を発見し、改善計画を立て、実

行し、その成果を検証する。この過程を通じて関係者の間で学校の問題に対する意識が共有され、設備の修繕を行えばその成果を実感することができるようになります。」

プロジェクトのもう一つの意義は、子どもの権利である、「子どもの参加」を促進していることです。学校環境改善において、子どもたちを単なる受益者ではなく、パートナーとしてとらえるのです。対象校40校に「子ども会」が設置され、子どもたちが自ら意見を発表したり、大人や他の子どもたちに対してメッセージを伝えたり、子ども自身が学習環境改善などの活動を行う仕組みを作りました。子どもたちは、「子ども会」活動として、花壇づくりや演劇、読書、ポスター制作などを行っています。

「イラクの小学校の就学率は約85%と極端に低くはありません。それでも、地域によっては、家計が苦しくて、または、女の子だからという理由で、学校に来られない子どもたちもいます。不登校になってしまった子が、あるきっかけで子ども会の活動に参加して、学校が楽しくなって通えるようになったという声を聞いたときは、とてもうれしかったですね。」

清掃キャンペーンでは、子どもたち、教員、学校運営委員、地域住民が集まり、学校の清掃活動を行いました。施設を維持管理していくには、子どもたち自身が校舎に愛着を持ち、大切に使うことが必要です。しかし、イラクをはじめとする諸外国では、子どもによる校内清掃は一般的ではありません。

「日本の学校の習慣である校内清掃を実践した背景には、紛争以前に培われた日本への信頼があります。第二次世界大戦後、焼け野原から世界有数の経済大国へと成長した日本から学びたいという気持ちがイラクの人々にはあると強く感じます。」

今年(2013年)はイラク戦争開戦から10年目を迎える節目の年です。戦後復興から自立再建への過渡期にあり、教育を通じた人づくりはイラク再建と発展には不可欠です。西本さんは、治安上の制約から現地を訪れることができる機会は限られていますが、効果的な支援が行えるよう努めています。「プロジェクトの成果の一つは、県の教育局の職員自らが教師への研修を行えるようになったことです。外国による援助はいつか終了します。バスラ県の人々が、このプロジェクトで得たことを継続し、県内のより多くの子どもたちのために、そして、他の県の模範となるよう活動を続けていきたいですね。」



子ども会作成、学校改善の啓発用ノート。「きれいにしよう。イスラムもそう教えている」と校内清掃をよびかけるメッセージも(写真:セーブ・ザ・チルドレン)

(3) パレスチナ

パレスチナ問題は半世紀以上も続くアラブとイスラエル紛争の核心であり、中東和平の問題は日本を含む世界の安定と繁栄にも大きな影響を及ぼすものです。日本は、イスラエルと将来の独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存する二国家解決を支持し、これを推し進めていくためには、一方の当事者であるパレスチナの社会経済の開発を通じて、国づくりに向けた準備を行っていくことが不可欠と考えます。1993年のオスロ合意によるパレスチナ暫定自治の開始以降、日本をはじめとする国際社会は積極的にパレスチナに対する支援を展開してきました。

パレスチナ自治区の人々は、イスラエルによる占領に大きな不満と反発を抱きつつも、経済面では、長年にわたる占領のために、イスラエル経済と国際社会からの支援に大きく依存せざるを得なくなっています。こうした状況が、中東和平の問題解決を一層難しくしています。また、イスラエルの占領政策や停滞する経



パレスチナのジェリコ農産加工団地（JAIP）を視察する岸田文雄外務大臣

済により広がる地域格差や高い失業率も、地域の情勢を不安定にする要素となっています。今後、パレスチナが真の和平に向けてイスラエルと交渉できるような環境を整備するためには、こうした人々の生活状況を改善しつつ、同時にパレスチナ経済を自立させることが最も重要な課題となっています。

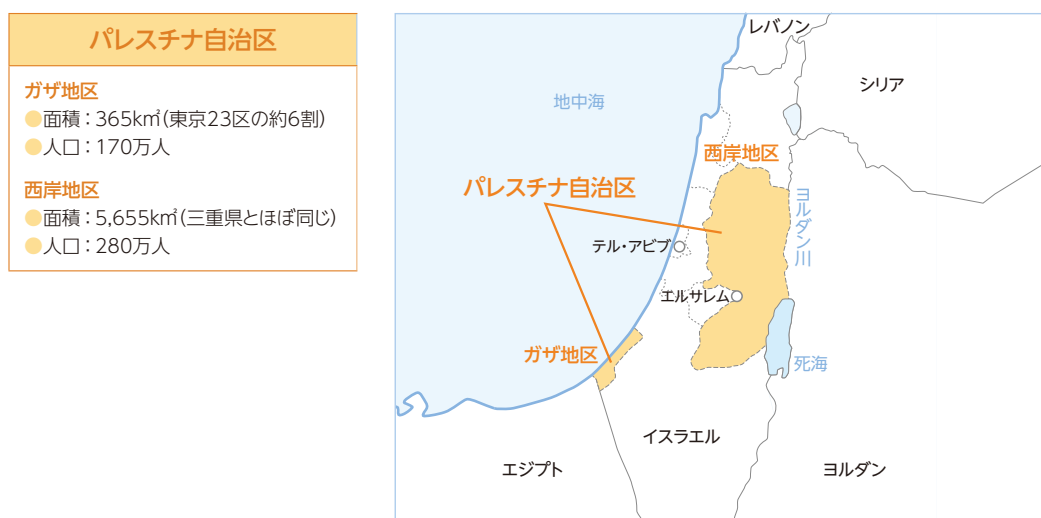
< 日本の取組 >

日本は、ODA大綱の重点課題である「平和の構築」の観点も踏まえつつ、パレスチナに対する支援を中東和平における貢献策の重要な柱の一つと位置付け、特に1993年のオスロ合意以降、米国、EU（欧州連合）などに次ぐ主要ドナーとして、パレスチナに対して総額約13.5億ドルの支援を実施しています。具体的には、日本は、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区の社会的弱者やガザ地区の紛争被災民等に対して、その悲

惨な生活状況を改善するために国際機関やNGO等を通じた様々な人道支援を行うとともに、民政の安定・向上、行財政能力の強化、持続的経済成長への促進のためにパレスチナ自治政府を積極的に支援し、将来のパレスチナ国家建設に向けた準備とパレスチナ経済の自立化を目指した取組も行っています。

また、2006年7月以降は、将来のイスラエルとパレスチナが平和的に共存し、共に栄えていくための日

パレスチナ自治区の地図



本独自の中長期的な取組として、日本、イスラエル、パレスチナおよびヨルダンの4者による域内協力により、ヨルダン渓谷の社会経済開発を進める「平和と繁栄の回廊」構想を提唱し、現在その具体化に向けて、ジェリコ市郊外の農産加工団地建設に取り組んでい

るところです。同農産加工団地は、ヨルダン川西岸地域で作られた農産物を加工し、パレスチナ内外に流通させることを目的としており、将来的には約7,000人の雇用を創出することが見込まれています。



パレスチナ難民生計向上のための能力開発プロジェクトにおいて洗剤作りの職業訓練を受け、洗剤販売のビジネスを営んでいるスーフパレスチナ難民キャンプの女性(写真:久保田弘信)

パレスチナ自治区 ジェリコ農産加工団地(JAIP)

日本は、2006年から、イスラエルとパレスチナの共存共栄に向け、日本とパレスチナ、イスラエルおよびヨルダンの4者による域内協力でヨルダン渓谷の経済社会開発を進める「平和と繁栄の回廊」構想を打ち出し、その中核事業である「ジェリコ農産加工団地(以下JAIP)」の建設・運営に協力しています。

ヨルダン渓谷では、農業が主要な産業でしたが、イスラエルの占領政策の影響で自治区内の物流が制限され、新鮮な農産物を地域内外の市場に出荷できなくなっていました。貧困層の農民は収入を失い、苦しい生活を強いられています。JAIP事業は、こうした問題を解決するため、ジェリコ市に、周辺地域で生産された農産物を日持ちのする製品に加工する産業団地を建設するものです。

日本は、JAIPの道路、太陽光発電施設、上下水道、管理棟など各種周辺インフラを整備しました。JAIP整備の一環としてジェリコ市で初めての下水処理施設も建設しました。これは、地下水を共有する隣国イスラエルも恩恵を受けることから、双方の信頼関係を育むことにも貢献しています。また、技術協力を通じ、JAIPの持続的な運営に必要な人材育成も支援しています。こうした日本の取組はパレスチナの民間企業に高く評価され、これまでに2社が入居の正式契約、その他32社の企業が入居に関心を示しています(2014年1月時点)。ここで生産された製品は、自治区だけでなく、隣国ヨルダンを通じて湾岸諸国にも輸出される可能性があり、JAIPは、7,000人の雇用を生み、被雇用者の家族を含めて2万人から3万人が恩恵を受けると見込まれています。

JAIP事業は、パレスチナの民間セクターの振興を通じてパレスチナ経済の自立化を促すと同時に、近隣諸国との信頼関係が良い方向に向かい、今後の和平プロセスにも好影響を与えると期待されています。



現地作業員を指導する日本のサブコントラクターの現場責任者(写真:久野真一/JICA)

(4) サヘル地域

「サヘル^(注54)諸国」に厳密な定義はありませんが、主に、モーリタニア、セネガル、マリ、ブルキナファソ、ニジェール、ナイジェリア、カメルーン、チャドの8か国を指します。

サヘル地域は、貧困、国家機能の脆弱^{ぜいじゃく}さなどにより、武器・不法薬物等の不法取引、誘拐等組織犯罪の温床となっています。さらに、2011年のリビアの体制崩壊の結果、武器・弾薬がサヘル地域に流出し、テロリストによる武器入手がより容易な状況となっています。

< 日本の取組 >

日本は2013年1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件^(注55)を受けて1月29日に岸田外務大臣が外交の3本柱^(注56)を発表しました。また、2013年6月に開催されたTICAD Vにおいて、平和の定着支援^{テイカッド}の継続を表明し、サヘル地域の平和と安定に向けた取組を加速させています。

2013年3月にはマリ難民支援として約1.2億ドルの拠出を表明し、マリから周辺国に流出した難民向けに食料や居住用テントの提供や、西アフリカ諸国の軍・警察能力向上のため、国連平和維持活動(PKO)訓練センターへの支援などを実施しました。

また、サヘル地域におけるテロ対策支援として、①サヘル地域刑事司法・法執行能力向上計画(約681万

2012年、マリでは一部の国軍兵士による騒乱を発端に内政が不安定化しました。さらに、2013年にはイスラム過激派などが同国北部へ勢力を伸ばしたのに対し、フランス軍によるテロ掃討^{そうとう}のための軍事介入、および国連によるPKO部隊が展開しています。これらの影響により、マリで難民の発生するのみならず周辺諸国にも難民が流出するなどしており、日本をはじめとする国際社会はこれら難民への支援を積極的に行っています。

ドル)、②ブルキナファソ法の支配の強化と貧困層の司法へのアクセス支援計画(約300万ドル)、③モーリタニア・イスラム共和国平和構築、治安維持および司法強化計画(約300万ドル)を実施しています。

これらの支援を通じて、小型武器の流入増大・拡散に対応する能力の強化や司法サービスが改善されることで、サヘル各国における治安状況の改善やテロなど潜在的脅威の低減に寄与し、ひいては地域全体としての対処能力が向上することが期待されます。

サヘル諸国の平和と安定が達成されるよう日本は、サヘル諸国および国際機関、そしてほかの支援機関と一層密接な連携を図り、支援を着実に実施していきます。

(5) スーダン・南スーダン

20年以上続いた南北内戦の後、2011年7月、南スーダンはスーダンから分離・独立しました。スーダンおよび南スーダンは、両国間の諸課題について、南スーダン独立前からアフリカ連合(AU)^(注57)の仲介による交渉を行ってきました。2012年9月、両国政府は、両国国境付近の治安措置や石油などの課題に関しては

合意しましたが、両国間で合意済みであってもまだ履行されていない課題があるほか、両国が共に自国領土であると主張しているアビエ地域^(注58)の帰属や係争地の問題等については、未だ合意には至っていません。2013年7月現在、スーダンおよび南スーダン両国は、平和的な共存を目指し協議を継続しています。

注54 「サヘル(Sahel)」とはサハラ砂漠南縁部に広がる半乾燥地域。主に西アフリカについて用いられるが、場合によりスーダンやアフリカの角の諸地域を含めることもある。語源はアラビア語のساحل(sāhil) 岸辺という意味。サヘル諸国のことをサハラ南縁諸国ともいう

注55 武装集団が、アルジェリア東部のティガントゥリン地区にある天然ガス関連施設を襲撃し、作業員などを人質にして立て籠もった。アルジェリア軍部隊が1月19日までに制圧したが、邦人10人を含む40人が死亡した

注56 ①国際テロ対策の強化、②サハラ砂漠の南のサヘル・北アフリカ・中東地域の安定化支援、③イスラム・アラブ諸国との対話の推進の3本柱

注57 アフリカ連合 AU: African Union

注58 南北国境地帯に位置するアビエ地域は、南北内戦時の激戦地の一つであり、また豊富な石油資源を埋蔵していることなどから、両国双方が領有権を主張している

＜日本の取組＞

日本の対アフリカ外交にとって、平和構築は重要課題の一つです。中でも、南北スーダンの安定はアフリカ全体の安定に直結することから、両国はアフリカにおける平和の定着支援の重点国の一つとして位置付けられています。このような認識の下、日本は、2005年以降スーダンおよび南スーダン両国に対し11億ドル以上の支援を実施しています。今後、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰(DDR)^{注59)}の支援といった平和の定着に関する支援を継続するとともに、平和の定着を両国の国民が実感し、再び内戦に逆戻りすることがないように基礎生活分野等に対する支援を行います。具体的には、スーダンに対しては、紛争被災地域を中心に、人間の基本的ニーズ(BHN)^{注60)}の充足の確保および食料生産基盤の整備を重視した支援を行っています。南スーダンに対しては、上述に加え、インフラ整備やガバナンス(統治)分野を重視した支援を行っています。

また、現在、南スーダンにおいて、国連南スーダン



2013年10月、ヒルデ・ジョンソン南スーダン担当国連事務総長特別代表兼国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)代表と会談する岸信夫外務副大臣

共和国ミッション(UNMISS)^{注61)}に派遣されている自衛隊施設部隊が活動中ですが、南スーダンの安定と国づくりに日本が一体的に取り組むため、同部隊の行う活動との連携した案件を実施しているところです。(2013年9月時点)

南スーダン

南部スーダン内水輸送運営管理能力強化プロジェクト 技術協力プロジェクト(2011年3月～実施中)

2005年の内戦終結後、2011年に独立した南スーダンでは復興に向けた国づくり、経済活動の活性化が進展しているものの、内戦の影響によりインフラ設備の建設は大きく遅れています。運輸インフラはその最たるものであり、南スーダン国内の幹線道路は依然として多くが未舗装で雨季には通行が困難になります。中でも、ナイル川を通る河川交通は重要な役割を担っているものの、不十分な港湾設備やジュバ港管理の能力の低さのため、対応が必要となっていました。

日本は2006年にジュバ港の一部岸壁等の整備を行ったことを皮切りに、港湾事業への協力を開始しました。2011年からは本技術協力が開始され、日本人専門家による現地指導を行うとともに日本およびスーダン、ケニア、カンボジアなどの第三国での研修を延べ29名に対して実施するなど、ジュバ港で安全で効率的な荷役を実現するための能力強化や、施設の維持管理能力強化のための指導を行っています。

今後は、並行して実施している接岸施設、荷役・保管・管理施設の整備および関連機材の調達を行う無償資金協力とあわせて、取扱貨物量を増加させるとともに、荷役作業の安全性・効率性を確保することを目指していきます。(2013年8月時点)



港湾管理の一環で、州消防署と連携して総合防火訓練を行った。実際の消防車、ホースを用いて模擬火災を消火している様子(写真：JICA)

注59 元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰 DDR: Disarmament, Demobilization and Reintegration

注60 人間の基本的ニーズ BHN: Basic Human Needs

注61 国連南スーダン共和国ミッション UNMISS: United Nations Mission in the Republic of South Sudan

(6) 不発弾および対人地雷・小型武器等

かつて紛争中であった地域には、複数の小型の爆弾を内蔵し、それらをまき散らす爆弾であるクラスター弾などの不発弾や対人地雷が未だに残っており、非合法な小型武器が広く使われています。これらは子どもを含む一般市民にも無差別に被害を与え、復興と開発

活動を妨げるだけでなく、新たな紛争の原因にもなります。不発弾・地雷の除去や非合法小型武器の回収・廃棄への支援、地雷被害者の能力強化など、国内を安定させ、治安を確保することに配慮した支援が重要です

< 日本の取組 >

日本は、「クラスター弾に関する条約」および「対人地雷禁止条約」の締約国として、両条約の普遍化(なるべく多くの国が条約を締結するように働きかけること)を積極的に推進しています。また、両条約で規定されている、除去、被害者支援、リスク低減教育等にまたがる国際的な協力も着実に実行しています。

たとえば、アフガニスタンのパルワン県においては、安全な生活環境を確保して難民の帰還を促進し、経済基盤を確立して地域の経済発展に寄与することを目的として、(特活^{注62)})日本地雷処理を支援する会(JMAS)^{ジェイマス}が2006年度から7年間、日本NGO支援無償資金協力(現在の日本NGO連携無償資金協力)を通じて地雷・不発弾処理事業を行ってきました。7年間の事業の成果として、東京ドーム53個分の面積に相当する地雷原処理と、7,614発の対人地雷および3,240発の不発弾の処理が報告されています。

また、不発弾の被害が特に大きいラオスに対しては、2011年に不発弾対策に特化したプロジェクトが形成され、①不発弾専門家の派遣、②機材供与、③南南協力の3つの柱から成る協力が行われています。このうち、南南協力については、日本が1990年以来カンボジアに対して行ってきた地雷処理支援の経験を広める観点から、カンボジアとラオスとの間で、不発弾処理支援に関するワークショップが数回行われ、3年間にわたり技術・訓練・国家基準策定・犠牲者支援等に関する両国の知識・経験を互いに共有するための

協力が行われています。

さらに2013年3月にはアフリカ主導国際マリ支援ミッション(AFISMA)^{アフイススマ}(^{注63})に対する支援として、AFISMA支援国連信託基金を通じ国連PKO(^{注64})局地地雷対策サービス部(UNMAS)^{アンマス}(^{注65})の実施する人道的地雷除去活動に緊急無償資金協力を実施したほか、アフガニスタン、南スーダン、ソマリア、コンゴ民主共和国、リビアなどに対して、UNMASを通じた地雷・不発弾対策支援(除去・危険回避教育等)も行っています。

小型武器対策としては、開発支援を組み合わせた小型武器の回収、廃棄、適切な貯蔵管理などへの支援を行っています。また、武器の輸出入管理や取締り能力の強化、治安の向上などを目指して関連する法制度の整備や、税関や警察など法執行機関の能力を向上する支援、元兵士や元少年兵の武装・動員解除・社会復帰事業支援等も実施しています。



アンゴラ国家地雷除去院の職員との運営方針協議を行う専門家(大町佳代/JICAアンゴラフィールドオフィス)

注62 特定非営利活動法人

注63 アフリカ主導国際マリ支援ミッション AFISMA: African-led International Support Mission to Mali

注64 国連平和維持活動 PKO: United Nations Peacekeeping Operations

注65 国連PKO局地地雷対策サービス部 UNMAS: United Nations Mine Action Service

コロンビア

地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト 技術協力プロジェクト(2008年8月～2012年8月)

コロンビアは、40年以上前から武装勢力と政府軍との武力抗争が続く中で対人地雷が使用されてきた結果、地雷被害者数が世界で最も多い国の一つです(2005年・2006年には被害者数が世界第1位となり、年間1,000人以上が被害に遭いました)。また、コロンビアの2005年の国勢調査によると全人口の6.3%に当たる265万人が障害者であるとされています。

このような状況の下、地雷被害者を含む障害者のリハビリテーション体制の強化が差し迫った課題となっています。JICAは2008年から2012年の4年間にわたり、地雷被害者の多いアンティオキア県および、リハビリ拠点となり得る病院があるバジェ県を対象に、技術協力プロジェクトを実施しました。

日本人の専門家の派遣やコロンビア人の日本での研修などの結果、コロンビアの医療機関において、地雷被災による身体の切断障害および視覚障害に対するリハビリマニュアルが完成し、活用されるようになりました。また、医師、理学療法士、作業療法士等のリハビリの専門家がチームになって、障害者の個々のリハビリに取り組む体制が強化されました。

さらに、地域社会を対象として地雷被害に遭わないための啓発活動や、被災した際の応急手当のための技術指導が行われ、地方の指導者や消防員などに浸透しました。あわせて、障害者自身が講師となって、障害者の社会復帰・社会参加に向けて障害者の権利についてセミナーを行い、障害のある当事者だけでなく地域社会全体の意識変革にもつながりました。



プロジェクトで作成した「障害者の権利と義務に関するガイド」を使って対象地域で研修を行う普及員(写真：JICA)

地雷処理を通じて 自立する心を養う

～アンゴラで活動する日本地雷処理を支援する会～



週1回のブルドーザー、油圧シャベル、地雷除去機の整備を終えた土井さん(左)(写真:土井義尚)

国際協力の現場から

12

アフリカ南西部のアンゴラは、2002年に和平合意が達成されるまで27年間に及んだ内戦のため、国全体で人口の約半数に等しい600万から1000万個の地雷が残っているとされる地雷大国です。アンゴラ政府は地雷除去の実施機関として、国家地雷除去院(INAD)を設立し、機械を用いた地雷除去を進めていくに当たって、その機械を使用、維持管理できる人材を育成する必要性がありました。

2008年6月、日本のNGOである(特活)日本地雷処理を支援する会(JMAS)が、首都ルアンダから約70km離れたベンゴ州マブバス郡での活動を始めました。そこは、陸軍駐屯地や軍の倉庫があったため、数多くの地雷が埋められ、2007年には子ども2名が地雷の犠牲になった地域です。ここでのJMASの役目はINAD隊員12名に対する教育を通じて安心・安全な土地を復興させることです。JMASの創立者であり、プロジェクト当初から現地で活動してきた土井義尚さんは隊員の教育に情熱を注いできました。「地雷撤去を行う国際NGOのほとんどは、NGO自らが撤去作業を実施してしまうので、現地に技術が移転されません。アンゴラのことは、アンゴラ人でできるように自立する支援をしなければ意味がないのです。」

陸上自衛隊に35年間勤務した土井さんは1999年に退職したのち、JICAの専門家としてカンボジアで地雷処理をしていたかつての同僚に、地雷処理を専門とするNGOの設立を依頼されました。土井さんは当初、この依頼を断るつもりでした。しかし、カンボジアを訪れ、不発弾の犠牲者が数多くいることを知ります。自衛隊時代、武器学校校長を務めた経験のある土井さんにとって不発弾の処理は専門分野。これは自分にしかできない、見過ごせば必ず後悔すると思い、この問題に取り組むことを決意し

ました。2001年9月にJMASを設立し、カンボジア、ラオス、アフガニスタン、そしてアンゴラへと活動の場を広げてきました。

アンゴラでの活動は、「文化への挑戦だった」と土井さんは語ります。「研修を始めても、INADの隊員は遅刻するし、すぐに休みます。現地ではマラリアにかかったといえど休みが認められるし、親戚が多いからお葬式も年中ある。朝礼も無駄に長くやっている。こういった習慣を改善するだけでも3年はかかりましたね。」

JMASではINADとの取り決めで、隊員に毎月、補助金を支給していたのですが、土井さんはこれを銀行振込ではなく、直接現金で隊員一人ひとりに手渡すことにしました。隊員の意識改革をするために、勤務態度や地雷処理の技術についての評価を厳しく伝える面接の機会としたのです。

また、このプロジェクトは、コマツから地雷処理機、豊田通商から移動用車両、住友商事から事務所の提供といった支援を受けており、官民を挙げたオールジャパンの協力に支えられています。

プロジェクトでは地域復興支援事業も展開しました。地域のインフラ整備に加えて、子どもたちの育成にも力を入れました。マブバスではごみの投げ捨てが日常的に行われていましたが、土井さんたちは、子どもたちに呼びかけ、清掃作業を実施しました。ほかにも、サッカー教室や塗り絵教室を開き、子どもたちと一緒に花壇をつくるなど、子どもたちと交流を深めました。

「アンゴラの内戦は国内全土に広がり、同じ村の中でも政府派と反政府派に分かれました。疑心暗鬼になって他人を信じられない大人たちがたくさんいます。でも、子どもたちは違う。次の世代を担う子どもたちには可能性があるのです。」

プロジェクトの活動が本格的に始まってから5年目に入り、INADの隊員たちも成長しました。地雷処理も当初の100ヘクタールが完了し、次の100ヘクタールに取りかかっています。地雷除去後のインフラ整備や農業支援を含めた総合的な地域復興事業は、アンゴラ政府からも高く評価され、この地域に州都の重要な部分を移転することが決まりました。JMASと日本のODA支援、そしてアンゴラ人自身によって、安全が確保された地域に新たな街が着々と建設されています。



地雷除去機の点検に来たコマツ職員からの紙風船のお土産に喜ぶ子どもたち(写真:土井義尚)

第3節 地域別の取組

世界では国や地域によって抱える課題や問題が異なります。日本は、これらの問題の経済的、社会的背景なども理解した上で、政府開発援助(ODA)などを通して開発途上国の問題解決に取り組んでいます。

図表 II-7 二国間政府開発援助の地域別実績 (2012年)

(単位: 百万ドル)

形態 地域	二国間政府開発援助							合計 支出純額 ベース	対前年 伸び率 (%)	合計 支出総額 ベース	構成比 (%)	対前年 伸び率 (%)
	贈 与			政府貸付等								
	無償資金協力	うち国際 機関を通 じた贈与	技術 協力	計	貸付 実行額	回収額	計					
アジア	723.91	126.43	1,033.31	1,757.22	6,399.72	6,544.91	-145.19	1,612.03	17.6	8,156.94	56.2	5.3
東アジア	352.10	26.69	788.78	1,140.88	3,715.83	5,150.02	-1,434.19	-293.31	45.9	4,856.71	33.5	8.4
北東アジア	55.19	—	161.41	216.61	447.31	1,391.58	-944.27	-727.66	-79.5	663.92	4.6	-30.7
東南アジア	296.49	26.29	618.81	915.30	3,268.52	3,758.44	-489.92	425.38	398.0	4,183.82	28.8	19.0
南アジア	192.74	35.18	195.55	388.29	2,451.47	1,290.17	1,161.30	1,549.58	-6.8	2,839.76	19.6	-2.6
中央アジア・ コーカサス	52.30	9.49	39.13	91.43	232.42	104.72	127.70	219.13	39.5	323.85	2.2	26.4
アジアの 複数国向け	126.77	55.07	9.85	136.63	—	—	—	136.63	45.4	136.63	0.9	45.4
中東・ 北アフリカ	985.69	775.44	237.96	1,223.65	1,016.80	742.59	274.21	1,497.86	57.3	2,240.45	15.4	20.4
サブサハラ・ アフリカ	1,105.80	443.40	595.88	1,701.68	142.17	125.84	16.33	1,718.01	-0.9	1,843.85	12.7	-42.1
中南米	126.31	2.01	229.83	356.14	118.80	667.11	-548.31	-192.17	-157.4	474.94	3.3	-43.3
大洋州	82.49	1.30	59.92	142.42	9.99	24.26	-14.27	128.15	-19.4	152.41	1.1	-16.9
欧州	13.05	—	28.17	41.22	52.68	58.65	-5.97	35.25	-79.7	93.90	0.6	-62.0
東欧	0.50	—	6.35	6.86	38.83	45.88	-7.04	-0.19	-100.8	45.69	0.3	-44.6
複数地域に またがる 援助等	81.06	46.60	1,471.48	1,552.55	—	—	—	1,552.55	-27.3	1,552.55	10.7	-27.3
合計	3,118.31	1,395.19	3,656.56	6,774.87	7,740.16	8,163.36	-423.20	6,351.67	-7.4	14,515.03	100.0	-10.4

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

*2 東欧および卒業国向け援助を含む

*3 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む

*4 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す

*5 複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む

*6 「アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部の中東地域を含む複数国向けの実績が含まれている

1. 東アジア地域

東アジア地域には、韓国やシンガポールのように高い経済成長を遂げ、既に開発途上国から援助供与国へ移行した国、カンボジアやラオスなどの後発開発途上国(LDCs)、中国のように著しい経済成長を成し遂げつつも国内に格差を抱えている国、そしてベトナムのように中央計画経済体制から市場経済体制への移行の途上にある国など様々な国が存在します。日本は、こ

れらの国々と政治・経済・文化のあらゆる面において密接な関係にあり、この地域の安定と発展は、日本の安全と繁栄にも大きな影響を及ぼします。こうした考え方に立って、日本は、東アジア諸国の多様な経済社会の状況や、必要とされる開発協力の内容が変化していくことに対応しながら、開発協力活動を行っています。

< 日本の取組 >

日本は、インフラ(経済社会基盤)整備、制度や人づくりへの支援、貿易の振興や民間投資の活性化など、ODAと貿易・投資を連携させた開発協力を進めることで、この地域の目覚ましい経済成長に貢献してきました。現在は、基本的な価値を共有しながら開かれた域内の協力・統合をより深めていくこと、相互理解を推進し地域の安定を確かなものとして維持していくことを目標としています。そのために、これまでのインフラ整備と並行して、自然災害、環境・気候変動、感染症、テロ・海賊などの国境を越える問題に積極的に対応するとともに、大規模な青少年交流、文化交流、日本語普及事業などを通じた相互理解の促進に努めています。

東アジア地域は、2008年に始まった世界金融・経済危機の影響をおおむね克服しましたが、日本とアジア地域諸国がより一層経済的繁栄を遂げていくためには、アジアを「開かれた成長センター」とすることが重

要です。そのため、日本は、この地域の成長力を強化し、それぞれの国内需要を拡大するための支援を行っています。

具体的な対策として2009年4月に最大2兆円規模のODA支援を表明^(注1)したことも踏まえ、アジア諸国に対し、インフラ整備の支援、社会的弱者を対象にした支援、低炭素社会の構築のための支援、人材育成などを着実に実施しています。また、食料安全保障面では、ASEAN+3^{アセアン}の枠組みで、大規模災害等の緊急時に備えるための取組として、2012年7月にASEAN+3緊急米備蓄(APTERR^(注2))協定が発効しました。本枠組みを通じて、同年12月に発生したフィリピンにおける台風被害を受けた被災者に対し、日本からの拠出金を活用して緊急支援を実施するなど、東南アジア地域の連携を強化しています。

● 東南アジアへの支援

東南アジア諸国連合(ASEAN)諸国^{アセアン}^(注3)は2015年の共同体構築を最大の目標としており、日本はこの目標達成のため、ASEAN域内の連結性を強め、格差を是正するための支援を実施しています。特に、ASEAN諸国の中でも低所得国が多いメコン諸国^(注4)を支援することは、域内の格差を是正する点からも重要です。

2009年11月には、初めての日本・メコン地域諸国首脳会議が開催され、参加国の間で①総合的なメコン地域の発展、②環境・気候変動(「緑あふれるメコン(グリーン・メコン)」に向けた10年)イニシアティブ(構想)の開始)および脆弱性を克服するための対応、③協力・交流の拡大の3本柱での取組を強化し、「共通の繁栄

する未来のためのパートナーシップ」を確立するとの認識が共有されました。この取組を進めるため、メコン地域の中でもカンボジア、ラオス、ベトナムに対するODAを拡充し、地域全体で、3年間で合計5,000億円以上のODAによる支援を表明しました。

こうした支援の着実な実施を受けて、2012年4月に開催された第4回日本・メコン首脳会議では、①メコン連結性を強化する、②共に発展する、③人間の安全保障および環境の持続可能性を維持するといった3本を柱とした、2015年までの新たな協力方針である「日メコン協力のための東京戦略2012」を新たに採択しました。また、その着実な実現のため、日本として

注1 「アジア経済倍増へ向けた成長構想」

注2 東南アジア諸国連合及び協力3箇国における緊急事態のための米の備蓄制度に関する協定 APTERR: ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve

注3 ASEAN諸国: ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

注4 メコン諸国: カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス

2013年度以降3年間で約6,000億円のODAによる支援を行うことを表明しました。さらに、2012年7月にカンボジアの首都プノンペンで開催された第5回日メコン外相会議では、「東京戦略2012」の実現のために、具体的な行動および措置を定めた「日メコン行動計画」を採択しています。

メコン地域の中でも特に民主化を進めるミャンマーに対して、2012年4月、日本は経済協力の方針を見直し、急速に進むミャンマーの改革努力を後押しするため幅広い支援を実施していくこととしました。具体的には、約5,000億円に上る延滞債務の解消や円借款の再開、2013年度末までの実施をコミットした新規円借款を含む総計910億円の支援など、日本はミャンマーに対して様々な支援を積極的に行っています。

日本はこのような取組を進めるとともに、貧困の削減を図り、ASEAN域内の格差を是正することにより、域内統合を支援しています。また、ASEANは、2010年10月のASEAN首脳会議において、ASEAN域内におけるインフラ、制度、人の交流の3つの分野での連結性強化を目指した「ASEAN連結性マスタープラン」*を採択しました。日本はこのマスタープランの具体化に向けてODAの活用や官民連携を通じて積極的に支援を行っています。



ベトナムのニャットタン橋建設工事を視察する松山政司前外務副大臣

2011年11月の日・ASEAN首脳会議において、連結性強化のため日本が取り組む主要案件リストを公表し、資金手当として、ODAや国際協力銀行(JBIC)^{注5)}の公的資金を活用しつつ、民間資金を動員する仕組みを考えていくことを発表しました。2013年は日・ASEAN友好協力40周年の年であり、12月には東京で日・ASEAN特別首脳会議が開催されました。同首脳会議では日・ASEAN関係の強化に向けた中長期的ビジョンが発出され、ASEAN連結性強化に向けた日・ASEAN協力も一層促進することが期待されます。さらに、フィリピン・ミンダナオの元紛争地域への集中的な支援や東ティモールの国づくり支援など、平和構築のための取組も行っています。

防災面では、二国間での協力を行うとともに、ASEANに対し、日本が2011年7月に提唱した「ASEAN防災ネットワーク構築構想」に基づく支援を行っています。ASEANの災害対応・防災機関であるAHAセンター(ASEAN防災人道支援調整センター)を中心に能力の向上支援を実施しています。

日本は、アジア地域において様々な地域協力に取り組んでいるアジア開発銀行(ADB)^{注6)}との連携を強化しています。たとえば、ADBと共に、5年間で最大2,500万ドル規模の資金を用いて、アジアにおける貿易円滑化のための支援を実施します。また、東アジア地域の国際的な研究機関である東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)^{注7)}とも、「アジア総合開発計画」や「ASEAN連結性マスタープラン」の具体化に向けた協力など、連携を強化しています。

また、特に金融面では、急激に資本が海外に流出して、外貨での支払いに支障が出るような危機的な状況が生じた国に対し、短期の外貨資金を供給することで、通貨危機が他の近隣国に波及して大きくなるのを防ぐことを目的に、チェンマイ・イニシアティブ(CMI)*の取組をASEAN+3(日本・中国・韓国)の枠組みにおいて主導してきています。2010年3月には、二国の関係当局間の契約のネットワークであった従来のCMIの仕組みが一本の多国間契約の仕組み(チェンマイ・イニシアティブ・マルチ契約(CMIM)^{注8)}契約))に移行しました。これによりASEAN+3地域の国々の国際収支や短期資金の流動性の困難へのより素早い対応が可能となり、世界経済の増大するリスク(危険性)や課題に

注5 国際協力銀行 JBIC: Japan Bank for International Cooperation

注6 アジア開発銀行 ADB: Asian Development Bank

注7 東アジア・ASEAN経済研究センター ERIA: Economic Research Institute for ASEAN and East Asia

注8 チェンマイ・イニシアティブのマルチ化 CMIM: Chiang Mai Initiative Multilateralisation

対処する能力が強化されました。さらに、2012年5月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、CMIMの資金規模を現行の1,200億ドルから2,400億ドルへの倍増や、危機予防機能の導入といったCMIMの抜本的な強化や、域内経済の監視・分析機関であるASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス(AMRO)*の国際機関化に向けた準備の加速化について合意されました。2013年5月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、AMROの国際機関化のための協定案の案文について基本的な合意に至りました。これらの取組が、地域および世界の金融・経済の

安定に一層寄与していくことが期待されます。また、日本は、CMIMと共にASEAN+3の債券市場を育成する取組(アジア債券市場イニシアティブ(ABMI)^{注9)}を中心になって進めてきました。特に、ASEAN+3の企業が現地通貨建てで発行する債券を保証するため、「信用保証・投資ファシリティ(CGIF)^{注10)}」を当初7億ドルの資本規模でADBの信託基金として設立することが合意され、2013年4月、初めてCGIFが保証を行う債券の発行が実現しました。CGIFが地域における現地通貨建て債券取引の拡大に貢献し、地域経済の成長に寄与していくことが期待されます。

用語解説

ASEAN連結性マスタープラン

2010年10月のASEAN首脳会議で採択された2015年のASEAN共同体実現に向けた連結性強化のためのプラン。ASEANの連結性強化とは、運輸、情報通信、エネルギー網などの「物理的連結性」、貿易、投資、サービスの自由化・円滑化などの「制度的連結性」、観光・教育・文化などにおける「人と人との連結性」の3つから成る。

チェンマイ・イニシアティブ(CMI:Chiang Mai Initiative)

ASEAN+3(日本・中国・韓国)で成立した地域金融協力の合意。東アジアにおいて、経済危機が発生し、急激な外貨不足に陥った国に対し、アジア各国が外貨準備で保有するドルを、その国の通貨と交換し、外貨不足を補う仕組み。

ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス

(AMRO:ASEAN+3 Macroeconomic Research Office)

チェンマイ・イニシアティブの円滑かつ効率的な意思決定には、域内経済のサーベイランスの強化が重要との認識から、2010年5月のASEAN+3財務大臣会議(於:ダシケント)で設立が合意され、2011年4月にシンガポールに設立。

インドネシア

ジャカルタ首都圏投資促進特別地域(MPA)マスタープラン調査 協力準備調査(2011年5月~2012年5月)

2010年12月、日本とインドネシアは、ジャカルタ首都圏^{*1}の投資環境を改善し、インドネシアがさらに経済成長を遂げるために「ジャカルタ首都圏投資促進地域(MPA^{*2})構想」を進めていくことで合意しました。インドネシア経済にとって、ジャカルタ首都圏は、全人口の10%以上が居住する重要な地域であり、ジャカルタ首都圏からの輸出はインドネシアからの輸出の60%を占めています。2012年10月には、日本の支援で作成された基本計画(MPA戦略プラン)が、両国の閣僚により開催されたMPA運営委員会で承認され、(1)2020年時点のジャカルタ首都圏の「都市ビジョン」、(2)45の優先事業を含む2020年時点までのジャカルタ首都圏のインフラ整備計画、(3)(2)の優先事業のうち、2013年末までに着工することが期待される18の早期実施事業に、両国が協力して取り組むことが合意されました。

これらの早期実施事業には、インドネシアで初の地下鉄となるジャカルタ都市高速鉄道(MRT)南北線、ジャワ島とスマトラ島を大規模送電線で結び、首都圏に電力を供給するジャワ・スマトラ連系送電線、ジャカルタの洪水対策のためのプリーツ排水機場の整備など、日本のODAで支援している事業が多く含まれています。

この案件は、日本・インドネシア間の経済面での互惠関係の象徴ともいえるべきものであり、この大きな成果が、両国の官民の連携の下、具体的なプロジェクトとして両国の利益につながることを期待されています。

^{*1} ジャカルタ首都圏は、ジャカルタ(Jakarta)、ボゴール(Bogor)、デポック(Depok)、タンゲラン(Tangerang)およびプカシ(Bekasi)を含む。

^{*2} MPA: Metropolitan Priority Areas for Investment and Industry



鉄道駅開発のイメージ図(写真: JICA)

注9 アジア債券市場育成イニシアティブ ABMI: Asian Bond Markets Initiative

注10 信用保証・投資ファシリティ CGIF: Credit Guarantee and Investment Facility

タイ

要援護高齢者等のための介護サービス開発プロジェクト
技術協カプロジェクト(2013年1月～実施中)

タイでは、医療水準の向上や出生率の減少により、高齢化が急速に進んでいます。全人口に占める65歳以上の人口は約8.9%と、既に「高齢化社会」(全人口に対する65歳以上の人口が7%以上)に突入しています。また、「高齢化社会」から「高齢社会」(全人口に対する65歳以上の人口が14%以上)への移行に要する期間は23年間と推計されており、日本の24年間をしのぐスピードです。

また、若い世代の都市部への出稼ぎ、核家族化等の社会構造の変化に伴い、高齢者世帯が増加し、家族による介護能力が低下しているほか、今後、要介護高齢者のさらなる増加も見込まれています。これまでの家族やボランティアによる介護に依存するばかりでなく、制度として整った公的サービスとしての介護能力が求められつつあります。そこで日本は、「要援護高齢者等のための介護サービス開発プロジェクト」を通じ、財政的にも技術的にも持続可能な介護サービスのモデルを提案すべく、支援を行っています。

プロジェクトでは、全国6サイト(地域)におけるモデル介護サービスの開発と実施、介護人材の養成プログラムの開発のための活動を行っており、その一環としてタイの介護政策関係者や介護人材を日本に招いた「高齢者福祉行政」や「介護技術」の研修も実施しています。2013年秋には全国6サイトでそれぞれの地域に合ったモデル介護サービスを実施する予定です。

これらのモデルサービスの実施・評価や人材育成事業を通じて、将来的にタイ政府が実施すべき介護サービス・制度に関する政策提言を行い、さらに、タイの経験をASEAN諸国向けに共有するために、国際セミナーの開催なども行っていく予定です。(2013年8月時点)



スラタニ県にて高齢者ケアプランを作成する短期専門家(写真：磯部陽子)

● 中国との関係

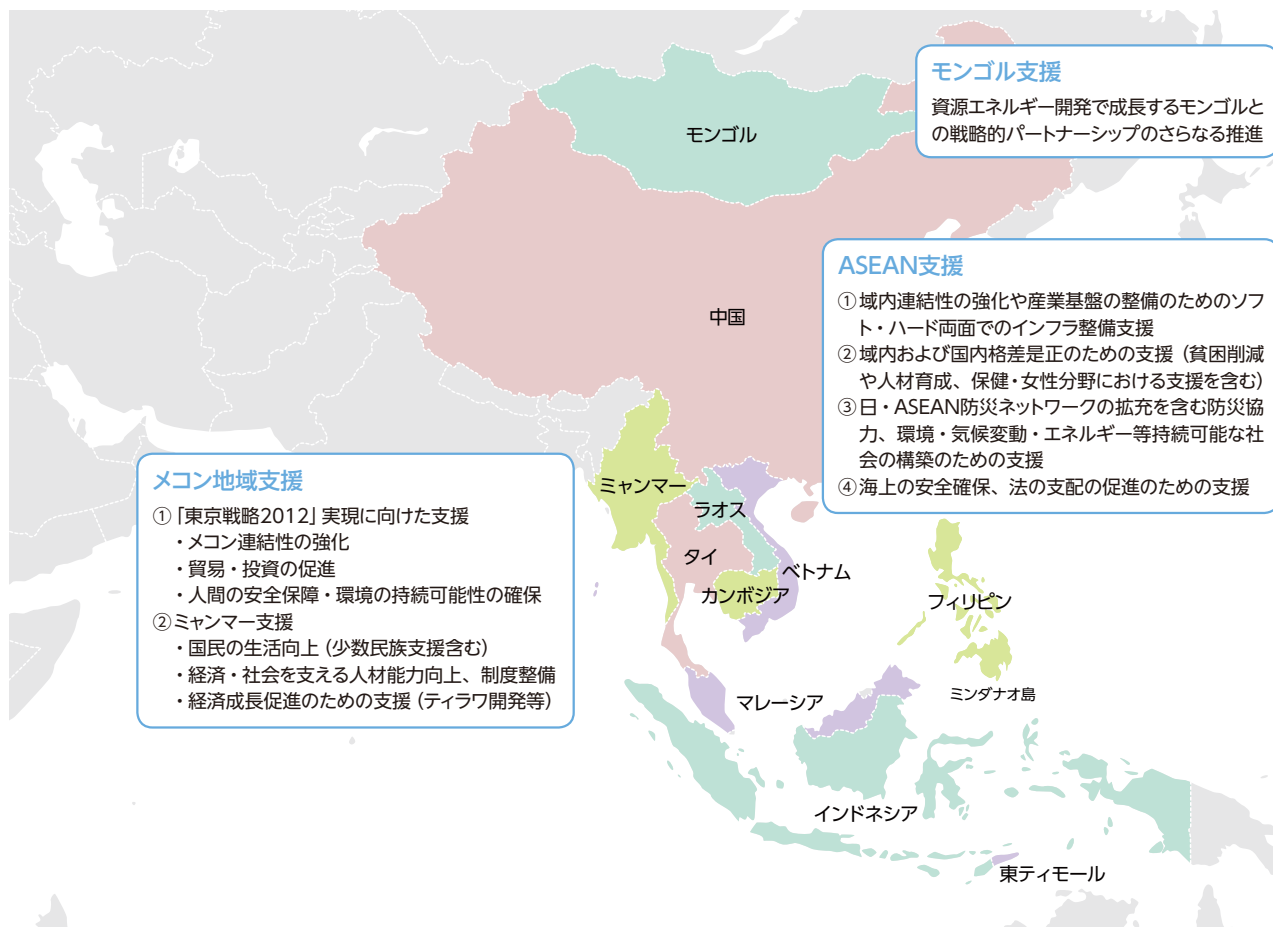
1979年以降、中国に対するODAは、中国の改革・開放政策の維持・促進に貢献すると同時に、日中関係の主要な柱の一つとしてこれを下支えする強固な基盤を形成してきました。経済インフラ整備支援等を通じて中国経済が安定的に発展してきたことは、アジア太平洋地域の安定にも貢献し、ひいては日本企業の中国における投資環境の改善や日中の民間経済関係の進展にも大きく寄与しました。2008年5月の日中首脳会談において、胡錦濤^{こきんとう}中国国家主席(当時)が心からの感謝を表明するなど、中国側も様々な機会に日本の対中国ODAに対して高い評価と感謝の意を表明してきました。

一方、中国は経済的に発展し、技術的な水準も向上しており、また、中国自身の資金調達能力と民間資金

の流入が大幅に増大するなど、ODAによる中国への支援は既に一定の役割を果たしました。対中国ODAの大部分を占めてきた円借款については、中国の経済・社会発展を象徴する2008年の北京オリンピック前までにその新規供与を円満に終了することについて日中間で共通認識に達し、2007年12月1日に交換公文に署名した2007年度案件が最後の新規供与となりました。

対中国ODAが既に一定の役割を果たしたことを踏まえ、現在では、両国が直面する共通の課題であって、日本国民の生命や安全に直接影響するもの(たとえば、日本への越境公害、黄砂、感染症、食品の安全など)といった、限定され、かつ日本のためにもなる分野に絞り込んでODAを実施しています。

東アジア地域における日本の国際協力の方針



図表 II-8 東アジア地域における日本の援助実績

2012年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与		計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力	技術協力		貸付実行額	回収額		
		うち国際機関を通じた贈与						
1	ベトナム	20.38	—	148.27	1,866.99	388.94	1,478.05	1,646.71
2	カンボジア	83.14	8.95	55.95	45.67	2.32	43.36	182.44
3	モンゴル	45.20	—	29.67	56.55	20.78	35.77	110.65
4	ミャンマー	54.82	13.27	37.96	—	0.00	0.00	92.78
5	ラオス	42.10	—	51.06	0.01	4.75	-4.73	88.43
6	東ティモール	7.48	—	11.35	0.01	—	0.01	18.84
7	マレーシア	0.36	—	23.57	184.49	213.63	-29.14	-5.21
8	タイ	13.86	1.29	71.48	203.69	531.53	-327.85	-242.51
9	フィリピン	55.49	2.44	85.49	295.63	855.41	-559.78	-418.81
10	中国	9.99	—	131.68	390.76	1,370.79	-980.04	-838.37
11	インドネシア	18.86	0.34	131.61	672.01	1,702.02	-1,030.01	-879.53
	東アジアの複数国向け	0.42	0.40	8.55	—	—	—	8.97
	東アジア地域合計	352.10	26.69	788.78	3,715.83	5,150.02	-1,434.19	-293.31
	(ASEAN合計)	289.01	26.29	607.47	3,268.50	3,758.44	-489.94	406.54

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

*2 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む

*3 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む

*4 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す

*5 合計は卒業国向け援助を含む

*6 「東アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、ミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれていない

日本発の土木技術で ハノイの渋滞を緩和する

～ベトナムと日本の友好の証、ニャッタン橋^{あかし きょう}の建設～



梶村さん(左)と現場所長の西 東十郎さん(背景はニャッタン橋)
(写真: 梶村雄佑)

国際協力の現場から

13

東南アジアのベトナムでは、2000年から2010年にかけて平均成長率7.3%の経済成長を遂げてきました。国民所得も1人当たり1,000ドルを超え、低所得国への仲間入りを果たす一方で、急激な経済発展の弊害も生まれています。首都ハノイでは交通渋滞が慢性化しており、経済発展の足かせになっているのです。

ハノイ市はホン河(紅河)の両岸に市街地が広がっています。両岸を結ぶのは5つの橋ですが、その交通量は飽和状態に達しており、物流の効率化と交通渋滞の緩和を図るために新たな橋の建設が望まれていました。

現在、ニャッタン橋の建設が進められています。この橋は中心部に近い市の東側に位置しており、ノイバイ国際空港と市街地を結ぶアクセス道路の一部となります。建設する道路の全長は約9kmで、橋の長さは3.08km。5連の斜張橋^{しゃちようきょう}*という壮大なプロジェクトです。この橋には日本の円借款が投じられ、建設には日系企業が参加しています。

受注企業の一つ、株式会社^{ちようだい かじむらゆうすけ}長大の梶村雄佑さんは、同社で約30年間にわたり海外で橋を架けるODA案件の建設工事に携わってきました。ニャッタン橋工事でプロジェクトの総括を務める梶村さんは、地元の人たちの思いについてこう語ります。

「ベトナムでは日本製品の品質の高さは信仰に近いものがあり、橋建設の技術に対しても大きな期待があります。ハノイ市の北側の玄関口に当たるニャッタン橋の建設は、そうした期待に応えるもので、その実現した様子を日々、現地の人々に感じてもらえればと思っています。」

今回のプロジェクトは日本の土木技術の移転も視野に



ホン河下流から眺める建設中のニャッタン橋(写真: 梶村雄佑)

入れています。ニャッタン橋を支える5つの塔の基礎工事には、「鋼管矢板基礎工法^{こうかんやいた}」が採用されています。この工法は日本で開発されたもので、従来の工法よりも工期が短縮でき、地震や軟弱地盤に強い利点があります。ベトナム政府はこの工法をニャッタン橋建設で初めて採用しましたが、ベトナム側の期待は大きく、今後ベトナムの標準的工法にしようとしています。

工事は現地で大きな雇用を生み出しています。その規模は1日当たり1,000人以上に及び、ハノイ市内だけでなく周辺地域からの出稼ぎ労働者も数多くいます。梶村さんは現地の人々との仕事には大きな意味があると語ります。

「日本企業が受注しているといっても、日本人の技術者や事務職員はごく限られており、その数は全体で50人程度です。現地人の技術者や事務職員はその5倍以上に及びます。ベトナム人の技術者や職員はまだ若い。日本人との共同作業を通じて、大きく成長してくれるものと期待しています。」

梶村さんは、これまで長くODA案件で途上国での業務に当たってきましたが、あくまで土木技術者としての義務と責任を果たすことに専念してきたといいます。

「現在、海外で働く日本人はごく普通の人たちです。外国語が堪能かどうかは別問題です。もちろん、大きな役割を担うので技術的に成熟していることは必要です。普通の日本人が、現地の人たちとチームを作り、目標の達成に向けて作業を積み重ねる。それは国内のプロジェクトと何ら変わりません。途上国での生活は日本ほど気楽でないのは確かです。でも、悲壮感を持って仕事をしている人は私は知りません。国内と同じように、色々と苦労して、また楽しみながら仕事をしているのです。」

援助であるかどうかにかかわらず、日本人としての仕事を全うし、現地の人々の期待にしっかりと応える。職人のプロ意識と、できあがった橋の完成度の高さこそが日本というブランドをベトナムの人々に強く印象づけるものとなるのです。

ニャッタン橋の完成は2014年12月の予定。別名「日越友好橋」と呼ばれるこの橋は、日本とベトナムの友好のシンボルとなっていくことでしょう。

※ 5連の斜張橋とは、主橋部が5基の主塔から成り、それぞれ斜めに張ったケーブルを橋桁に直接つなぎ支える構造の橋

2. 南アジア地域

南アジア地域には、世界最大の民主主義国家であるインドをはじめとして、大きな経済的潜在力を有する国があり、国際社会における存在感を強めています。地理的には、東アジア地域と中東地域を結ぶ海上の交通路に位置し、日本にとって戦略的に重要であるほか、地球環境問題への対応という観点からも重要な地域です。また、テロおよび過激主義に対する国際的取組における役割といった観点からも、日本を含む国際社会にとって関心の高い地域です。

一方、南アジア地域には、道路、鉄道、港湾など基礎インフラの欠如や人口の増大、初等教育を受けていない児童の割合の高さ、水・衛生施設や保健・医療制度の

未整備、不十分な母子保健、感染症、そして法の支配の未確立など取り組むべき課題が依然多く残されています。特に貧困の削減は大きな問題であり、この地域に住んでいる16億人に近い人口のうち約5億人が貧困層ともいわれ、世界でも貧しい地域の一つです。ミレニアム開発目標(MDGs)達成を目指す上でもアフリカに次いで重要な地域となっています^(注11)。

日本は、南アジア地域の有する経済的な潜在力を活かすとともに、拡大しつつある貧富の格差をやわらげるため、経済社会インフラ整備の支援を重点的に行っています。

< 日本の取組 >

南アジア地域の中心的存在であるインドとは、「戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づいて、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)^(注12)の中核となる貨物専用鉄道(DFC)^(注13)建設計画などの経済協力をはじめ、政治・安全保障、経済、学術交流など幅広い分野で協力を進めています。インドは日本の円借款の最大の受取国であり、日本はインドにおいて電力や運輸などの経済インフラの整備とともに、農村環境の整

備など貧困削減に向けて社会分野での開発も進めています。

スリランカでは、2009年5月に約26年にわたる政府軍とタミル・イーラム解放の虎(LTTE)^(注14)との戦闘が終結しました。日本は、スリランカの平和が長く根付くよう、また経済社会開発を支援するため、地域・民族のバランスに配慮しながら、国民和解の進展ぶりも踏まえて、支援を実施しています。



視覚障害を持った女子生徒たちが音声機能ソフトを用い、実際にパソコン利用学習をしているところを視察する日本大使館担当者(写真：在バングラデシュ日本大使館)



インドのハイデラバード外環道路(写真：船尾修/JICA)

注11 2013年のMDGsレポートによれば、1日約1.25ドル未満で生活する人の割合は30%(2010年)で、これはサブサハラ・アフリカに次いで高い数字である

注12 デリー・ムンバイ間産業大動脈構想 DMIC: Delhi Mumbai Industrial Corridor

注13 貨物専用鉄道 DFC: Dedicated Freight Corridor

注14 タミル・イーラム解放の虎 LTTE: Liberation Tigers of Tamil Eelam

パキстанは、テロ撲滅に向けた国際社会の取組において重要な役割を担っています。日本は、パキстанの社会・経済基盤の強化を通じ、その安定的発展を支援しています。2009年4月に、世界銀行と共に東京で開催したパキстан支援国会合の際に表明した2年間で最大10億ドルの支援、2010年の洪水被害に対して実施した国際緊急援助隊の派遣や総額5.68億ドル

の支援等はその取組の一環です。また、2011年2月のザルダリ大統領の訪日に際して署名した、包括的パートナーシップに関する共同声明^{注15}の中で、互恵的な経済・貿易活動を強化していくこと、電力・水・インフラ開発といった面でのパキстанの取組や、人間の安全保障を確保するための取組などを日本が引き続き支援していくことに合意しました。

インド

デリー上水道改善計画 有償資金協力(2012年11月～実施中)

人口1,675万人を超えるインドの首都デリーでは、上水道施設の老朽化や不十分な維持管理により、1日平均3時間の制限給水を余儀なくされており、経済発展に伴う急激な人口増加により水不足は今後さらに深刻化することが懸念されています。

このような状況の下、日本は2009年から2011年にかけて、2021年までにデリーでの24時間連続・均等給水の実現を目指すマスタープラン策定を支援しました。2012年から支援を開始しているデリー上水道改善事業では、このマスタープランの中でも優先度の高い地域を対象に、有償資金協力(約290億円)による上水道施設(浄水場、送水管など)の増築・改善を行っています。

また、本事業に関係するソフト面の支援として、地理情報システムを活用した上水道施設のデータ管理や、上水道施設の運営・維持管理体制の強化についても、日本の地方自治体の経験を活かしながら行っています。これにより、経済発展に伴い、デリーに進出している多くの日系企業(2012年10月時点で167社)も恩恵を受けることが期待されます。(2013年8月時点)



水不足により給水タンクに集まるデリー市民
(写真：JICA)

パキстан

ファイサラバード上水道拡充計画 無償資金協力(2010年9月～2012年12月)

パキстанの都市部では、人口流入や人口増加に対して上下水道施設整備が追いついていません。パキстан第3の都市であるパンジャブ州ファイサラバード市においても同様の状況であり、上水道普及率は50%と上水サービスの普及が遅れています。市民の中にはこのような慢性的な水不足を補うために自家用井戸を使用している人もいますが、適切な維持管理がなされていないため、肝炎、下痢およびチフス等、水に起因した疾患にかかる人が多くなっています。

そこで日本は、同市の給水状況と衛生環境を改善するため、無償資金協力(7億9,900万円)により、深い井戸の掘削および水を汲み上げるポンプ室の整備を支援しました。今回の協力により、ファイサラバード市内の上水供給量は、1日当たり91,000m³増える見込みです。これは従来の供給量が1.3倍に増加するとともに、住民に対する給水率が65%に増加することを意味しています。

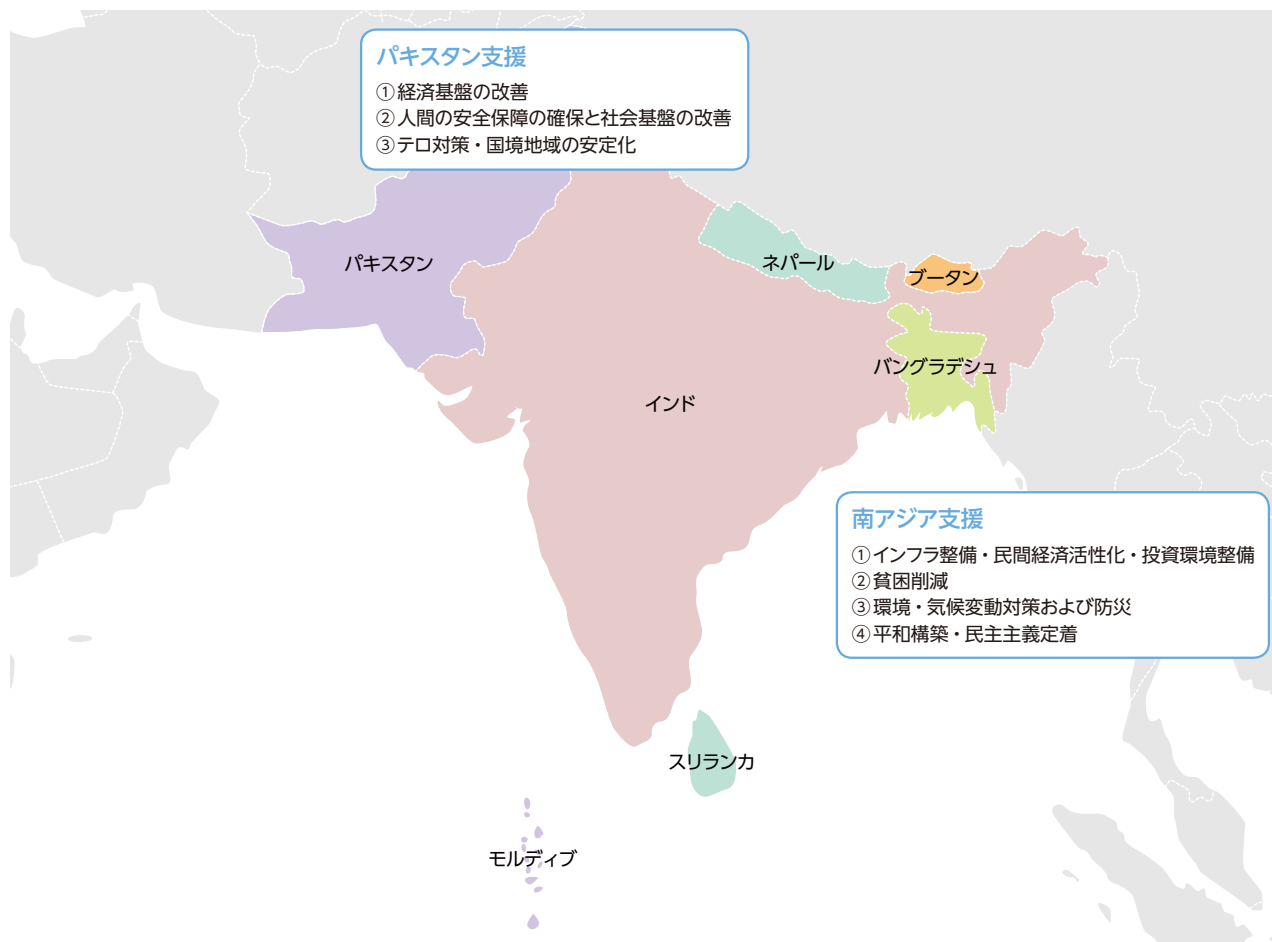
また、安全な水の供給拡大に伴い、水に起因する伝染病に対するリスクが軽減され、市民の衛生環境が改善することも期待されています。



無償資金協力によって整備された給水ポンプ
(写真：JICA)

注15 「日パキстан包括的パートナーシップに関する共同声明」

▶ 南アジア地域における日本の国際協力の方針



図表 II-9 南アジア地域における日本の援助実績

2012年

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

順位	国または地域名	贈 与			計	政府貸付等			合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額	計	
1	インド	11.90	1.50	45.70	57.59	1,484.02	836.96	647.06	704.65
2	バングラデシュ	5.55	1.73	51.65	57.21	392.29	144.03	248.26	305.46
3	パキスタン	83.07	25.17	26.12	109.19	193.19	46.02	147.17	256.36
4	スリランカ	36.25	1.95	29.02	65.26	368.57	251.62	116.94	182.21
5	ネパール	29.10	0.63	29.73	58.83	0.25	11.54	-11.29	47.54
6	ブータン	19.53	—	9.39	28.92	12.72	—	12.72	41.64
7	モルディブ	3.13	—	2.00	5.13	0.44	—	0.44	5.57
	南アジアの複数国向け	4.21	4.21	1.95	6.15	—	—	—	6.15
	南アジア地域合計	192.74	35.18	195.55	388.29	2,451.47	1,290.17	1,161.30	1,549.58

* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

* 2 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む

* 3 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む

* 4 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す

* 5 合計は卒業国向け援助を含む

* 6 「南アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、およびミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれている

3. 中央アジア・コーカサス地域

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、中国、南アジア、中東、欧州に囲まれていることから政治的にも地理的にも重要な地域です。また、石油、天然ガス、ウラン、レアメタル(希少金属)などのエネルギー・鉱物資源が豊富で、資源供給国の多様化を目指して、資源・エネルギー外交を展開する日本にとって戦略的に重要な地域です。そのため、この地域の安定と発展は、

日本を含むユーラシア地域全体の安定と発展にとっても重要です。この観点から日本は、人権、民主主義、市場経済、法の支配といった普遍的価値が根付くよう、そして同時にアフガニスタンやパキスタンなど、中央アジアに接する地域を含む広域的な視点も踏まえつつ、この地域の長期的な安定と持続的発展のための国づくりを支援しています。

< 日本の取組 >

日本は、計画経済体制から市場経済体制への移行と経済発展を支援するため、法制度の整備、保健医療など社会開発の再構築、経済発展に役立つインフラ整備(経済社会基盤)、市場経済化のための人材育成など様々な支援活動を行っています。たとえば、ウズベキスタン、およびキルギスにおける日本センター*では、日本の経験に基づくビジネスコースなどを提供することで、市場経済化に対応できる人材の育成に貢献しています。

カザフスタンおよびアゼルバイジャンのカスピ海沿岸には、世界有数の規模を誇る油田が存在し、日本企業も権益を有しています。この地域が安定し経済が発展することは、国際エネルギー市場の安定とエネルギー資源の確保のためにも重要であり、公共サービスの改善や人材育成、発電所などのインフラ整備といった支援を行っています。

また、日本は、2004年に中央アジア地域の地域内協



草の根・人間の安全保障無償資金協力で改修された、グルジア・トビリシ市の幼稚園の子どもたちと牧野たかお外務大臣政務官

力を進めることを目的として「中央アジア+日本」対話の枠組みを設立し、これまで外相会合を含めて様々なレベルでの対話や協力を実施しています。日本と中央アジア諸国との外交関係樹立20周年に当たる2012年には、11月に東京にて「中央アジア+日本」対話・第4回外相会合が開催されました。



アゼルバイジャンのシマル・ガス火力複合発電所(第2号機建設計画)

用語解説

日本センター

中央アジアやインドシナ地域の市場経済移行国における市場経済化を担う人材育成を目指し、日本の「顔の見える援助」として、また日本との人脈を築く拠点として市場経済を目指す9か国に10センターが設置され、現在、7か国8センターでJICAプロジェクトを継続中(プロジェクト終了の2センターも現地で活動を継続)。ビジネスコース、日本語コース、相互理解促進事業を活動の柱としている。

ウズベキスタン

ウズベキスタン共和国シルクロード蚕業振興計画 草の根技協(草の根パートナー型)(2013年3月~実施中)

ウズベキスタンは古くからシルクロードの中継地として絹産業が盛んでしたが、ソビエト連邦崩壊により地域経済は大きな打撃を受け、伝統的な絹産業は衰退していきました。機械の老朽化や技術停滞により、質量とも国際競争に耐える品質の絹糸が生産できず、養蚕農家も激減し、美しい絹織物を生み出してきた伝統産業の継承が困難となっています。こうした状況のもと、東京農工大学は「草の根技術協力事業(草の根パートナー型)」を活用し、2009年よりウズベキスタン国立養蚕研究所と共に、フェルガナ州において女性を含むパイロット農家50軒とその周辺農家に養蚕技術改良のための支援を始め、農家生計向上モデルの構築に取り組んできました。

そこで培った経験を活かし、2013年からは28,000戸の養蚕農家を抱える西部ホレズム州においても、高品質な繭の蚕種自給生産体制の確立と住民の生計向上のための支援を開始しました。こうした取組により、養蚕地域の活性化と高品質蚕糸の安定生産実現を目指しています。日本の^{かすり}紬のように織り上げる、古くから伝わる布地「アトラス」(「絹の王様」の意)やそれを用いた工芸品を開発し、それらの生産が農家の副業として定着すること、そしてゆくゆくは「新シルクロード」絹製品として海外に輸出されることも期待されています。(2013年8月時点)



フェルガナ州での養蚕指導(写真:東京農工大学)

グルジア

ゴリ地区ゼヴェラ村養鶏場施設建設計画 草の根無償資金協力(2012年1月~実施中)

グルジアの首都トビリシの北西70kmに位置するゴリ地区は、南オセチア・アブハジア周辺において2008年に起こった武力紛争の際に空爆を受け、住民の多くが家屋や財産を失うなど、深刻な被害を受けました。また、その時に南オセチアから逃れてきた国内避難民は、依然として経済的に苦しい生活を送っています。

ゴリ地区には、養鶏業で生計を立てている貧困層の小規模農家が600世帯ありますが、使用できる^{ふか}孵化器の数は限られています。ほとんどの養鶏農家は、孵化器を使用せず、自宅で飼育している親鶏が温めて孵化していますが、孵化率は約30%と非常に低い状況です。そのため、養鶏農家は、孵化したヒナ鳥を業者から購入して飼育しなければならず、その費用が高いため十分な収入につながりません。

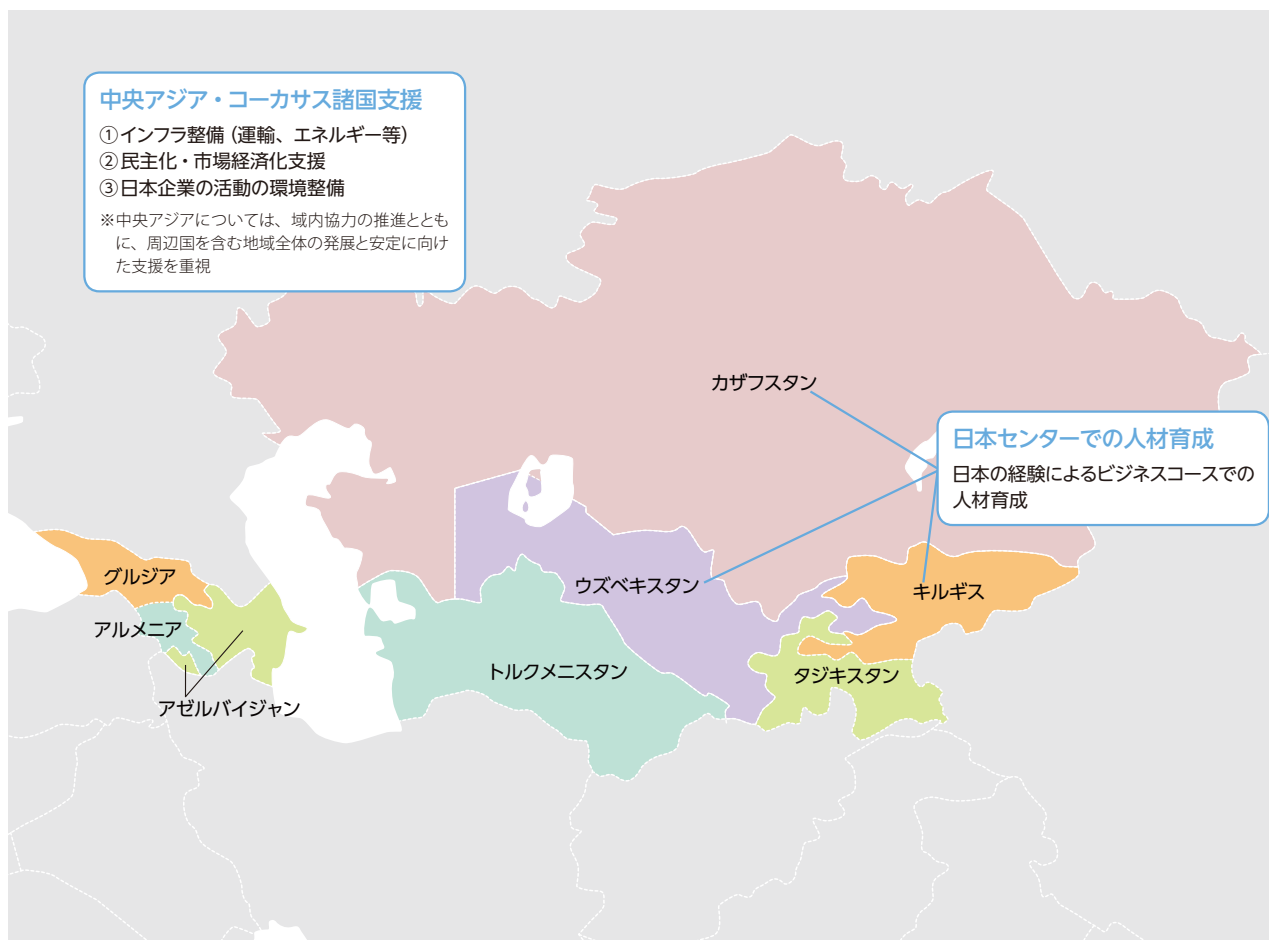
そこで、日本は、ゴリ地区ゼヴェラ村の小規模養鶏農家の協同組合が管理する養鶏場施設の整備を支援しました。協同組合の敷地4,500㎡に、鶏卵の孵化・養鶏・飼料生産が可能な510㎡の養鶏施設を建設し、養鶏用機材を供与しました。また、このプロジェクトは、ポーランドとの協力の下で行われ、日本が養鶏場施設を整備し、ポーランドが加工施設を整備することで、ゴリ地区の小規模養鶏農家が飼育した鶏を出荷しやすい環境が整えられました。

この結果、2012年4月から2013年3月にかけて約30,000羽のヒナ鳥が孵化し、ゴリ地区の小規模養鶏農家600世帯の収入が、1世帯当たり年間約400ドル増えました。(2013年8月時点)



ヒナ鳥の飼料を作る協同組合のメンバー(写真:Heifer International)

中央アジア・コーカサス地域における日本の国際協力の方針



図表 II-10 中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績

2012年

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

順位	国または地域名	贈 与				政府貸付等			合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
1	アゼルバイジャン	1.42	—	1.29	2.71	168.67	16.02	152.64	155.36
2	タジキスタン	27.71	1.00	5.27	32.98	—	—	—	32.98
3	グルジア	1.51	0.11	1.24	2.75	31.17	3.26	27.91	30.66
4	キルギス	8.07	4.72	11.90	19.98	—	0.41	-0.41	19.57
5	アルメニア	0.12	—	2.54	2.65	0.88	3.22	-2.34	0.31
6	トルクメニスタン	0.03	—	0.49	0.53	—	2.74	-2.74	-2.21
7	ウズベキスタン	9.47	—	11.62	21.10	5.15	32.26	-27.11	-6.01
8	カザフスタン	0.42	0.11	3.92	4.34	26.55	46.82	-20.27	-15.93
	中央アジア・コーカサスの複数国向け	3.55	3.55	0.85	4.40	—	—	—	4.40
中央アジア・コーカサス地域合計		52.30	9.49	39.13	91.43	232.42	104.72	127.70	219.13

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

*2 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む

*3 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む

*4 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す

*5 合計は卒業国向け援助を含む

日本企業の品質基準が ものづくりを成長させる

～キルギスのフェルト商品が『無印良品』から世界デビュー～



草木染めにも使われるエスパルセット(イガマメ)の畑の前に立つ増田さん(左)と原口さん(写真:増田明子)

国際協力の現場から

14

キルギス共和国は、中国とカザフスタンの間にある人口540万人ほどの国です。そのイシククリ湖周辺を舞台に行われているのが、2007年から始まったJICAの行う一村一品運動※、「イシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト」です。

キルギスでは、旧ソ連時代に農場などを中心とした村落のコミュニティが存在していましたが、ソ連崩壊とともに失われました。それから20年が経った今でも、地域住民間での情報共有や共同作業はほとんど行われず、地域の祭りなど村の人々が集まる機会もあまりありません。さらに、農業の不振などで国外への出稼ぎ労働者も多いことから、コミュニティの衰退は深刻化する一方です。そこで、ハーブ、蜂蜜、羊毛、果実、野生ベリー類など山岳国ならではの地域素材を使い、一村一品の商品の開発と販売によって、地域経済を活性化しながらコミュニティの強化に取り組んでいく、このプロジェクトが始まりました。

チーフアドバイザーである原口明久^{はらぐちあきひさ}さんは「当初、地域の人々から聞かれるのは『生産する機械をくれ』『一村一品工場を建設してほしい』といった意見ばかりでした」と旧ソ連時代の考え方から抜け出せない当時の住民の姿を振り返ります。プロジェクトでは、商品の企画を促すなど、参加者の自主性を育み、域内の情報共有や効率的な生産体制づくりに努めてきました。

一つの転機が訪れたのは2010年のこと。『無印良品』を展開する株式会社良品計画は、海外にも200店舗以上を展開しており、クリスマス向けにチャリティ性の高いギフト商品の企画を検討していました。商品企画を担当している増田明子^{ますだあきこ}さんは、JICAが開発途上国のものづくりを支援していることを知り、商品化の連携を持ちかけました。そして、JICAプロジェクトの一村一品運動の中から、キル



グレーの毛糸で丁寧に動物の形を針で埋め込んでいく村の女性(写真:増田明子)

ギスのフェルトの手工芸品が選ばれました。

鍵となったのは、すべて手作業で作られるフェルト製品の伝統的であたたかな風合いと現地からの反応の早さでした。MUJI×JICAのプロジェクト始動です。

フェルト商品の生産にはイシククリ湖の周囲700kmに及ぶ範囲の25のグループが参加しており、生産者が分散した状況で、世界的にも厳しい同社の品質基準を満たせるかどうかは未知数でした。プロジェクトでは、すべてのグループから技術リーダーを集めて研修を行いました。ほとんどが家庭の主婦です。そして、スタッフが各グループを訪問しながら、品質管理を厳しく確認していきました。(株)良品計画側でも研修を行い、品質の大切さや商品が世界でどのように売られていくかを丁寧に伝えるとともに、生産者の意見にも耳を傾けました。「MUJIの品質基準をクリアできれば、世界中どこでも売れる。」増田さんのこの言葉も励みになりました。

2011年のクリスマス・シーズン。全世界の無印良品の店舗にキルギスで作られたフェルトのパスケースや小物類が並びました。発注数も初年度の1万個から2013年には2万個以上に伸びました。日本で行っていた検品、タグ付けや包装も、2013年には現地で完成製品まで仕上げられるようになりました。増田さんにとってキルギスの人々の成長が何よりも大きな感動だったといいます。

「訪れるたびに品質管理への意識が高まっていることを実感します。専門家に技術を教えてもらっていた女性たちが、翌年には指導する側になっていました。仕事場では女性たちの間で会話が生まれ、コミュニティが育まれています。私たちの本業のビジネスを通じて社会貢献ができたという思いは、企業として大きな収穫でした。」

原口さんも企業との連携は非常に大きな成果を生んだと語っています。

「これまでキルギスのビジネスでは納期を守らず、商品の品質もバラバラで、生産工程にもルールがないのが一般的でした。連携する企業からのプレッシャーが非常によい訓練になったと思います。」

世界でも高い品質基準を持つ日本企業とODAが連携してものづくりに取り組むことで、途上国の人々や地域の可能性が引き出されることをキルギスのプロジェクトは教えてくれます。

※ 「一村一品運動」については、68ページ参照

4. 中東・北アフリカ地域

中東・北アフリカ地域は、世界の石油埋蔵量、天然ガス埋蔵量とともに約5割を占めており、世界のエネルギーの一大供給地です。日本は原油輸入の約9割を中東・北アフリカ地域に依存している上、日本と欧州とを結ぶ貿易の中心となる航路は中東地域を経由しており、日本の経済とエネルギーの安全保障という意味からも極めて重要な地域となっています。

中東・北アフリカ地域は2011年から2012年にかけて、大きな政治的変動を経験しました。長期政権が崩壊した国では民主化プロセスが進められています。しかし、経済的・社会的な状況は依然として改善したとはいえず、改革はこれからが正念場です。そうした国の改革努力を、経済的支援を通じて後押しし、地域の安定に貢献していくことは、その国自身や周辺諸国だけでなく、世界全体の平和と安定にもつながります。

< 日本の取組 >

中東・北アフリカ地域には、パレスチナ問題に加え、アフガニスタンやイラクなど、生活・社会基盤の荒廃や治安の問題を抱える国や地域が多く存在します。これらの国や地域の平和と安定は、地域全体、さらには国際社会全体の安定と繁栄にも大きな影響を及ぼしかねないことから、これらの国・地域に対しては、持続的な平和と安定の実現、国づくりや国家の再建のために国際社会が一致団結して支援していくことがとても重要です。以上のような中東・北アフリカ地域の位置付けからも日本として積極的に支援を行う大きな意義があります。

また、2010年12月以降、チュニジアを発端として中東・北アフリカ域内の各国・地域で市民による大規模デモが頻繁に起こりました。今後、民主化だけでなく、高い失業率、食料価格の上昇、貧富の差の拡大など、多くの経済的・社会的な課題を克服する必要があるため、域内各国はたいへん重要な時期を迎えています。この地域の平和と安定を保つ上でも、このような諸改革や体制の移行を安定的に実現させることが肝心であり、そのためにも国際社会による一層の支援が必要となっています。2011年5月に開催されたG8ドーヴィル・サミット(フランス)においても、出席した各国首脳は、

す。また、これらの地域の中には未だに情勢が不安定な国もあります。シリアでは、2011年3月以降、2年以上経過した現在も弾圧と暴力が継続し、多数の難民や避難民が発生していることに加え、2013年8月にはシリアで化学兵器が使用され、多数の市民が死亡するなど、大きな人道問題となっています。日本は、これまで表明した約9,500万ドルの人道支援を実施したほか、約1.2億ドルのヨルダンに対する円借款を決定しました。さらに、2013年9月の国連総会において、新たに6,000万ドルの人道支援をと実施することを表明しました。

また、人口に占める若者の割合が高く、高い経済成長を続ける国が多いことも中東・北アフリカ地域の特徴であり、そうした伸び盛りの国が今後も安定した成長を実現できるよう援助していくことも重要です。

この地域で起こっている変革の動きを「アラブの春」と呼んだ上で、この歴史的な変革を歓迎し、G8としてその努力を支援していくことを互いに確認しました。

中東・北アフリカ地域には、所得水準が高い産油国から、所得の低い後発開発途上国、あるいは紛争後の復興期にある国まで、その経済状況は様々です。日本としては、アフガニスタンやイラクにおける平和と安定の実現、中東和平の実現は、国際社会全体の平和と



2013年5月、最大規模のシリア難民を受け入れているザアタリ難民キャンプの子どもたちのための施設を訪れた鈴木俊一前外務副大臣

安全にかかわる問題であり、また、ODA大綱の基本方針である「人間の安全保障」および「平和の構築」の実現という点からも意義が大きいと考え、国際社会と連携しつつ、積極的に支援しています。また、産油国においては、順調な経済発展を続けながら、産業の多角化を推進することで、石油に依存する経済から脱して、安定した経済基盤が構築できるように協力します。

また、石油等の天然資源がない低中所得諸国に対しては、貧困の削減に取り組むとともに、持続的な経済成長のための支援を引き続き実施していきます。特にG8ドーヴィル・サミット以降のハイレベル会合において、日本も、この地域で起こっている変革の動きに対して国際社会と連携して対応し、アジアの成長と安定に貢献してきた経験等を活かし、政府や民間企業が連携して、以下のような取組によって、この地域の安定的な体制移行および国内諸改革に向けた各国の自助努力を積極的に支援していくことを表明しました。

すなわち日本としては、①公正な政治・行政の運営、②人づくり、③雇用促進・産業育成を中心に支援していくとともに、④経済関係の強化と、⑤相互理解の促進にも取り組んでいくこととしています。これを受け、

日本は2011年9月に10億ドルの円借款による支援を表明し、既に14億ドルの新規インフラ整備支援を決定または表明済みです。さらに、2013年5月、サウジアラビアを訪問した安倍総理大臣は、中東・北アフリカ諸国に対する地域安定化支援および民主化支援として、今後総額22億ドル規模の支援を行うことを表明しました。日本は、国ごとに支援の分野や対象の重点を適切に配慮し、中東・北アフリカ地域の経済的・社会的安定と中東和平達成に向けた環境づくりのための支援を積極的に行っています。

重視していく点は、次のとおりです。

- ① 平和の構築支援(イラク、アフガニスタン、パレスチナ)
- ② 中東和平プロセス支援のための協力(対パレスチナ支援、周辺アラブ諸国支援など)
- ③ 公正な政治・行政運営のための支援(エジプト、チュニジアに対する選挙支援、格差是正と安定化支援(農村開発、貧困削減、水資源、防災、テロ・治安対策等)を含む)
- ④ 人づくりや雇用促進・産業育成に役立つ経済社会インフラ整備支援

ヨルダン

シリア難民・ホストコミュニティ支援プログラム 青年海外協力隊

現在、ヨルダンには、隣国シリアの情勢不安を受け、約53万人に上るシリア難民が流入しています(UNHCR、2013年9月末時点)。

日本は、シリア難民・ホストコミュニティ支援として、ザアタリ難民キャンプ、難民受入れ地域(ホストコミュニティ)を対象に、シリア難民とヨルダン国民の双方にとって助けとなり、役に立つことを目指し、様々な支援を行っています。

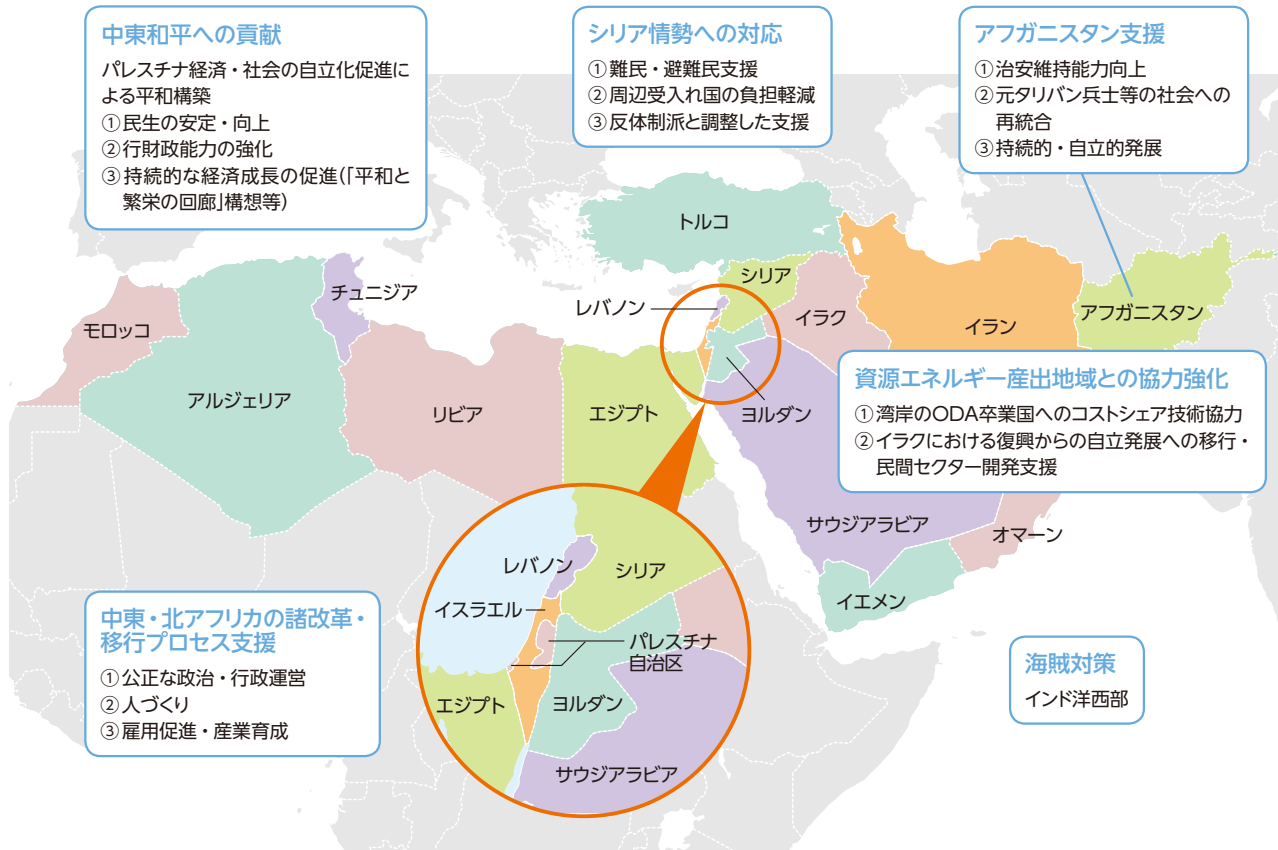
たとえば、難民キャンプ内での緊急支援物資配布、ホストコミュニティの学校や病院への機材供与および青年海外協力隊員(以下、隊員)の派遣など、草の根レベルでの支援を行っています。派遣中の隊員7名(2013年9月末時点)は、保健師や理学療法士、幼児教育といった専門性を活かし、難民キャンプ内とホストコミュニティに分かれて活動しています。

児童施設では、活動中の隊員が簡単な文字や数字を教えたり、体操などの指導を通じて、子どもたちの心身のケアに努めています。シリア国内の激しい内戦の中で心に傷を負った者もあり、隊員の活動は大きな支えになっています。また、障害者施設の難民には銃撃や爆発に巻き込まれて負傷したあと、十分な治療を受けられずに後遺症に悩まされている人も多くおり、理学療法士の隊員たちのケア活動は大いに役立っています。



ホストコミュニティで活動中の隊員(幼児教育)とシリア難民の子どもたち(写真: JICA)

中東・北アフリカ地域における日本の国際協力の方針



図表 II-11 中東・北アフリカ地域における日本の援助実績

2012年

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

順位	国または地域名	贈 与			計	政府貸付等			合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額	計	
1	アフガニスタン	789.96	645.98	83.62	873.58	—	—	—	873.58
2	イラク	2.90	0.21	19.81	22.72	352.23	13.99	338.24	360.96
3	モロッコ	9.07	—	11.47	20.55	125.94	70.06	55.88	76.42
4	[パレスチナ自治区]	62.57	35.80	10.49	73.05	—	—	—	73.05
5	トルコ	1.42	1.12	8.29	9.71	226.94	203.15	23.79	33.50
6	ヨルダン	13.19	3.24	10.89	24.08	137.82	131.23	6.59	30.68
7	イエメン	26.41	25.33	0.33	26.74	—	2.08	-2.08	24.67
8	イラン	8.09	5.96	11.99	20.07	—	2.53	-2.53	17.54
9	レバノン	3.74	3.36	0.47	4.21	21.05	8.77	12.28	16.49
10	シリア	2.77	2.74	3.55	6.32	—	—	—	6.32
11	アルジェリア	0.12	—	2.88	3.00	—	1.01	-1.01	2.00
12	リビア	—	—	0.43	0.43	—	—	—	0.43
13	エジプト	13.58	—	58.67	72.25	122.60	215.18	-92.58	-20.33
14	チュニジア	0.14	—	10.91	11.05	30.21	94.58	-64.37	-53.32
	中東・北アフリカの複数国向け	51.71	51.71	1.17	52.88	—	—	—	52.88
中東・北アフリカ地域合計		985.69	775.44	237.96	1,223.65	1,016.80	742.59	274.21	1,497.86

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

*2 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む

*3 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む

*4 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す

*5 合計は卒業国向け援助を含む

*6 「中東・北アフリカの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、トルコを含む複数国向け、および北アフリカとサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれていない

水回りを改善しながら コミュニティと共にプロジェクトを創る

～ヨルダンのシリア難民を支援する NGO、JEN～



ザアタリ難民キャンプを視察する岸田外務大臣と説明にあたる佐々木さん(写真: JEN)

国際協力の現場から
15

2011年3月に内戦状態に突入したシリア。激しい戦闘から逃れる人々の避難先の一つが隣国のヨルダンです。同国政府は2012年7月、シリアとの国境付近にザアタリ難民キャンプを設置。キャンプの難民数は、2013年8月時点で約13万人に達しました。

難民キャンプは、ヨルダン政府だけでなく、国際機関や各国政府の援助隊、そしてNGOが運営しています。その中の一つが、日本に本部を置く国際NGOのJEN(Japan Emergency NGO)です。

「JENの活動ではまず、ニーズを徹底的に調査します。ここ、ザアタリ難民キャンプでも、他の団体と共にキャンプ内の一戸一戸を調査し、冬物衣料の配布と水環境の改善が急務であることが判明しました。」

こう語るのはキャンプ内でのJENの活動を統括する佐々木弘志さんです。1985年生まれの佐々木さんは、子ども時代をインドネシアで過ごしました。小学生だった1998年、独裁政権が崩壊。混乱するジャカルタで、横行する略奪や暴力、そして同年代の子どもたちがストリートチルドレンになっていく貧困の現実を目の当たりにしました。日本に帰国後もその根本にある原因を問い続け、大学院では開発経済学を専攻。そして、常日ごろから「国際問題の現場に一番近い」と感じていた国際NGOのJENに就職し、2012年9月にヨルダンに派遣されました。

佐々木さんが担当するのは、ザアタリ難民キャンプでの支援です。JENは、2012年9月よりシリア難民緊急支援を開始し、ジャパン・プラットフォーム(JPF)*事業では、衛生的で女性が安心して洗濯できる環境整備を目的として同キャンプに21の洗濯場を設置しました。ところが難民キャンプはいわば「にわかづくりのコミュニティ」。共同体意識が弱く洗濯場はもちろん、給水所やトイレなどの共有財産は、一度壊れたり汚れたりするとそのまま放置さ

れたり、使われなくなったりしていました。水環境が悪化し、健康へのリスクが高まるのも当然でした。

佐々木さんたちJENのメンバーは、UNICEFと共に、地区ごとに、キャンプの住民である難民の人々自らがメンバーとなる水衛生委員会をつくることを呼びかけました。「水」という共通のテーマをもとに住民の共同体意識を高める狙いもありました。

「心がけたのは、やる気のある人にボランティアで参加してもらうことです。子どもが下痢などを患っている親など、水環境の改善が必要だと痛切に感じている人々に自発的に動いてもらえるよう促しました。」

JENの呼びかけは少しずつ浸透し、自治意識が高まった委員会では、お金を出し合って掃除道具を購入し、当番制でトイレを掃除するようになりました。配管の修理も以前は支援団体に頼っていましたが、「直したいから道具を貸してほしい」と申し出る住民も現れました。JENでは、そうした住民主導の活動をサポートしながら、委員会のメンバーと共に、衛生知識の普及に努めてきました。こうした改善の積み重ねの結果、水が原因の疾患は10%から5%に減少しました。住民の声を直接聞くための家庭訪問などをきっかけに、JENという日本のNGOについてもキャンプの人たちは認識するようになったといいます。

JENの支援によって設立された水衛生委員会はキャンプ全体で191に及び、住民自治の基盤づくりに貢献しているとして、国際機関からも高い評価を得ています。今後、キャンプ全体を12の自治区に分けて運営することが決まっていますが、自治を支援する4団体の一つとして、欧米の援助団体とともにJENが選ばれました。

世界が注目する難民キャンプで着実な成果を上げるJEN。現地の責任者である佐々木さんは日本の人々に向けてメッセージをくれました。

「日々、失敗と後悔の連続です。でも挑戦してみなければ、何が正しいかも、間違っているかも分かりません。一歩を踏み出す勇気があれば、きっと自分の目標に近づけるはず。だから、何をを目指すのでも、あきらめないでほしい。シリアに平和が訪れ、人々が祖国に帰ったとき、キャンプでの自治活動が国の再建に役立つと信じて日々の活動に取り組んでいます。」



洗濯設備で井戸端会議中の水衛生委員会のメンバー(写真: JEN)

* ジャパン・プラットフォーム(JPF)は、日本のNGOが紛争や自然災害に対し迅速かつ効果的に緊急人道支援を行うことを目的に、NGO、経済界、政府の三者で立ち上げた組織(NPO法人)。2000年8月設立。

5. サブサハラ・アフリカ地域

アフリカ、特に、サハラ砂漠より南に位置するサブサハラと呼ばれる地域は、依然として深刻な貧困問題に直面しています。サブサハラ・アフリカ諸国の大半(48か国中33か国)は後発開発途上国(LDCs)であり、人口の約半分が貧困の境界線である「1日約1.25ドル」未満の生活を送っています。また、この地域には、内戦や紛争、難民、干ばつによる飢餓、HIV/エイズをはじめとする感染症の蔓延など、発展を阻害する深刻

< 日本の取組 >

日本は、アフリカの主体的取組(オーナーシップ)と国際社会による協力(パートナーシップ)を基本原則とするアフリカ開発会議(TICAD^{ティカッド})の開催を通じて、アフリカ自身による開発課題への取組に積極的に支援してきました。

1993年に開始したTICADの20周年に当たる2013年6月、横浜において第5回アフリカ開発会議(TICAD V)が開催されました。39名の国家元首・首脳級を含むアフリカ51か国、31か国の開発パートナー諸国およびアジア諸国、72の国際機関および地域機関の代表、ならびに民間セクターやNGO等市民社会の代表など、約4,500名以上が参加し、TICAD Vは前回の規模を上回り、日本が主催する最大規模の国際会議となりました。

TICAD Vは、「躍動するアフリカと手を携えて」を基本メッセージとし、TICAD Vの主要テーマである「強固で持続可能な経済」、「包摂的で強靱な社会^{ほうせつ きょうじん}」、「平

な問題を抱える国も多く、国際社会からの多大な援助を必要としています。国連安全保障理事会(安保理)やG8サミットなどにおける議論でも、アフリカのこうした問題は国際社会の重大な関心事となっています。

一方、アフリカは豊富な天然資源と増加する人口を背景に、近年は目覚ましい経済成長を遂げており、国際社会の期待と注目を集め、「将来の世界の成長センター」として存在感を増しています。

和と安定」に沿って活発な議論が行われ、今後のアフリカ開発の方向性を示す「横浜宣言2013」と今後5年間の具体的な取組を示す「横浜行動計画2013-2017」が採択されました。また、民間セクター主導による成長の重要性を反映し、アフリカ首脳と日本の民間企業の代表が直接対話を行う「民間との対話」セッションが、今回のTICAD全体会合で初めて実施されました。

本会議の中で、日本はインフラ整備と人材育成に重点を置き、ODA約1.4兆円を含む官民による最大約3.2兆円の取組や、「安倍イニシアティブ」を含む産業人材育成およびサヘル地域への開発・人道支援を内容とする、対アフリカ支援等を打ち出しました。このような支援を通じ、日本は、アフリカをビジネスパートナーとしてとらえ、官民による貿易・投資の促進を通じて、アフリカの成長を支えていきます。

また、日本はアフリカ地域における平和と安定の実現に向けた取組にも貢献しています。TICAD Vに先立ち、2013年5月、ソマリア特別会合が開催されました。ソマリアは2012年、21年間にわたる内戦という苦難に満ちた歴史を乗り越え、新たな政府と憲法という国の土台を手に入れました。ソマリアの平和と繁栄を願う日本を含む国際社会にとって好機でもあります。ソマリアの安定は、東アフリカの安定と繁栄にとって重要であり、また、ソマリア海賊問題を根本的に解決し、インド洋から紅海、地中海に抜ける世界でも有数の海の大動脈の安全を確保する上で不可欠です。

2013年3月、日本は新たに5,540万ドルの支援を決定し、また、本格的にソマリアの国づくりに貢献す



2013年11月、アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションとしてコンゴ共和国を訪問した石原宏高外務大臣政務官とドゥニ・サス・ンゲソ大統領

べく、対ソマリア直接支援の再開を決定しました。引き続き、人間中心の開発を通じてソマリアの国づくりを支援していきます。

また、2013年1月に在アルジェリア邦人に対するテロ事件が発生しました。これを受け、日本は1月29日に岸田文雄外務大臣が外交政策3つの柱を発表し、国際社会と共にテロと断固として闘う姿勢を打ち出しました。すなわち、①国際テロ対策の強化、②サヘル・北アフリカ・中東地域の安定化支援、③イスラム諸国・アラブ諸国との対話・交流の推進です。これらの具体的取組として、2013年1月、マリ・周辺国における難民支援および治安維持能力強化のために1.2億ドルの拠出を表明しました。具体的には、マリから周辺国に流出した難民に対する食料や居住用テントの提供や、西アフリカ諸国の軍・警察能力向上のため、国連平和維持活動(PKO)訓練センターへの支援等を実施して

います。また、TICAD Vにおいてサヘル地域におけるテロ対処能力向上のために、2,000人の人材育成や機材供与等の支援、またサヘル地域向け開発・人道支援に1,000億円を供与することを表明しました。



2013年8月、ブルキナファソでマリ難民キャンプを視察し、子どもたちとふれあう
阿部俊子前外務大臣政務官

モザンビーク

ナカラ港の改修・整備と運営能力強化

有償技術支援—附帯プロ、無償資金協力、有償資金協力(2012年3月～実施中)

日本は、ナカラ回廊全体の戦略策定に先駆けて、同地域開発の核となるナカラ港の開発を支援しています。ナカラ港は、波浪の影響を受けにくい湾内の立地と、大型船舶が着岸できる十分な水深(最大で-14m)を持つことから、アフリカ南東部地域における天然の良港の一つとして国内の物流および地域全体の輸出入の拠点となる重要な役割を担っています。

しかし、ポルトガルの植民地時代に建設された港湾施設や、建設から約40年が経過している埠頭とその関連施設は著しく老朽化しています。加えて、コンテナ用クレーン等の機材の不足から貨物の積み込み、積み卸しの効率が低く、港湾に関する開発計画の弱点として指摘されています。

こうした背景を踏まえ、緊急に必要な施設改修を無償資金協力で、港の機能向上のための土木工事、荷役機材の調達を有償資金協力で実施しています。同時に、港湾管理・運営、荷役効率の向上、港湾施設および荷役機材の維持・管理能力の向上を目的とした技術協力プロジェクトを実施しており、これら一連のプロジェクトの完了時には、貨物取扱量が現在の約3倍になることを目標としています。

港湾や道路の整備、地域開発の戦略策定はともに多くの時間と労力がかかります。一朝一夕にその効果が現れるものではありませんが、10年後、20年後のモザンビーク、ひいてはアフリカ南東部地域の発展に思いをはせながら、関係者一丸となって一歩ずつ前進しています。(2013年8月時点)

(63ページの「ナカラ回廊経済開発戦略策定プロジェクト」もご参照ください。)



荷役機器メンテナンス指導(写真: JICA)



埠頭に接岸されたコンテナ船(写真: JICA)

トーゴ

トーゴロジスティクス回廊開発・整備計画策定調査
技術協カプロジェクト(2012年8月～実施中)

西アフリカのギニア湾岸に位置するトーゴは、地域のハブ機能を担うロメ港を玄関に、南北に細長い国土を持つ国で、「港湾立国」を目指した国づくりが進められています。ロメ港から隣国ブルキナファソへの国境までの667kmにわたる道路・橋梁・鉄道などの運輸交通インフラは「トーゴロジスティクス回廊」と呼ばれ、ロメ港で荷揚げされた物資をトーゴ国内のみならず、周辺の内陸国(特にブルキナファソ、ニジェール)へ輸送する重要な役割を担っています。

この「トーゴロジスティクス回廊」が安定的で円滑な運輸交通インフラとして機能するよう、日本の協力によりトーゴ政府は、細長い国土を背骨のように走る国道1号線を中心に、周辺の支線を含めたトーゴ全体の運輸交通インフラの開発計画を策定しました。

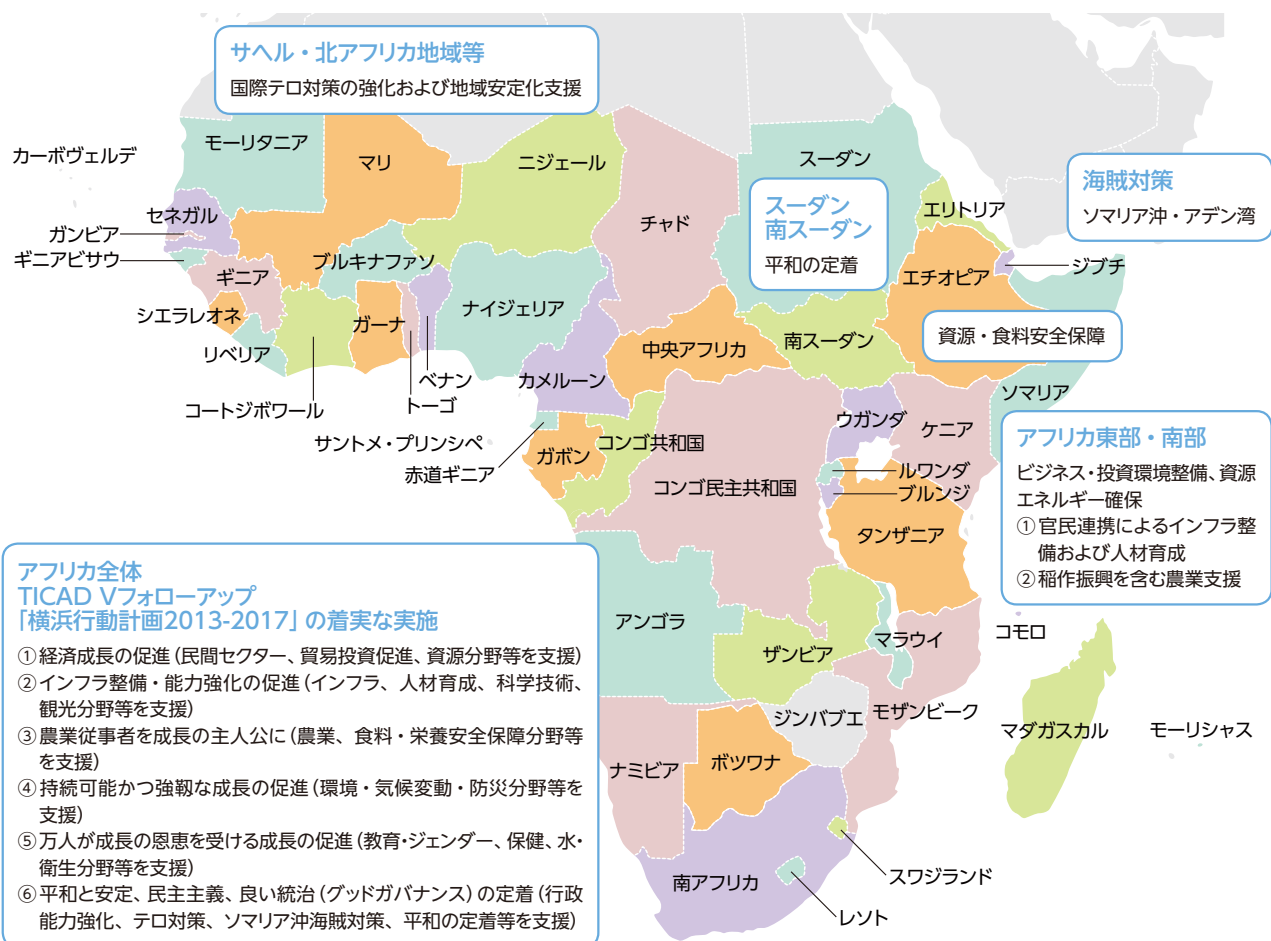
現在のトーゴは、最大の幹線道路でありながら高低差の激しい国道1号線に過度に依存しているため、雨季や事故の際にはスムーズな交通が妨げられてしまうという問題がありました。そのため、日本は迂回路や代替路の整備を提案し、優先的に整備を行う事業についての計画が策定されました。

また、トーゴ政府が中心となって回廊開発を進めていくために、他の開発パートナーに回廊開発の重要性を伝える目的のセミナーを3回にわたり実施し、インフラや地域開発の実務者・専門家約170人の関係者が出席しました。こうした日本のイニシアティブの下に、トーゴが「港湾立国」の実現に向けてさらなる発展を遂げることが期待されています。(2013年8月時点)



トーゴへの入り口となるロメ港。水深16mを誇る天然の良港(写真: JICA)

サブサハラ・アフリカ地域における日本の国際協力の方針



図表 II-12 サブサハラ・アフリカ地域における日本の援助実績

2012年

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

順位	国または地域名	贈 与			計	政府貸付等			合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額	計	
1	タンザニア	88.68	—	39.99	128.67	19.24	—	19.24	147.91
2	ケニア	72.19	43.13	63.33	135.52	90.35	93.81	-3.45	132.07
3	ガーナ	82.76	3.93	32.63	115.39	—	—	—	115.39
4	エチオピア	63.46	28.48	45.22	108.67	—	—	—	108.67
5	スーダン	65.96 (61.26)	54.31 (54.31)	33.22 (33.22)	99.18 (94.48)	—	4.57	-4.57	94.60 (94.48)
6	コンゴ民主共和国	81.88	31.09	11.98	93.86	—	—	—	93.86
7	セネガル	43.76	4.25	36.74	80.50	—	—	—	80.50
8	南スーダン	48.09	46.79	26.94	75.03	—	—	—	75.03
9	モザンビーク	24.18	2.05	31.57	55.75	14.55	—	14.55	70.30
10	ウガンダ	38.35	12.20	27.24	65.58	3.29	—	3.29	68.87
11	ブルキナファソ	40.61	—	15.75	56.36	—	—	—	56.36
12	ソマリア	55.49	55.49	0.00	55.49	—	—	—	55.49
13	マラウイ	31.07	—	23.87	54.94	—	—	—	54.94
14	ナイジェリア	34.04	7.52	14.08	48.12	—	—	—	48.12
15	ザンビア	22.41	—	24.83	47.24	0.58	—	0.58	47.82
16	ルワンダ	15.75	1.90	17.04	32.79	—	—	—	32.79
17	コートジボワール	27.48	17.81	3.41	30.88	—	—	—	30.88
18	ブルンジ	17.11	—	8.95	26.06	—	—	—	26.06
19	リベリア	22.22	15.00	2.74	24.96	—	—	—	24.96
20	ジブチ	18.98	14.29	5.86	24.84	—	—	—	24.84
21	ギニア	19.94	5.93	2.62	22.56	—	—	—	22.56
22	ジンバブエ	17.18	16.68	4.64	21.82	—	—	—	21.82
23	シエラレオネ	12.20	4.80	8.41	20.60	—	—	—	20.60
24	チャド	19.82	19.33	0.35	20.18	—	—	—	20.18
25	ベナン	13.50	—	6.39	19.89	—	—	—	19.89
26	ニジェール	13.46	7.00	4.40	17.86	—	—	—	17.86
27	カメルーン	1.00	1.00	9.24	10.24	5.75	—	5.75	16.00
28	トーゴ	10.45	0.35	5.18	15.63	—	—	—	15.63
29	アンゴラ	7.30	—	6.50	13.79	—	—	—	13.79
30	マダガスカル	1.98	1.98	11.74	13.72	—	—	—	13.72
31	中央アフリカ	13.45	12.13	0.12	13.57	—	—	—	13.57
32	モーリタニア	11.64	—	1.74	13.38	—	—	—	13.38
33	南アフリカ	1.18	—	13.30	14.48	—	1.18	-1.18	13.30
34	カーボヴェルデ	4.12	—	0.42	4.53	8.11	—	8.11	12.64
35	ガンビア	7.32	—	0.14	7.46	—	—	—	7.46
36	コモロ	4.94	—	1.78	6.71	—	—	—	6.71
37	ギニアビサウ	5.71	1.77	0.91	6.62	—	—	—	6.62
38	コンゴ共和国	3.81	3.81	1.27	5.07	—	—	—	5.07
39	マリ	—	—	4.52	4.52	—	—	—	4.52
40	サントメ・プリンシペ	3.60	—	0.10	3.70	—	—	—	3.70
41	レソト	2.61	2.38	0.62	3.23	—	—	—	3.23
42	ガボン	0.34	—	4.97	5.32	—	2.15	-2.15	3.16
43	セーシェル	—	—	1.75	1.75	—	—	—	1.75
44	エリトリア	—	—	1.73	1.73	—	—	—	1.73
45	モーリシャス	0.06	—	4.83	4.90	0.09	3.91	-3.82	1.07
46	ボツワナ	0.32	—	6.39	6.71	—	5.65	-5.65	1.05
47	赤道ギニア	—	—	0.07	0.07	—	—	—	0.07
48	スワジランド	0.07	—	0.92	0.99	—	2.53	-2.53	-1.53
49	ナミビア	0.25	—	4.92	5.17	0.21	12.04	-11.83	-6.66
	サブサハラ・アフリカの複数国向け	35.11	28.00	20.53	55.64	0.00	—	0.00	55.64
サブサハラ・アフリカ地域合計		1,105.80 (1,101.10)	443.40 (443.40)	595.88 (595.88)	1,701.68 (1,696.99)	142.17 (142.17)	125.84 (121.27)	16.33 (20.91)	1,718.01 (1,717.89)

* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

* 2 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む

* 3 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む

* 4 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す

* 5 合計は卒業国向け援助を含む

* 6 ()内の値は債務救済を含まない金額

* 7 「サブサハラ・アフリカの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部北アフリカおよびサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれている

東アフリカ経済の大動脈、ケニアの道路を守れ！

～高速道路のプロが挑んだ道路管理の仕組みづくり～



地元メディアに道路の維持管理の重要性を説明する西林さんと現地の技術者(正面)(写真:西林素彦)

国際協力の現場から

16

アフリカの東海岸に位置するケニアでは、貨物など物流の約95%を道路での輸送に依存しています。インド洋に面するモンバサ港は、ウガンダやエチオピアなどの近隣内陸国にとっても貿易の要です。しかし、国内全体で14,000kmに及ぶ幹線道路でも管理が十分でなく、損傷が放置されていたり、未舗装の区間も依然残っています。そのため、ケニアの道路を改善することは東アフリカ経済にとっても重要な課題です。

「開発途上国では道路を造ることに目が向けられがちですが、道路は人間の身体と同じです。人間が健康診断や予防接種を受けるように、道路も定期的にきちんと維持管理してあげなければ、すぐに傷んで使い物にならなくなってしまいます。」こう語るのは阪神高速道路株式会社に^{にしはしもとひこ}西林素彦さん。約25年間にわたり、道路の計画から維持管理まで携わってきた西林さんは、JICAの技術協力「道路メンテナンス業務の外部委託化に関する監理能力強化プロジェクト」におけるチーフアドバイザーとして2010年7月から3年間ケニアに派遣されました。

近年、ケニアでは道路管理の改革が進められてきました。2009年には実務を担う道路公社が設立され、維持管理は民間業者への委託が基本になりました。このように道路管理体制の基盤は整いましたが、委託の際の契約や監理体制にはまだ弱点がありました。そこで、同様の体制が確立している日本の道路管理の手法や経験を活かし、ケニアに即した仕組み作りを行う本プロジェクトが始動します。

「私の役目はケニアの制度の弱いところを発見して、強化すること。赴任してからは、道路省の事務次官から地方

の担当官まで道路の仕事に携わっている人々の話に耳を傾け続けました。生の声を聞くことで本当のニーズを理解することに努めたのです。」西林さんが数か月に及ぶヒアリングで実感したのは道路関係者の意識の高さでした。彼らは道路行政の抱える課題を理解しており、異口同音に「この国の道路を直したい」と西林さんに訴えました。彼らの意欲と現状、課題を認識した西林さんは、仕組みづくりの作業に入る前に、まずは日本での研修を行いました。

この研修では、清掃作業、作業機材の準備、記録写真の撮り方、契約者との間で取り交わす書類、さらには毎朝のラジオ体操まで、管理の行き届いた日本の道路を支える「裏側」を見せたのです。「めっちゃくちゃ地味な研修でしたが、彼らには響きました。『こういう仕組みがケニアにも欲しい』という声が上がりましたよ」と西林さん。立派な道路現場や技術を見せるだけでなく、その道路がどのように日常管理されているのかを体験することに研修の狙いがありました。彼らにそれを理解してもらうことで維持管理の仕組みづくりのイメージをつかみやすくさせたのです。

ケニアに戻った彼らは、道路の維持管理の仕組みづくりに取り組んでいきます。草刈り、清掃作業を含む維持管理の予算や入札標準価格を算定できる積算マニュアルを作成。契約工事の進め方を客観的にチェックし、完了段階で点数付けにより評価し、その結果を公社間で共有するシステムを構築。日本で開発された簡易路面点検機器を導入。また年間維持管理契約の標準入札図書を作りました。これにより、入札の時間や手間を省くことができます。このように道路維持の予算計画から契約、実施、評価までのサイクルを強化する流れを整え、それを実務に適用していったのです。

「中身の作り込みはケニア側主導です。現地の細かい習慣や制度などは私には分かりませんから。また、完璧な内容よりも、完全な枠組み作りを心がけました。でも、彼らがしっかり吸収して実践に移してくれたので、ケニアで定着できる仕組みが完成しました。」道路建設といったハード面だけでなく、日本が持つ道路の維持管理というソフト面でのノウハウをケニアに合わせた形で伝えることを通じて、経済を支える重要な道路インフラを守りたいというケニア人たちの強い思いに応えることができたのです。



サバナを通る道路での舗装補修工事の現場(写真:西林素彦)

6. 中南米地域

中南米地域の人口は5億9,000万人で、この地域は域内総生産5.8兆ドルの巨大市場です。また、民主主義が根付き、安定した成長を続けてきた上、鉄鉱、銅鉱、銀鉱、レアメタル(希少金属)、原油、天然ガス、バイオ燃料などの鉱物・エネルギー資源や食料資源の供給地でもあり、国際社会での存在感を高めつつあります。平均所得の水準はODA対象国の中では比較的高いもの

の、国内での貧富の格差が大きく、貧困に苦しむ人が多いことも、この地域の特徴です。また、アマゾンの熱帯雨林をはじめとする豊かな自然が存在する一方、地震、ハリケーンなど自然災害に弱い地域でもあることから、環境・気候変動、防災での取組も重要となっています。

< 日本の取組 >

中南米地域は、地震、津波、ハリケーン、火山噴火などの自然災害に見舞われることが多く、防災の知識・経験を有する日本の支援は重要です。日本は、2010年1月のマグニチュード7.1の大地震により壊滅的な被害を受けたハイチに対する緊急支援や復旧・復興支援をはじめ、太平洋に面した国々に地震、津波対策のための支援を行っています。また、中米域内については、コミュニティ・レベルでの防災知識の共有や災害リスク削減を目指す「中米広域防災能力向上プロジェクト“BOSAI”」が大きな成果を上げています。

中南米は、近年、生産拠点や市場としても注目されており、多くの日本企業が進出しています。2011年にメキシコの医師を招聘して実施した心臓カテーテル技術^{しゅうへい}の研修は、日本企業独自の技術の中南米地域における普及を後押しするものとして期待されています。また、中南米諸国の経済開発のための基盤整備の観点から、首都圏および地方におけるインフラ整備も積極的に行っています。

環境問題に対しては、日本は、気象現象に関する科学技術研究、生物多様性の保存、アマゾンの森林にお

ける炭素動態の広域評価や廃棄物処理場の建設など、幅広い協力を行っています。近年注目を集めている再生可能エネルギー分野においては、太陽光発電導入への支援を多くの国で実施しており、地熱発電所の建設に向けた支援も行う予定です。

医療・衛生分野でも、日本は中南米に対して様々な協力を行っています。中米地域では、同地域特有の寄生虫病であるシャーガス病撲滅のための技術支援を行い、感染リスクの減少に貢献しています。パラグアイやペルーでは、それぞれ大学病院の改築、医療機材の供与や障害者リハビリセンターの建設を行いました。衛生分野でも、日本は安全な飲料水の供給や生活用水の再利用のため、上下水道施設の整備への協力を数多く行っています。

今も多くの貧困が残存し、教育予算も十分でない中南米諸国にとって、教育分野への支援は非常に重要です。日本は、小学校などの教育施設の建設への支援や、指導者の能力向上のためのボランティア派遣などを実施し、現地で高い評価を得ています。

長年の日本の開発協力の実績が実を結び、第三国へ



マヌエル・カジェ学校初等・中等教室建設計画引き渡し式の様子
(写真：在エクアドル日本大使館)



2013年5月、大統領就任式後の昼食会でのコレア・エクアドル大統領と若林健太前外務大臣政務官

の支援が可能な段階になっているブラジル、メキシコ、チリ、アルゼンチンの4か国は、南南協力*で実績を挙げています。これらの国と日本はパートナーシップ・プログラムを締結し、たとえば、ブラジルと共に、アフリカのモザンビークでの農業開発分野の協力を進めているほか、アルゼンチン、ドミニカ共和国等と協力し、震災後のハイチの復興支援などを行っています。

より効果的で効率的な援助を実施するため、中南米地域に共通した開発課題については中米統合機構(SICA)〈注16〉やカリブ共同体(CARICOM)〈注17〉といった地域共同体とも協力しつつ、広い地域にかかわる案件の形成を進めています。

日本は官民連携で地上デジタル放送の日本方式(ISDB-T方式)〈注18〉の普及に取り組み、2013年9月末

時点までに中南米では12か国が、日本方式を採用しています。日本はこれら採用した国々に対して、同方式を円滑に導入できるよう技術移転を行い、人材育成を行っています。

また、2010年に大地震に見舞われたハイチに対し、日本はこれまで総額1.5億ドルを超える復興支援を実施してきており、引き続き中長期的観点から、保健・衛生や教育といった基礎社会サービス分野を中心に復興支援を行っています。

さらに、2012年10月に発生したハリケーンの被害を受けたハイチに対し、水・衛生、栄養分野の緊急支援を行ったほか、ジャマイカに対して学校および病院の復旧支援を実施しています。

用語解説

心臓カテーテル技術

具体的には、経嚥骨動脈冠動脈カテーテル技術。手首の大きな血管からカテーテルを挿入して、細くなったり閉塞したりしている心臓の血管を広げる方法。

南南協力

より開発の進んだ開発途上国が、自国の開発経験と人材などを活用して、他の途上国に対して行う協力。自然環境・文化・経済事情や開発段階などが似ている状況にある国々によって、主に技術協力を行う。また、援助国(ドナー)や国際機関が、このような途上国間の協力を支援する場合は、「三角協力」という。

ハイチ

対ハイチ農業技術研修コースプロジェクト
技術協力プロジェクト(2010年10月~実施中)

ドミニカ共和国とハイチは、カリブ海に浮かぶイスパニョーラ島を東西に分け合って隣接しています。東側のドミニカ共和国が順調な経済成長を続ける一方、西側のハイチは長年の政情不安や度重なる自然災害により発展が遅れています。その両国を、日本が南南協力という形で結びつけました。

ハイチは、人口の5割以上が農業に従事していますが、資金不足、農作物の流通インフラが整っていないこと、また、農業技術が低いことなどにより、国内農業生産は食糧需給の49%しか満たせていません。そのハイチから2010年以降、各回15人程度の「農業普及員」をドミニカ共和国のサンティアゴ高等農業大学に招き、土壌管理・水管理・栽培技術などに関する研修を行っています。研修修了者は、帰国後、有機肥料の導入、廃タイヤを活用した土壌や水の管理を行うなど、研修で習得した技術を活用し、山間部の小規模農家の支援に取り組んでいます。また、研修のフォローアップとして、同大学講師と日本の専門家が研修修了者の活動する農村を訪れ、現地指導も行っています。

このプロジェクトは、2012年11月にウィーンで開催された「国連南南協力EXPO2012」にて、優れた南南協力の取組に対して贈られる「ソリューション賞」を受賞しました。この成果を踏まえ、今後も日本は、南南協力の支援に積極的に取り組んでいきます。(2013年8月時点)



2013年初級研修での測量の実習(写真: JICA)

注16 中米統合機構 SICA: Sistema de la Integración Centroamericana

注17 カリブ共同体 CARICOM: Caribbean Community

注18 地上デジタル放送 ISDB-T: Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial

▶ 中南米地域における日本の国際協力の方針



シニアボランティア（野菜栽培）がエルサルバドル東部モラサン県の家族農業開発センターで収穫量増加のための剪定作業の指導を小農に対して行っている（写真：エルネスト・マンサノ/JICAエルサルバドル事務所）

図表 II-13 中南米地域における日本の援助実績

2012年

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

順位	国または地域名	贈 与			計	政府貸付等			合計
		無償資金協力	うち国際機関 を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額	計	
1	ニカラグア	28.33	—	12.25	40.58	—	—	—	40.58
2	ホンジュラス	10.99	—	11.33	22.32	—	—	—	22.32
3	ボリビア	2.66	—	18.04	20.70	—	0.28	-0.28	20.42
4	グアテマラ	8.65	—	8.40	17.06	12.34	11.30	1.04	18.09
5	ハイチ	12.94	1.22	3.41	16.36	—	—	—	16.36
6	パナマ	0.52	—	5.13	5.65	17.13	8.77	8.36	14.01
7	コロンビア	2.65	0.11	9.02	11.67	—	—	—	11.67
8	アルゼンチン	0.90	—	10.67	11.57	—	1.47	-1.47	10.10
9	ガイアナ	7.25	—	1.70	8.94	—	—	—	8.94
10	チリ	1.90	—	5.61	7.51	—	1.27	-1.27	6.25
11	キューバ	0.86	—	4.54	5.40	—	—	—	5.40
12	ベネズエラ	0.28	—	2.45	2.74	—	—	—	2.74
13	ペリウ	0.12	—	1.32	1.44	—	—	—	1.44
14	セントルシア	0.03	—	1.39	1.42	—	—	—	1.42
15	アンティグア・バーブーダ	0.19	—	0.62	0.80	—	—	—	0.80
16	セントビンセント	—	—	0.68	0.68	—	—	—	0.68
17	ドミニカ国	—	—	0.66	0.66	—	—	—	0.66
18	セントクリストファー・ネイビス	—	—	0.19	0.19	—	—	—	0.19
19	グレナダ	—	—	0.04	0.04	—	—	—	0.04
20	スリナム	—	—	0.01	0.01	—	—	—	0.01
21	ウルグアイ	0.56	—	1.78	2.34	—	2.42	-2.42	-0.08
22	エルサルバドル	3.17	—	14.94	18.11	—	22.71	-22.71	-4.60
23	ペルー	18.51	0.20	18.65	37.16	75.28	118.97	-43.69	-6.53
24	コスタリカ	1.60	—	5.44	7.03	6.40	21.86	-15.46	-8.43
25	エクアドル	10.28	—	5.87	16.15	—	25.53	-25.53	-9.37
26	ドミニカ共和国	1.12	—	8.32	9.44	—	19.40	-19.40	-9.96
27	パラグアイ	8.81	—	16.50	25.30	1.35	45.90	-44.55	-19.25
28	ジャマイカ	0.42	—	1.84	2.25	—	24.83	-24.83	-22.58
29	メキシコ	0.40	—	13.99	14.40	—	63.91	-63.91	-49.51
30	ブラジル	2.93	0.44	35.62	38.55	6.31	298.49	-292.19	-253.64
	中南米の複数国向け	0.13	0.04	7.55	7.68	—	—	—	7.68
	中南米地域合計	126.31	2.01	229.83	356.14	118.80	667.11	-548.31	-192.17

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

*2 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む

*3 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む

*4 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す

*5 合計は卒業国向け援助を含む

貝の養殖を普及させて 安定した収入源の確保を

～エルサルバドル東部、貝類養殖の技術支援～



可児さんと貝養殖漁民のアピレスさん(右)、担当のコルネットさん(写真：伊藤勝吾)

国際協力の現場から

17

中米のエルサルバドルは、1979年からの13年間に及ぶ内戦、さらには2001年の大地震によって国内の経済が疲弊していました。同国は国土面積が小さく、天然資源にも乏しいことから、漁業や養殖業が経済の大きな柱の一つになっています。とりわけ貝類の採集は漁民にとって貴重な現金収入の源です。しかし、東部の沿岸地域では、内戦を逃れた人々が漁業に従事したことにより、貝類の数が急速に減少。零細な規模の漁民が採集できる貝は小さくなり、以前よりも遠くへ採集に行かなければならなくなりました。

採集作業も過酷です。アカガイの仲間である「クリル」と呼ばれる貝類はマングローブの根元に生息するので、人々はぬかるんだ干潟を歩き回り、絡み合った根元でクリルを手探りで採集します。その重労働には多くの女性や子どもが従事しているのです。

安定した貝類の収穫を目指し、JICAでは2005年から2010年にかけて、クリルとマガキの種苗(稚貝)を生産し、養殖する技術支援を実施。2012年からは、確立された技術をより広い地域の漁民に普及するための「貝類養殖技術向上・普及プロジェクト」をウスルタン県とラウニオン県で実施しています。

プロジェクトのチーフアドバイザーを務める可児清隆さんは、貝や魚の養殖に関する専門家です。1983年からチリやモロッコ、そしてエルサルバドルで養殖を支援する専門家として活動してきました。可児さんはプロジェクトの意義をこう語ります。「自然資源だけに頼る零細漁民の収入は不安定です。貝類の採集だけでなく、沿岸での漁業や養鶏など多様な収入源を持つことが必要です。貝類の養殖には漁民の収入を安定させ、増加させる大きな可能性があります。」

広い地域の漁民が貝類を養殖するには、種苗の大量生産を目指さなければなりません。目標は、年間500万個体のクリルとマガキの種苗を生産し、ほかの援助機関とも連携をしながらこの地域で養殖業を普及させていくこと。プロジェクトではまず、種苗の大量生産に向けた課題を検証していきました。

マガキについては従来の親貝の飼育水槽を見直し、改めて管理が簡単な水槽を導入。1回の産卵で100万個体の種苗を生産することに成功し、量産をしていく見込みが立ちました。クリルは1年間で5回の採卵を実施。現地のスタッフが十分に技術を習得していることも確認できました。ただ、育成している期間に死んでしまう貝が多いという実態も分かり、今後はこの期間の飼育をいかに安定させるかが課題です。2013年7月には種苗生産施設の拡張工事も完了し、いよいよ本格的に種苗の量産試験が始まろうとしています。

また、マガキの試験養殖で生産した貝の市場の開拓も計画されています。現在、4つのグループが養殖を実施し、販売に向けての研修も始まりしました。可児さんはマーケティングや市場開拓の方法、販売での工夫などを漁民に技術移転していきます。「零細な漁民自らが貝類の販売にかかわり、生産だけでなく出荷に関するマネジメントの知識を持てるようになれば、より主体的に収入の向上に取り組めるのです。」

実験的な養殖の効果を見た近隣の組合、および他県の組合からも人工種苗を希望する声が大きくなっており、可児さんは、大きな期待を感じているといいます。さらに、これまでに培われた技術を応用して、新たな養殖種を開発し、貝類養殖センターが中米での貝類養殖研究の核となることを目指しています。



ラウニオン県フォンセカ湾内のコンチャグイータ島でのマガキの養殖作業(写真：クリストファー・エスコバル)

7. 大洋州地域

太平洋島嶼国・地域は、日本にとって太平洋を共有する「隣人」であるばかりでなく、歴史的に深いつながりがあります。また、これらの国・地域は広大な排他的経済水域（経済的な権利が及ぶ水域、EEZ）^{（注19）}を持ち、日本にとって海上輸送の要となる地域である上、遠洋漁業にとって大切な漁場を提供しています。太平洋島嶼国・地域の平和と繁栄は日本にとって極めて重要です。

一方、太平洋島嶼国・地域には比較的新しい独立国が多く、経済的に自立した国家を築くことが急務です。

＜日本の取組＞

太平洋島嶼国・地域における政治的な安定と自立的経済発展のためには、社会・経済的な脆弱性の克服や地域全体への協力が不可欠です。日本は、太平洋島嶼国・地域で構成される地域協力の枠組みである太平洋諸島フォーラム（PIF）^{（注20）}との協力を進めるとともに、1997年以降、3年ごとに日本と太平洋島嶼国・地域との首脳会議である太平洋・島サミットを開催しています。

2012年5月に沖縄県名護市で開催された第6回太平洋・島サミットでは、「We are Islanders: 広げよう太平洋のキズナ」というキャッチフレーズの下、日本は、①自然災害への対応、②環境・気候変動、③持続可能な開発と人間の安全保障、④人的交流、⑤海洋問題という5本柱に沿って協力を進めるため、今後3年間で最大5億ドルの援助を行うべく最大限努力することを表明しました。この支援の5本柱の一つである「自然災害への対応」では、東日本大震災の教訓を共有し

つつ、太平洋災害早期警報システムの整備などの協力を行っていくこととしています。

また、2013年10月には太平洋・島サミット第2回中間閣僚会合を開

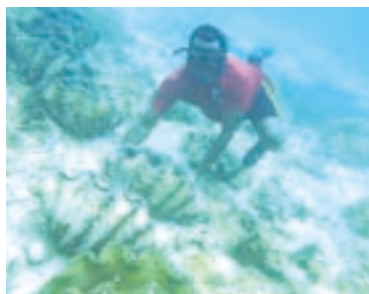
加えて小規模で、第一次産業依存型の経済、領土が広い海域に点在していること、国際市場への参入が困難なこと、自然災害の被害を受けやすいこと、海面上昇により国土を失ってしまう可能性があることなど、島嶼国・地域に特有の共通の問題があります。さらにフィジーでは民主化に向けた取組を進めています。このような事情を踏まえ、日本は太平洋島嶼国・地域の良きパートナーとして、各国・地域の事情を考慮した援助を実施しています。



2013年10月、太平洋・島サミット出席のため来日したロバート・ミクロネシア連邦外務大臣に表敬を行う木原誠二外務大臣政務官

催し、第6回太平洋・島サミットのフォローアップ、次回のサミットに向けた準備、太平洋島嶼国共通の課題と協力についての意見交換を行いました。太平洋島嶼国・地域は、環境・気候変動、教育や保健などの分野においても課題を抱えており、これらの国々の持続的な発展のため、日本は、各国への協力のみならず、太平洋島嶼国・地域全体の利益を考慮した地域協力を実施しています。

たとえば、気候変動による影響が大きく、自然災害を受けやすい太平洋島嶼国・地域の防災能力を向上させるために、住民が適切に避難できる体制づくりなどを支援しています。また、サモアにある地域国際機関である南太平洋地域環境計画（SPREP）^{（注21）}と連携し、国家廃棄物管理計画の策定や廃棄物管理に携わる人材の育成を支援しています。



世界一大きな二枚貝、オオジャコをバヌアツで育成するプロジェクト（写真：曾根重昭）

注19 排他的経済水域 EEZ: Exclusive Economic Zone

注20 太平洋諸島フォーラム PIF: Pacific Islands Forum

PIF加盟国・地域: オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィジー、サモア、ソロモン、バヌアツ、トンガ、ナウル、キリバス、ツバル、ミクロネシア連邦、マーシャル、パラオ、クック、ニウエ

注21 南太平洋地域環境計画 SPREP: South Pacific Regional Environment Programme

バヌアツ

ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備計画 有償資金協力(2012年6月～実施中)

バヌアツは、大洋州の島嶼国の一つで、大小80以上の島に約25万人の人々が生活しています。島国であるため、人の移動や物資の輸送に海上交通が不可欠です。

バヌアツの国際貿易拠点であるポートビラ港では、経済成長に伴う輸入量の増加により、国際貨物の取扱量が急増しており、現在の国際埠頭の貨物取扱能力での対応が限界に達しつつありました。また、現在の国際埠頭は貨客併用であり、近年、大型観光クルーズ船の寄港数が急増したことによって、貨物船の荷役の中断や沖待ちが慢性化しており、バヌアツの物流における大きな障害となっていました。

日本は、これを改善するために新たな国際貨物専用埠頭「ラペタシ国際多目的埠頭」の整備を支援しています。有償資金協力によるバヌアツへの支援は、今回が初めてとなります。

新たな国際貨物専用埠頭の整備により、現在の国際埠頭の需要超過を解消するとともに、コンテナ貨物取扱量の増加や輸入貨物の湾内での滞留日数の減少といったコンテナ貨物の荷役効率の改善が図られ、バヌアツ経済の発展に役立つことが期待されています。(2013年8月時点)



現在のポートビラ港国際埠頭の様子。国際貨物の取扱量が急増しており、荷役作業にも困難をきたす状態となっている(写真：JICA/バヌアツ支所)

ソロモン

水道公社無収水対策プロジェクト ホニアラ市及びアウキ市給水設備改善計画 技術協力プロジェクト、無償資金協力(2012年～実施中)

ソロモンは、オーストラリアの北東に位置しており、首都ホニアラのあるガダルカナル島を含め約1,000に及ぶ小島で構成されています。1998年から2003年にかけての部族間抗争の影響もあり、道路・電力・水道等の基礎的インフラの整備が遅れていて、行政の提供する各種サービスの水準も低い状態にとどまっています。

たとえば給水分野では、首都ホニアラ市であっても給水率が72%(2011年当時)にとどまり、ポンプやパイプなどの老朽化により安定的な給水ができておらず、約3分の2の契約者が1日のうちに数時間しか水供給が受けられない状態にありました。また、水道管の老朽化による漏水、盗水、メーターの誤作動などの理由から水道公社の収益につながらない給水の割合、いわゆる「無収水率」が56%(2011年当時)と高く、都市部上下水道事業の運営を担っているソロモン諸島水道公社(ソロモンウォーター)の経営状態を悪化させる原因の一つになっています。

このような問題を解決するために、日本が提供した無償資金協力により、ホニアラ市および地方中核都市であるアウキ市の水源施設、送水・配管施設の整備が進められ、2013年8月に整備が完了しました。これによって、ホニアラ市の給水率は83%まで飛躍的に向上することが予想されています。また、ソロモン諸島水道公社に対しても技術協力プロジェクトを行い、無収水削減に対する技術的能力の向上という一体的な支援を行っています。この結果、安定した上水道施設の運転と事業運営が行われることが期待されています。(2013年8月時点)

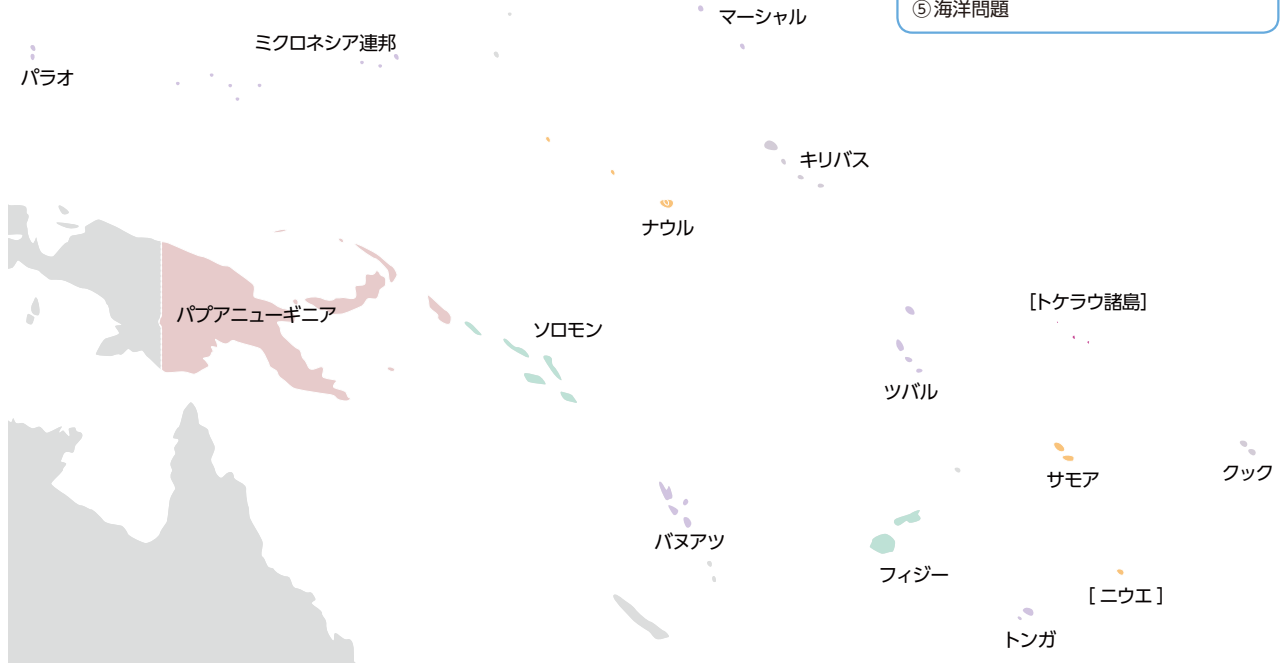


残留塩素計(JICA 供与)の現地訓練。水道管からの漏水可否の判断を行う(写真：在ソロモン日本大使館)

▶ 大洋州地域における日本の国際協力の方針

太平洋島嶼国支援

- ① 東日本大震災の経験を踏まえた防災協力
- ② 環境・気候変動
- ③ 持続可能な開発と人間の安全保障
- ④ 人的交流
- ⑤ 海洋問題



図表 II-14 大洋州地域における日本の援助実績

2012年

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

順位	国または地域名	贈 与			計	政府貸付等			合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額	計	
1	フィジー	8.70	—	11.63	20.33	—	1.52	-1.52	18.81
2	キリバス	16.30	—	1.08	17.38	—	—	—	17.38
3	サモア	1.91	—	4.12	6.03	9.89	—	9.89	15.92
4	ソロモン	10.59	—	5.01	15.59	—	—	—	15.59
5	トンガ	9.37	—	3.93	13.30	—	—	—	13.30
6	バヌアツ	5.26	—	4.88	10.14	—	—	—	10.14
7	マーシャル	7.98	—	2.08	10.07	—	—	—	10.07
8	ミクロネシア連邦	4.51	—	3.48	7.98	—	—	—	7.98
9	パラオ	5.26	—	2.42	7.68	—	—	—	7.68
10	ツバル	2.20	—	1.75	3.95	—	—	—	3.95
11	ナウル	1.71	—	0.04	1.74	—	—	—	1.74
12	クック	0.24	—	0.20	0.44	—	—	—	0.44
13	[ニウエ]	—	—	0.09	0.09	—	—	—	0.09
14	[トケラウ諸島]	—	—	0.01	0.01	—	—	—	0.01
15	パプアニューギニア	6.80	—	14.75	21.55	0.10	22.74	-22.64	-1.09
	大洋州の複数国向け	1.68	1.30	4.45	6.12	—	—	—	6.12
	大洋州地域合計	82.49	1.30	59.92	142.42	9.99	24.26	-14.27	128.15

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

*2 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む

*3 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む

*4 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す

*5 合計は卒業国向け援助を含む

コミュニティの力で 美しい島をごみから救う

～トンガ・ババウ島で廃棄物問題に取り組む日本人～



川畑さんと環境省および保健省の担当者たち
(写真：川畑友里江)

国際協力の現場から

18

太平洋の島々では、自然の恵みを糧とした伝統的な生活様式から、先進国からの輸入に頼る生活に大きく変わってきているため、ごみの種類も量も急速に増えています。処分場はごみをそのまま埋め立てるだけの場合が多く、悪臭対策や汚水処理も十分でないため処分場の周辺環境に影響を及ぼすなど、問題が深刻化しています。

JICAでは2000年、太平洋の島国でごみ問題解決に向けた支援を開始しました。2011年からは「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト」がスタート。地域の11か国に専門家を派遣し、廃棄物管理のための組織・人材育成および制度構築を支援しています。専門家の一人、トンガとフィジーを担当する川畑友里江^{かわばた ゆりえ}さんは、2004年に青年海外協力隊員としてフィジーに派遣されて以来、太平洋島嶼国のごみ問題に取り組んでいます。

プロジェクトが行われている離島のババウ島は、ヨットの寄港地として名高く、世界中から年間約8000人の観光客が訪れます。観光客が持ち込むごみも大きな割合を占めています。

プロジェクトではまず、発生するごみの量と種類、処分場までのごみの流れを調査しました。島内では1日に20トンを超えるごみが発生していますが、処分場に持ち込まれているのはそのうち2トンだけ。しかも、ごみを収集するサービスがありません。各家庭で飼育されているブタや犬のエサとなる生ごみやリサイクルごみも一部ありますが、家庭で燃やされたり、不法投棄されたりしているごみがかなりの量に上ります。そこで、プロジェクトでは、既存処分場の改善と適切なごみ収集システムの確立に取り組むことになりました。

処分場改善工事では、ごみを特定の場所に投棄するよう周辺との境界を明確にしました。また、水質汚染の対策として、埋め立てたごみから出る汚水を集め処理する施



保健省の担当者にごみ質・ごみ量調査の指導をする川畑さん
(写真：川畑友里江)

設を設置しました。処分場改善で活躍したのはババウ島に駐在する保健省の職員だったと川畑さんは語ります。

「とても内気な人物でしたが、日本での3か月の研修を終え、帰国後、処分場の改善が始まると、率先して仕事に取り組みました。雨の日でも休日でも処分場の現場に状況を確認しに行くほどの熱心さです。きっと日本で学んだことをすぐ実践でき、状況の改善を目の当たりにして大きなやりがいを感じたのでしょう。彼のやる気に他のメンバーも刺激を受け、チーム全体に活気が出ています。」

青年海外協力隊員の池田陽介^{いけだ ようすけ}さんも川畑さんの活動を補助してきました。川畑さんは、トンガだけではなく、フィジーやアフリカなど様々なプロジェクトにも従事しています。川畑さんがトンガを不在にする際は、ババウ島に常駐する池田さんが大いに力になりました。池田さんは電気工学が専門で、太陽光発電普及のため2011年にトンガに赴任しましたが、活動が本格的に動き出すまでの時間を利用し、ごみの調査補助や学校での環境教育活動などを行いました。

ごみ問題が専門ではなかった池田さんですが、徐々に関心を深め、任期を終える直前にある事業を企画しました。

「離島では、太陽光発電機に使われて寿命の切れたバッテリーが放置されていました。私はごみ問題のプロジェクトで得たネットワークを活かし、廃棄バッテリーの回収キャンペーンを企画し、10日余りで約300個を回収しました。ごみ処理と太陽光発電の両方にかかわった自分だからできた活動だったと思います。」

現在は、ごみ収集の仕組みづくりが進められています。川畑さんが注目しているのは、トンガ国特有のコミュニティの強い団結力と組織力、地域社会に対する高い奉仕精神です。

「コミュニティでは募金活動等を通じて独自の基金を設け、様々な地域奉仕活動をしています。この既存のシステムをごみ収集事業にも適用できればと、いくつかのコミュニティで試験的に実施していますが、期待以上の成果が出始めています。」

処分場の負荷軽減のため、生ごみ^{せんごみ}、剪定ごみ、リサイクルごみの家庭での分別やごみの削減化も促進しています。現地政府や住民からのプロジェクトに対する評価は高く、日本の経験や教訓から貢献できることは多いと、川畑さんは活動の成果を実感しています。

8. 欧州地域

過去に共産主義体制にあった中・東欧、旧ソ連の欧州地域の多くの国々では、その後民主化と自由化を達成し、現在は民主的政権の下で市場経済に基づいた経済発展に取り組んでいます。日本は、これら地域および

欧州全体の一層の安定と発展のため、また普遍的価値（人権、民主主義、市場経済、法の支配）を共有できる関係を築くため、市場経済化、経済インフラの再建および環境問題などへの取組に対する支援を行っています。

＜日本の取組＞

西バルカン諸国^{注22}は、1990年代に発生した紛争の影響で改革が停滞していました。しかし、各援助国や国際機関などの支援があり、またそれぞれの国が自身で改革のための努力を行ったことにより、復興支援を必要とする段階を卒業しました。現在は持続的な経済発展に向けた支援が必要な段階にあります。日本は2004年にEU（欧州連合）と共同で開催した西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合で確認された「平和の定着」、「経済発展」、「域内協力」の3本柱を開発協力の重点分野として支援を展開してきました。引き続き、特に「平和の定着・民族融和（異なる民族間で争いが起きないこと）」および「環境・気候変動問題への対策」を重点方針として支援しています。

旧ソ連諸国であるウクライナやモルドバは、ロシアとEUの間に位置するという政治・外交上での地理的な重要性を持っています。これら諸国の安定と持続的な発展は、欧州全体の安定にとってなくてはならないものです。民主主義が根付き、市場経済を確立させる

ための努力を支援しています。

日本は、欧州地域内の経済発展の格差を踏まえ、EUに加盟した国に対しては、援助を卒業したものとして、その支援を段階的に縮小させるとともに、ドナー（援助国）として欧州地域の後発国に対する開発協力に一層積極的になることを促していきます。一方、西バルカン地域やウクライナ等の後発国に対しては、各々の国の経済水準も考えながら、適切な支援を実施していきます。また、どの国に支援を行う場合にも、各援助国および国際機関等の動きに注意を払いながら、日本の知識と経験を活かして、より成果を重視した効率的かつ効果的な支援を行っていくことに努めます。

かつて日本のODA対象国であった国々の中には、EUへ加盟する際に日本のODA対象国から外れ、援助国としての国際的な役割を担い始めている国もあります。日本は、ヴィシェグラード4か国^{注23}を含むこれらの国々と援助国としての経験を共有するための取組も行っています。

コソボ

廃棄物管理向上計画

無償資金協力(2011年3月～2012年10月)

循環型社会へ向けた廃棄物管理能力向上プロジェクト

技術協力プロジェクト(2011年9月～実施中)

2008年に独立したばかりのコソボでは、紛争からの復興に当たり経済社会インフラの整備に重点が置かれてきたため、環境対策が遅れています。中でも廃棄物管理能力の改善は緊急の課題です。ごみ収集機材の老朽化や不足によりごみの回収が十分に行われず、コンテナに入りきれないごみが周囲に散乱したり、河川や街角にごみが不法投棄されたりしていることが、公衆衛生の悪化につながっていました。

このような状況を受けて、日本は、2010年度にコソボに対する初の無償資金協力案件として「廃棄物管理向上計画」の実施を決定し、首都プリシュティナおよび第二の都市プリズレンにおいて、日本製の中・小型のごみ収集車43台を供与しました。現在、これらの車両は、同国の総人口の3分の1に当たる約58万人がごみ収集サービスを受けるために使用されています。特に昔ながらの街並みが残るプリズレンでは、それまでヨーロッパで主流の大型車両が入れないためにごみ収集が行われていなかった狭い路地や山間部でも、この協力により、ごみの回収ができるようになりました。

また、プリズレンでは、技術協力プロジェクト「循環型社会へ向けた廃棄物管理能力向上プロジェクト」もあわせて展開し、3R（ごみの減量・再利用・リサイクル）による循環型社会の実現に向けて、廃棄物処理案の作成や市民向けの啓発活動も行っています。（2013年8月時点）

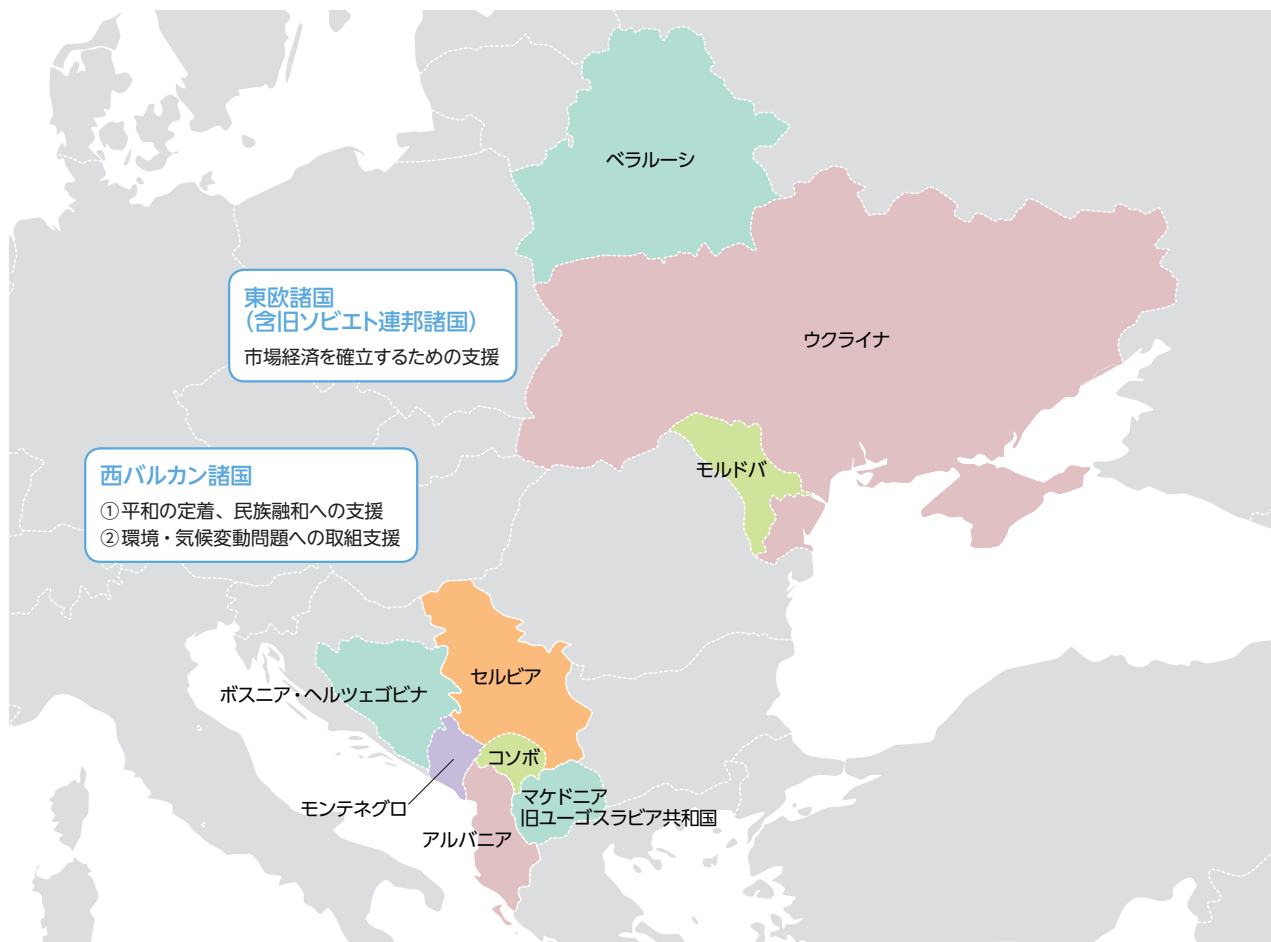


コソボ首都プリズレンで活躍する日本製のごみ収集車
（写真：JICA）

注22 西バルカン諸国：アルバニア、クロアチア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ

注23 ヴィシェグラード4か国：ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロバキア

▶ 欧州地域における日本の国際協力の方針



図表 II-15 欧州地域における日本の援助実績

2012年

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

順位	国または地域名	贈与		計	政府貸付等			計	合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与		貸付実行額	回収額			
1	ウクライナ	0.82	—	2.15	2.97	5.12	—	5.12	8.09
2	コソボ	5.75	—	2.18	7.92	—	—	—	7.92
3	セルビア	0.81	—	5.20	6.01	0.89	0.28	0.61	6.62
4	モルドバ	2.08	—	1.88	3.96	—	—	—	3.96
5	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.26	—	1.82	3.08	1.24	1.69	-0.45	2.64
6	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	0.28	—	2.95	3.22	5.24	6.56	-1.32	1.90
7	モンテネグロ	0.92	—	0.23	1.14	—	—	—	1.14
8	ベラルーシ	0.24	—	0.61	0.84	—	—	—	0.84
9	アルバニア	0.15	—	2.05	2.20	1.37	4.25	-2.89	-0.69
	欧州の複数国向け	—	—	0.65	0.65	—	—	—	0.65
	欧州地域合計	13.05	—	28.17	41.22	52.68	58.65	-5.97	35.25

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

*2 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む

*3 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む

*4 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す

*5 合計は卒業国向け援助を含む

*6 「欧州の複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、トルコを含む複数国向けの実績が含まれている

第4節 援助実施の原則の運用

日本政府は、政府開発援助(ODA)大綱の援助理念にのっとり、国際連合憲章の諸原則(特に、主権、平等および内政不干渉)や以下の援助実施の原則を踏まえ、開発途上国の援助需要、社会経済の状況、二国間関係などを総合的に判断した上でODAを実施しています。

- ①環境と開発を両立させる。
- ②軍事的用途および国際紛争助長への使用を回避する。
- ③テロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど国際平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正

かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入などの動向に十分注意を払う。

- ④開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力ならびに基本的人権および自由の保障状況に十分注意を払う。

●具体的な運用について

援助実施の原則の具体的な運用に際しては、一律の基準を機械的に適用するのではなく、相手国の様々な事情やその他の状況を総合的に考え、案件ごとの事情に応じて判断することが重要です。また、開発途上国の国民への人道的な配慮も必要です。日本が援助実施

の原則を踏まえ、ODAの停止や削減を行う場合、最も深刻な影響を受けるのはODAを受ける側の一般国民、特に貧困層の人々です。したがって、ODAを停止・削減する場合でも、緊急的・人道的支援の実施については、特別な配慮が求められます。

●環境や社会への配慮

経済開発を進める上では、環境への負荷や現地社会への影響を考慮に入れなければなりません。日本は、水俣病をはじめとする数々の公害被害の経験を活かし、ODAの実施に当たっては環境への悪影響が回避・最小化されるよう、慎重に支援を行っています。また、開発政策によって現地社会、特に貧困層や女性、少数民族、障害者などの社会的弱者に望ましくない影響が出ないように配慮しています。たとえば、JICAは2010

年4月に新環境社会配慮ガイドラインを発表し、事前の調査、環境レビュー(見直し)、実施段階のモニタリング(目標達成状況の検証)などにおいて、環境や社会に対する配慮を確認する手続きを行っています。

また、日本は、「開発におけるジェンダー主流化」の推進のため、政策立案、計画、実施、評価のすべての段階にジェンダーの視点を取り入れていく方針をとっています

●軍事的用途および国際紛争助長への使用の回避

ODAが開発途上国の軍事的な用途や国際紛争の助長目的で使用されることを回避するために、日本は開発途上国の軍や軍人を直接の対象とするODAは実施していません。

日本はテロとの闘いや平和構築に積極的に貢献して

いますが、日本の援助物資や資金が軍事目的に使われることを避けるため、たとえテロ対策などのためにODAを活用する場合でも、援助実施の原則を十分に踏まえることとしています。

●民主化の促進、基本的人権、自由の保障のための対応

開発途上国において政治的な動乱後に成立した政権には、民主的な正統性に疑いがある場合があり、人権侵害に歯止めをかけるはずの憲法が停止されたり、国民の基本的人権が侵害される懸念が生じることがあります。また、反政府デモが多発している開発途上国においては、政府による弾圧が行われ、国民の基本的人

権の侵害が懸念される場合もあります。このような場合、日本は、ODAが適正に使われていることを確認すると同時に、開発途上国の民主化状況や人権状況などに日本として強い関心を持っているとのメッセージを相手国に伝え、ODAによる支援に慎重な対応をとることとしています。

ミャンマー

従来日本は、ミャンマーに対するODAについて、民主化および人権状況の改善を見守りつつ、民衆が直接恩恵を受ける基礎生活分野(BHN)^{注1)}の案件を中心にケース・バイ・ケースで検討の上、実施することとしていましたが、2011年以降、政治犯の釈放、少数民族武装勢力との停戦等の措置がミャンマー政府によってとられたこと、2012年4月1日の議会補欠選挙の結果、アウン・サン・スー・チー氏を含む幅広い関係者の政治参加が実現したこと、複数為替制度の廃止をはじめとする経済改革が進展したことなどを踏まえ、同国に対する経済協力方針を変更し、また、本格支援再開の前提となる延滞債務問題を包括的に解決する道筋につい

て合意し、4月21日の日ミャンマー首脳会談において表明しました。2013年1月、ブリッジローン(短期のつなぎ融資)を活用した返済や債務免除等により、ミャンマーの世界銀行・アジア開発銀行(ADB)および日本に対する延滞債務が解消され、日本による円借款供与は26年ぶり、世銀・ADBによるミャンマーに対する本格支援が30年ぶりに再開されることになりました。新たな経済協力方針の下では、ミャンマーの民主化および国民和解、持続的経済発展に向けて、急速に進む同国の幅広い分野における改革努力を後押しするため、引き続き改革の進捗^{しんちよく}を見守りつつ、民主化と国民和解、経済改革の配当を広範な国民が実感できるよう、以下



広告塔が建ち並ぶミャンマーのヤンゴン市内(写真：共同通信社)

注1 人間の基礎生活分野 BHN: Basic Human Needs

の分野を中心に支援を実施することとしています。

- ①国民の生活向上のための支援(少数民族や貧困層支援、農業開発、地域開発を含む)
- ②経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援(民主化推進のための支援を含む)
- ③持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援

この方針に基づき、5月にミャンマーを訪問した安倍総理大臣は、ミャンマーが取り組む改革努力を官民

の総力を挙げて支援することを表明するとともに、新たな円借款510億円、無償資金・技術協力400億円の合計910億円を本年度末までに順次進める旨、表明しました。

また、2月25日には、少数民族地域において長年支援活動を行っている、日本財団の笹川陽平会長をミャンマー国民和解担当日本政府代表に任命し、少数民族支援にも力を入れています。

シリア

2011年3月からシリア国内各地で反政府デモが発生し、シリア治安当局がデモ隊を武力により押さえ込む事態となりました。日本は、シリア政府が、民間人への暴力を直ちに停止し、国民が求める政治、経済などの面における様々な改革を早急に実施し、国内の安定を回復することを強く求めました。この立場から、同国に対しては、緊急・人道的な支援を除き、新規の二国間のODAの実施を見合わせることにしています。

しかし、シリア国外に流出した難民は200万人を超え、シリア国内および周辺国における人道状況は急激に悪化しています。このような人道危機は国際社会にとって差し迫った課題であると認識し、日本は、これ

までに難民・避難民支援として1億5,500万ドルの人道支援を表明したほか、周辺国支援としてヨルダンに対し、2013年6月、1.2億ドルの追加的な円借款を決定しました。(2013年9月27日時点)

また、シリア政府や国際機関の手が及ばない地域においても人道上の懸念が見られることから、2013年6月、反体制派の支援ユニットやNGOなど現地の人々とも調整・協力しながら、保健分野などへの人道支援を実施することを決め、医療機材の供与等を実施しています。今後とも、こうした支援や周辺国への支援を合わせて、シリア、ひいては中東地域全体の安定化の実現に向けて協力していきます。



岸田外務大臣がグテーレス国連高等難民弁務官と共にザアタリ・シリア難民キャンプを訪問し、日本のNGOであるJENの活動を視察(2013年7月)

ODA大綱は、ODAをより効率的で効果的なものとするために進めるべき措置を、援助政策の立案および実施体制、国民参加の拡大、戦略的・効果的な国際協力の実施のために必要な事項の3つに分けて示しています。

1. 援助政策の立案および実施体制

(1) 一貫性のある援助政策の立案

2006年8月、外務省は経済協力局を改編し、国際協力局を設置しました。国際協力局は、ODAにかかわる政策を総合的に企画・立案するとともに、政府全体を通して調整する中心的な役割を担っています。2009年7月には、さらに、外務省におけるODAの政策・企画立案機能を強化するため、国際協力局の機構改革を行いました。ODA政策の企画・立案を担当していた総合計画課と援助手法を担当していた無償資金・技術協力課および有償資金協力課を統合し、国別開発協力課を強化しました。この機構改革により、新

設された開発協力総括課の下、3つの国別開発協力課によって有償資金協力、無償資金協力、技術協力の3つの援助手法を一体とした支援が可能となりました。

また、二国間協力と多国間協力(国際機関を通じた協力)に関しては、これまで以上に各課の連携を図り、国際協力の戦略性を強化し、より効果的なODAの実施に取り組んでいます。また、関係府省庁の間で情報の共有や意見交換を行うとともに、関係府省庁の知識と経験を政策に反映しています。

(2) 政府と実施機関の連携

外務省は、年度ごとの国際協力重点方針等、各種政策をODAの実施に速やかに活かすことができるよう、実施機関であるJICAとの連携を図っています。

2008年10月には、技術協力の実施と無償資金協力の実施促進を担ってきたJICAと、円借款など有償資金協力の実施を担当していた国際協力銀行(JBIC)

の海外経済協力部門が統合され、新JICAが誕生しました。外務省が実施してきた無償資金協力の実施業務の一部もJICAに移され、JICAは技術協力、有償資金協力、無償資金協力という3つの援助手法を一元的に実施する総合的なODAの実施機関となりました。

(3) 政策協議の強化

より効果的な開発支援を実行するため、開発途上国と密接な政策協議を行い、互いの認識や理解を共有する取組を進めています。日本は、その国の主体的取組で発展できるような支援をするという観点からODAを実施しており、開発途上国からの要請を重視する一

方、要請を受ける前の段階で相手国の政府関係者と政策協議を実施することで、相手国の開発政策や援助の需要を十分に理解し、日本のODA政策との協調を図っています。

(4) 現地機能の強化

開発途上国政府との政策の協議を強化するため、原則としてすべてのODA対象国について、在外公館（海外の大使館・総領事館）やJICAの現地事務所などで構成される「現地ODAタスクフォース」を設置しています^{注1}。タスクフォースは、開発途上国の援助需要を把握した上で、国別援助方針や事業展開計画などのODA政策を決めるプロセスにも参加します。また、開発途上国政府との政策に関する協議を行います。さらに、他の援助国や国際機関と連携しながら、援助手

法の面での連携や見直しに関する提言を行い、援助対象となる候補案件の検討・選定などを行っています。

また、貧困削減戦略文書（PRSP）^{*}の策定や見直しの動きなどに合わせて、開発途上国における援助協調^{*}が各地で本格化している状況に対応し、日本は2006年度から一部の在外公館に経済協力調整員を配置し、援助協調にかかわる情報の収集・調査を行っているほか、他国に対し、日本の政策に関する情報を発信したり、提言を現場にて行う体制をとっています。

用語解説

貧困削減戦略文書

（PRSP:Poverty Reduction Strategy Paper）

世界銀行・国際通貨基金（IMF）により、1999年に導入された、重債務貧困国（巨額の借金を抱えている貧困国）が、債務削減を受けるための条件となる文書。債務削減によって返済せずに済んだ資金を、貧困削減の対応策に支出するために、教育、保健、食料保障などの分野で、3か年ごとに目標を設定する経済社会開発のための実行計画書。文書は途上国政府のオーナーシップ（主体的取組）の下、援助国やNGO、研究機関、民間部門の代表などの意見も取り入れて作成される。

援助協調

援助の効果を増大させるために、複数の援助国（ドナー）が情報共有を行い、援助の戦略策定やプロジェクト計画・実施などにおいて協力を行うこと。従来の援助協調は、案件ごとのドナー間の連携・調整に重点が置かれていたが、近年は、被援助国の開発政策に沿って、ドナーが共通の戦略や手続きで支援を行う総合的な援助協調が、サブサハラ・アフリカを中心に、世界各国で進められるようになってきている。

(5) 様々な担い手との連携

日本は、民間企業、非政府組織（NGO）、大学、地方自治体、国際機関や他の援助国とも連携しながら国際

協力を行っています。

● NGOとの連携

近年、NGOは開発、環境、人権、貿易、軍縮など、主要な外交分野における政策についての提言などを通じて、国際社会で重要な役割を果たしています。日本のNGOは、開発途上国において教育、保健・医療、農村開発、難民支援、地雷処理など様々な分野で質の高い開発協力活動を実施しています。また、地震などの自然災害や紛争の現場でいち早く人道支援活動を展開しています。政府では手の届きにくい草の根レベルで活動するNGOは、地域に密着し、住民のニーズにきめ細かく対応することが可能であり、日本の「顔の見える援助」の実現にもつながっていると考えています。日本は、ODA大綱をはじめとする各種の政策においてNGOとの連携を進めることを掲げ、NGOの開発協力

活動への資金面での協力、能力強化への支援、協議の機会を多くするなど、様々な連携策を実施しています。



アフガニスタン・バミヤン州で、就学前教育の一環で、バランス遊びをする子どもたち（写真：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）

注1 JICAが本部で所管する一部の国を除く

ア. NGOが行う事業との協力

日本は、NGOが円滑に開発協力活動を実施できるように様々な協力を行っています。たとえば、NGOによる草の根レベルの経済社会開発事業に資金を供与する「日本NGO連携無償資金協力」を通じて、2012年度に45団体が、学校建設、障害者支援、職業訓練、母子保健の改善など計92件の事業を実施しました（直近の5年間で資金協力の規模が倍増しています）。また、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織である特定非営利活動法人「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」には、2013年9月時点で42のNGOが参加しています。事前に拠出されたODA資金や企業・市民からの寄付金を活用して、大規模な災害が発生したときなどに生活物資の配布、医療支援などを行っています。2012年度には、ハ

イチ地震、アフリカの^つ角地域の干ばつ、シリア紛争、南スーダン、スリランカ北部、アフガニスタン・パキスタンにおける人道支援など、31か国において総額約36億円がJPFを通してNGOが実施する事業に使用されました。

JICAの技術協力プロジェクトではNGOを含む民間の団体に委託して実施される場合があり、NGOや大学といった様々な団体の専門性や経験も活用されています。さらに、JICAはNGOや大学、地方自治体などが提案する案件で、開発途上国の地域住民の生活向上に直接役立つ協力活動について、ODAの一環として事業委託する「草の根技術協力事業」*を実施しています。2012年度は206件の事業を世界45か国で実施しました。

イ. NGO活動環境の整備

NGO活動へのさらなる支援策として様々な活動環境を整備する事業があります。たとえば「NGO相談員制度」では、外務省の委託を受けた経験豊富なNGO団体が、市民やNGO関係者から寄せられる国際協力活動やNGOの組織運営の方法、開発教育の進め方などに関する質問や相談に対応しています。そのほか、国際協力イベントなどで相談に応じたり、出張して講演

を行うサービスを行っており、多くの人がNGOや国際協力活動に対して理解を深める機会をつくるようにしています。また、「企業・個人の視点から見たNGO連携についての意識調査」や「ジェンダーとNGO」などのテーマごとにNGOが自分たちで勉強会やシンポジウムを主催する「NGO研究会」など、NGOが組織を運営する能力や専門性の向上を支援する取組も行っています。

JICAは、NGOスタッフのために様々な研修を行っています。たとえば、国内外で今後活躍するNGOスタッフの人材育成を通じて団体の組織強化を支援する「組織力アップ！NGO人材育成研修」、開発途上国でのプロジェクトの計画・立案・評価手法を習得するためプロジェクト・サイクル・マネジメント（PCM）*を活用したプロジェクト運営基礎研修、NGOが国内での広報活動や資金獲得、経理・会計分野の能力等を強化することを目的にこの分野の知識・経験を持つアドバイザーを派遣するNGO組織強化のためのアドバイザー派遣制度、海外においてプロジェクトを効果的に実施するために必要な能力強化の指導を行うアドバイザーを派遣するNGO海外プロジェクト強化のためのアドバイザー派遣制度などを行っています。



タジキスタン国内唯一の車いす工房を支援するAAR Japan〔難民を助ける会〕。女の子（写真中央）は赤い車いすを一目で気に入り、車いすで庭を走り回っているという。手前左は南専門家（写真：AAR Japan）

ウ. NGOとの対話と連携

1996年以降外務省は、NGOとの対話と連携を進めるため、NGO・外務省定期協議会を開催し、日本の開発協力政策や日本NGO連携無償資金協力などのNGOを対象とした資金協力の制度に関する協議を活発に実施しています。2002年以降は開発途上国で活動する日本のNGOと意見を交換する場として「NGO・在外ODA協議会(通称:ODA・NGO(オダンゴ)協議会)」を開設し、これまでネパールやスリランカをはじめとする34か国で、大使館、援助実施機関、

NGO等がODAの効率的・効果的な実施について意見交換を行っています。JICAは、NGOとの対等なパートナーシップに基づき、より効果的な国際協力の実現と、国際協力への市民の理解と参加を促すために、NGO-JICA協議会を開催しています。また、NGOの現地での活動を支援するとともに、NGOとJICAが連携して行う事業の強化を目的として、「NGO-JICAジャパンデスク」を海外21か国に設置しています。

用語解説

草の根技術協力事業

国際協力の意思を持つ日本のNGO、大学、地方自治体および公益法人等の団体による、開発途上国の地域住民を対象とした国際協力活動を、JICAがODAの一環として支援し、共同で実施する事業。団体の規模や種類に応じて、
草の根パートナー型(事業規模:総額1億円以内、期間:5年以内)
草の根協力支援型(事業規模:総額2,500万円以内、期間:3年以内)
地域提案型(事業規模:総額3,000万円以内、期間:3年以内)
の3つの支援方法がある。

プロジェクト・サイクル・マネジメント(PCM)

PCM手法:開発協力プロジェクトの分析・計画・実施・評価という一連のサイクルを、プロジェクト概要表を用いて運営管理する参加型開発手法で、参加型計画とモニタリング・評価から成る。JICAや国際機関などが開発協力の現場で用いる手法。

● 民間企業との連携

ア. 成長加速化のための官民パートナーシップ

日本の民間企業が開発途上国で様々な事業を行うことは、現地で雇用の機会を創り出し、途上国の税収の増加、貿易投資の拡大、外貨の獲得等に寄与し、日本の優れた技術を移転するなど、多様な成果を開発途上国にもたらすことができます。このような民間企業の開発途上国における活動を推進するために、2008年4月にODA等と日本企業との連携強化のための新たな施策「成長加速化のための官民パートナーシップ」を発表しました。民間企業からの開発途上国の経済成長や、貧困削減に役立つ民間企業の活動とODAとの官民連携案件に関する相談や提案を受け付けています。これまでにこのような官民連携案件を34件認定しています。たとえば、ラオスにおいて日本企業が生薬栽培^{しょうやく}事業を行うに当たり、日本NGO連携無償資金協力を活用し、栽培地の不発弾処理を行った事例があります。ほかにも、技術協力を活用し、メキシコから医師団を日本に招き、日本企業の開発した高度な医療技術(心臓カテーテル技術)の移転を行った事例もありました。また、最近、民間企業が進出先の地域社会が抱える課題の解決に対して積極的に貢献することを目指す企業の社会的責任(CSR)^{注2)}活動や、低所得者層を対象

にしたビジネスを通じて、生活の向上や社会的課題の解決への貢献を目指すBOPビジネス^{*}が注目されています。これらを、現地のNGOなどと連携して企業が行う場合に、草の根・人間の安全保障無償資金協力や技術協力を活用するなどの取組も行っています。ほかにも、官と民が連携して公共性の高い事業などをより効率的・効果的に行うことを目指すPPP^{*}にも取り組み、技術協力による制度整備や人材育成のほか、海外投融資や円借款を活用して、プロジェクトの計画段階から一貫した支援を行っています。

さらに、2011年6月に開催されたミレニアム開発目標(MDGs)フォローアップ会合時に、日本は「MDGs官民連携ネットワーク」の設立を発表しました。日本企業が途上国でビジネスや社会貢献活動を円滑に行えるよう支援するもので、日本企業に対して、途上国の開発ニーズに関する情報提供、国内外のNGO、国際機関、大学などを紹介しネットワークづくりを支援、保健分野やポストMDGsなどのテーマごとのワークショップを開催するなどして、MDGs達成に貢献する日本企業の活動を促進しています。

注2 企業の社会的責任 CSR: Corporate Social Responsibility

■ PPPインフラ事業・BOPビジネス事業の協力準備調査

優れた技術や知識・経験を持ち、海外展開に関心を持つ日本企業の開発への参加を促すため、民間からの提案に基づく2種類の協力準備調査を実施しています。PPPインフラ事業やBOPビジネスの事業化調査のための企画書(プロポーザル)を民間から広く募集し、その提案を行った企業にフィージビリティ調査^{*}(実現の可能性を探るための調査)を委託する民間提案型の調査制度です。これまで上下水道や高速道路案件に係る準備調査などのPPPインフラ事業に関しては42件、保健・医療、農業分野におけるBOPビジネスについては76件を選定しました(2013年12月時点)。これにより、開発途上国の開発課題の解決に民間企業の専門的知

識、資金、技術等を活用するとともに、民間企業の海外展開を後押ししていきます。



バングラデシュでは、自転車積載型浄水装置を使ったBOPビジネスが展開されている(写真:鈴木草/JICA)

■ 中小企業支援

発展著しい新興国や途上国の経済成長を取り込むことは、日本企業の今後の成長にとって重要な要素となっています。とりわけ、日本の中小企業は世界に誇れる多くの優れた製品・技術を有していますが、人材や知識・経験の不足により多くの企業が海外展開に踏みきれないでいます。一方で、開発途上国においては、こうした日本の中小企業の製品・技術が活用され、その国の経済社会的課題の解決に役立つことも期待されています。このような状況を受け、外務省は、2012年度よりODAを活用して、途上国における日本の中小企業の製品・技術等のニーズ調査、ODA案件化のための調査、ODAによる現地への製品・技術等の普及につながる委託事業を開始しました。これにより途上国の開

発課題の解決を図りつつ日本企業の海外展開に貢献することを目指します。そのほか、中小企業が必要とするグローバル人材の育成を支援するため、企業に籍を置いたまま中小企業等の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして途上国に派遣する「民間連携ボランティア制度」^{*}を2012年に創設し、中小企業の途上国における人脈形成を積極的に支援しています。また、経済産業省でも、中小企業の海外展開に必要なグローバル人材の育成に資する取組として、若手人材の海外インターンシップ派遣事業を新たに開始し、2012年11月にはJICA・経済産業省の共催でグローバル人材育成に関するシンポジウムを開催するなど、日本の中小企業の海外展開を支援しています。

■ 海外投融資

途上国での事業はリスクが高いなどの理由により、民間金融機関からの融資が受けにくい状況にあります。そこで、日本はJICA海外投融資^{*}によって、途上国において民間企業が実施する開発事業を直接の出資・融資により支援します。海外投融資については、2001年12月に発表された「特殊法人等整理合理化計画」において、基本的に、2001年度末までに承諾された案件以外、出融資を行わないこととなっていました。しかし、民間セクターを通じて開発効果の高い新しい需要に対応する必要性の高まりから、2010年6月に再開

が決定され、2011年3月にJICAによる民間企業に対する海外投融資を試行的に再開しました。

その結果、2011年には、パキスタンにおける貧困層向けマイクロファイナンス事業(小規模金融サービス)、ベトナムにおける産業人材育成事業の2件について、政府部内の審査を終了し、2012年10月に本格再開を果たしています。2013年には、ベトナムにおけるロンアン省環境配慮型工業団地関連事業について、本格再開後、初の融資契約を調印しました。

■ インフラシステム輸出*

日本政府は、日本企業によるインフラシステム輸出を支援するとともに、海外経済協力に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため、「経協インフラ戦略会議」を開催し、2013年5月には「インフラシステム輸出戦略」をとりまとめました。外務省においても在外公館を通じた情報収集体制を強化し、現地の関係機関や商工会との連絡を強めていくため、

2013年6月時点で50か国58の在外公館に計127名の「インフラプロジェクト専門官」*を指名しています。また、内閣総理大臣をはじめとする閣僚によるトップセールス（首脳会談時に取り上げるなど）にてインフラ事業を受注するための支援などにも取り組んでいます。

イ. 円借款の迅速化

開発途上国の開発を支援するに当たって、官民連携の必要性が広く認識されるようになりました。円借款と民間事業の実施とをより効果が上がるよう組み合わせ、開発効果が速やかに現れるようにすることが求められています。効果的な官民連携を推進する観点からも、民間事業の実施スピードに合わせて、円借款を速く進められるよう一層努力する必要があります。

日本は、借入国側の主体的取組（オーナーシップ）、不正の防止、環境社会への配慮など、説明責任や適正な手続きを確かなものにすることに注意しながら、

2007年の「円借款の迅速化について」および2009年の「官民連携推進等のための円借款の迅速化」を踏まえ、2010年7月にも「円借款の迅速化について」を発表しました。早い段階で関心があることを表明するブレ・プレッジを導入したり、現地でのモニタリング（進み具合のチェック）会合の実施国を増やして、問題を早期に発見し、対応策を協議するなどの追加的な措置を定めました。今後もさらなる迅速化を目指し、調達手続きの見直し等を行っていきます。

BOPビジネス (BOP:Base Of the Pyramid)

途上国の低所得層*を対象にした社会的な課題解決に役立つことが期待されるビジネス。低所得層は約40億人、世界人口の約7割を占めるともいわれ、潜在的な成長市場として注目されている。低所得者層を消費者、生産者、販売者として、持続可能な、現地における様々な社会的課題の解決に役立つことが期待される。事例:洗剤やシャンプーなどの衛生商品、水質浄化剤、栄養食品、防虫剤を練り込んだ蚊帳、浄水装置、太陽光発電など。

※低所得層:1人当たりの年間所得が購買力平価で3,000ドル以下の層。購買力平価とは物価水準の差を除去することによって、異なる通貨の購買力を等しくしたもの。

ODAを活用した官民連携 (PPP:Public-Private Partnership)

官によるODA事業と民による投資事業などが連携して行う新しい官民協力の方法。民間企業の意見をODAの案件形成の段階から取り入れて、たとえば、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理は民間で行うといったように、官民で役割分担し、民間の技術や知識・経験、資金を活用し、開発効率の向上とともに効率性・効果的な事業の実施を目指す。

PPPの分野事例:上下水道、空港建設、高速道路、鉄道など。

フィージビリティ調査

立案されたプロジェクトが実行(実現)可能かどうか、検証し、実施する上で最適なプロジェクトを計画・策定すること。プロジェクトがどんな可能性を持つか、適切であるか、投資効果について調査する。

民間連携ボランティア制度

中小企業等の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして開発途上国に派遣し、企業のグローバル人材の育成や海外事業展開にも貢献するもの。民間企業の要望に応じ、派遣国、職種、派遣期間等を相談しながら決定する。事業展開を検討している国へ派遣し、活動を通じて、文化、商習慣、技術レベル等を把握したり、語学のみならず、コミュニケーション能力や問題解決力、交渉力などが身に付き、帰国後に企業活動に還元されることが期待される。

JICA海外投融資

JICAが行う有償資金協力で、日本の民間企業が途上国で実施する開発事業に対し、必要な資金を出資・融資するもの。民間企業の開発途上国での事業は、雇用を創出し経済の活性化につながるが、様々なリスクがあり高い収益が望めないことも多いため、民間の金融機関から十分な資金が得られないことがある。海外投融資は、そのような事業に出資・融資することにより、開発途上地域の開発を支援するもの。支援対象分野は①MDGs・貧困削減、②インフラ・成長加速化、③気候変動対策。円借款が途上国政府に行う経済協力であるのに対して、海外投融資は、日本の民間企業が途上国の民間企業と行う活動に対し支援を行うことを通じて開発に貢献するもの。

インフラシステム輸出

海外の電力、鉄道、水、道路事業などのインフラ需要に対して、日本企業が施設建設・機器輸出のみならず、インフラの設計、建設、運営、管理まで含む「システム」を輸出する考え方。

インフラプロジェクト専門官

在外公館において、インフラプロジェクトに関する内外の情報を収集・集約するとともに、関係機関や商工会等との連絡・調整に際して窓口になるなど、日本企業のインフラ海外展開支援を担当する職員。

先住民の協同組合が コーヒービジネスに挑戦

～メキシコでの草の根技術協力とコーヒーショップ～



マヤビニック・カフェの看板の前に立つ山本さん
(写真：山本純一)

国際協力の現場から

19

メキシコ南部の街、先住民の文化を色濃く残すチアパス州サンクリストバルには国内外から数多くの観光客が訪れます。その繁華街の一画に、注目を集めている店があります。マヤビニック・カフェ。自家焙煎したコーヒー豆を挽き、一杯ずつ手で淹れていきます。「サンクリストバルで一番おいしい」と評判のコーヒーです。

このカフェを経営するのは、チアパス州のマヤビニック生産者協同組合。マヤビニックとは現地の言葉で「マヤの人」という意味。組合員はマヤ系先住民の人々です。コーヒー豆の栽培、加工、焙煎、そしてカフェ経営を総合的に手がけますが、そこまで成長した過程には日本人の支援が大きく関わっています。

先住民を支援するためにコーヒービジネスに挑戦

「もともとは、コーヒーの研究をしていたわけではありません。ただ、乗りかかった船を降りるわけにはいかなかったんですよ。」

こう語るのはマヤビニックの活動を支援する慶應義塾大学の山本純一教授です。山本教授は、メキシコをフィールドに、先進国と開発途上国の間にある経済格差の構造的な問題を研究してきました。マヤビニック協同組合と山本教授のかかわりは、教授が2003年に現地調査を行ったとき、たまたま出会った組合の理事長から「私たちのコーヒーを日本で売れないか」と相談されたことに遡ります。

メキシコは所得の国内格差が大きく、チアパス州の住民の所得はメキシコシティの7分の1、全国で最下位の水準です。そのチアパス州の中でも貧困地区とされているのが、先住民が多く住む地域です。貧困に陥っている先



難しいハンドドリッピングもマスターし、店を切り盛るアンヘリカさん
(写真：伊藤泰正)

住民が自らの力で生活を改善する手立てを見つめることが求められていました。チアパス州はメキシコ最大のコーヒー生産地であり、世界でも有数の有機コーヒー栽培地として知られています。チアパス州に住む4人に1人はコーヒー産業にかかわっており、その生産者の多くは先住民の小農

家です。彼らはコーヒー畑しか持たないため現金収入のほとんどはコーヒー栽培によるものでした。

豆の栽培からカフェでの店頭販売までを目指す

山本教授は自身の研究室の学生たちにマヤビニックのことを話しました。学生たちはコーヒー豆を正当な価格で流通させるフェアトレード※を行いたいと答えました。援助ではなく、公正な貿易で彼らの生活を支援するのです。実践を通じた研究に躊躇せず取り組むことをモットーとする山本教授は「Fair Trade Project」を誕生させ、学生が中心となってマヤビニックのコーヒー豆を日本に輸入し始めました。

コーヒーと言っていっても、私たちがカップでコーヒーを飲むまでの間には長い道のりがあります。生産者が生豆を栽培・収穫し、その豆が加工され、焙煎という過程を経て初めておなじみのコーヒー豆の形になります。この過程がバリューチェーン(価値連鎖)と呼ばれるものです。生産者が携わるコーヒー豆の栽培や収穫・一次加工といった段階の収入は少なく、生産者の手を離れたあとの焙煎やカフェでの店頭販売といった段階でコーヒーの価格が一気に高くなります。通常はコーヒー1杯の値段の1%ほどのお金しか生豆の生産者は手にできていないのです。こうした問題に対処するためには、小農生産者自らがそうしたコーヒーのバリューチェーンに参画していくことが重要であると山本教授は考えました。生産者が畑の栽培からカフェでの店頭販売にまでかかわれるようになれば、彼らの収入が向上し、貧困からの脱却につながっていきます。山本教授は自らが中心になって、マヤビニックのコーヒービジネスを軌道に乗せようと決意しました。

そして、山本教授の計画を評価したJICAが草の根技術協力事業として認定。2006年からプロジェクトが始まりました。2008年までの第1期では品質管理の向上と経営の近代化についての取組が行われました。

意見をぶつけ合いながら念願のカフェをオープン

2010年から始まった第2期のプロジェクトのテーマはコーヒーの加工・焙煎、コーヒーショップの開店・経営です。コーヒー豆の栽培しかしてこなかった生産者は経営に必要な技術も資本もありません。そこをサポートしていくことが今回の草の根支援の狙い입니다。山本教授が活動を続ける中で常に抱いていたのは「自分たちのコーヒーの

価値を知ってほしい]との思いでした。コーヒー豆を栽培しているのに彼らは正しく焙煎したコーヒーを飲んだことがなく、美味しいコーヒーとは何かを知らないのです。生産者のなかには「コーヒーは嫌い」という人もいました。彼らにとってのコーヒーは生活のために栽培する商品作物でしかありませんでした。山本教授は生産者が自らの作っているものに誇りを持てるような指導を続けました。また、質の高い商品を高価格で販売するためにも、実際にコーヒーの飲み比べを行って美味しい高品質のコーヒーを自ら体験させ、生産者の意識を高めていきました。

特にマヤビニックは以前からコーヒーショップの経営を望んでいました。プロジェクトはショップ開店に向けて動き出します。とはいっても、先住民の組合員たちにカフェ経営の経験はありません。「いい物件がないか」とただ待つだけの彼らを叱咤して、不動産業者めぐりから始めます。物件が見つかって今度は、山本教授に資金援助を期待します。しかし、山本教授は頑としてこれを拒みました。彼らが本当の意味で自立するには、援助に依存する意識を断ち切らなければならないからです。

日本の草の根支援は、店舗費用の工面ではなく、コーヒーの抽出技術や接客サービスの研修に対して行われました。店舗経営のノウハウを学んでもらうためにメキシコ市内のカフェで研修を実施。また、日本人専門家を日本から招いた研修や、クリーム処理を学ぶため日本でも研修を行いました。これらの過程では日本のものをそのまま伝えるのではなく、サンクリストバルに適した技術をスタッフで話し合いながら自分たちで考えていきます。その後も、内装、豆の仕入れ価格、コーヒー1杯の販売価格などについて、山本教授と組合員たちは時に激しいやり取りをしつつ議論を交わしていきました。そして、2011年12月、ついに、マヤビニック・カフェがオープンしたのです。

マヤビニックのコーヒーを日本の人々に届けたい

山本教授との出会いによってマヤビニック^{すぎやませいこ}コーヒーの販売を仕事として始めた女性がいます。杉山世子^{すぎやませいこ}さんです。20代で青年海外協力隊員としてアフリカ諸国で活動した杉山さんは、2006年にマラウイで一村一品運動にかかわります。杉山さんはアフリカ諸国での活動を通じて、貧困がどういふことなのかを生活の現場から知った上で、援助するのではなく、彼らと一緒に仕事がしたいとの気持ちが芽生えたと話します。

「日本人は自分が頑張ればどんな仕事にも就けるという希望を持てます。でも、アフリカの人々は違います。どうやっても機会を得られない人々がいる。援助も大切だけれど、私は仕事を創りたい。それが希望になるはずだから。」

アフリカで自分にとっての課題を見つけた杉山さんは20代の終わりに慶應義塾大学に入学し、そこで山本教授



杉山さんと組合員のツォツィル族の女性たち。マヤビニック・カフェの前で
(写真：杉山世子)

に出会いました。途上国の貧困の構造を解き明かしていく教授の講義を受けて衝撃を受けました。研究室に入り、マラウイと大分の一村一品運動の研究を続ける一方で、マヤビニックのコーヒーに魅了されていきます。

2011年、杉山さんはマヤビニックコーヒーを日本で販売する会社を設立。生産者が大切に作っているコーヒーを、栽培する人々を含めた生産地の背景とともに日本の消費者に届ける役割を担っていきたいと考えています。

互いに学び合うことが人間と事業を成長させる

2013年3月、山本教授は久しぶりにサンクリストバルのマヤビニック・カフェを訪れました。カフェは、試行錯誤を経て、初年度から純利益7.17%を出す黒字経営を達成しました。山本教授がうれしいのはスタッフの成長ぶりです。採用面接のときにオドオドしていた16歳のアンヘリカさんは、今では、堂々と店を切り盛りしています。ついぞ人に逆らったことのなかった若い店長は、「焙煎がよくない!」と工場にクリームを申し立て、ついにはカフェでの自家焙煎を始めました。自分の仕事に誇りと喜びを感じている彼らの姿に山本教授は生計向上というプロジェクトの目的を超えた達成感を覚えたといいます。

こうしてマヤビニック生産者協同組合は、質の高いコーヒーを栽培・加工し、焙煎した上で出荷するだけでなく、自前のコーヒーショップを持つようになりました。豆の栽培だけでは収入がわずかだった彼らが、焙煎・店舗経営といったより付加価値のある仕事に携わるようになったことで収入を増し、さらには仕事に対するやりがいや自信も得ることができました。

「僕も最初から答えが分かっていたわけじゃない。彼らとともに苦闘しながら、互いに啓発し合い、互いに学び合い、そして互いに成長したと思いますね。」山本教授の言葉は、生活のスタイルや価値観が異なるメキシコ先住民と日本人の間でも互いが多く学び合えることを教えてくれます。

※ フェアトレードとは、商品の最低保証価格を設定することで、国際市場の変動(価格暴落など)や自然災害・天候の悪影響によって生産者の収入が極端に減らないよう配慮するセーフティー・ネット機能を果たす試み。

●大学・地方自治体との連携

日本は、より効果的なODAの実施のため、大学や県市町村など地方自治体が蓄積してきた実務的な知識を活用しています。JICAは、大学が持つ専門的な知識を活用し、開発途上国の課題に総合的に取り組めるよう、共同で技術協力の実施や円借款事業を推進しています。また、地方自治体との間でも、日本の地域社会の知識・経験を活かし、ODA事業の質的向上、開発協力

を行う人材の育成などについて連携を行い、地方発の海外協力事業がより活発に展開できるよう協力しています。

2013年3月には、政府はJICAの草の根技術協力事業の枠組みを活用し、地域経済活性化特別枠として地方自治体の海外展開と国際協力の取組を効果的に合わせる方針を打ち出しました。



ミャンマーの水道管の現状視察に行く福岡市水道局の松岡 JICA 専門家とヤンゴン市の上水道担当職員
(写真：谷本美加/JICA)

●開発途上国の地方自治体・NGOなどとの連携

開発途上国の地方自治体やNGOとの連携は、開発途上国の経済社会の開発だけではなく、現地の市民社会やNGOの強化にもつながります。日本は、主に草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、これら開発協力関係者が実施する経済社会開発事業を支援し

ています。この資金協力は、学校建設、病院の基礎的医療機材の整備、井戸の掘削など、草の根レベルに直接利益となるきめ細やかで迅速な支援として開発途上国でも高く評価されています。

● 国際機関や他国との連携

近年、ミレニアム開発目標(MDGs)などの国際的な開発目標を達成するため、開発協力の質の改善を目指し、効果的に開発協力を行うとの観点から、パリ宣言やアクラ行動計画(AAA)^{〔注3〕}、釜山パートナーシップ文書^{〔注4〕}に基づいて、様々な国や機関、団体が開発協力について協調していこうとしています。現在、多くの協力を受ける側の国において、保健や教育など分野ごとに作業部会が形成され、その国の分野別開発戦略に沿って、プログラム型の支援が実施されています。日本はタンザニアにおける地方行政改革などのプログラムに参加しています。また、バングラデシュにおいては、2005年の世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、英国国際開発省(DFID)^{〔注5〕}と同国の貧困削減戦略を支援するための共通戦略パートナーシップを経て、2010年6月には18の国際機関が参加して共同支援戦略(JCS)^{〔注6〕}が決定されており、分野横断的に(保健、教育などの分野を越えて横のつながりを持ち)、より効果的、効率的な開発協力を実施するための協調・連携を進めています。また、国際開発金融機関(MDBs)^{〔注7〕}との具体的な協力として、2005年には、アフリカ開発銀行(AfDB)^{〔注8〕}との間で、エプサ(EPISA: アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ)^{〔注9〕}を立ち上げ、アフリカの民間セクターに対する円滑な資金供給や、道路や電力整備等を通じた民間投資促進を図るため、これまでに10億ドルを超える円借款を供与してきました。2012年のG8キャンプ・デービッド・サミット(米国)においては、同イニシアティブの下、新たに10億ドルの円借款を供与することを表明しました。さらに、2012年には、米州開発銀行との間でも、省エネ・再生可能エネルギー分野における協調融資枠組みとしてコア(CORE)^{〔注10〕}を立ち上げてお

り、5年で最大3億ドルの協力を行う考えです。

最近では、日本国内に本部のある国際機関との協力・連携も積極的に進めています。さらに、多国間協力(マルチ)と二国間協力(バイ)の両方の効果的な連携を目指した取組も進めています。国際的な開発協力の流れを二国間の援助政策へ活かし、日本に比較優位のある二国間援助の方法を援助受入国内および国際社会において中心的な流れにすることを目的としたこのような試みは、日本の開発協力の効果を向上させることに役立つものです。

これまで国際社会では、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)^{〔注11〕}の加盟国が中心となって開発協力を行ってきましたが、近年、中国、インド、サウジアラビア、ブラジルなど、DAC加盟国以外の新興ドナー(援助国)と呼ばれる国々が、開発途上国の開発課題に対し大きな影響力を持つようになってきています。G20の枠組みにおいても、開発課題につき先進国のみならず新興国・途上国を交えた形で協議が行われるようになったこともこの現れです。新興ドナーが国際的な取組と調和した開発協力を行うよう、日本は様々な会合への新興ドナーの参加を促し、話し合いを進めています。たとえば、2011年11月には韓国・釜山で「第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム(閣僚級会合)」が開催され、日本を含むDAC加盟国、新興ドナー、民間セクター等が連携して世界の課題を解決するための新たな協力の枠組み(グローバル・パートナーシップ)を構築できたことは大きな進展であるといえます。また、2013年3月には、ジャカルタで「第4回アジア開発フォーラム^{〔注12〕}」を開催し、アジアの経験を踏まえた開発協力のあり方について議論を深めました。

用語解説

アジア開発フォーラム

アジア各国の政府関係者、アジア開発銀行(ADB)、世界銀行、国連開発計画(UNDP)などの国際機関、および民間企業関係者等が集まり、開発に関する各種課題や今後の取組のあり方などに関して議論し、開発協力に関する「アジアの声」を形成し、発信することを目的とするフォーラム。日本の発案で立ち上がり、2010年より開催されており、その運営に当たっては日本が主導的な役割を果たしている。

注3 アクラ行動計画 AAA: Accra Agenda for Action

注4 釜山パートナーシップ文書: Busan Partnership for Effective Development Cooperation

注5 英国国際開発省 DFID: Department for International Development

注6 共同支援戦略 JCS: Joint Cooperation Strategy

注7 国際開発金融機関 MDBs: Multilateral Development Banks

注8 アフリカ開発銀行 AfDB: African Development Bank

注9 アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ EPISA: Enhanced Private Sector Assistance for Africa

注10 コア CORE: Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency

2. 国民参加の拡大

(1) 国民の理解と支持の促進の重要性

2010年6月に発表した「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」では、ODAに対する国民の理解と支持を得ていくことの重要性が強調されています。

外務省およびJICAは、幅広い層の国民が実際の開発途上国支援に直接参加でき、国民の方々がODAの現場を体験できる機会を提供しています。開発協力に関する議論や対話の促進、開発教育の推進、開発協力の現状についての情報公開、地方や幅広い層への発信など様々なレベルや形で国民参加を強化しています。同時に、開発課題の多様化・高度化に適切に対応して

いくためには、人材育成と研究協力、官民連携も重要と認識しています。国際社会において日本の開発協力に関する考え方への理解を広めることも重要であり、大学をはじめとする教育・研究機関との連携もますます重要となりつつあります。

なお、途上国において日本の支援について多くの人に知ってもらうことはODAの実施において欠かせないプロセス（過程）であり、在外公館とJICA現地事務所が連携して、現地でのODA広報に力を入れています。

(2) 青年海外協力隊・シニア海外ボランティアによる途上国支援への直接参加

若い人やいろいろな経験を持つ幅広い層の国民が参加できる国際協力を推進するため、JICAは、青年海外協力隊事業やシニア海外ボランティア事業を行っています。青年海外協力隊は、20歳から39歳までの青年が開発途上国に原則2年間滞在し、開発途上国の人々と生活や労働を共にしながら、開発途上国の経済社会開発に協力する国民参加型事業です。青年海外協力隊は半世紀近くの歴史を持ち、海外でも高く評価されている日本の「顔の見える援助」の一つです。シニア海外ボランティア事業は、幅広い技術、豊かな経験を持つ40歳から69歳までの男女が、ボランティア精神に基づき開発途上国の発展のために活動するという国民参加型事業であり、青年海外協力隊のシニア版として位置付けられています。

人と人とのつながりを地道に構築し、日本と途上国との間に草の根の関係を作り出す青年海外協力隊事



青年海外協力隊を激励する会で隊員と懇談する安倍総理大臣（写真：JICA）

業やシニア海外ボランティア事業は、現地の人たちの日本への親しみを深める効果ももたらします。また、近年はボランティア経験者が、民間部門の途上国への進出等に貢献できるという側面も注目されています。

(3) NGOへの支援や活動への参加

国際協力への市民参加の最も身近な例は、国際協力を行っているNGOへの支援やその活動への参加です。日本のNGOの数は、1998年に「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行され法的な整備が進んでから大幅に増加しました。実際に国際協力活動にかかわっている団体は400を上回るといわれています。外務省は日本のNGOを日本の「顔が見える援助」を行

う上で不可欠なパートナーとして重視し、連携を強化してきています。具体的には、日本のNGOが海外で行う事業に対し資金面で協力したり（日本NGO連携無償資金協力など）、NGOの能力向上を図るための事業を実施しています。日本のNGOは、ODAの裾野を広げ、国際協力分野の優秀な人材を育て、日本の「顔の見える援助」を担う存在として期待が高まります。

(4) ODAの現場体験

できるだけ多くの人に開発協力の現場を体験する機会を提供し、ODAの実情にふれていただくことは、ODAを理解するために最も効果的な方法の一つです。スタディツアー(大学のゼミ等)によるODA現地視察、教師や地方自治体関係者等の現地視察への派遣支援にも力を入れています。また、旅行社の企画する体験ツアーや視察ツアーとの連携も強化しつつあります。一般の方々にODAプロジェクトの現場を実際に視察していただき、帰国後に国内の様々なイベントで報告していただく新しい事業「国際協力レポーター」(JICA実施)も、2011年より開始し、同年8月にはケニアとベトナム、2012年8月にはウガンダとスリランカ、2013年8月にはルワンダとヨルダンに一般の方を派遣し、各国における日本のODA事業



国際協力レポーターとしてヨルダンを訪れ、現地を視察する参加者たち(写真: JICA)

を視察していただきました(派遣人数は1か国10名ずつ)。

(5) 議論や対話の促進

ODAを活用した中小企業支援等、ODAに関する取組について外務省やJICAは国内各地で説明会を行うなどの取組を行っています。また、国際協力をめぐる動きや日本の取組を紹介する講演やシンポジウムも開催しており、外交やODAのあり方について関心をお持ちの国民の方と対話する場を随時設けています。

さらにJICAでは、地域にあるセンターや支部などの国内拠点を活用して、地域の産業界や行政関係者あるいは有識者や地元の大学や学校関係者との懇談や講演を行いながら、地域発信の国際協力の推進とともに地域の活性化を目指しています。

(6) 開発分野における人材育成と研究

開発分野における高度な人材の育成を行うため、外務省は2011年度より、「高度開発人材育成事業」を開始しました。同事業は、開発の現場で指導的立場に立つ人材を育成するための実践的プログラムであり、既存の開発学科を有する大学の博士課程を補完するコースを有しています。具体的には、①ビジネス実務者による日本の企業文化・産業史・ビジネス史を習得するための講座、②アジアの開発への日本の貢献、アジアの経済発展モデルの他地域への応用(南南協力)の実践的側面についての講座、③国際公法を習得するための講座、④交渉のロールプレイング・ワークショップ、⑤インタビュー/プレゼン能力向上のためのメディア・トレーニング、⑥開発分野で国際的に影響力のある海外の有識者による特別講義・講演等の交流事業の6つのコースから成っています。

JICAは、専門的な知識や多様な経験を持つ人材を確保してそうした人たちに活躍してもらうため、2003年に「国際協力人材センター」を開設しました。また、省庁、JICAやNGO、国際機関といった国際協力に関する求人情報を国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」(<http://partner.jica.go.jp/>)より提供し、人材の登録、各種研修・セミナー情報の提供、そしてキャリア相談(進路相談)なども行っています。

さらに、国際協力専門員制度により、高い専門的な能力と開発途上国での豊富な業務経験を持つ人材を確保しています。2008年10月に設立されたJICA研究所は、開発途上国の政府や国際援助のコミュニティへの発信を行いながら、国際的に通用する方法論を用いて、政策について実際の開発協力経験に基づいた研究を進めています。

(7) 開発教育

外務省は、職員を中学校、高校、大学、地域の自治体、NGOなどに派遣し、国際協力やODAについての説明や解説を行う「ODA出前講座」を実施しています。また、JICAは、開発教育を推進するため、開発教育の教材を募る「グローバル教育コンクール」^{注11)} (2011年度からJICAが主催)を開催しています。また、開発教育を支援するため、学校教育の現場や国際化を進める自治体などの求めに応じて、青年海外協力隊経験者などを講師として学校へ派遣し、途上国での暮らしや経験談を伝えて異文化理解・国際理解促進を図る「国際協力出前講座」や、高校生および大学生等を対象とした「国際協力実体験プログラム」、中学生・高校生を対象にした「JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」を実施しています。さらに、教員に対しては、「開発教育指導者研修」や、開発途上国に派遣し、



ODA出前講座で日本のODAについて説明する外務省職員 (写真: 産経新聞社)

その経験を授業に活かすことが目的の「教師海外研修」などを実施しています。

(8) 広報・情報公開・情報発信の強化

外務省とJICAは、それぞれODAに関するホームページ^{注12)}をつくり、相互にリンクさせながら正確な情報の公開と発信に努めています。2010年10月にはODAプロジェクトの現状などが全体でどのような流れになっているかを分かりやすく説明するため「ODA見える化サイト」をJICAホームページ上に設けました。また、ODAメールマガジンを発行し、海外

の大使館や総領事館の職員やJICA関係者などによる実際の開発協力の現場での体験談やエピソードなどを紹介しています。

1997年度以来、テレビ番組の放映を通じて国民が国際協力について関心を持ち、理解を深められるよう努力しています。2013年度放映の「佐藤隆太の地球元気！」(テレビ東京系列にて放映)では、身近な国際

協力の話題などを取り上げ、開発途上国で活躍している日本の開発協力関係者や日本のODAプロジェクトの成果などを紹介しています。

毎年「国際協力の日」(10月6日)*の前後には、日本国内最大級の国際協力行事として「グローバルフェスタ JAPAN」を開催しています。東京・日比谷公園で土曜日と日曜日の2日間にわたって外務省、JICAとJANIC(国際協力NGOセンター)^{注13)}が共催しているこの行事には、NGOや国際機関、企業、関係す



国際協力に携わる多くの団体が参加したグローバルフェスタ JAPAN2013

注11 旧称: 開発教育/国際理解教育コンクール (2009年度に改称)

注12 外務省ODAホームページ: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda> JICA: <http://www.jica.go.jp>

注13 国際協力NGOセンター JANIC: Japan NGO Center for International Cooperation

る省庁などが参加し、2013年のイベントには約78,000人が来場しました。

また、海外においても、ODAを通じた日本の積極的な国際貢献についてよく理解してもらうための広報を行っています。具体的には、開発協力にかかわる署名式や引渡式に際してプレスリリース（報道機関に向けて紹介する文書）を出すなど現地の報道機関の取

材に協力しています。また、在外公館では、現地の報道機関に対して日本の開発協力の現場の視察を企画し、現地の報道においても日本の協力が取り上げられる機会をつくるように努めています。また、様々な講演活動、英語・現地の言葉によるホームページや広報パンフレットの作成も行っています。

用語解説

国際協力の日

1954年10月6日、日本はコロンボ・プラン（第二次世界大戦後最も早く1951年に組織された途上国援助のための国際機関）への加盟を閣議決定し、経済協力を開始した。これに因^より、10月6日は1987年の閣議了解により「国際協力の日」と定められた。

3. 戦略的・効果的な援助の実施のために必要な事項

2010年6月に公表された「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」において、援助案件の評価結果を含め援助の透明性向上（「見える化」）を徹底するとともに、案件形成（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、フォローアップ活動（Act）というPDCAサイクルを導入し、ODAの説明責任の向上を図ることとした。さらに2011年1月には、この方針を踏まえて、

①PDCAサイクルの強化、②プログラム・アプローチの強化、③「見える化」の徹底を進めていくこととなりました。

2013年4月には、PDCAサイクルの強化に向けた取組を一層進め、無償資金協力についての標準的な数値目標の設定や、貧困削減戦略支援無償へのPDCAサイクルの導入、4段階評価の導入等を発表しました。

（1）戦略的な援助の実施

●プログラム・アプローチ

プログラム・アプローチとは、途上国との政策協議等を通じて主要な開発目標（プログラム目標）を共有し、そこから具体的なODAのプロジェクトを導き出していくアプローチのことです。たとえば、特定地域の妊産婦死亡率を減らすという目標のために、無償資

金協力による病院の建設や、技術協力による助産師の育成といったプロジェクトを導き出すアプローチが考えられます。現在、インドネシア、タンザニア、ガーナなどで試行的な取組を進めており、その経験と成果をそれ以外の国での支援にも活かしていきます。

●国別援助方針

「国別援助方針」は、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、相手国の開発計画、開発上の課題等を総合的に考え合わせて策定する日本の援助方針であり、2011年度から3年にわたり原則としてすべてのODA対象国について策定することとしています。こ

れまでの国別援助計画とその下で策定された事業展開計画を統合し、より簡潔で戦略性の高いものに改編して、「選択と集中」による開発協力の方向性の明確化を目指しています。

(2) 効果的な援助の実施

● ODA見える化サイト

ODAに対する国民の理解と支持をさらに高めていくため、2011年4月にJICAのホームページ上に透明性向上のため「ODA見える化サイト」を立ち上げました。全世界で展開しているODA事業のうち、有償資金協力、JICAが実施している無償資金協力、および技術協力の各案件について、各事業の概要、案件の形成から完了までの過程を分かりやすく伝えるため、写真や、事前・事後評価などの情報を随時掲載し、情報の拡充に努めています。また、過去に実施された案件について効果の現れている案件や十分な効果の現れていない案件等を含む具体的な達成状況や教訓をとりまとめたリストを既に3回にわたって公表しており、より効果的なODAの実施に努めています。

● PDCAサイクル

PDCAサイクル強化については、①すべての被援助国における国別援助方針の策定、②開発協力適正会議の設立、③評価体制の強化といった取組を進めています。特に、2011年に設置された開発協力適正会議はPDCAサイクルの中核としての役割を果たしています。技術協力、無償資金協力および有償資金協力の新規案件形成のための調査実施に先立ち、NGO、経済界、学会、言論界からの6名の外部有識者と外務省・JICAの担当部署との間で調査内容等について率直な意見交換を行い、過去の経験や外部有識者の視点を新規案件に反映し、PDCAサイクルをさらに良いものとするべく、引き続き努力を続けていきます。

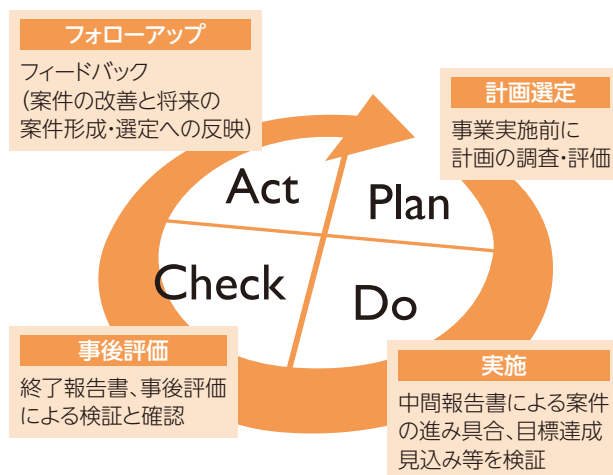
● 評価の充実

より効果的・効率的なODAを行うためには、開発協力が実施されている状況やその効果を的確に把握し、改善していくことが必要です。そのため外務省を含む関係府省庁やJICAは、モニタリング(進み具合の検証)や評価を行っています。ODAの評価は、PDCAサイクルの中に位置付けられています。その結果得られた教訓や提言は、将来の計画や、実施過程にいかしていくため、関係する部局をはじめ、途上国の政府にも伝えられます。また国民に対し、ODAがどのように使われ、どのような効果があったのかを説明するために、評価結果



ODA見える化サイト : <http://www.jica.go.jp/oda>

PDCAサイクル



をホームページなどで広く公表することで、説明責任(アカウンタビリティ)を果たす役割も持っています。

現在外務省では、主に政策についての評価(国別評価と重点課題別評価)やプログラムについての評価(援助手法別評価と分野別評価)などを行っています。外務省が実施する政策についての評価やプログラムについての評価は開発援助委員会(DAC)の評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト(影響)、自立発展性)を基に、政策は適切であったか、開発協力によって開発効果が上がったか、開発協力の実施過程は適切で

あったかの3つの観点から評価し、その客観性・透明性を確保するため、第三者による評価を行っています。

また、2011年からのODA評価においては開発の視点に加えて、外交の視点からの評価を行っています。

一方、JICAは技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれのプロジェクトについての評価やテーマ別の評価を実施しています。各プロジェクトの事前の段階から、実施の段階を経て、事後まで一貫した評価を行うとともに、これら3つの援助手法に整合性のある評価の仕組みを確立しています。なお、これらの評価はDAC評価5項目に基づいて行われ、一定金額以上

の案件については、外部評価者による事後評価を実施しています。

こうしたODAの評価で得られた提言と教訓については、それぞれ対応を検討して、ODAの政策・実施へ反映させています。

これら以外にも、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(いわゆる「政策評価法」)に基づいて、外務省では経済協力政策の全般に関する政策評価や一定の金額を超える案件の事前評価、5年間着手されなかった案件(未着手案件)、または10年経っても貸付が終わっていない案件(未了案件)*の事後評価も行っています。

用語解説

未着手・未了案件

「5年未着手案件」とは、案件の実施が決定した後、5年を経過した時点においても貸付契約が締結されていない、あるいは貸付実行が開始されていないなどの案件。「10年未了案件」とは、案件実施決定後10年を経過した時点で貸付実行が未了である案件を指す。

●不正行為の防止

日本のODAは、国民の税金を原資としていることから、開発協力によって供与された資金の不正使用は絶対に許されません。そのため、政府とJICAは調達手続き等において透明性を確保するよう取り組んでいます。

ODA案件の調達段階においては、ガイドラインに従って開発途上国側が入札手続きを行い、その結果をJICAが確認し、受注した企業名だけでなく契約金額も公表することで透明性を高める対応をとっています。調達をはじめ、ODA事業実施の過程で不正が行われた場合は、不正を行った業者を一定期間、事業の入札・契約に参加させない仕組みが整えられています。

監査に関しては、外部監査の拡充や監査結果に基づく改善の措置を行っています。外部監査を充実させることについては、JICAにおいて会計監査人による外部監査を実施しています。無償資金協力では、300万円以上の草の根・人間の安全保障無償資金協力の案件について外部監査を原則として義務付け、順次実施しています。

有償資金協力については、政府間で合意がなされた案件を対象に必要に応じて監査を行うことができる仕組みを導入しています。技術協力では、JICAにおいてサンプリングによる内部監査(一部を抜き出して調べることを)を実施しています。無償資金協力についても、JICAにおいて技術的な監査を実施しています。

また、OECD外国公務員贈賄防止条約^(注14)の締約国である日本は、ODA事業への信頼を確保するため、外国政府の関係者との不正な取引に対しても、不正競争防止法などの適用を含め厳格に公正な対処を行っています。

ベトナムにおける円借款事業において不正が行われ、2008年に日本の企業関係者がベトナムにおいて有罪の判決を受けた事件がありました。同様の不正事件が再び起きないようにするため、外務大臣の下に外部有識者で構成する検討会を設け、2009年9月に報告書を取りまとめました。これを基に、外務省とJICAでは不正行為を行った企業に対して一定期間入札に参加させないなどを規定した措置要領を見直しました。そして、海外にある日本大使館やJICAの海外事務所が現地の日本法人などをサポートできる体制を確立し、関係業界などへ法令を守るよう働きかけました。具体的には、企業団体との協力の下で日本企業向けの国際契約約款に関するセミナーの開催、相手国によるコンサルタントの選定に際してJICAの関与の強化、援助国との間で不正、腐敗を防止するための話し合いなどを実施しました。これらの取組は2011年2月にとりまとめられました。なお、2012年度においては、3案件(4企業)において一定期間入札に参加させないなどの措置を実施しました。

注14 正式名:「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」(Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions)

(3) 適正な手続きの確保

開発協力を実施する際には、事業の実施主体となる相手国の政府や関係機関が、環境や現地社会への影響、たとえば、住民の移転や先住民・女性の権利の侵害などに関して配慮をしているか確認します。従来、有償資金協力や技術協力では、学者やNGOなどを含む有識者からの幅広い意見に基づいて作成した、現地の環境や社会へ配慮するためのガイドライン（指針）を発表し、それを守っています。無償資金協力においても、無償資金協力審査ガイドラインに基づいた支援を実施してきました。2008年10月に新しくJICAが発足した

ことに伴って、旧JICA、旧JBIC（国際協力銀行）のガイドラインをまとめ合わせ、2010年4月1日付けで新環境社会配慮ガイドラインを発表しました。このような取組は、環境問題への配慮に関する透明性、予測可能性、説明責任を確保することにつながります。

また、ODA事業をより効果的にし、より一層の透明化を図るため、事業の調査実施前において知識・経験を持つ外部の有識者との意見交換を行う開発協力適正会議を一般にも公開する形で開催しています。

(4) 援助関係者の安全確保

開発協力の関係者が活動する開発途上国の治安状況はとても複雑で、日々刻々と変化しています。2001年の米国同時多発テロ以降、中東地域や南アジア地域では緊張が高まり、世界各地でテロ活動が多発しています。平和構築支援の活動において、どのようにして開発協力関係者の安全を確保するのかは極めて重要な課題となっています。

政府は、在外公館などを通じて現地の治安状況を把握し、渡航の際の情報などを提供し、開発協力関係者間での情報共有を行っています。JICAは、開発協力関係者に対し、出発前の研修やセミナーの実施、現地における緊急時の通信手段の確保、安全対策アドバイザー*の配置、住居の防犯設備などの整備に努めてい

ます。また、在外公館や各国の国際機関の事務所などとも情報交換し、各国・地域の治安状況に応じた安全対策マニュアルを作成するなど、適時適切な安全対策措置をとっています。さらに、緊急時の対処やリスク管理についての研修を国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）^{（注15）}の国際人道援助緊急事態対応訓練地域センター（eCentre）^{（注16）}と共に開催するなど、安全管理の強化に取り組んでいます。無償資金協力では、コンサルタントや施工会社へ情報提供を行うとともに、緊急時の連絡体制を整備しています。有償資金協力では、受注した日本の企業への情報提供などにより、その企業の関係者の安全確保を図っています。

用語解説

安全対策アドバイザー

JICAでは、現地の安全対策を強化するため、その国の治安や安全対策に詳しい人材を「安全対策アドバイザー」として委託、日々の治安情報の収集と発信を行い、住居の防犯から交通事故対策まで幅広い事態に対して24時間体制で対応できるようにしている。

注15 国連難民高等弁務官事務所 UNHCR: United Nations High Commissioner for Refugees

注16 国際人道援助緊急事態対応訓練地域センター eCentre: Regional Centre for Emergency Training in International Humanitarian Response

第Ⅲ部

資料編

第1章 日本の政府開発援助予算	164
第1節 2013年度政府開発援助予算(当初予算)	164
第2節 各省庁の事業予算(当初予算)と事業概要	167
第2章 日本の政府開発援助実績	176
第1節 開発途上国への資金の流れ	176
第2節 二国間政府開発援助の所得グループ別実績	177
第3節 国別実績	179
第4節 分野別実績	188
第5節 緊急援助実績	189
第3章 二国間援助案件リスト	191
第1節 二国間贈与	191
第2節 二国間借款	196
第4章 国際機関を通じた政府開発援助実績	198
第5章 政府開発援助に関する主な資料	202
第1節 日本の政府開発援助をめぐる動き (2012年10月～2013年10月)	202
第2節 政府開発援助に関する政策	204
第3節 重債務貧困国(HIPCs)一覧	224
(参考) 諸外国の政府開発援助	225
第1節 DAC諸国の政府開発援助実績	225
第2節 DAC諸国の開発途上国への資金の流れ	232
第3節 DAC援助受取国・地域リスト	234
第4節 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績	235

第1章

日本の政府開発援助予算

第1節

2013年度政府開発援助予算(当初予算)

図表 III-1 政府開発援助予算の内訳

(単位:億円、%)

区 分	2012年度			2013年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
一般会計予算	5,612	-116	-2.0	5,573	-39	-0.7
事業予算(純額)	10,986	-923	-7.7	10,424	-562	-5.1
事業規模(総額)	17,016	-840	-4.7	16,907	-108	-0.6
(参考)円/ドル・レート	81円	—	—	82円	—	—

図表 III-2 政府開発援助一般会計予算(政府全体)

(単位:億円、%)

区 分	2012年度			2013年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
I 贈 与	5,043	-41	-0.8	5,067	24	0.5
1. 二国間贈与	4,181	78	1.9	4,219	37	0.9
(1) 経済開発等援助	1,616	97	6.4	1,642	26	1.6
(2) 技術協力等	2,550	-19	-0.7	2,561	11	0.4
(3) 貿易再保険特会繰入	16	0	0.0	16	0	0.0
2. 国際機関への出資・拠出	861	-119	-12.1	848	-13	-1.5
(1) 国連等諸機関	573	-110	-16.1	545	-28	-5.0
(2) 国際開発金融機関等	288	-9	-2.9	303	15	5.3
II 借 款	569	-75	-11.6	506	-63	-11.1
国際協力機構(有償資金協力部門)	569	-75	-11.6	506	-63	-11.1
III 計	5,612	-116	-2.0	5,573	-39	-0.7

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

図表 III-3 政府開発援助事業予算の内訳

(単位:億円、%)

区 分	2012年度				2013年度			
	予算額	増減額	伸び率	構成比	予算額	増減額	伸び率	構成比
贈 与	8,100	-183	-2.2	47.6	7,671	-428	-5.3	45.3
借 款	8,916	-657	-6.9	52.4	9,236	320	3.6	54.6
計(事業規模)	17,016	-840	-4.7	100.0	16,907	-108	-0.6	100.0
(参考)回収金	-6,030	—	—	—	-6,484	—	—	—
純 額	10,986	-923	-7.7	—	10,424	-562	-5.1	—

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

図表 III-4 政府開発援助事業予算の区分ごとの内訳(政府全体)

(単位:億円、%)

区 分	2012年度			2013年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
I 贈 与	8,100	-183	-2.2	7,671	-428	-5.3
1. 二国間贈与	4,884	105	2.2	4,917	33	0.7
(1) 経済開発等援助	1,616	97	6.4	1,642	26	1.6
(2) 技術協力等	3,252	8	0.2	3,259	7	0.2
(3) 貿易再保険特会繰入	16	0	0.0	16	0	0.0
2. 国際機関への出資・拠出	3,216	-288	-8.2	2,754	-461	-14.3
(1) 国連等諸機関	589	-110	-15.8	571	-17	-3.0
(2) 国際開発金融機関等	2,627	-178	-6.3	2,183	-444	-16.9
II 借 款	8,916	-657	-6.9	9,236	320	3.6
(1) 国際協力機構(有償資金協力部門)	8,800	-700	-7.4	9,150	350	4.0
(2) その他	116	43	58.1	86	-30	-25.8
III 計(事業規模)	17,016	-840	-4.7	16,902	-108	-0.6
(参考)回収金	-6,030	—	—	-6,484	—	—
純 額	10,986	-923	-7.7	10,424	-562	-5.1

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

図表 III-5 政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目

2012年度事業予算				2013年度事業予算			
総額 1兆7,016億円 (-4.7%)				総額 1兆6,907億円 (-0.6%)			
形態別歳出項目		財 源		財 源		形態別歳出項目	
無償資金協力 1,616億円 (+6.4%増)	その他 16億円 (同前年)	一般会計 5,612億円 (-2.0%減)	外務省 4,180億円 (+0.3%増)	一般会計 5,573億円 (-0.7%減)	外務省 4,212億円 (+0.7%増)	無償資金協力 1,642億円 (+1.6%増)	
技術協力 3,252億円 (+0.2%増)			12省庁計 1,431億円 (-8.1%減)			技術協力 3,259億円 (+0.2%増)	
		国連等諸機関 (分担金・拠出金) 589億円 (-15.8%減)	特別会計 298億円 (+0.5%増)		特別会計 297億円 (+7.9%増)		
国際開発 金融機関等 (出資金・拠出金) 2,627億円 (-6.3%減)		出資・拠出国債 2,339億円 (-6.7%減)		出資・拠出国債 1,880億円 (-19.6%減)		国際開発 金融機関等 (出資金・拠出金) 2,183億円 (-16.9%減)	
円借款等 8,916億円 (-6.9%減)		財政投融资等 8,768億円 (-6.2%減)		財政投融资等 9,157億円 (+4.4%増)		円借款等 9,236億円 (+3.6%増)	
〔 純 額 1兆986億円 (-7.7%減) 回収金 6,030億円 〕				〔 純 額 1兆424億円 (-5.1%減) 回収金 6,484億円 〕			

第2節 各省庁の事業予算(当初予算)と事業概要

図表 III-6 省庁別政府開発援助予算推移(一般会計予算)

(単位:百万円、%)

	2012年度	2013年度		
	予算額	予算額	増減額	伸び率
内閣府本府	45	—	-45	皆減
警察庁	13	12	—	-2.8
金融庁	101	103	2	1.7
総務省	693	689	-4	-0.6
法務省	161	157	-4	-2.3
外務省	418,033	421,157	3,124	0.7
財務省	86,276	81,426	-4,850	-5.6
文部科学省	28,727	28,191	-536	-1.9
厚生労働省	6,111	5,818	-293	-4.8
農林水産省	3,066	2,772	-294	-9.6
経済産業省	17,103	16,196	-907	-5.3
国土交通省	329	293	-36	-11.0
環境省	521	470	-51	-9.7
計	561,177	557,284	-3,894	-0.7

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

図表 III-7 省庁別政府開発援助予算推移(事業予算)

(単位:百万円、%)

	2012年度	2013年度		
	予算額	予算額	増減額	伸び率
内閣府本府	45	—	-45	皆減
警察庁	13	12	0	-2.8
金融庁	101	103	2	1.7
総務省	693	689	-4	-0.6
法務省	161	157	-4	-2.3
外務省	421,129	424,122	2,993	0.7
財務省	1,182,467	1,173,671	-8,796	-0.7
文部科学省	28,727	28,191	-536	-1.9
厚生労働省	6,668	6,356	-312	-4.7
農林水産省	14,683	11,391	-3,292	-22.4
経済産業省	42,415	41,110	-1,305	-3.1
国土交通省	329	293	-36	-11.0
環境省	4,146	4,118	-28	-0.7
計(事業規模)	1,701,576	1,690,213	-11,364	-0.7
(参考)回収金	-602,978	-648,357	—	—
純 額	1,098,598	1,041,855	-56,743	-5.2

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

図表 III-8 各省庁の事業予算(2013年度事業予算)と事業概要

1. 贈与

(1) 二国間贈与

ア. 経済開発等援助

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
外務省	無償資金協力 (164,196)	(1)一般プロジェクト無償: 開発途上国が基礎生活分野等において実施する事業(施設整備、資機材の調達等)のために必要な資金を供与する。 (2)コミュニティ開発支援無償: 貧困等に直面するコミュニティの能力開発の支援のために必要な資金を供与する。 (3)ノン・プロジェクト無償: 貧困削減等の経済社会開発努力を実施している開発途上国を支援するため、その努力の推進のために必要となる資機材等の購入に必要な資金を供与する。 (4)草の根・人間の安全保障無償: 開発途上国においてNGO、地方自治体等が実施する人間の安全保障の理念を踏まえた比較的小規模な草の根レベルの事業のために必要な資金を供与する。 (5)日本NGO連携無償: 日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済社会開発プロジェクト、緊急人道支援プロジェクト等のために必要な資金を供与する。 (6)防災・災害復興支援無償: 自然災害に脆弱な開発途上国の防災対策や災害後の復興支援として、施設整備・修復等を行うために必要な資金を供与する。 (7)テロ対策等治安無償: 開発途上国の経済社会開発である、テロ・海賊対策等治安対策を強化するために必要な資金を供与する。 (8)環境・気候変動対策無償: 気候変動問題等への取組を強化するため、温暖化対策に関する政策・計画の策定や、計画の実施のために必要な資金を供与する。 (9)貧困削減戦略支援無償: 貧困削減戦力の実施・達成に努力している開発途上国のうち、財政支援枠組みを有する国に対して財政支援を行うために必要な資金を供与する。 (10)人材育成支援無償: 日本の高等教育機関での研修による開発途上国の人材育成事業のために必要な資金を供与する。 (11)水産無償: 開発途上国の水産関連分野の経済社会開発プロジェクトのために必要な資金を供与する。 (12)文化無償: 開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全等を目的として実施する開発プロジェクト(機材調達、施設整備等)のために必要な資金を供与する。政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」とNGOや地方公共団体等を対象に小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の2つの枠組みにより実施している。 (13)緊急無償: 自然災害、紛争、突発的事故等に起因する災害緊急援助、政変等の緊急事態を受けた民主化支援、緊急人道支援から長期的発展への移行に向けた復興開発支援を目的として緊急に必要な資金を供与する。 (14)食糧援助: 食糧援助規約に基づき、食料不足に直面している開発途上国に対し、穀物(コメ、小麦、トウモロコシ等)等を購入するために必要な資金を供与する。 (15)貧困農民支援: 開発途上国の食料自給を支援するため、農業機械、肥料等を購入するために必要な資金を供与する。

イ. 技術協力等

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
警察庁	アジア・太平洋 薬物取締会議 (12)	アジア・太平洋地域を中心とする諸国を招聘して、各国の薬物情勢、薬物事犯の捜査手法および国際協力に関する討議を行い、薬物取締りに関する国際的なネットワークの構築・強化を図る。
金融庁	(16)	新興市場国の金融行政担当者を対象として、金融市場全般にわたる制度や経験を紹介し、新興市場国の人材育成を図る金融行政研修を行う。
総務省	(483)	(1)情報通信分野における諸外国との政策対話および研究者交流等を行う。 (2)政府統計職員に対する研修を通じたアジア太平洋地域の開発途上国の統計能力の強化等を目的として設立されたアジア太平洋統計研修所(SIAP)に対し、日本は、招請国政府として、同研修所における研修の実施に関する協力を行う。 (3)アジア・太平洋電気通信共同体(APT)を通じて、アジア太平洋電気通信網高度化に対する支援、アジア・太平洋IT研究者・技術者育成支援、デジタル・ディバイド解消のためのパイロットプロジェクト支援およびアジア太平洋地域におけるブロードバンド普及に向けた環境整備支援を行う。
法務省	(157)	(1)アジア・太平洋地域諸国等の刑事司法関係等の実務家を対象とした研修、セミナーを開催するとともに、犯罪防止と犯罪者処遇に関する調査研究等を実施する。 (2)アジア諸国の法制度整備を支援するため、基本法令の起草、制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備、法曹実務家の人材育成を目的とした研修、セミナーを開催するとともに、法制度整備支援推進に必要な日本国内における人材育成等の体制強化、アジア・太平洋地域の法制度の比較研究等を実施する。
外務省	JICAを通じて行う技術 協力の予算 (146,919)	(1)国際約束に基づく技術協力:開発途上国が経済・社会面において自立的・継続的に発展できるよう、開発途上国の開発の担い手である人材育成、日本の技術や経験の移転、開発の障害となっている課題の解決に必要な各種制度や組織の整備・構築等を行うもの。具体的には、開発途上国の国づくりの担い手となる開発途上国の行政官、技術者等を日本や第三国等に受け入れ、多岐にわたる分野で専門知識や技術を伝える「研修員受入事業」や日本の行政官や技術者等を開発途上国へ派遣し、開発途上国の政府機関等に対して、開発計画の立案、調査、研究開発、教育・訓練、普及活動、助言、指導等を行う「専門家派遣事業」、またこれら事業に必要な「機材供与事業」等を有機的に組み合わせて実施している。 (2)開発計画調査型技術協力:政策立案や公共事業計画の策定を支援するとともに、相手国のカウンターパートに対し、調査・分析手法や計画の策定手法などの技術移転を行う。 (3)人材養成確保:技術協力等の実施に必要な専門家等の人員の確保および養成ならびに前記事業の推進に必要な調査研究や情報提供を行うもの。 (4)国民参加型協力:日本のNGO・地方自治体等による国際協力の促進のための草の根技術協力事業、また、国際協力への理解促進に資する開発教育支援事業等を実施。 (5)ボランティア派遣:国民参加型事業として開発途上国の社会経済の発展に貢献したいと志望する人材を開発途上国に派遣し、現地の人々と生活を共にしながら、自らの技術、知識と経験を伝える草の根レベルの技術協力。20歳から39歳までの「青年海外協力隊」と40歳から69歳までの「シニア海外ボランティア」が柱。 (6)災害援助等協力:海外の地域、特に開発途上地域における大規模な災害に対し、被災国政府または国際機関の要請に応じ、国際緊急援助隊の派遣および緊急援助物資の供与を行い、国際協力の推進に寄与する。 (7)各種調査:案件形成準備段階の機動性・迅速性を確保するとともに、3スキームの相乗効果を発現するために、協力プログラムの形成と、個別案件の発掘・形成および妥当性・有効性・効率性等の確認を行う。また、地域別・国別の援助の実施方針や特定の開発課題に関する援助方針／アプローチ等を検討するため、当該地域・国や当該開発課題にかかわる基礎情報を収集・分析する。 (8)事業評価:事業の改善と国民への説明責任を果たすため、プロジェクト等の事前段階から実施後にわたり、一貫した事業評価を実施する。 (9)その他:海外移住者に対する援助および指導等を実施するもの。
	(独立行政法人) 国際交 流基金運営費交付金 (6,627)	独立行政法人国際交流基金は、日本に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、および文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備ならびに日本の調和ある対外関係の維持および発展に寄与することを目的として国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行っている。

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
外務省	その他 (56,686)	(1)効率的・効果的援助を実施するための政策協議の実施および国別援助方針の策定、現地ODAタスクフォースの機能強化、(2)援助の有効性等を検証し、効率的・効果的援助の実施に役立てるための評価、(3)ODAによる途上国支援と中小企業の海外事業展開とのマッチング(ニーズ調査、案件化調査、途上国への普及事業)、(4)我が国NGOの活動環境整備およびNGOが実施する事業前後の調査や研修会・講習会等に要する経費、(5)ODAを実施するために必要な行政的諸経費の計上等を行っている。
	総額* 210,232	
財務省	財政経済に関する技術協力に必要な経費等 (43,321)	(1)開発途上国現地および日本国内においてセミナー・研修を開催する。 (2)開発途上国へ専門家を派遣する。 (3)開発途上国から客員・実務研究員を受け入れる。 (4)開発途上国の経済事情や経済政策の実情に関する研究を行う。 (5)円借款事業の案件形成や円借款事業に附随する技術支援等を実施する(JICA有償勘定技術支援)。
文部科学省 (日本学生支援機構を含む)	留学生交流の推進 (26,925)	グローバル社会で活躍できる人材育成の促進や我が国の高等教育機関の国際競争力強化、「留学生30万人計画(平成20年7月)」の実現を図るため、日本人留学生の海外交流および外国人留学生の受入れを推進し、グローバル人材育成に必要な環境の整備・充実を図る。現在、我が国の高等教育機関に在籍している外国人留学生は約13万8,000人(平成24年5月)、海外の大学等に在籍する日本人学生は約5万8,000人(平成22年)となっている。 (施策例) ・国費外国人留学生の受入れ:開発途上国を中心に世界各国より前途有望な青年を日本に招聘し、高等教育機関で教育や研究を行わせる事業を実施。 ・私費外国人留学生等への援助:日本の高等教育機関および日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生を支援するため学習奨励費の給付を実施。
	大学の世界展開力強化事業(ASEAN諸国等との大学間交流形成支援) (800)	国際的に活躍できるグローバル人材の育成と大学教育のグローバル展開力の強化を目指し、高等教育の質の保証を図りながら、日本人学生の海外留学と外国人学生の戦略的受入れを行うASEAN等の大学との国際教育連携の取組を支援。
	その他 (406)	外国人に対する日本語教育、教育、文化、スポーツ等の各分野で開発途上国からの研究者等の受入れ・開発途上国への専門家派遣等の各種事業や国際機関を通じて協力。
	総額* 28,131	
厚生労働省	(1,192)	(1)開発途上国等の保健医療・社会福祉分野の人材育成、水道分野の調査企画等を実施。 (2)結核対策国際協力事業、ポリオ根絶計画および麻疹根絶計画の推進、ハンセン病国際研究協力の推進、障害者リハビリテーション事業に係る国際協力の推進および開発途上国特有の疾病等に関する臨床研究等の事業を実施。 (3)技能実習制度の適正かつ円滑な推進。 (4)職業能力開発総合大学校への国費留学生の受入れ。開発途上国における適正な技能評価のための制度づくりへの支援。 (5)東南アジア諸国連合(ASEAN)、アジア太平洋経済協力(APEC)等への支援。
農林水産省	(1,341)	世界の食料安全保障への貢献や、開発途上地域における農林水産業および漁村の振興等を図るため、(1)世界の食料生産の拡大や投資の促進、(2)気候変動等地球規模の課題の解決に向けた支援、(3)途上国における森林の保全等を通じた持続可能な森林経営の推進、(4)関係諸国との協調による海外漁場の確保および漁業協定の円滑な推進に関する事業を実施する。
経済産業省	海外開発計画調査事業 (1,302)	鉱工業の開発は、開発途上国の経済発展の基盤であり、鉱工業の開発調査は、こうした鉱工業開発の第一段階として、開発途上国における「開発計画の策定」、「プロジェクトの実施計画の策定」に対し、専門家から成る調査団を派遣し、現地調査や国内作業を通じて、その開発計画の推進に寄与する報告書あるいは設計書を作成する事業。
	共同資源開発基礎調査事業 (592)	石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)等を通じ、資源を保有する開発途上国における資源開発調査(地質調査、物理探査、地化学探査、ボーリング調査等)に係る技術協力を行う。 2012年度は、7か国7地域において調査を実施。

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
経済産業省	地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業 (418)	新興国への企業現地展開を推進して外需獲得を実現するため、現地進出する日本企業にとって有利な環境(電力、港湾、道路、生活環境)を提供できる開発拠点を整備し、あわせてインフラビジネスの発掘を行う。また、OECDコンサルテーション会合での商業性判断への対応の観点から、タイド円借款供与に係る諸手続きを確実かつ迅速に行うために必要な商業可能性調査を実施する。
	新興市場開拓人材育成支援事業(旧:経済産業人材育成支援事業) (1,514)	民間ベースによる開発途上国からの経済産業技術研修生の受入れ、開発途上国の産業人材育成、産業技術向上等に資する指導・助言を行う専門家の派遣への支援を行い、開発途上国の経済発展に寄与する事業。 2012年度は1,934名の研修生受入れ、127名の専門家派遣を実施。
	独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金 (6,735)	日本貿易振興機構(JETRO)は、日本の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に寄与するため、開発途上国を対象とした貿易投資取引の機会提供に向けた活動、貿易投資円滑化のための基盤的活動および開発途上国経済研究活動を実施。
	その他 (26,345)	貿易投資の環境整備を推進するための専門家派遣等事業や日本の有する省エネルギー等の技術の開発途上国における普及を図るための実証事業等の諸事業を実施。
	総額*	36,905
国土交通省	(196)	国土交通省が行う各分野(国土政策、交通、社会資本整備等)において(1)開発途上国の経済活性化のための支援、(2)人材育成・国際交流の推進、(3)国際協力・交流企画の推進、(4)環境・安全・防災に係る国際協力の推進、(5)環境技術の普及を通じた持続可能な都市の整備への支援、(6)根幹的インフラ整備促進を通じたアジア地域の連携強化、(7)生活を支えるインフラ整備の促進による後発途上国等の成長加速化、等の技術協力を実施する。
環境省	(3,873)	(1)地球環境の保全:クリーンアジア・イニシアティブ推進 (2)大気・水・土壌環境等の保全:アスベスト飛散防止総合対策費(うち、アジア諸国における石綿対策技術支援事業)、越境大気汚染対策推進費(うち、東アジア大気汚染防止戦略検討調査費)、国際的水環境改善活動推進費(うち、アジア水環境パートナーシップ事業(第2期)) (3)廃棄物・リサイクル対策の推進:アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業 (4)温暖化対策:二国間オフセット・クレジット制度の構築等事業

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

ウ. 債務削減等

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
経済産業省	貿易再保険特別会計への繰入 (1,600)	重債務貧困国等に対する債務削減措置の実施に伴う財政措置として貿易再保険特別会計への資本繰入れを実施。

(2) 国際機関への出資・拠出(出資、拠出、分担金(ただしODA分))

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
金融庁	政府開発援助経済協力開発機構(OECD)等拠出金 (87)	経済協力開発機構、保険監督者国際機構および証券監督者国際機構による新興市場国向け技術支援に必要な資金を拠出するもの。
総務省	拠出金・分担金 (205)	国際電気通信連合(ITU)、万国郵便連合(UPU)に対する分担金および東南アジア諸国連合(ASEAN)に対する拠出金。
外務省	国際連合(UN) 分担金 (3,033) 国際連合平和維持活動(PKO) 分担金 (595)	国際連合は、(1)国際の平和と安全を維持すること、(2)諸国間の友好関係を深めること、(3)国家間の経済・社会・文化および人道的諸問題を解決し、人権および基本的自由の尊重を奨励することについて国際協力を達成すること、(4)これらの共通の目的を達成しようとする国々の活動を調和する中心となること、を目的とした諸活動を行っている。
	人間の安全保障基金拠出金(UNTFHSへの拠出金) (831)	日本が設置を主導した国連人間の安全保障基金は、人間一人ひとりに着目する人間の安全保障の視点に立って、現在の国際社会が直面する貧困、環境破壊、紛争、地雷、難民問題、麻薬、HIV/エイズ等感染症などの人間の生存、生活、尊厳に対する多様な脅威に取り組む国連関係国際機関のプロジェクトを支援する。
	国連食糧農業機関(FAO) 分担金 (2,616)	国連食糧農業機関は、世界の食糧問題の改善等を目的として設立された国連専門機関であり、基礎資料の収集、調査研究、各国への政策助言等を行うほか、世界各地で技術協力プロジェクトを実施している。
	国連教育科学文化機関(UNESCO) 分担金 (2,167)	国連教育科学文化機関は、正義、法の支配、人権、および基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学、文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、世界の平和と安全に寄与することを目的とし、各分野における国家間の協力および国際的な知的交流の促進、途上国の支援事業を実施している。
	国連工業開発機関(UNIDO) 分担金 (1,482)	国連工業開発機関は、開発途上国における工業開発の促進および加速を図るため、種々の技術協力等、関連事業を自ら行うとともに、その分野における国連の活動を調整する機関である。
	国連世界食糧計画(WFP) 拠出金 (592)	国連世界食糧計画は、飢餓と貧困の撲滅を使命として、主として食糧援助を通じた経済社会開発および自然災害や人為的災害による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援を行っている。
	国連児童基金(UNICEF) 拠出金 (1,937)	国連児童基金は、母子保健栄養改善、飲料水供給、教育等児童に関する中長期的援助および自然災害や紛争時の緊急援助を行っている。援助対象国は世界の開発途上国ほぼ全域に及んでいる。
	国連難民高等弁務官事務所(UNHCR) 拠出金 (5,156)	国連難民高等弁務官事務所は、(1)世界各地の難民に対する国際的保護の付与、(2)難民に対する水、食糧、住居の提供等の生活支援、(3)難民問題の恒久的解決(本国への自発的帰還、現地定住、第三国定住)、(4)難民保護のための条約の各国による締結の促進、(5)無国籍者の保護における国際協力の強化を実施している。
	国連人口基金(UNFPA) 拠出金 (2,125)	国連人口基金は、開発途上国における家族計画、リプロダクティブ・ヘルス、国勢調査等の人口にかかわる取組に対し支援を行っている。地域別にはアジア太平洋地域およびアフリカ地域に重点的資金配分を実施。
	国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA) 拠出金 (200)	国連パレスチナ難民救済事業機関は、各国政府・多国間機関等から提供された任意拠出金によって、パレスチナ難民に対する教育、医療・保健および救済(食糧支援、住宅改善支援等)、福祉(助成対策プログラムの実施、公民館の運営等)、小規模金融、小規模企業活動支援のサービスを実施している。
	環境問題拠出金 (2,857)	国連環境計画(UNEP)をはじめとする国連内外の環境関連国際機関および環境関連条約等が、地球環境の様々な面でのモニタリング、調査、技術支援、条約の実施や遵守の促進にかかわるプロジェクト等を実施しており、これを支援している。
	国連開発計画(UNDP) 拠出金 (6,518)	国連開発計画は、国連システムにおける開発分野の中核的機関および最大規模の資金供与機関として、貧困削減とミレニアム開発目標(MDGs)の達成、民主的ガバナンス、危機予防と復興、エネルギーと環境の4分野に活動の重点を置いて、持続可能な開発を多角的に支援している。日本は、コア・ファンドへの拠出、特定の目的に沿った各種の特別基金の設置・拠出、無償資金協力によるUNDP経由の事業実施のほか、補正予算等を通じてUNDPに資金拠出し、国際的な開発課題の解決に向けた取組や開発途上国への支援を実施している。

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
外務省	国際原子力機関 (IAEA) 拠出金 (901)	国際原子力機関では技術協力基金等を設立し、開発途上国の要請に基づき健康と栄養、食糧と農業、水と環境における放射線等利用や原子力安全および核セキュリティ、原子力に関するインフラ整備等の各分野で専門家派遣、機材供与、研修員受入れ等の支援を行っている。
	国際農業研究協議グループ (CGIAR) 拠出金 (295)	国際農業研究協議グループは、開発途上国における農林水産業の生産性の改善に貢献するための技術の開発・普及を目標とし、世界各地に所在する15の研究機関がネットワークを構築して質の高い基礎・戦略研究を実施している。
	赤十字国際委員会 (ICRC) 拠出金 (202)	赤十字国際委員会は、赤十字の基本原則(人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性)にのっとり、保護(ジュネーブ諸条約等国際人道法の遵守推進を通じた文民や捕虜等の保護)、救援(紛争犠牲者に対する医療・水・食糧・非食糧物資分野の支援)、予防(国際人道法の普及)等を行っている。
	世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金 (10,026)	世界エイズ・結核・マラリア対策基金は、開発途上国等に対して三大感染症(HIV/エイズ、結核、マラリア)の予防、治療、ケア・サポートのための資金提供を行い、受益国による三大感染症対策の促進を支援している。また、これらを通じ保健システム強化や母子保健にも貢献している。
	国際農業開発基金 (IFAD) 拠出金 (2,965)	小規模農家の自助努力による貧困克服を目的とし、農業・農村開発、農村金融、灌漑、貯蔵・加工等の分野において、加盟国に貸付および無償資金供与を行う。
	その他 (2,202)	開発援助に関係する国連機関やその他の国際機関に対して様々な分担金、拠出金を拠出している。
	総額*	46,700
財務省	国際復興開発銀行 (IBRD)・国際開発協会 (IDA) 拠出金 (11,753)	国際復興開発銀行 (IBRD)・国際開発協会 (IDA) は、途上国の貧困削減と持続可能な経済成長の実現を使命として、加盟国に金融支援、技術支援等を提供している。本拠出金は、IBRD・IDA本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクトや政策改善のための技術援助、人材育成等を支援している。
	国際開発協会 (IDA) 出資金 (111,179)	国際開発協会(IDA)は、市場の条件で借入れを行うことがほとんど、もしくは全くできない世界の最貧国に対して、無利子の長期融資と贈与を提供している。
	国際金融公社 (IFC) 拠出金 (689)	国際金融公社 (IFC) は、開発途上国の民間企業に対する融資・出資を通じて、開発途上国における持続可能な民間部門投資を促進し、貧困削減と生活水準向上を支援することを主な目的としている。本拠出金は、IFC本部の融資・出資による支援を補完し、開発途上国の起業家が質の高い事業計画を作成できるよう、計画作成の手助けや民間企業の設立支援等の技術支援活動を推進している。
	アジア開発銀行 (ADB) 拠出金 (7,337)	アジア開発銀行 (ADB) は、包括的経済成長、環境に配慮した持続可能な成長および地域統合の促進等を通して、アジア太平洋地域の開発途上国の貧困削減に必要な支援を行っている。本拠出金は、ADB本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクトや途上国の能力開発等を支援している。
	アジア開発銀行 (ADB) 出資金 (10,217)	アジア開発銀行 (ADB) は、包括的経済成長、環境に配慮した持続可能な成長および地域統合の促進等を通して、アジア太平洋地域の開発途上国の貧困削減に必要な支援を行っている。
	アジア開発基金 (ADF) 拠出金 (39,270)	アジア開発基金 (ADF)は、アジア太平洋地域の開発途上国への緩和された条件での融資等を主要業務としている。
	アフリカ開発銀行 (AfDB) 拠出金 (826)	アフリカ開発銀行 (AfDB) は、アフリカ地域の経済社会開発に寄与することを目的として準商業条件で貸付を行うことを主たる業務としている。本拠出金はAfDB本体の融資による支援を補完し、加盟国の民間セクター支援を目的として、政府、地方政府、企業協会、公・民間企業に対し、技術支援等を行っている。
	アフリカ開発銀行 (AfDB) 出資金 (2,267)	アフリカ開発銀行 (AfDB) は、アフリカ地域の経済社会開発に寄与することを目的として準商業条件で貸付を行うことを主たる業務としている。

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
財務省	アフリカ開発基金 (AfDF) 出資金 (12,814)	アフリカ開発基金(AfDF)は、アフリカ地域の開発途上国への緩和された条件での融資等を主要業務としている。
	米州開発銀行 (IDB) 拠出金 (725)	米州開発銀行 (IDB) は、中所得国を中心とした中南米・カリブ海諸国に対し、準商業条件で貸付等を行うことを主たる業務としている。本拠出金は、IDB本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクト、技術協力プロジェクト等に対して資金提供を行っている。
	米州開発銀行 (IDB) 出資金 (1,581)	米州開発銀行 (IDB) は、中所得国を中心とした中南米・カリブ海諸国に対し、準商業条件で貸付等を行うことを主たる業務としている。
	米州開発銀行 特別業務基金 (FSO) 拠出金 (583)	特別業務基金は、中南米・カリブ海地域における低所得の開発途上国の経済社会開発の促進に寄与するために、緩和された条件での融資等を実施している。
	米州投資公社 (IIC) 出資金 (81)	米州投資公社 (IIC) は、米州開発銀行の活動を補足し、中南米・カリブ海地域における開発途上加盟国の経済開発を促進することを目的として民間中小企業への投融資を行っている。
	欧州復興開発銀行 (EBRD) 拠出金 (122)	欧州復興開発銀行 (EBRD) は、中東欧・旧ソ連地域の民主化、市場経済への移行、民間企業の育成等を支援することを目的とする国際金融機関である。本拠出金は、同地域の民間企業等への融資、技術協力等に対して資金提供を行って同地域の経済の発展に貢献している。
	地球環境ファシリティ (GEF) 信託基金拠出金 (12,094)	開発途上国における地球環境の保全・改善への取組を支援することを目的とした多国間資金メカニズム。(1)気候変動対策、(2)生物多様性の保護、(3)国際水域管理、(4)オゾン層の保護、(5)土地劣化防止、(6)残留性有機汚染物質 (POPs) 対策の6分野を支援。
	その他拠出金 (5,014)	開発途上国に対する金融・税制・関税等にかかわる技術支援のための拠出金。国際通貨基金 (IMF)、関税協力理事会 (WCO)、経済協力開発機構 (OECD)、アジア太平洋経済協力 (APEC)、東南アジア諸国連合 (ASEAN) 等がある。
	総額 216,552	
文部科学省	分担金等 (59)	文化財保存修復研究国際センター (ICCROM) 分担金、世界知的所有権機関 (WIPO) 事務局分担金および拠出金により、関係事業の推進を図っている。
厚生労働省	世界保健機関 (WHO) 分担金 (3,627)	世界保健機関(WHO) は、世界のすべての人々ができる限り高い水準の健康に到達することを目的とした事業を行っている国連の専門機関であり、加盟国として割り当てられた分担金の拠出を行っている。
	世界保健機関等拠出金 (886)	国際保健分野における様々な課題の解決等に貢献することを目的として、WHOの推進する感染症対策等の事業に対して、また世界エイズ対策を推進する国連合同エイズ計画 (UNAIDS) に対して、資金の拠出を行っている。
	国際労働機関 (ILO) 分担金等 (650)	(1)国際労働機関 (ILO) に対する分担金の拠出。(2)ILO等が企画した労働分野における技術協力プログラムおよびアジア太平洋地域技能就業能力計画に対する拠出金。
	総額 5,163	
農林水産省	拠出金 (1,431)	開発途上国の持続可能な農林水産業・農山漁村開発等を通じ、世界の食料安全保障への貢献および気候変動や越境性疾病等の地球的規模の課題の解決に資するため、国連食糧農業機関 (FAO)、国連世界食糧計画 (WFP)、国連大学 (UNU)、国際農業研究協議グループ (CGIAR) 傘下機関、国際獣疫事務局 (OIE)、規格及び通商開発機構 (STDF)、国際熱帯木材機関 (ITTO)、アセアン事務局 (ASEAN)、東南アジア漁業開発センター (SEAFDEC)、メコン河委員会 (MRC)、国際協同組合同盟 (ICA) 等の行うプロジェクトに対する拠出を実施する。
経済産業省	拠出金等 (2,605)	国際連合工業開発機関 (UNIDO)、ASEAN貿易投資観光促進センター、日アセアン経済産業協力委員会、アジア太平洋経済協力 (APEC) 事務局、APECビジネス諮問委員会、世界知的所有権機関 (WIPO) 事務局、国際エネルギー機関 (IEA)、アジア太平洋エネルギー研究センターに対する拠出金、世界知的所有権機関事務局分担金、国際再生可能エネルギー機関分担金。

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
国土交通省	拠出金等 (97)	観光や気象等運輸分野の開発や技術協力に関係する国際機関(ASEAN貿易投資観光促進センター、世界気象機関)に対して分担金や拠出金を拠出する。
環境省	拠出金等 (245)	国連環境計画(UNEP)、国連環境計画国際環境技術センター(UNEP-IETC)、国連環境計画アジア太平洋地域事務所(UNEP-ROAP)、国連地域開発センター(UNCRD)、国際自然保護連合(IUCN)、国際湿地保全連合(WI)に対する拠出金、分担金。

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

2. 借款等

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
財務省(注)	円借款および海外投融資 (915,000)	開発途上地域の経済および社会の開発または経済の安定に寄与するため、JICAを通じ、金利、償還期間等について緩やかな条件を付して資金を貸し付けるものである。 (注) JICAの有償資金協力業務は、一般会計出資金、財政投融資資金および自己資金等を財源として行われる。
農林水産省	海外漁業協力事業資金融資 (8,619)	海外漁業協力の円滑な促進および漁場の確保を通じた日本漁業の安定的な発展に資することを目的として、本邦法人等が海外漁業協力を実施するのに必要な資金(相手国において行う開発可能性調査およびその他の技術協力、合併により海外漁業協力事業を行うための相手国の現地法人に対する出資および設備資金等の貸付)に対して、公益財団法人海外漁業協力財団(OFCE)により、その投資に必要な資金を融資するものである。

図表 III-9 日本から開発途上国への資金の流れ

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

項目			暦年	2011年	2012年	対前年伸び率
政府開発援助	二 国 間	贈与		8,581	6,775	-21.1
		無償資金協力		5,038	3,118	-38.1
		技術協力		3,543	3,657	3.2
		政府貸付等		-1,720	-423	75.4
		(二国間)計		6,861	6,352	-7.4
	国際機関に対する出資・拠出等		3,888	4,202	8.1	
	(ODA)計 (対GNI比(%))			10,750 (0.18)	10,554 (0.17)	-1.8 —
その他政府資金	輸出信用(1年超)			-509	-273	46.3
	直接投資金融等			5,402	7,006	29.7
	国際機関への融資等			-362	-813	-124.6
	(OOF)計			4,531	5,920	30.7
民間資金	輸出信用(1年超)			2,915	-5,280	-281.1
	直接投資			49,106	40,344	-17.8
	その他二国間証券投資等			4,928	5,269	6.9
	国際機関に対する融資等			-419	-1,241	-196.5
	(PF)計			56,531	39,092	-30.8
民間非営利団体による贈与				497	487	-2.1
資金の流れ総計 (対GNI比(%))				72,309 (1.19)	56,052 (0.91)	-22.5 —
国民総所得(GNI)(億ドル)				60,887	61,493	1.0

*1 換算率:2011年=79.7068円/ドル、2012年=79.8136円/ドル(OECD-DAC指定レート)

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

*3 東欧および卒業国向け援助を含む

*4 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す

*5 政府開発援助(ODA:Official Development Assistance) その他の政府資金(OOF:Other Official Flows) 民間資金(PF:Private Flows)

参考:技術協力に行政経費、NGO事業補助および開発啓発などを含まない場合の実績は下記のとおり。

(単位:百万ドル、%)

項目		暦年	2011年	2012年	対前年伸び率
贈与	うち技術協力		8,566.7	6,758.5	-21.1
			2,747.1	2,843.5	3.5

* 東欧および卒業国向け援助を除く

第2節 二国間政府開発援助の所得グループ別実績

図表 III-10 二国間政府開発援助の所得グループ別実績

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

受取国グループ	2011年	2012年	供与相手国・地域数 (2012年)
後発開発途上国 (LDCs)	2,522.0	3,023.0	49
低所得国 (LICs)	188.6	206.4	4
低中所得国 (LMICs)	2,158.7	2,504.9	40
高中所得国 (UMICs)	-331.4	-1,163.8	50
分類不能	2,405.1	1,831.7	—
合 計	6,943.0	6,402.2	143

- *1 東欧および卒業国向け援助を除く
 - *2 分類不能には、複数受取国グループにまたがる援助等を含む
 - *3 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す
 - *4 2011年と2012年の受取国グループを構成する国・地域は異なる
 - *5 LDCs、LICs、LMICs、UMICsの国・地域リストはP234の図表III-37 DAC援助受取国・地域リストを参照
 - *6 LDCs、LICs、LMICs、UMICsの国・地域の分類基準は下記のとおり
- *6.1 後発開発途上国(LDCs:Least Developed Countries)
国連開発政策委員会(CDP:UN Committee for Development Policy)が設定した基準(下表)に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された国のこと。LDCとしての認定には、すべての基準を満たし、該当国の同意を条件とする

LDCリストへの掲載基準

2008～2010年の 1人当たりGNI平均	HAI (※1)	EVI (※2)
992ドル以下	60以下	36以上

LDCリストからの卒業基準

2008～2010年の 1人当たりGNI平均	HAI (※1)	EVI (※2)
1,190ドル以上	66以上	32以下

上記条件の2つ以上を満たすか、あるいは、GNIが基準値の2倍以上となると、LDCリストからの卒業が的確と判断され、LDC卒業に向けたプロセスが開始される

(※1) HAI: Human Assets Index

人的資源開発の程度を表すためにCDPが設定した指標で、①栄養不良人口の割合、②5歳以下の乳幼児死亡率、③中等教育就学率、④成人識字率、を指標化したもの

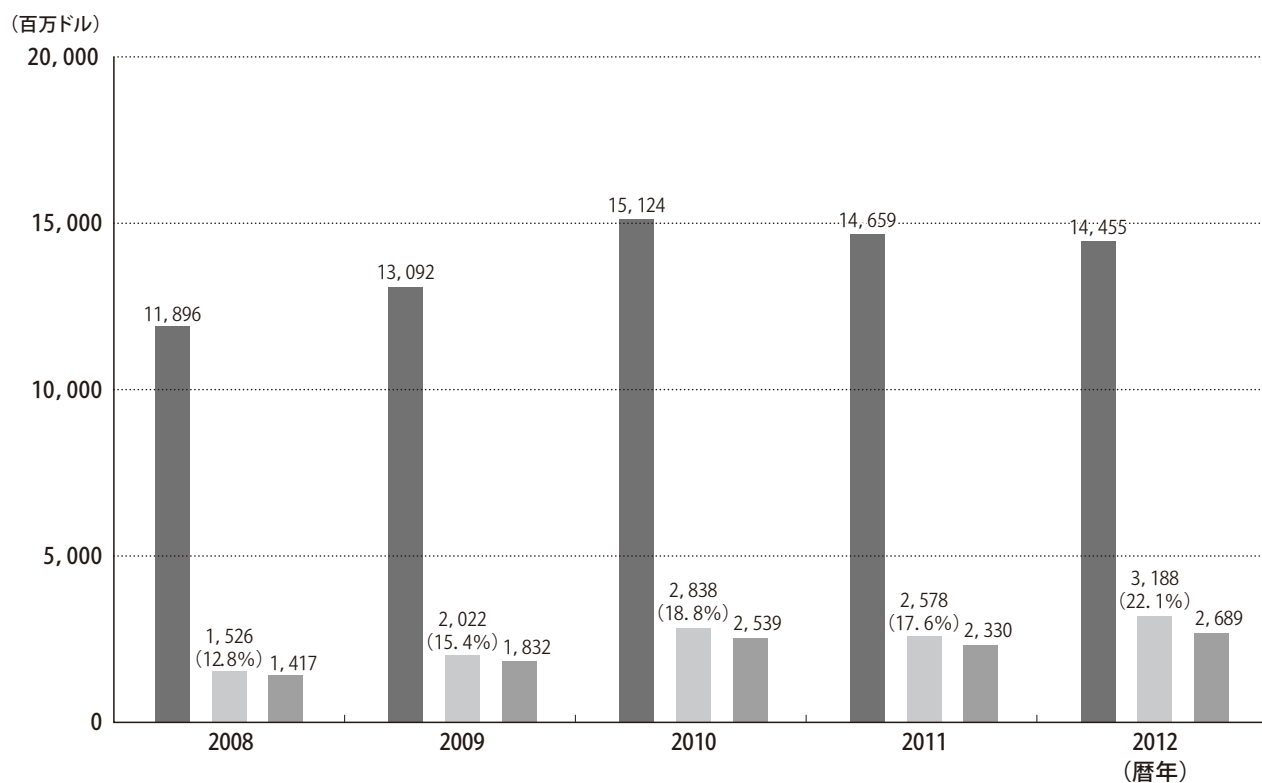
(※2) EVI: Economic Vulnerability Index

経済的な脆弱性を表すためにCDPが設定した指標で、①人口規模、②(世界的市場からの)遠隔度、③商品輸出の集中度、④GDPに占める農林水産業の割合、⑤低標高沿岸地帯に住む人口の割合、⑥財・サービスの輸出不安定度、⑦自然災害の被害者の割合、⑧農業生産の不安定度、を指標化したもの

- *6.2 低所得国(LICs:Low Income Countries)
2010年の国民1人当たりのGNIが1,005ドル以下の国・地域(世銀アトラスベース)
- *6.3 低中所得国(LMICs:Lower Middle Income Countries)
2010年の国民1人当たりのGNIが1,006ドル以上3,975ドル以下の国・地域(世銀アトラスベース)
- *6.4 高中所得国(UMICs:Upper Middle Income Countries)
2010年の国民1人当たりのGNIが3,976ドル以上12,275ドル以下の国・地域(世銀アトラスベース)

出典:世銀アトラス、DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

図表 III-11 二国間政府開発援助と後発開発途上国 (LDCs) 向け援助額および贈与額の比較



*1 支出総額ベース
 *2 債務救済を除く
 *3 東欧および卒業国向け援助を除く

■ 二国間政府開発援助額
 ■ LDCs向け援助額
 () 二国間政府開発援助額に占めるLDCs向け援助額の割合
 ■ LDCs向け贈与額

第3節 国別実績

図表 III-12 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

形態 国・地域名	政 府 開 発 援 助 (2012年)							合 計
	贈 与				政府貸付等			
	無償資金協力	うち国際機関を 通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
アジア	723.91	126.43	1,033.31	1,757.22	6,399.72	6,544.91	-145.19	1,612.03
東アジア	352.10	26.69	788.78	1,140.88	3,715.83	5,150.02	-1,434.19	-293.31
北東アジア	55.19		161.41	216.61	447.31	1,391.58	-944.27	-727.66
中国	9.99		131.68	141.67	390.76	1,370.79	-980.04	-838.37
※[香港]			0.06	0.06				0.06
モンゴル	45.20		29.67	74.88	56.55	20.78	35.77	110.65
東南アジア	296.49	26.29	618.81	915.30	3,268.52	3,758.44	-489.92	425.38
インドネシア	18.86	0.34	131.61	150.47	672.01	1,702.02	-1,030.01	-879.53
カンボジア	83.14	8.95	55.95	139.09	45.67	2.32	43.36	182.44
※シンガポール			1.84	1.84		59.83	-59.83	-58.00
タイ	13.86	1.29	71.48	85.34	203.69	531.53	-327.85	-242.51
東ティモール	7.48		11.35	18.82	0.01		0.01	18.84
フィリピン	55.49	2.44	85.49	140.97	295.63	855.41	-559.78	-418.81
※ブルネイ			0.25	0.25				0.25
ベトナム	20.38		148.27	168.65	1,866.99	388.94	1,478.05	1,646.71
マレーシア	0.36		23.57	23.93	184.49	213.63	-29.14	-5.21
ミャンマー	54.82	13.27	37.96	92.78		0.00	0.00	92.78
ラオス	42.10		51.06	93.16	0.01	4.75	-4.73	88.43
(ASEAN)	289.01	26.29	607.47	896.48	3,268.50	3,758.44	-489.94	406.54
東アジアの複数国向け	0.42	0.40	8.55	8.97				8.97
南アジア	192.74	35.18	195.55	388.29	2,451.47	1,290.17	1,161.30	1,549.58
インド	11.90	1.50	45.70	57.59	1,484.02	836.96	647.06	704.65
スリランカ	36.25	1.95	29.02	65.26	368.57	251.62	116.94	182.21
ネパール	29.10	0.63	29.73	58.83	0.25	11.54	-11.29	47.54
パキスタン	83.07	25.17	26.12	109.19	193.19	46.02	147.17	256.36
バングラデシュ	5.55	1.73	51.65	57.21	392.29	144.03	248.26	305.46
ブータン	19.53		9.39	28.92	12.72		12.72	41.64
モルディブ	3.13		2.00	5.13	0.44		0.44	5.57
南アジアの複数国向け	4.21	4.21	1.95	6.15				6.15
中央アジア・コーカサス	52.30	9.49	39.13	91.43	232.42	104.72	127.70	219.13
アゼルバイジャン	1.42		1.29	2.71	168.67	16.02	152.64	155.36
アルメニア	0.12		2.54	2.65	0.88	3.22	-2.34	0.31
ウズベキスタン	9.47		11.62	21.10	5.15	32.26	-27.11	-6.01
カザフスタン	0.42	0.11	3.92	4.34	26.55	46.82	-20.27	-15.93
キルギス	8.07	4.72	11.90	19.98		0.41	-0.41	19.57
グルジア	1.51	0.11	1.24	2.75	31.17	3.26	27.91	30.66
タジキスタン	27.71	1.00	5.27	32.98				32.98
トルクメニスタン	0.03		0.49	0.53		2.74	-2.74	-2.21
中央アジア・コーカサスの複数国向け	3.55	3.55	0.85	4.40				4.40
アジアの複数国向け	126.77	55.07	9.85	136.63				136.63

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

形 態 国・地域名	政 府 開 発 援 助 (2012年)							合 計
	贈 与			政府貸付等				
	無償資金協力		技術協力	計	政府貸付等		計	
		うち国際機関を 通じた贈与			貸付実行額	回収額		
中東・北アフリカ	985.69	775.44	237.96	1,223.65	1,016.80	742.59	274.21	1,497.86
アフガニスタン	789.96	645.98	83.62	873.58				873.58
※アラブ首長国連邦			0.13	0.13				0.13
アルジェリア	0.12		2.88	3.00		1.01	-1.01	2.00
イエメン	26.41	25.33	0.33	26.74		2.08	-2.08	24.67
※イスラエル			0.71	0.71				0.71
イラク	2.90	0.21	19.81	22.72	352.23	13.99	338.24	360.96
イラン	8.09	5.96	11.99	20.07		2.53	-2.53	17.54
エジプト	13.58		58.67	72.25	122.60	215.18	-92.58	-20.33
※オマーン			0.77	0.77				0.77
※カタール			0.13	0.13				0.13
※クウェート			0.10	0.10				0.10
※サウジアラビア			0.98	0.98				0.98
シリア	2.77	2.74	3.55	6.32				6.32
チュニジア	0.14		10.91	11.05	30.21	94.58	-64.37	-53.32
トルコ	1.42	1.12	8.29	9.71	226.94	203.15	23.79	33.50
※バーレーン			0.17	0.17				0.17
[パレスチナ自治区]	62.57	35.80	10.49	73.05				73.05
モロッコ	9.07		11.47	20.55	125.94	70.06	55.88	76.42
ヨルダン	13.19	3.24	10.89	24.08	137.82	131.23	6.59	30.68
リビア			0.43	0.43				0.43
レバノン	3.74	3.36	0.47	4.21	21.05	8.77	12.28	16.49
中東・北アフリカの複数国向け	51.71	51.71	1.17	52.88				52.88
サブサハラ・アフリカ	1,105.80	443.40	595.88	1,701.68	142.17	125.84	16.33	1,718.01
	(1,101.10)	(443.40)	(595.88)	(1,696.99)	(142.17)	(121.27)	(20.91)	(1,717.89)
アンゴラ	7.30		6.50	13.79				13.79
ウガンダ	38.35	12.20	27.24	65.58	3.29		3.29	68.87
エチオピア	63.46	28.48	45.22	108.67				108.67
エリトリア			1.73	1.73				1.73
ガーナ	82.76	3.93	32.63	115.39				115.39
カーボヴェルデ	4.12		0.42	4.53	8.11		8.11	12.64
ガボン	0.34		4.97	5.32		2.15	-2.15	3.16
カメルーン	1.00	1.00	9.24	10.24	5.75		5.75	16.00
ガンビア	7.32		0.14	7.46				7.46
ギニア	19.94	5.93	2.62	22.56				22.56
ギニアビサウ	5.71	1.77	0.91	6.62				6.62
ケニア	72.19	43.13	63.33	135.52	90.35	93.81	-3.45	132.07
コートジボワール	27.48	17.81	3.41	30.88				30.88
コモロ	4.94		1.78	6.71				6.71
コンゴ共和国	3.81	3.81	1.27	5.07				5.07
コンゴ民主共和国	81.88	31.09	11.98	93.86				93.86
サントメ・プリンシペ	3.60		0.10	3.70				3.70
ザンビア	22.41		24.83	47.24	0.58		0.58	47.82
シエラレオネ	12.20	4.80	8.41	20.60				20.60

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

形 態 国・地域名	政 府 開 発 援 助 (2012年)							合 計
	贈 与			政府貸付等				
	無償資金協力		技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
		うち国際機関を 通じた贈与						
ジブチ	18.98	14.29	5.86	24.84				24.84
ジンバブエ	17.18	16.68	4.64	21.82				21.82
スーダン	65.96	54.31	33.22	99.18		4.57	-4.57	94.60
	(61.26)	(54.31)	(33.22)	(94.48)				(94.48)
スワジランド	0.07		0.92	0.99		2.53	-2.53	-1.53
セーシェル			1.75	1.75				1.75
セネガル	43.76	4.25	36.74	80.50				80.50
ソマリア	55.49	55.49	0.00	55.49				55.49
タンザニア	88.68		39.99	128.67	19.24		19.24	147.91
チャド	19.82	19.33	0.35	20.18				20.18
トーゴ	10.45	0.35	5.18	15.63				15.63
ナイジェリア	34.04	7.52	14.08	48.12				48.12
ナミビア	0.25		4.92	5.17	0.21	12.04	-11.83	-6.66
ニジェール	13.46	7.00	4.40	17.86				17.86
ブルキナファソ	40.61		15.75	56.36				56.36
ブルンジ	17.11		8.95	26.06				26.06
ベナン	13.50		6.39	19.89				19.89
ボツワナ	0.32		6.39	6.71		5.65	-5.65	1.05
マリ			4.52	4.52				4.52
マダガスカル	1.98	1.98	11.74	13.72				13.72
マラウイ	31.07		23.87	54.94				54.94
モーリシャス	0.06		4.83	4.90	0.09	3.91	-3.82	1.07
モーリタニア	11.64		1.74	13.38				13.38
モザンビーク	24.18	2.05	31.57	55.75	14.55		14.55	70.30
リベリア	22.22	15.00	2.74	24.96				24.96
ルワンダ	15.75	1.90	17.04	32.79				32.79
レソト	2.61	2.38	0.62	3.23				3.23
赤道ギニア			0.07	0.07				0.07
中央アフリカ	13.45	12.13	0.12	13.57				13.57
南アフリカ	1.18		13.30	14.48		1.18	-1.18	13.30
南スーダン	48.09	46.79	26.94	75.03				75.03
サブサハラアフリカの複数国向け	35.11	28.00	20.53	55.64	0.00		0.00	55.64
中南米	126.31	2.01	229.83	356.14	118.80	667.11	-548.31	-192.17
アルゼンチン	0.90		10.67	11.57		1.47	-1.47	10.10
アンティグア・バーブーダ	0.19		0.62	0.80				0.80
ウルグアイ	0.56		1.78	2.34		2.42	-2.42	-0.08
エクアドル	10.28		5.87	16.15		25.53	-25.53	-9.37
エルサルバドル	3.17		14.94	18.11		22.71	-22.71	-4.60
ガイアナ	7.25		1.70	8.94				8.94
キューバ	0.86		4.54	5.40				5.40
グアテマラ	8.65		8.40	17.06	12.34	11.30	1.04	18.09
グレナダ			0.04	0.04				0.04
コスタリカ	1.60		5.44	7.03	6.40	21.86	-15.46	-8.43
コロンビア	2.65	0.11	9.02	11.67				11.67

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

形 態 国・地域名	政 府 開 発 援 助 (2012年)							合 計
	贈 与			政府貸付等				
	無償資金協力	うち国際機関を 通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
ジャマイカ	0.42		1.84	2.25		24.83	-24.83	-22.58
スリナム			0.01	0.01				0.01
セントクリストファー・ネイビス			0.19	0.19				0.19
セントビンセント			0.68	0.68				0.68
セントルシア	0.03		1.39	1.42				1.42
チリ	1.90		5.61	7.51		1.27	-1.27	6.25
ドミニカ共和国	1.12		8.32	9.44		19.40	-19.40	-9.96
ドミニカ国			0.66	0.66				0.66
※トリニダード・トバゴ	0.10		0.22	0.32				0.32
ニカラグア	28.33		12.25	40.58				40.58
ハイチ	12.94	1.22	3.41	16.36				16.36
パナマ	0.52		5.13	5.65	17.13	8.77	8.36	14.01
パラグアイ	8.81		16.50	25.30	1.35	45.90	-44.55	-19.25
※バルバドス			1.66	1.66				1.66
ブラジル	2.93	0.44	35.62	38.55	6.31	298.49	-292.19	-253.64
ベネズエラ	0.28		2.45	2.74				2.74
ベリーズ	0.12		1.32	1.44				1.44
ペルー	18.51	0.20	18.65	37.16	75.28	118.97	-43.69	-6.53
ボリビア	2.66		18.04	20.70		0.28	-0.28	20.42
ホンジュラス	10.99		11.33	22.32				22.32
メキシコ	0.40		13.99	14.40		63.91	-63.91	-49.51
中南米の複数国向け	0.13	0.04	7.55	7.68				7.68
大洋州	82.49	1.30	59.92	142.42	9.99	24.26	-14.27	128.15
キリバス	16.30		1.08	17.38				17.38
クック	0.24		0.20	0.44				0.44
サモア	1.91		4.12	6.03	9.89		9.89	15.92
ソロモン	10.59		5.01	15.59				15.59
ツバル	2.20		1.75	3.95				3.95
[トケラウ諸島]			0.01	0.01				0.01
トンガ	9.37		3.93	13.30				13.30
ナウル	1.71		0.04	1.74				1.74
[ニウエ]			0.09	0.09				0.09
※[ニューカレドニア]			0.01	0.01				0.01
バヌアツ	5.26		4.88	10.14				10.14
パプアニューギニア	6.80		14.75	21.55	0.10	22.74	-22.64	-1.09
パラオ	5.26		2.42	7.68				7.68
フィジー	8.70		11.63	20.33		1.52	-1.52	18.81
※[仏領ポリネシア]			0.01	0.01				0.01
マーシャル	7.98		2.08	10.07				10.07
ミクロネシア連邦	4.51		3.48	7.98				7.98
大洋州の複数国向け	1.68	1.30	4.45	6.12				6.12
欧州	13.05		28.17	41.22	52.68	58.65	-5.97	35.25
アルバニア	0.15		2.05	2.20	1.37	4.25	-2.89	-0.69

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

形 態 国・地域名	政 府 開 発 援 助 (2012年)							合 計
	贈 与				政府貸付等			
	無償資金協力		技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
		うち国際機関を 通じた贈与						
ウクライナ	0.82		2.15	2.97	5.12		5.12	8.09
※エストニア			0.21	0.21				0.21
※キプロス			0.02	0.02				0.02
※クロアチア	0.25		0.84	1.08				1.08
コソボ	5.75		2.18	7.92				7.92
※スロベニア			0.19	0.19				0.19
セルビア	0.81		5.20	6.01	0.89	0.28	0.61	6.62
ベラルーシ	0.24		0.61	0.84				0.84
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.26		1.82	3.08	1.24	1.69	-0.45	2.64
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	0.28		2.95	3.22	5.24	6.56	-1.32	1.90
※マルタ			0.02	0.02				0.02
モルドバ	2.08		1.88	3.96				3.96
モンテネグロ	0.92		0.23	1.14				1.14
※ラトビア			0.34	0.34				0.34
※リトアニア			0.49	0.49				0.49
(旧ユーゴスラビア)	9.26		13.40	22.66	7.36	8.52	-1.16	21.49
欧州の複数国向け			0.65	0.65				0.65
東欧	0.50		6.35	6.86	38.83	45.88	-7.04	-0.19
※ハンガリー			2.40	2.40				2.40
※ブルガリア	0.50		1.46	1.96	0.48	19.96	-19.48	-17.52
※ルーマニア	0.01		1.51	1.52	38.35	25.92	12.44	13.95
※東欧の複数国向け			0.98	0.98				0.98
複数地域にまたがる援助等	81.06	46.60	1,471.48	1,552.55				1,552.55
二国間政府開発援助計	3,118.31 (3,113.62)	1,395.19 (1,395.19)	3,656.56 (3,656.56)	6,774.87 (6,770.18)	7,740.16 (7,740.16)	8,163.36 (8,158.79)	-423.20 (-418.63)	6,351.67 (6,351.55)

- *1 ※は卒業国・地域、[]は地域名を示す
 *2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
 *3 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む
 *4 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、各地域の複数の国にまたがる援助
 *5 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す
 *6 ()内の値は債務救済を含まない金額
 *7 債務救済には円借款の債務免除および付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない
 *8 複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む
 *9 (ASEAN)は、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスを対象とした援助額の合計
 *10 (旧ユーゴスラビア)は、クロアチア、コソボ、スロベニア、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロを対象とした援助額の合計
 *11 「アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部の中東地域を含む複数国向けの実績が含まれている
 「東アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、ミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれていない
 「南アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、およびミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれている
 「中東・北アフリカの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、トルコを含む複数国向け、および北アフリカとサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれていない
 「サブサハラ・アフリカの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部北アフリカおよびサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれている
 「欧州の複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、トルコを含む複数国向けの実績が含まれている

図表 III-13 二国間政府開発援助の形態別 30 大供与相手国

1. 二国間政府開発援助の形態別 30 大供与相手国【債務救済を含む】（2012 年）

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

無償資金協力			技術協力		
順位	国または地域名	実績	順位	国または地域名	実績
1	アフガニスタン	789.96	1	ベトナム	148.27
2	タンザニア	88.68	2	中国	131.68
3	カンボジア	83.14	3	インドネシア	131.61
4	パキスタン	83.07	4	フィリピン	85.49
5	ガーナ	82.76	5	アフガニスタン	83.62
6	コンゴ民主共和国	81.88	6	タイ	71.48
7	ケニア	72.19	7	ケニア	63.33
8	スーダン	65.96	8	エジプト	58.67
9	エチオピア	63.46	9	カンボジア	55.95
10	【パレスチナ自治区】	62.57	10	バングラデシュ	51.65
10か国計		1,473.67	10か国計		881.75
11	フィリピン	55.49	11	ラオス	51.06
12	ソマリア	55.49	12	インド	45.70
13	ミャンマー	54.82	13	エチオピア	45.22
14	南スーダン	48.09	14	タンザニア	39.99
15	モンゴル	45.20	15	ミャンマー	37.96
16	セネガル	43.76	16	セネガル	36.74
17	ラオス	42.10	17	ブラジル	35.62
18	ブルキナファソ	40.61	18	スーダン	33.22
19	ウガンダ	38.35	19	ガーナ	32.63
20	スリランカ	36.25	20	モザンビーク	31.57
20か国計		1,933.82	20か国計		1,271.45
21	ナイジェリア	34.04	21	ネパール	29.73
22	マラウイ	31.07	22	モンゴル	29.67
23	ネパール	29.10	23	スリランカ	29.02
24	ニカラグア	28.33	24	ウガンダ	27.24
25	タジキスタン	27.71	25	南スーダン	26.94
26	コートジボワール	27.48	26	パキスタン	26.12
27	イエメン	26.41	27	ザンビア	24.83
28	モザンビーク	24.18	28	マラウイ	23.87
29	ザンビア	22.41	29	マレーシア	23.57
30	リベリア	22.22	30	イラク	19.81
30か国計		2,206.76	30か国計		1,532.24
開発途上国計		3,118.31	開発途上国計		3,656.56

政府貸付等			二国間援助計		
順位	国または地域名	実績	順位	国または地域名	実績
1	ベトナム	1,478.05	1	ベトナム	1,646.71
2	インド	647.06	2	アフガニスタン	873.58
3	イラク	338.24	3	インド	704.65
4	バングラデシュ	248.26	4	イラク	360.96
5	アゼルバイジャン	152.64	5	バングラデシュ	305.46
6	パキスタン	147.17	6	パキスタン	256.36
7	スリランカ	116.94	7	カンボジア	182.44
8	モロッコ	55.88	8	スリランカ	182.21
9	カンボジア	43.36	9	アゼルバイジャン	155.36
10	モンゴル	35.77	10	タンザニア	147.91
10か国計		3,263.37	10か国計		4,815.63
11	グルジア	27.91	11	ケニア	132.07
12	トルコ	23.79	12	ガーナ	115.39
13	タンザニア	19.24	13	モンゴル	110.65
14	モザンビーク	14.55	14	エチオピア	108.67
15	ブータン	12.72	15	スーダン	94.60
16	※ルーマニア	12.44	16	コンゴ民主共和国	93.86
17	レバノン	12.28	17	ミャンマー	92.78
18	サモア	9.89	18	ラオス	88.43
19	パナマ	8.36	19	セネガル	80.50
20	カーボヴェルデ	8.11	20	モロッコ	76.42
20か国計		3,412.64	20か国計		5,809.01
21	ヨルダン	6.59	21	南スーダン	75.03
22	カメルーン	5.75	22	【パレスチナ自治区】	73.05
23	ウクライナ	5.12	23	モザンビーク	70.30
24	ウガンダ	3.29	24	ウガンダ	68.87
25	グアテマラ	1.04	25	ブルキナファソ	56.36
26	セルビア	0.61	26	ソマリア	55.49
27	ザンビア	0.58	27	マラウイ	54.94
28	モルディブ	0.44	28	ナイジェリア	48.12
29	東ティモール	0.01	29	ザンビア	47.82
30	ミャンマー	0.00	30	ネパール	47.54
30か国計		3,436.07	30か国計		6,406.53
開発途上国計		-423.20	開発途上国計		6,351.67

*1 ※は卒業国・地域、【 】は地域名を示す

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

*3 開発途上国計には東欧および卒業国向け援助を含む

*4 債務救済は、円借款の債務免除および付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない

*5 政府貸付については、暦年中の貸付額から、開発途上国からの返済額（回収額）と、債務救済の額とを差し引いた金額（純額）を計上している

2. 二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国【債務救済を除く】（2012年）

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

無償資金協力			技術協力		
順位	国または地域名	実績	順位	国または地域名	実績
1	アフガニスタン	789.96	1	ベトナム	148.27
2	タンザニア	88.68	2	中国	131.68
3	カンボジア	83.14	3	インドネシア	131.61
4	パキスタン	83.07	4	フィリピン	85.49
5	ガーナ	82.76	5	アフガニスタン	83.62
6	コンゴ民主共和国	81.88	6	タイ	71.48
7	ケニア	72.19	7	ケニア	63.33
8	エチオピア	63.46	8	エジプト	58.67
9	【パレスチナ自治区】	62.57	9	カンボジア	55.95
10	スーダン	61.26	10	バングラデシュ	51.65
10か国計		1,468.97	10か国計		881.75
11	フィリピン	55.49	11	ラオス	51.06
12	ソマリア	55.49	12	インド	45.70
13	ミャンマー	54.82	13	エチオピア	45.22
14	南スーダン	48.09	14	タンザニア	39.99
15	モンゴル	45.20	15	ミャンマー	37.96
16	セネガル	43.76	16	セネガル	36.74
17	ラオス	42.10	17	ブラジル	35.62
18	ブルキナファソ	40.61	18	スーダン	33.22
19	ウガンダ	38.35	19	ガーナ	32.63
20	スリランカ	36.25	20	モザンビーク	31.57
20か国計		1,929.13	20か国計		1,271.45
21	ナイジェリア	34.04	21	ネパール	29.73
22	マラウイ	31.07	22	モンゴル	29.67
23	ネパール	29.10	23	スリランカ	29.02
24	ニカラグア	28.33	24	ウガンダ	27.24
25	タジキスタン	27.71	25	南スーダン	26.94
26	コートジボワール	27.48	26	パキスタン	26.12
27	イエメン	26.41	27	ザンビア	24.83
28	モザンビーク	24.18	28	マラウイ	23.87
29	ザンビア	22.41	29	マレーシア	23.57
30	リベリア	22.22	30	イラク	19.81
30か国計		2,202.07	30か国計		1,532.24
開発途上国計		3,113.62	開発途上国計		3,656.56

政府貸付等			二国間援助計		
順位	国または地域名	実績	順位	国または地域名	実績
1	ベトナム	1,478.05	1	ベトナム	1,646.71
2	インド	647.06	2	アフガニスタン	873.58
3	イラク	338.24	3	インド	704.65
4	バングラデシュ	248.26	4	イラク	360.96
5	アゼルバイジャン	152.64	5	バングラデシュ	305.46
6	パキスタン	147.17	6	パキスタン	256.36
7	スリランカ	116.94	7	カンボジア	182.44
8	モロッコ	55.88	8	スリランカ	182.21
9	カンボジア	43.36	9	アゼルバイジャン	155.36
10	モンゴル	35.77	10	タンザニア	147.91
10か国計		3,263.37	10か国計		4,815.63
11	グルジア	27.91	11	ケニア	132.07
12	トルコ	23.79	12	ガーナ	115.39
13	タンザニア	19.24	13	モンゴル	110.65
14	モザンビーク	14.55	14	エチオピア	108.67
15	ブータン	12.72	15	スーダン	94.48
16	※ルーマニア	12.44	16	コンゴ民主共和国	93.86
17	レバノン	12.28	17	ミャンマー	92.78
18	サモア	9.89	18	ラオス	88.43
19	パナマ	8.36	19	セネガル	80.50
20	カーボヴェルデ	8.11	20	モロッコ	76.42
20か国計		3,412.64	20か国計		5,808.89
21	ヨルダン	6.59	21	南スーダン	75.03
22	カメルーン	5.75	22	【パレスチナ自治区】	73.05
23	ウクライナ	5.12	23	モザンビーク	70.30
24	ウガンダ	3.29	24	ウガンダ	68.87
25	グアテマラ	1.04	25	ブルキナファソ	56.36
26	セルビア	0.61	26	ソマリア	55.49
27	ザンビア	0.58	27	マラウイ	54.94
28	モルディブ	0.44	28	ナイジェリア	48.12
29	東ティモール	0.01	29	ザンビア	47.82
30	ミャンマー	0.00	30	ネパール	47.54
30か国計		3,436.07	30か国計		6,406.41
開発途上国計		-418.63	開発途上国計		6,351.55

- ※1 ※は卒業国・地域、【 】は地域名を示す
 ※2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある
 ※3 開発途上国計には東欧および卒業国向け援助を含む
 ※4 債務救済は、円借款の債務免除および付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない
 ※5 政府貸付については、暦年中の貸付額から、開発途上国からの返済額（回収額）を差し引いた金額（純額）を計上している

図表 III-14 日本が最大の援助供与国となっている国一覧

（支出純額ベース、単位:百万ドル）

2007年	金額	2008年	金額	2009年	金額	2010年	金額	2011年	金額
アルメニア	85.23	アンティグア・バーブーダ	0.63	アルメニア	98.70	アルゼンチン	40.33	アゼルバイジャン	105.47
ウズベキスタン	56.32	ウズベキスタン	48.63	ガンビア	11.39	アンティグア・バーブーダ	6.76	アンティグア・バーブーダ	9.64
カンボジア	113.56	エリトリア	17.71	カンボジア	127.49	インド	981.14	インド	796.37
キリバス	13.05	カンボジア	114.77	コスタリカ	58.29	ウルグアイ	11.36	エリトリア	9.44
スリランカ	44.16	スリランカ	96.69	スリランカ	91.62	エリトリア	9.86	ガンビア	11.45
スワジランド	7.26	セントビンセント	9.47	セーシェル	9.06	ガンビア	17.22	カンボジア	130.93
セーシェル	0.76	セントルシア	1.47	セントビンセント	3.67	カンボジア	147.46	グレナダ	8.49
タンザニア	721.66	ツババル	5.76	セントルシア	6.40	ギニアビサウ	16.11	スリランカ	168.05
中国	435.66	ドミニカ国	1.20	ツババル	8.58	グレナダ	5.84	セントルシア	2.02
パラグアイ	28.90	パラグアイ	30.85	ドミニカ国	4.46	コスタリカ	63.74	中央アフリカ	38.25
フィリピン	222.16	ブータン	20.34	トルコ	210.75	スリランカ	155.43	ツババル	14.13
ブータン	18.07	ベトナム	619.04	パナマ	33.51	セントクリストファー・ネイビス	0.72	ドミニカ国	3.40
ベトナム	640.04	マレーシア	113.83	フィジー	23.23	セントビンセント	0.87	パナマ	62.90
マレーシア	222.97	モルディブ	9.32	ブータン	23.92	セントルシア	2.55	ブータン	31.88
ミャンマー	30.52	モンゴル	60.70	ベトナム	1,191.36	ドミニカ国	2.75	ベトナム	1,013.05
モンゴル	51.55	ラオス	66.29	マレーシア	91.78	トルコ	543.49	モンゴル	75.63
ラオス	81.46	—	—	モルディブ	17.99	トンガ	23.77	—	—
—	—	—	—	モンゴル	74.68	パナマ	101.83	—	—
—	—	—	—	ラオス	92.36	バルバドス	1.20	—	—
—	—	—	—	—	—	ブータン	43.23	—	—
—	—	—	—	—	—	ベトナム	807.81	—	—
—	—	—	—	—	—	ベリーズ	7.46	—	—
—	—	—	—	—	—	マダガスカル・ユーゴスラビア共和国	23.05	—	—
—	—	—	—	—	—	ミャンマー	46.83	—	—
—	—	—	—	—	—	モルディブ	37.30	—	—
—	—	—	—	—	—	モンゴル	53.89	—	—
—	—	—	—	—	—	ラオス	121.45	—	—
(17か国)		(16か国)		(19か国)		(27か国)		(16か国)	

出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD/STAT)

*1 地域は含まない

*2 東欧および卒業国向け援助を除く

参考: 日本が第2位の援助供与国となっている国は、次のとおり。(2011年実績)

アフガニスタン、イラク、ウクライナ、カーボヴェルデ、ガボン、コモロ、サモア、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ジブチ、スーダン、スワジランド、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント、ソロモン、タジキスタン、トンガ、ナウル、パキスタン、パラオ、フィジー、ブラジル、マレーシア、モルディブ、モンテネグロ、ラオス、レソト(計28か国)

図表 III-15 日本がこれまでに政府開発援助を供与したことの国・地域一覧(2012年実績まで)

- (1) 日本がこれまで二国間政府開発援助実績を有する国・地域数…190 (うち国数169)
(2) 2012年(暦年)に、日本がODAを供与した国・地域は、計167か国・地域(うち国数161)。
詳細は図表III-12 「二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳」参照。

[]は地域

地域区分	日本がこれまでに政府開発援助を供与したことの国・地域	卒業国・地域	計
東アジア	インドネシア、カンボジア、タイ、中国、東ティモール、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス	シンガポール、ブルネイ、 <u>[香港]</u> 、韓国、 <u>[台湾]</u> 、 <u>[マカオ]</u>	17か国・地域(うち国数14)
南アジア	インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ		7か国
中央アジア・コーカサス	アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン		8か国
北中東・アフリカ	アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、イラク、イラン、エジプト、シリア、チュニジア、トルコ、モロッコ、ヨルダン、リビア、レバノン、 <u>[パレスチナ自治区]</u>	<u>アラブ首長国連邦</u> 、 <u>イスラエル</u> 、 <u>カタール</u> 、 <u>クウェート</u> 、 <u>サウジアラビア</u> 、 <u>バーレーン</u> 、 <u>オマーン</u>	21か国・地域(うち国数20)
サブサハラ・アフリカ	アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ、南スーダン、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、リベリア、ルワンダ、レソト、 <u>[セント・ヘレナ]</u>	<u>[レユニオン]</u>	51か国・地域(うち国数49)
中南米	アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント、セントルシア、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、ニカラグア、ハイチ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、 <u>[モンセラット]</u>	<u>バハマ</u> 、 <u>[蘭領アンティル]</u> 、 <u>[ケイマン諸島]</u> 、 <u>[バミューダ]</u> 、 <u>[グアドループ]</u> 、 <u>[マルチニーク]</u> 、 <u>[仏領ギアナ]</u> 、 <u>[アルバ]</u> 、 <u>バレルバドス</u> 、 <u>トリニダード・トバゴ</u>	41か国・地域(うち国数33)
大洋州	キリバス、クック、サモア、ソロモン、ツバル、 <u>[トケラウ諸島]</u> 、トンガ、ナウル、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア連邦、 <u>[ニウエ]</u> 、 <u>[フリス・フツナ]</u>	<u>[ニューカレドニア]</u> 、 <u>[仏領ポリネシア]</u> 、 <u>[米領太平洋諸島]*</u> 、 <u>[北マリアナ諸島]</u>	20か国・地域(うち国数13)
欧州	アルバニア、ウクライナ、コソボ、セルビア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ	エストニア、キプロス、ギリシャ、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、 <u>ハンガリー</u> 、 <u>ブルガリア</u> 、ポーランド、ポルトガル、 <u>マルタ</u> 、 <u>ラトビア</u> 、 <u>リトアニア</u> 、 <u>ルーマニア</u> 、 <u>クロアチア</u>	25か国

*1 卒業国・地域のうち、2012年に日本がODAを供与した国については、下線を引いた

*2 セント・ヘレナ島、フリス・フツナおよび英領モンセラットについては、卒業国・地域ではないが、2012年に日本によるODAを供与していない

*3 米領太平洋諸島には現在独立しているマーシャル、ミクロネシア連邦、パラオ、自治領の北マリアナ諸島が含まれる

参考：日本がODA供与実績を有していない国・地域…7

アジア：北朝鮮、アフリカ：マイヨット島、中南米：アンギラ、タークス・カイコス諸島、フォークランド諸島、サンピエール・ミクロン島、英領ヴァージン諸島

第4節 分野別実績

図表 III-16 二国間政府開発援助分野別配分

2012年(暦年)

(約束額ベース、単位:百万ドル)

分野	形態	無償 資金協力	技術協力	贈与計	政府貸付等	二国間ODA	
							構成比 (%)
I. 社会インフラおよびサービス		1,271.15	1,093.48	2,364.63	2,116.08	4,480.71	25.92
1. 教育		328.84	468.34	797.18	—	797.18	4.61
2. 保健		409.43	123.48	532.91	286.58	819.49	4.74
3. 人口政策およびリプロダクティブ・ヘルス*		29.55	47.34	76.89	63.15	140.03	0.81
4. 水と衛生(上下水道等)		195.03	178.91	373.94	1,766.35	2,140.29	12.38
5. 政府と市民社会*		274.13	118.90	393.03	—	393.03	2.27
6. その他社会インフラおよびサービス*		34.17	156.52	190.69	—	190.69	1.10
II. 経済インフラおよびサービス		380.01	349.39	729.40	6,264.06	6,993.46	40.46
1. 輸送および貯蔵*		268.43	179.30	447.73	5,104.26	5,551.99	32.12
2. 通信		41.69	37.49	79.18	146.27	225.45	1.30
3. エネルギー		67.39	93.14	160.54	1,010.76	1,171.29	6.78
4. 銀行および金融サービス		1.67	25.42	27.09	2.78	29.88	0.17
5. ビジネス支援		0.83	14.03	14.86	—	14.86	0.09
III. 生産セクター		264.50	500.89	765.39	910.26	1,675.65	9.69
1. 農林水産業		181.81	298.12	479.93	345.05	824.98	4.77
1) 農業		143.13	230.18	373.31	132.72	506.04	2.93
2) 林業		3.44	38.90	42.34	212.33	254.67	1.47
3) 漁業		35.24	29.04	64.28	—	64.28	0.37
2. 製造業・鉱業・建設業		33.60	82.54	116.14	565.20	681.34	3.94
1) 製造業		33.60	65.30	98.90	—	98.90	0.57
2) 鉱物資源および鉱業		—	17.24	17.24	565.20	582.44	3.37
3) 建設業		—	—	—	—	—	—
3. 貿易および観光		49.08	120.24	169.32	—	169.32	0.98
1) 貿易		49.01	104.56	153.58	—	153.58	0.89
2) 観光		0.07	15.67	15.75	—	15.75	0.09
IV. マルチセクター援助		64.51	822.74	887.25	852.46	1,739.71	10.06
1. 環境保護(生物多様性、洪水防止等)		38.16	72.31	110.47	432.55	543.02	3.14
2. その他マルチセクター(都市・地方開発等)		26.35	750.43	776.78	419.92	1,196.69	6.92
V. 商品援助／一般プログラム援助		357.78	0.00	357.78	160.69	518.47	3.00
1. 一般財政支援		4.39	—	4.39	160.69	165.07	0.95
2. 食糧援助		147.91	0.00	147.92	—	147.92	0.86
3. 輸入支援		205.48	—	205.48	—	205.48	1.19
VI. 債務救済		0.12	—	0.12	—	0.12	0.00
VII. 人道支援(緊急食糧援助、復興、防災等)		635.67	106.50	742.17	—	742.17	4.29
VIII. 行政経費等		324.68	810.64	1,135.31	—	1,135.31	6.57
総 合 計		3,298.42	3,683.64	6,982.05	10,303.55	17,285.60	100.00

人間の基礎生活分野(BHN)	2,236.55	1,498.10	3,734.64	2,461.13	6,195.78	35.84
----------------	----------	----------	----------	----------	----------	-------

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

*2 東欧および卒業国向け援助を含む

*3 「VI.債務救済」は、既に供与した政府貸付等の返済条件等を変更するものであって新規に資金を供与するものではない

*4 人間の基礎生活分野(BHN)は上記の項目のうちI.社会インフラ、III.1農林水産業、V.2食糧援助、VII.人道支援を加えたもの
BHN: Basic Human Needs 人間の基礎生活分野(衣食住や教育など人間として最低限必要なもの)

*5 2012年からOECD-DACの集計ルールの変更によって、「無償資金協力」および「技術協力」の集計方法が変更された。

I-3 人口政策およびリプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康): 母子保健、HIV／エイズ対策

I-5 政府と市民社会: 人権、ジェンダー、法制度整備支援、平和構築

I-6 その他社会インフラおよびサービス: 社会福祉、博物館等の文化施設

II-1 輸送および貯蔵: 輸送(道路、鉄道、水上、航空インフラ)、貯蔵(倉庫)

第5節 緊急援助実績

図表 III-17 緊急無償案件(2012年度)

(単位:ドル)

国・地域名	決定日	案件名	資金協力額
シリア、レバノン、ヨルダン、トルコ	2012年5月18日	シリアにおける政情不安により発生した難民等に対する緊急無償資金協力	5,000,000
ミャンマー	2012年6月15日	ミャンマーにおける電力危機に対する緊急無償資金協力	9,876,544
南スーダン	2012年7月13日	南スーダンに流入したスーダン人難民に対する緊急無償資金協力	2,040,718
レバノン、ヨルダン、トルコ	2012年8月24日	シリアから流出した難民に対する緊急無償資金協力	5,000,000
イラン	2012年8月24日	イラン北西部における地震被害に対する緊急無償資金協力	1,111,111
ハイチ	2012年11月20日	ハイチにおけるハリケーン被害に対する緊急無償資金協力	1,199,958
パキスタン	2012年11月22日	パキスタンにおける洪水被害に対する緊急無償資金協力	4,700,000
フィリピン	2012年12月18日	フィリピンにおける台風被害に対する緊急無償資金協力	4,200,000
パレスチナ自治区	2012年12月18日	ガザ情勢悪化により被害を受けたパレスチナ人に対する緊急無償資金協力	3,500,000
インドネシア	2013年2月1日	インドネシアにおける洪水被害に対する緊急無償資金協力	200,000
マリ	2013年3月8日	アフリカ主導国際マリ支援ミッション支援国連信託基金に対する緊急無償資金協力	6,000,000

図表 III-18 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与案件(2012年度)

国・地域名	決定日	案件名	援助内容
フィジー	2012年4月5日	フィジーにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
コモロ	2012年5月15日	コモロにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
イラン	2012年8月17日	イラン北西部における地震被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ニジェール	2012年9月7日	ニジェールにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
キューバ	2012年11月7日	キューバにおけるハリケーン「サンディ」被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ナイジェリア	2012年11月8日	ナイジェリアにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
パキスタン	2012年11月9日	パキスタンにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
グアテマラ	2012年11月15日	グアテマラ西部における地震の被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ミャンマー	2012年11月21日	ミャンマーにおける地震被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
フィリピン	2012年12月8日	フィリピンにおける台風被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
パラオ	2012年12月13日	パラオにおける台風被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
サモア	2012年12月20日	サモアにおけるサイクロン被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
フィジー	2012年12月21日	フィジーにおけるサイクロン被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
スリランカ	2013年1月4日	スリランカにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ヨルダン	2013年1月28日	ヨルダンにおける洪水被害に対する緊急援助(ヨルダン国内のシリア難民キャンプを支援するための緊急援助物資の供与)	緊急援助物資供与
モザンビーク	2013年1月31日	モザンビークにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ソロモン	2013年2月12日	ソロモンにおける地震・津波被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与

図表 III-19 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与実績(2012年度)

被災国・地域名	災害名	国際緊急援助隊の派遣		物資供与	
		派遣期間	チーム構成	物資品目	援助額
フィジー	洪水			発電機、簡易水槽、浄水器、ポリタンク	約1,800万円相当
コモロ	洪水			プラスチックシート、スリーピングパッド、ポリタンク、発電機	約1,000万円相当
イラン	地震			簡易トイレ・シャワー	約1,800万円相当
ニジェール	洪水			毛布、プラスチックシート、ポリタンク	約2,000万円相当
キューバ	ハリケーン			毛布、スリーピングパッド	約3,100万円を上限
ナイジェリア	洪水			テント、毛布、浄水器	約5,200万円相当
パキスタン	洪水			テント、毛布、プラスチックシート	約3,500万円を上限
グアテマラ	地震			毛布、発電機、浄水器、簡易水槽	約1,200万円相当
ミャンマー	地震			毛布、スリーピングパッド、プラスチックシート、発電機	約1,000万円相当
フィリピン	台風			テント、プラスチックシート、ポリタンク、スリーピングパッド	約4,500万円相当
パラオ	台風			ポリタンク、プラスチックシート、毛布、浄水器	約500万円相当
サモア	サイクロン			テント、ポリタンク	約1,000万円相当
フィジー	サイクロン			テント、ポリタンク、スリーピングパッド、発電機、プラスチックシート	約1,200万円相当
スリランカ	洪水			テント、プラスチックシート、スリーピングパッド	約2,300万円相当
ヨルダン	洪水			テント、毛布	約1,300万円相当
モザンビーク	洪水			テント、プラスチックシート、浄水器、浄水剤、蚊帳、石鹼	約2,100万円相当
ソロモン	地震			毛布、ポリタンク、浄水剤	約1,000万円相当
実績計		2012年度における国際緊急援助隊の派遣実績はない		17件	約34,500万円相当

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

図表 III-20 無償資金協力案件一覧

● 2012年度:地域・国別

国名	案件名	交換公文締結日	金額 (億円)
東アジア地域			
インドネシア	第三次西ヌサトゥンガラ州橋梁建設計画	2013年 3月26日	9.61
	広域防災システム整備計画		15.00
	高病原性鳥インフルエンザ及び新興・再興感染症対策のための国立検査室強化計画		2.12
カンボジア	ラタナキリ州小水力発電所建設・改修計画	2013年 3月21日	12.06
	カンボジア工科大学施設機材整備計画		5.96
	シハヌーク州病院整備計画		13.21
	人材育成奨学計画	2012年 6月 8日	2.83
タイ	洪水対策支援計画	2012年 4月21日	15.10
	東部外環状道路(国道9号線)改修計画	2012年 7月 5日	54.80
	パサック川東部アユタヤ地区洪水対策		25.50
	ノン・プロジェクト無償資金協力		8.00
東ティモール	モラ橋護岸計画(詳細設計)	2013年 3月21日	0.26
フィリピン	イサベラ州小水力発電計画	2013年 3月25日	1.47
	イフガオ州小水力発電計画		8.93
	医療機材ノン・プロジェクト無償資金協力	2013年 3月18日	6.00
	中小企業を活用したノン・プロジェクト無償資金協力		2.00
	人材育成奨学計画	2012年 7月17日	2.58
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2012年 4月27日	6.00
ベトナム	中小企業を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2013年 3月18日	2.00
	医療機材ノン・プロジェクト無償資金協力		6.00
	人材育成奨学計画	2012年 7月25日	3.43
	第二次中部地方橋梁改修計画(3 / 3期)	2012年 5月 8日	7.49
ミャンマー	農業人材育成機関強化計画	2013年 3月22日	10.08
	病院医療機材整備計画		11.40
	気象観測装置整備計画		38.42
	全国空港保安設備整備計画		12.33
	バレーチャン第二水力発電所補修計画		66.69
	ヤンゴン市フェリー整備計画		11.68
	カレン州道路建設機材整備計画		7.59
	少数民族地域におけるコミュニティ開発・復旧計画(国際連合人間居住計画(UN-HABITAT)連携)		7.00
	少数民族地域における地方行政能力、生計及び社会統合向上計画(国連開発計画(UNDP)連携)		13.00
	少数民族地域における避難民支援計画(国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)連携)		6.51
	少数民族地域における食糧支援計画(世界食糧計画(WFP)連携)	2012年12月28日	20.00
	通信網緊急改善計画		17.10
	貧困農民支援	2012年 7月 6日	2.30
	ノン・プロジェクト無償資金協力		8.00
	中部地域保健施設整備計画	2012年 7月 6日	12.56
	エーヤーワディ・デルタ輪中堤復旧機材整備計画		11.60
	沿岸部防災機能強化のためのマングローブ植林計画	2012年 4月21日	5.83
	人材育成奨学計画		2.51

国名	案件名	交換公文締結日	金額 (億円)
ミャンマー	少数民族地域を含む貧困地域への食糧支援計画(国連世界食糧計画(WFP)連携)	2012年4月18日	8.14
モンゴル	中小企業ノン・プロジェクト無償資金協力	2013年3月6日	2.00
	人材育成奨学計画	2012年5月30日	2.17
ラオス	小水力発電計画		17.75
	南部地域保健サービスネットワーク強化計画	2013年3月26日	7.41
	次世代航空保安システムへの移行のための機材整備計画		5.33
	タケク上水道拡張計画(詳細設計)	2013年2月15日	0.41
	幹線道路周辺地区等の安全確保計画	2012年5月23日	9.00
	人材育成奨学計画		2.42
南アジア地域			
スリランカ	高速道路・道路交通情報提供システム整備計画	2013年3月18日	9.40
	浚渫船建造計画		9.80
	中小企業ノン・プロジェクト無償資金協力		2.00
	医療機材ノン・プロジェクト無償資金協力		5.50
	北部州紛争影響地域における地域社会インフラ施設再建計画(国際連 合人間居住計画(UN-HABITAT)連携)	2013年3月6日	3.45
	人材育成奨学計画	2012年5月25日	2.11
ネパール	トリブバン国際空港近代化計画	2013年3月27日	9.89
	シンズリ道路建設計画(第三工区)	2012年7月10日	40.96
	シンズリ道路建設計画(第二工区斜面对策)		9.01
	貧困農民支援	2012年4月29日	2.50
パキスタン	選挙支援計画(国連開発計画(UNDP)連携)	2013年3月18日	1.83
	ポリオ感染拡大防止・撲滅計画(国連児童基金(ユニセフ)連携)	2013年3月11日	2.26
	中波ラジオ放送網改修計画	2012年12月21日	13.85
	カラチ小児病院改善計画		14.23
	ファイサラバード下水・排水能力改善計画	2012年8月13日	6.83
	国立民俗文化遺産研究所視聴覚機材整備計画	2012年5月14日	0.49
バングラデシュ	地下水調査及び深層帯水層水源開発計画	2013年2月20日	7.28
	食糧援助(国連世界食糧計画(WFP)連携)	2013年1月24日	4.70
	貧困削減戦略支援無償資金協力(セクター財政支援(教育))	2012年12月12日	5.00
	食糧備蓄能力強化計画	2012年6月17日	21.56
	人材育成奨学計画		2.02
ブータン	サルパン県タクライ灌漑システム改善計画(詳細設計)	2013年2月5日	0.46
	貧困農民支援		1.10
中央アジアおよびコーカサス地域			
ウズベキスタン	人材育成奨学計画	2012年5月3日	2.02
キルギス	中小企業を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2013年3月11日	1.00
	ビシュケク・オシュ道路クガルト川橋梁架け替え計画(詳細設計)	2013年2月27日	0.52
	災害対応・リスク評価能力強化及び地域協力対話促進計画(国連開発計画(UNDP)連携)	2013年2月21日	2.04
	人材育成奨学計画	2012年6月15日	2.14
タジキスタン	ハトロン州及び共和国直轄地域道路維持管理機材整備計画	2013年3月28日	13.44
	母子保健施設医療機材・給排水設備改善計画		6.02
	人材育成奨学計画	2012年6月11日	0.88
中東・北アフリカ地域			
アフガニスタン	第二次カブール国際空港駐機場改修計画	2013年3月5日	13.61
	デサブ南地区給水施設整備計画		25.61
	道路維持管理能力強化計画		27.48
	ノン・プロジェクト無償資金協力		28.00
	住民参加型の都市開発支援計画(国連人間居住計画(UN-Habitat)連携)	2013年2月28日	21.87
	カブール県、バーミヤン県及びカピサ県における灌漑施設改修計画(国 連食糧農業機関(FAO)連携)		21.37
	母子保健改善計画(国連児童基金(UNICEF)連携)		13.98
	基礎教育環境改善計画(国連児童基金(UNICEF)連携)		12.91
	ナンガルハール農村インフラ改善計画	2013年2月11日	10.76
	国家広域開発計画(国連開発計画(UNDP)連携)	2013年1月27日	15.96
	小児感染症予防計画(国際連合児童基金(ユニセフ)連携)	2012年12月11日	10.64

国名	案件名	交換公文締結日	金額 (億円)
アフガニスタン	第三次農業生産拡大及び生産性向上計画(国連食糧農業機関(FAO)連携)	2012年 8月12日	8.84
	独立選挙委員会能力強化支援計画(国際連合開発計画(UNDP)連携)	2012年 6月24日	7.08
イエメン	食糧援助(国連世界食糧計画(WFP)連携)	2012年12月 4 日	5.80
パレスチナ自治区	食糧援助(国連世界食糧計画(WFP)連携)	2013年 2月 6 日	3.40
	食糧援助(国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)連携)	2012年12月12日	6.30
	ノン・プロジェクト無償資金協力(途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与)	2012年12月 8 日	2.00
	西岸地域廃棄物管理改善計画		8.00
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2012年 7月29日	8.00
モロッコ	中小企業を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2013年 3月13日	1.00
	次世代自動車ノン・プロジェクト無償資金協力		5.00
ヨルダン	次世代自動車ノン・プロジェクト無償資金協力	2013年 3月18日	3.00
	アル・カラム国境治安対策強化計画	2012年 5月17日	5.42
サブサハラ・アフリカ地域			
エチオピア	貧困農民支援	2012年12月25日	4.90
	第四次幹線道路改修計画(2 / 2期) 詳細設計	2012年12月 5 日	0.72
	南部諸民族州小中学校建設計画		13.10
ガーナ	貧困農民支援	2013年 3月14日	3.20
	貧困削減戦略支援無償資金協力(セクター財政支援(保健))		2.00
	アッパーウエスト州地域保健施設整備計画	2012年 5月17日	9.89
	人材育成奨学計画		1.14
カメルーン	ノン・プロジェクト無償資金協力	2013年 3月15日	8.00
	第五次地方給水計画	2012年 9月 7 日	7.68
ガンビア	食糧援助	2012年12月18日	3.10
ケニア	中小企業を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2013年 3月13日	1.00
	ナロック給水拡張計画(詳細設計)	2013年 2月27日	0.88
	バリング郡村落給水計画(詳細設計)	2013年 1月21日	1.31
	貧困農民支援		4.60
	ケニアにおける平和構築のための新憲法施行支援計画	2012年 6月 6 日	2.47
	ウゴンゴ道路拡幅計画	2012年 6月 2 日	15.66
コートジボワール	ノン・プロジェクト無償資金協力	2013年 3月15日	4.00
	食糧援助	2012年12月20日	5.70
コモロ	食糧援助	2012年12月16日	2.70
コンゴ民主共和国	食糧援助	2013年 2月18日	7.80
	キンシャサ特別州国立職業訓練校整備計画	2012年 6月18日	18.29
サントメ・プリンシペ	食糧援助	2012年12月21日	2.40
ザンビア	貧困削減戦略支援無償(コモンファンド型財政支援(教育))	2013年 3月20日	3.00
シエラレオネ	食糧援助	2013年 3月15日	3.60
ジブチ	ジブチ市消防救急機材改善計画	2013年 3月23日	7.36
	廃棄物処理機材整備計画	2012年12月23日	13.46
	食糧援助(国連世界食糧計画(WFP)連携)	2012年12月 4 日	2.70
ジンバブエ	食糧援助(国連世界食糧計画(WFP)連携)	2012年12月 4 日	4.60
スーダン	食糧援助(国連世界食糧計画(WFP)連携)	2012年12月 4 日	3.00
	カッサラ市給水計画	2012年10月 7 日	17.90
	食料生産基盤整備計画		30.45
セネガル	貧困農民支援	2013年 1月21日	3.90
	ルーガ州及びカオラック州中学校建設計画	2012年 6月12日	11.64
	貧困農民支援		2.90
ソマリア	食糧援助(国連世界食糧計画(WFP)連携)	2012年12月 4 日	2.80
	紛争、武装集団及び海賊の影響を受けた若年層の更正・社会統合支援計画(国連開発計画(UNDP)連携)	2012年 8月30日	4.74
タンザニア	タボラ州水供給計画(詳細設計)	2013年 3月28日	0.76
	ダルエスサラーム市交通機能向上計画	2013年 1月25日	11.08
	タザラ交差点改善計画(詳細設計)		0.64
	貧困農民支援		3.80
チャド	食糧援助(国連世界食糧計画(WFP)連携)	2012年12月 4 日	3.30
中央アフリカ	食糧援助(国連世界食糧計画(WFP)連携)	2012年12月 4 日	2.50

国名	案件名	交換公文締結日	金額 (億円)
トーゴ	食糧援助	2013年 2月11日	4.60
ナイジェリア	小児感染症予防計画(国連児童基金(ユニセフ)連携)	2013年 3月14日	2.59
	ノン・プロジェクト無償資金協力(途上国等の要望を踏まえた工業用品等の供与)	2013年 3月11日	3.50
	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	2012年 5月15日	9.80
ブルキナファソ	貧困農民支援	2012年12月27日	3.70
	第二次中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画(詳細設計)		0.47
	第五次小学校建設計画	2012年 7月 6日	11.38
	保健社会向上センター建設計画	2012年 4月27日	14.01
ブルンジ	ブルンジ帰還民社会・経済再統合支援計画(国連開発計画(UNDP)連携)	2013年 3月28日	1.41
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2013年 3月18日	6.00
	食糧援助	2013年 2月13日	5.50
ベナン	ノン・プロジェクト無償資金協力	2013年 3月18日	10.00
	第五次小学校建設計画	2012年12月 5日	12.27
	食糧援助		3.90
マダガスカル	マダガスカルにおける選挙支援計画(国連開発計画(UNDP)連携)	2013年 3月14日	1.01
マラウイ	中西部地方給水計画	2012年 8月30日	5.63
南スーダン	ジュバ河川港拡充計画	2013年 1月17日	26.07
	ナイル架橋建設計画		81.34
	食糧援助(国連世界食糧計画(WFP)連携)	2012年12月 4日	2.50
	国境及び出入国管理計画(国際移住機関(IOM)連携)	2012年 8月20日	4.29
	ジュバ河川港拡充計画(詳細設計)	2012年 6月28日	0.75
	ジュバ市水供給改善計画		38.69
	ナイル架橋建設計画(詳細設計)		1.31
モーリタニア	食糧援助	2012年12月 3日	4.90
モザンビーク	イレークアンバ間道路橋梁整備計画(詳細設計)	2012年12月10日	1.32
	ナカラ港緊急改修計画		26.66
	ナンプラ州中学校改善計画	2012年 8月31日	10.63
リベリア	鉱業、建設及び農業分野における若者雇用創出計画(国連工業開発機関(UNIDO)連携)	2013年 3月12日	1.37
	モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画(詳細設計)		0.89
	食糧援助	2012年12月13日	6.90
	モンロビア市電力復旧計画		20.37
レソト	食糧援助(国連世界食糧計画(WFP)連携)	2012年12月 4日	1.90
中南米地域			
エルサルバドル	ノン・プロジェクト無償資金協力(途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与)	2013年 3月20日	3.00
	医療機材ノン・プロジェクト無償資金協力		4.00
	広域防災システム整備計画	2012年 5月 2日	4.00
コスタリカ	国営ラジオ・テレビ局放送機材整備計画	2013年 3月13日	0.72
セントクリストファー・ネービス	チャールズタウン水産センター建設計画	2012年 4月27日	9.32
ドミニカ共和国	中小企業を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2013年 3月11日	2.00
ハイチ	食糧援助	2012年12月 7日	5.40
	南東県ジャクメル病院整備計画	2012年10月 4日	13.33
ペルー	広域防災システム整備計画	2012年12月18日	7.00
	イカ州博物館展示・保存機材整備計画		0.50
ボリビア	ベニ県及びパンド県村落地域飲料水供給計画	2012年 6月18日	5.66
ホンジュラス	テグシガルパ市内給水施設小水力発電導入計画	2013年 3月18日	9.52
	デモクラシア橋補修計画		5.20
大洋州地域			
トンガ	マイクログリッドシステム導入計画	2013年 3月21日	15.73
バヌアツ	ビラ中央病院改善計画(本体工事)	2012年 5月23日	13.99
	広域防災システム整備計画	2012年 4月23日	3.00
パプアニューギニア	道路補修機材整備計画	2013年 2月20日	8.64
	メディア教育機材整備計画		0.72
パラオ	首都圏電力供給能力向上計画	2012年 6月27日	17.29
フィジー	広域防災システム整備計画	2012年 4月20日	3.00
マーシャル	国内海上輸送改善計画	2012年 5月23日	12.88

国名	案件名	交換公文締結日	金額 (億円)
欧州地域			
コソボ	コソボフィルハーモニー交響楽団楽器整備計画	2012年9月10日	0.58
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ノン・プロジェクト無償資金協力「途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与」	2013年3月14日	2.00
モルドバ	貧困農民支援	2012年4月17日	1.30

* 2012年度に交換公文を締結した案件を実績として記載している。ただし、草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力を除く

第2節 二国間借款

図表 III-21 有償資金協力案件一覧

● 2012年度:地域・国名別

国名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
東アジア地域			
インドネシア	第八次開発政策借款	2013年 1 月18日	154.90
フィリピン	マニラ首都圏大量旅客輸送システム拡張計画	2013年 3 月25日	432.52
	新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全計画		107.82
	投資環境に係る開発政策支援計画	2012年10月 5 日	77.75
ベトナム	ハノイ市都市鉄道建設計画(1号線) フェーズI(ゴックホイ車両基地)(第一期)	2013年 3 月22日	165.88
	南北鉄道橋梁安全性向上計画(第三期)		137.90
	カイメップ・チーバイ国際港開発計画(第二期)		89.42
	ノイバイ国際空港ーニャッタン橋間連絡道路建設計画(第二期)		115.37
	オモン3コンバインドサイクル発電所建設計画(第一期)		279.01
	ゲアン省北部灌漑システム改善計画		191.22
	気候変動対策支援プログラム(第三期)		150.00
	第二期国道改修計画		247.71
	ニャッタン橋(日越友好橋)建設計画(第三期)		156.37
	オモン火力発電所二号機建設計画(第二期)		62.21
	ハノイ市エンサ下水道計画(第一期)		284.17
	第一次経済運営・競争力強化貸付		150.00
	ミャンマー	社会経済開発支援計画	2013年 1 月30日
南アジア地域			
インド	貨物専用鉄道建設計画(フェーズ2)(第二期)	2013年 3 月26日	1361.19
	チェンナイ地下鉄建設計画(第三期)		486.91
	ビハール州国道整備計画(フェーズ2)		214.26
	西ベンガル州ブルリア県上水道整備計画		142.25
	インド工科大学ハイデラバード校整備計画	2012年 9 月28日	53.32
	タミル・ナド州送電網整備計画		607.40
	ラジャスタン州地方給水・フッ素症対策計画		375.98
	デリー上水道改善計画		289.75
スリランカ	大コロンボ圏送配電損失率改善計画	2013年 3 月14日	159.41
	国道主要橋梁建設計画		123.81
	国道土砂災害対策計画		76.19
	アムラダブラ県北部上水道整備計画(フェーズ1)		51.66
ネパール	タナフ水力発電計画	2013年 3 月13日	151.37
バングラデシュ	カチプール・メグナ・グムティ第2橋建設及び既存橋改修計画(Ⅰ)	2013年 3 月10日	289.45
	カルナフリ上水道整備計画(フェーズ2)		348.47
	バングラデシュ北部総合開発計画		205.56
	再生可能エネルギー開発計画		113.35
	ベラマラ・コンバインドサイクル火力発電所建設計画	2013年 2 月20日	414.80
	ダッカ都市交通整備計画(Ⅰ)		104.77
	全国送電網整備計画		187.36
中東・北アフリカ地域			
イラク	保健セクター復興計画	2012年 5 月29日	102.45
	主要都市通信網整備計画		116.74
	ベイジ製油所改良計画(調査・設計のための役務(E/S))		26.76
	バスラ製油所改良計画(第一期)		424.35
モロッコ	下水道整備計画(Ⅲ)	2012年 5 月 4 日	107.90
ヨルダン	人材育成・社会インフラ改善計画	2012年 8 月14日	122.34

国名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
サブサハラ・アフリカ地域			
ケニア	モンバサ港周辺道路開発計画	2012年 5 月22日	276.91
ザンビア	カズングラ橋建設計画	2012年10月10日	28.77
ボツワナ	カズングラ橋建設計画	2012年10月 9 日	87.35
モザンビーク	ナカラ港開発計画 (I)	2013年 3 月 4 日	78.89
中南米地域			
ペルー	エネルギー効率化インフラ支援プログラム	2011月 8 月10日	87.70
	リマ首都圏北部上下水道最適化計画 (第2期)		50.78
	固形廃棄物処理計画		43.96
	アマソナス州地域開発計画		29.05
大洋州地域			
バヌアツ	ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備計画	2012年 5 月23日	49.45
パプアニューギニア	ラム系統送電網強化計画	2013年 3 月22日	83.40

* 2012年度に交換公文を締結した案件を実績として記載

図表 III-22 債務救済案件一覧

● 2012年度:国名別

国名	案件名	交換公文 (口上書) 締結日 (現地時間)	金額 (億円)
スーダン	債務救済措置 (債務免除方式)	2012年7月8日	3.75
ミャンマー	債務救済措置 (債務免除方式)	2013年1月15日	1,149.27

* 基本的に債務救済額は既に免除した実績を記載しており、日付は交換公文ベースで記載する。ただし、TDB決議(1978年の国連貿易開発会議(UNCTAD)による第9回貿易開発理事会にて採択された決議)に基づく債務免除については、免除額および日付を口上書ベースで記載。当該案件はTDB決議に基づく債務免除であり、記載の金額は、口上書に記載の金額で交換公文と差異がある。

図表 III-23 国際機関に対する政府開発援助実績の推移

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

区分 \ 暦年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
1. 国際機関贈与	1,103.8	1,498.0	1,352.9	807.1	1,234.2	916.1	1,126.9	853.6	1,075.0	1,682.8
(1) 国連諸機関	865.7	1,242.8	1,070.8	587.7	584.9	602.6	662.3	553.9	593.5	678.6
(2) その他機関	238.2	255.2	282.1	219.4	649.3	313.5	464.6	299.7	481.5	1,004.2
2. 国際機関出資等	1,441.6	1,507.3	1,387.5	3,066.9	684.8	1,861.4	2,163.4	2,866.7	2,813.4	2,519.5
(1) 世銀グループ	916.5	1,034.9	896.9	2,575.6	172.7	1,253.4	1,404.4	1,931.0	1,744.0	1,550.2
(2) その他	525.1	472.4	490.5	491.3	512.2	608.0	759.0	935.7	1,069.4	969.3
合 計	2,545.4	3,005.3	2,740.4	3,874.0	1,919.0	2,777.5	3,290.4	3,720.3	3,888.4	4,202.3
政府開発援助全体に占める割合(%)	28.7	33.7	20.9	34.8	24.9	28.9	34.8	33.6	35.9	39.6

出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

*2 政府開発援助全体に占める割合の算出に関しては、東欧および卒業国向け援助を除く

図表 III-24 主要国際機関に対する拠出・出資実績(上位5か国)

	国際機関名	2011年				2012年			
		順位	国名	分担率(%)	分担額(千ドル)	順位	国名	分担率(%)	分担額(千ドル)
1	国連食糧農業機関 (FAO)	1	米国	22.0	110,784	1	米国	22.0	111,621
		2	日本	16.7	84,125	2	日本	12.6	63,878
		3	ドイツ	8.6	43,402	3	ドイツ	8.1	40,874
		4	英国	6.7	33,613	4	英国	6.6	33,669
		5	フランス	6.3	31,886	5	フランス	6.2	31,213
2	国連世界食糧計画 (WFP)	順位	国・機関名	拠出率(%)	拠出額(千ドル)	順位	国・機関名	拠出率(%)	拠出額(千ドル)
		1	米国	34.0	1,240,525	1	米国	36.9	1,459,965
		2	カナダ	8.1	294,961	2	EC	9.8	386,136
		3	日本	7.7	281,863	3	カナダ	9.3	367,149
		4	EC	7.1	257,920	4	英国	5.1	202,145
3	国連教育科学文化機関 (UNESCO)	順位	国名	分担率(%)	分担額(千ドル)	順位	国名	分担率(%)	分担額(千ドル)
		1	米国	22.0	(一部未払い)71,830	1	米国	22.0	(未払い)71,830
		2	日本	12.5	40,914	2	日本	12.5	40,914
		3	ドイツ	8.0	26,182	3	ドイツ	8.0	26,182
		4	英国	6.6	21,565	4	英国	6.6	21,565
4	国連工業開発機関 (UNIDO)	順位	国名	分担率(%)	分担額(千ユーロ)	順位	国名	分担率(%)	分担額(千ユーロ)
		1	日本	22.0	17,227	1	日本	19.1	13,231
		2	ドイツ	11.9	9,334	2	ドイツ	12.2	8,467
		3	英国	9.2	7,228	3	英国	—	7,229
		4	フランス	8.8	6,859	4	フランス	9.3	6,465
5	国連児童基金 (UNICEF)	順位	国・機関名	拠出率(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	拠出率(%)	拠出額(千ドル)
		1	米国	16.9	345,432	1	英国	14.7	334,503
		2	英国	14.2	290,662	2	米国	14.7	334,097
		3	ノルウェー	11.1	225,725	3	ノルウェー	10.3	234,283
		4	EC	10.6	216,527	4	EC	10.0	227,847
6	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	順位	国・機関名	拠出率(%)	拠出額(千ドル)	順位	国・機関名	拠出率(%)	拠出額(千ドル)
		1	米国	33.4	698,168	1	米国	35.1	793,471
		2	日本	10.8	226,107	2	日本	8.2	185,380
		3	EC	6.4	133,191	3	EC	7.3	164,446
		4	英国	5.8	120,693	4	スウェーデン	5.2	118,199
7	国連人口基金 (UNFPA)	順位	国名	拠出率(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	拠出率(%)	拠出額(千ドル)
		1	スウェーデン	15.4	69,371	1	スウェーデン	15.2	66,314
		2	オランダ	13.3	59,913	2	ノルウェー	13.6	59,424
		3	ノルウェー	12.4	55,742	3	オランダ	11.2	49,020
		4	フィンランド	9.0	40,598	4	デンマーク	10.1	44,013
		5	デンマーク	8.3	37,484	5	フィンランド	8.2	36,025
		8	日本	5.7	25,439	8	日本	5.7	24,910

国際機関名		2011年				2012年			
8	国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)	順位	国・機関名	拠出率(%)	拠出額(千ドル)	順位	国・機関名	拠出率(%)	拠出額(千ドル)
		1	米国	24.2	239,441	1	米国	26.2	233,329
		2	EC	19.4	192,444	2	EC	22.9	204,098
		3	サウジアラビア	7.8	76,784	3	英国	7.8	68,785
		4	英国	7.7	76,230	4	スウェーデン	6.1	54,331
		5	スウェーデン	5.7	56,650	5	ノルウェー	3.5	31,583
		11	日本	1.6	15,524	8	日本	2.5	22,469
9	国連開発計画 (UNDP)	順位	国 名	拠出率(%)	拠出額(千ドル)	順位	国 名	拠出率(%)	拠出額(千ドル)
		1	ノルウェー	13.6	132,499	1	ノルウェー	16.3	137,820
		2	スウェーデン	10.7	104,766	2	スウェーデン	12.2	103,376
		3	オランダ	9.7	94,850	3	英国	10.3	87,802
		4	英国	9.0	87,814	4	日本	9.5	80,472
		5	米国	8.6	84,060	5	米国	9.3	78,404
		6	日本	8.4	82,115	6	オランダ	8.4	71,429
10	世界保健機関 (WHO)	順位	国 名	分担率(%)	分担額(千ドル)	順位	国 名	分担率(%)	分担額(千ドル)
		1	米国	22.0	102,172	1	米国	22.0	109,880
		2	日本	12.5	58,196	2	日本	12.5	58,196
		3	ドイツ	8.0	37,240	3	ドイツ	8.0	37,240
		4	英国	6.6	30,673	4	英国	6.6	30,672
		5	フランス	6.1	28,438	5	フランス	6.1	30,920
11	国際復興開発銀行 (IBRD)	順位	国 名	出資率(%)	出資額(百万ドル)	順位	国 名	出資率(%)	出資額(百万ドル)
		1	米国	16.7	46,384	1	米国	16.7	46,384
		2	日本	7.2	19,958	2	日本	7.2	19,958
		3	ドイツ	4.2	11,650	3	中国	4.6	12,859
		4	フランス	3.9	10,906	4	ドイツ	4.2	11,650
		4	英国	3.9	10,906	5	フランス・英国	3.9	10,906
12	国際開発協会 (IDA)	順位	国 名	出資率(%)	出資額(百万ドル)	順位	国 名	出資率(%)	出資額(百万ドル)
		1	米国	12.1	904	1	米国	12.1	904
		2	英国	12.0	899	2	英国	12.0	899
		3	日本	10.9	814	3	日本	10.9	814
		4	ドイツ	6.5	483	4	ドイツ	6.5	483
		5	フランス	5.0	376	5	フランス	5.0	376
13	国際通貨基金 (IMF)	順位	国 名	出資率(%)	出資額(百万SDR)	順位	国 名	出資率(%)	出資額(百万SDR)
		1	米国	17.7	42,122	1	米国	17.7	42,122
		2	日本	6.6	15,629	2	日本	6.6	15,629
		3	ドイツ	6.1	14,566	3	ドイツ	6.1	14,566
		4	フランス	4.5	10,739	4	フランス	4.5	10,739
		4	英国	4.5	10,739	4	英国	4.5	10,739
14	アジア開発銀行 (ADB)	順位	国 名	出資率(%)	出資額(百万ドル)	順位	国 名	出資率(%)	出資額(百万ドル)
		1	日本	15.7	25,434	1	日本	15.7	25,461
		1	米国	15.7	25,434	1	米国	15.7	25,461
		3	中国	6.5	10,501	3	中国	6.5	10,513
		4	インド	6.4	10,317	4	インド	6.4	10,329
		5	オーストラリア	5.8	9,430	5	オーストラリア	5.8	9,440

国際機関名		2011年				2012年			
15	アジア 開発基金 (ADF)	順位	国名	拠出率(%)	拠出額(百万ドル)	順位	国名	拠出率(%)	拠出額(百万ドル)
		1	日本	35.0	1,612	1	日本	35.0	1,612
		2	米国	10.0	461	2	米国	10.0	461
		3	オーストラリア	6.5	299	3	オーストラリア	6.5	299
		4	英国	5.1	233	4	英国	5.1	233
		5	ドイツ	4.8	222	5	ドイツ	4.8	222
16	アフリカ 開発銀行 (AfDB)	順位	国名	出資率(%)	出資額(百万ドル)	順位	国名	出資率(%)	出資額(百万ドル)
		1	ナイジェリア	9.3	9,379	1	ナイジェリア	9.3	9,389
		2	米国	6.6	6,655	2	米国	6.6	6,662
		3	日本	5.5	5,516	3	日本	5.5	5,522
		4	エジプト	5.4	5,428	4	エジプト	5.4	5,434
		5	南アフリカ	4.8	4,861	5	南アフリカ	4.8	4,867
17	アフリカ 開発基金 (AfDF)	順位	国名	出資率(%)	出資額(百万ドル)	順位	国名	出資率(%)	出資額(百万ドル)
		1	英国	14.0	879	1	英国	14.0	880
		2	ドイツ	9.5	595	2	ドイツ	9.5	595
		3	米国	9.3	585	3	米国	9.3	586
		4	フランス	8.7	547	4	フランス	8.7	547
		5	日本	6.7	422	5	日本	6.7	422
18	米州開発銀行 (IDB)	順位	国名	出資率(%)	出資額(百万ドル)	順位	国名	出資率(%)	出資額(百万ドル)
		1	米国	30.0	51,314	1	米国	30.0	51,314
		2	アルゼンチン	10.8	18,385	2	アルゼンチン	11.4	19,415
		2	ブラジル	10.8	18,385	2	ブラジル	11.4	19,415
		4	メキシコ	6.9	11,818	4	メキシコ	7.3	12,481
		5	ベネズエラ	5.8	9,850	5	日本	5.0	8,551
		6	日本	5.0	8,551				
19	欧州復興 開発銀行 (EBRD)	順位	国名	出資率(%)	出資額(百万ユーロ)	順位	国名	出資率(%)	出資額(百万ユーロ)
		1	米国	10.1	3,001	1	米国	10.1	3,001
		2	日本	8.6	2,557	2	日本	8.6	2,557
		2	英国	8.6	2,557	2	英国	8.6	2,557
		2	フランス	8.6	2,557	2	フランス	8.6	2,557
		2	ドイツ	8.6	2,557	2	ドイツ	8.6	2,557
		2	イタリア	8.6	2,557	2	イタリア	8.6	2,557

*1 上記の実績には国際機関を通じた事業に対する援助(二国間援助の一部)を含む場合がある

*2 国連工業開発機関(UNIDO)について、英国は2011年に脱退を表明し、2012年は前年と同額を負担した。したがって分担率は記していない。

*3 11、14、16、18、19の機関は、これまでの出資額の累計(コミットメントベース)

*4 12、15、17の機関は、表示年の年末が含まれる増資期間における出資または拠出額

*5 13の機関は、これまでの出資額の累計

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	援助をめぐる国際的な動き
2012.10	JICA海外投融資の本格再開	2012.10	IMF世銀東京総会 10 ミャンマーに関する東京会合（於：東京）
2012.11	キューバにおけるハリケーン・サンディ被害に対する緊急援助物資の供与 11 日・ASEAN首脳会議（於：カンボジア、プノンペン） 11 ハイチにおけるハリケーン・サンディ被害に対する緊急無償資金協力 11 外貨返済型円借款の導入	11	アジア欧州会合（ASEM）第9回首脳会合（於：ラオス、ビエンチャン）
12	フィリピンにおける台風被害に対する緊急援助物資の供与、緊急無償資金協力 12 ハイチにおける国際連合平和維持活動に従事している日本国の施設部隊の資機材の現地政府に対する一部贈与の実施	11-12	国連気候変動枠組条約第18回締約国会議（於：カタール、ドーハ） 12 第4回シリア・フレンズ会合（於：モロッコ、マラケシュ）
2013.1	ミャンマーに対する債務救済措置（債務免除方式）約1,274億円 締結 1 ミャンマーに対する社会経済開発支援計画（有償資金協力 約1,989億円） 締結 2 南スーダンにおけるODA事業と自衛隊の活動との連携（ジュバ市コミュニティ道路整備計画実施） 2 中東・北アフリカ地域に対する支援（134億円）の決定 3 TICADV 閣僚級準備会合にてアフリカの成長と繁栄の重要な土台である平和と安定のため、約5.5億ドルの支援を表明（於：エチオピア、アディスアベバ） 3 アフリカ主導国際マリ支援ミッション（AFISMA）に対する緊急無償資金協力（人道的地雷除去活動を支援） 3 ハイチ復旧・復興および人材育成等支援（日・UNDPパートナーシップ基金に約163万ドル拠出） 4 「円借款の戦略的活用のための改善策」を発表 4-5 安倍総理大臣中東訪問（中東・北アフリカの安定と繁栄のための支援として、約22億ドルの支援を表明）	2013.1	アフリカ主導国際マリ支援ミッション（AFISMA）に関する支援会合開催（於：エチオピア、アディスアベバ） 1 シリア人道支援会合（於：クウェート） 3 イエメン・フレンズ第5回閣僚会合（於：英国、ロンドン） 3 第4回アジア開発フォーラム（於：インドネシア、ジャカルタ） 4 G8 外相会合（於：英国、ロンドン） 4-5 国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）第69回総会（於：タイ、バンコク）

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	援助をめぐる国際的な動き
5	国際保健外交戦略の策定	5	英国・ソマリア共催 ソマリア支援会議(於:英国、ロンドン)
5	ミャンマーに対する債務救済措置(債務免除方式)約1,886億円締結	5	ポスト2015年開発アジェンダに関するハイレベル・パネル報告書の提出
5	ミャンマーに対する有償資金協力3件、約510億円締結		
5	安倍総理大臣のウォールストリート・ジャーナル紙へのTICAD VIに関する寄稿「日本はアフリカの開発に尽力する」		
6	第5回 アフリカ開発会議(TICAD V)にて今後5年間でODA約1.4兆円を含む、最大3.2兆円の官民の取組でアフリカの成長を支援することを表明(於:横浜)	6	G8 サミット(於:英国、ロッキン・アーン)
6	シリア周辺国の負担軽減として、ヨルダン政府に対する約1.2億ドルの円借款を表明		
6	シリア国内避難民および難民に対する緊急無償資金協力		
6	平成25年度国際協力重点方針を公表		
7	岸田外務大臣は、イスラエル、パレスチナ、ヨルダンの閣僚と「平和と繁栄の回廊」構想の第4回4者協議閣僚級会合を実施(於:パレスチナ自治区、ジェリコ)	7	第4回WTO「貿易のための援助(AfT)」グローバル・レビュー会合(於:スイス、ジュネーブ)
8	ソマリアにおけるポリオ対策のための緊急無償資金協力		
9	シリア難民支援や周辺国支援として、6,000万ドル相当の追加支援を発表	9	G20 サミット(於:ロシア、サンクトペテルブルク)
9	安倍総理大臣の医学誌ランセットへの寄稿「我が国の国際保健外交戦略—なぜ今重要か—」	9	G20 シリア人道支援会合(於:ロシア、サンクトペテルブルク)
9	安倍総理大臣は国連総会にて、「女性が輝く社会」の実現に向けて今後3年間で30億ドルを超すODAの実施を表明	9	ソマリア・ニューディール会合(於:ベルギー、ブリュッセル)
9	国連総会のサイドイベント「ポスト2015:保健と開発」を主催	9	障害と開発に関するハイレベル会合(於:米国、ニューヨーク)
9	日・アフリカ地域経済共同体(RECs)議長国首脳会合(於:米国、ニューヨーク)	9	第68回国連総会(於:米国、ニューヨーク)
		9	MDGs特別イベント(於:米国、ニューヨーク)
		9	G8ドーヴィル・パートナーシップ外相会合(於:米国、ニューヨーク)
		9	女性と平和構築ハイレベル閣僚級会合(於:米国、ニューヨーク)
		9	シリア・フレンズ閣僚会合(於:米国、ニューヨーク)
10	太平洋・島サミット第2回中間閣僚会合(於:東京)	10	ASEAN関連首脳会議(於:ブルネイ、バンダルスリブガワン)
10	安倍総理大臣トルコ訪問(ボスボラス海峡横断海底地下鉄の開通式典への参加)	10	「水銀に関する水俣条約」外交会議(於:熊本市、水俣市)

① 政府開発援助大綱(2003年8月閣議決定)

政府開発援助大綱の改定について

平成15年8月29日

閣 議 決 定

平成4年に閣議にて決定された政府開発援助（ODA）大綱は、これまで10年以上にわたって我が国の援助政策の根幹をなしてきた。この間、国際情勢は激変し、今や我が国を含む国際社会にとって平和構築をはじめとする新たな開発課題への対応が急務となっている。こうした中で多くの先進国は、開発途上国が抱える深刻な問題に対してODAを通じた取組を強化している。また、政府、国際機関のみならず、様々な主体が開発途上国への支援を行い、相互の連携を深めている。

我が国としては、日本国憲法にのっとり、国力にふさわしい責任を果たし、国際社会の信頼を得るためにも、新たな課題に積極的に取り組まなければならない。そのためには、ODAに対する国民の理解を得ることが重要であり、国内の経済財政状況や国民の意見も十分踏まえつつ、ODAを効果的に実施することが不可欠である。

このような考えの下、ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性を高めるとともに、幅広い国民参加を促進し、我が国のODAに対する内外の理解を深めるため、次のとおりODA大綱を改定する。

政府開発援助大綱

I. 理念 — 目的、方針、重点

1. 目的

我が国ODAの目的は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することである。

これまで我が国は、アジアにおいて最初の先進国となった経験をいかし、ODAにより経済社会基盤整備や人材育成、制度構築への支援を積極的に行ってきた。その結果、東アジア諸国をはじめとする開発途上国の経済社会の発展に大きく貢献してきた。

一方、冷戦後、グローバル化の進展する中で、現在の国際社会は、貧富の格差、民族的・宗教的対立、紛争、テロ、自由・人権及び民主主義の抑圧、環境問題、感染症、男女の格差など、数多くの問題が絡み合い、新たな様相を呈している。

特に、極度の貧困、飢餓、難民、災害などの人道的問題、環境や水などの地球的規模の問題は、国際社会全体の持続可能な開発を実現する上で重要な課題である。これらの問題は、国境を超えて個々の人間にとっても大きな脅威となっている。

また、最近、多発する紛争やテロは深刻の度を高めており、これらを予防し、平和を構築するとともに、民主化や人権の保障を促進し、個々の人間の尊厳を守ることは、国際社会の安定と発展にとっても益々重要な課題となっている。

我が国は、世界の主要国の一つとして、ODAを積極的に活用し、これらの問題に率先して取り組む決意である。こうした取組は、ひいては各国との友好関係や人の交流の増進、国際場裡における我が国の立場の強化など、我が国自身にも様々な形で利益をもたらすものである。

さらに、相互依存関係が深まる中で、国際貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料などを海外に大きく依存する我が国としては、ODAを通じて開発途上国の安定と発展に積極的に貢献する。このことは、我が国の安全と繁栄を

確保し、国民の利益を増進することに深く結びついている。特に我が国と密接な関係を有するアジア諸国との経済的な連携、様々な交流の活発化を図ることは不可欠である。

平和を希求する我が国にとって、ODAを通じてこれらの取組を積極的に展開し、我が国の姿勢を内外に示していくことは、国際社会の共感を得られる最もふさわしい政策であり、ODAは今後とも大きな役割を担っていくべきである。

2. 基本方針

このような目的を達成するため、我が国は以下の基本方針の下、ODAを一層戦略的に実施する。

(1) 開発途上国の自助努力支援

良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。このため、開発途上国の自主性（オーナーシップ）を尊重し、その開発戦略を重視する。

その際、平和、民主化、人権保障のための努力や経済社会の構造改革に向けた取組を積極的に行っている開発途上国に対しては、これを重点的に支援する。

(2) 「人間の安全保障」の視点

紛争・災害や感染症など、人間に対する直接的な脅威に対処するためには、グローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点で考えることが重要である。このため、我が国は、人づくりを通じた地域社会の能力強化に向けたODAを実施する。また、紛争時より復興・開発に至るあらゆる段階において、尊厳ある人生を可能ならしめるよう、個人の保護と能力強化のための協力を行う。

(3) 公平性の確保

ODA政策の立案及び実施に当たっては、社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮するとともに、ODAの実施が開発途上国の環境や社会面に与える影響などに十分注意を払い、公平性の確保を図る。

特に男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。

(4) 我が国の経験と知見の活用

開発途上国の政策や援助需要を踏まえつつ、我が国の経済社会発展や経済協力の経験を途上国の開発に役立てるとともに、我が国が有する優れた技術、知見、人材及び制度を活用する。

さらに、ODAの実施に当たっては、我が国の経済・社会との関連に配慮しつつ、我が国の重要な政策との連携を図り、政策全般の整合性を確保する。

(5) 国際社会における協調と連携

国際社会においては、国際機関が中心となって開発目標や開発戦略の共有化が進み、様々な主体が協調して援助を行う動きが進んでいる。我が国もこのような動きに参加して主導的な役割を果たすよう努める。同時に、国連諸機関、国際開発金融機関、他の援助国、NGO、民間企業などとの連携を進める。特に、専門的知見や政治的中立性を有する国際機関と我が国のODAとの連携を強化するとともに、これらの国際機関の運営にも我が国の政策を適切に反映させていくよう努める。

さらに、我が国は、アジアなどにおけるより開発の進んだ途上国と連携して南南協力を積極的に推進する。また、地域協力の枠組みとの連携強化を図るとともに、複数国にまたがる広域的な協力を支援する。

3. 重点課題

以上の目的及び基本方針に基づき、我が国は以下の課題に重点的に取り組む。

(1) 貧困削減

貧困削減は、国際社会が共有する重要な開発目標であり、また、国際社会におけるテロなどの不安定要因を取り除くためにも必要である。そのため、教育や保健医療・福祉、水と衛生、農業などの分野における協力を重視し、開発途上国の人間開発、社会開発を支援する。同時に、貧困削減を達成するためには、開発途上国の経済が持続的に成長し、雇用が増加するとともに生活の質も改善されることが不可欠であり、そのための協力も重視する。

(2) 持続的成長

開発途上国の貿易、投資及び人の交流を活性化し、持続的成長を支援するため、経済活動上重要となる経済社会基盤の整備とともに、政策立案、制度整備や人づくりへの協力も重視する。このような協力には、知的財産権の適切な保護や標準化を含む貿易・投資分野の協力、情報通信技術（ICT）の分野における協力、留学生の受入れ、研究協力なども含まれる。

また、我が国のODAと途上国の開発に大きな影響を有する貿易や投資が有機的連関を保ちつつ実施され、総体として開発途上国の発展を促進するよう努める。このため、我が国のODAと貿易保険や輸出入金融などODA以外の資金の流れとの連携の強化にも努めるとともに、民間の活力や資金を十分活用しつつ、民間経済協力の推進を図る。

(3) 地球的規模の問題への取組

地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、麻薬、国際組織犯罪といった地球的規模の問題は、国際社会が直ちに協調して対応を強化しなければならない問題であり、我が国もODAを通じてこれらの問題に取り組むとともに、国際的な規範づくりに積極的な役割を果たす。

(4) 平和の構築

開発途上地域における紛争を防止するためには、紛争の様々な要因に包括的に対処することが重要であり、そのような取組の一環として、上記のような貧困削減や格差の是正のためのODAを実施する。さらに、予防や紛争下の緊急人道支援とともに、紛争の終結を促進するための支援から、紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援まで、状況の推移に即して平和構築のために二国間及び多国間援助を継ぎ目なく機動的に行う。

具体的には、ODAを活用し、例えば和平プロセス促進のための支援、難民支援や基礎生活基盤の復旧などの人道・復旧支援、元兵士の武装解除、動員解除及び社会復帰（DDR）や地雷除去を含む武器の回収及び廃棄などの国内の安定と治安の確保のための支援、さらに経済社会開発に加え、政府の行政能力向上も含めた復興支援を行う。

4. 重点地域

上記の目的に照らせば、日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄に大きな影響を及ぼし得るアジアは重点地域である。ただし、アジア諸国の経済社会状況の多様性、援助需要の変化に十分留意しつつ、戦略的に分野や対象などの重点化を図る。特に、ASEANなどの東アジア地域については、近年、経済的相互依存関係が拡大・深化する中、経済成長を維持しつつ統合を強化することにより地域的競争力を高める努力を行っている。我が国としては、こうした東アジア地域との経済連携の強化などを十分に考慮し、ODAを活用して、同地域との関係強化や域内格差の是正に努める。

また、南アジア地域における大きな貧困人口の存在に十分配慮するとともに、中央アジア地域については、コーカサス地域も視野に入れつつ、民主化や市場経済化への取組を支援する。

その他の地域についても、この大綱の目的、基本方針及び重点課題を踏まえて、各地域の援助需要、発展状況に留

意しつつ、重点化を図る。

具体的には、アフリカは、多くの後発開発途上国が存在し、紛争や深刻な開発課題を抱える中で、自助努力に向けた取組を強化しており、このために必要な支援を行う。

中東は、エネルギー供給の観点や国際社会の平和と安定の観点から重要な地域であるが、中東和平問題をはじめ不安定要因を抱えており、社会的安定と平和の定着に向けた支援を行う。

中南米は、比較的開発の進んだ国がある一方、脆弱な島嶼国を抱え、域内及び国内の格差が生じていることに配慮しつつ、必要な協力をを行う。

大洋州は、脆弱な島嶼国が多いことを踏まえて協力をを行う。

II. 援助実施の原則

上記の理念にのっとり、国際連合憲章の諸原則（特に、主権、平等及び内政不干渉）及び以下の諸点を踏まえ、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係などを総合的に判断の上、ODAを実施するものとする。

- (1) 環境と開発を両立させる。
- (2) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。
- (3) テロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど国際平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入などの動向に十分注意を払う。
- (4) 開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う。

III. 援助政策の立案及び実施

1. 援助政策の立案及び実施体制

(1) 一貫性のある援助政策の立案

この大綱の下に、政府全体として一体性と一貫性をもってODAを効率的・効果的に実施するため、基本方針で述べたような国際社会における協調と連携も視野に入れつつ、中期政策や国別援助計画を作成し、これらにのっとりODA政策の立案及び実施を図る。特に国別援助計画については、主要な被援助国について作成し、我が国の援助政策を踏まえ、被援助国にとって真に必要な援助需要を反映した、重点が明確なものとする。

これらの中期政策や国別援助計画に従い、有償・無償の資金協力及び技術協力の各援助手法については、その特性を最大限生かし、ソフト、ハード両面のバランスに留意しつつ、これらの有機的な連携を図るとともに、適切な見直しに努める。

(2) 関係府省間の連携

政府全体として一体性と一貫性のある政策を立案し、実施するため、対外経済協力関係閣僚会議の下で、外務省を調整の中核として関係府省の知見を活用しつつ関係府省間の人事交流を含む幅広い連携を強化する。そのために政府開発援助関係省庁連絡協議会などの協議の場を積極的に活用する。

(3) 政府と実施機関の連携

政府と実施機関（国際協力機構、国際協力銀行）の役割、責任分担を明確にしつつ、政策と実施の有機的な連携を確保すべく、人事交流を含む両者の連携を強化する。また、実施機関相互の連携を強化する。

(4) 政策協議の強化

ODA政策の立案及び実施に当たっては、開発途上国から要請を受ける前から政策協議を活発に行うことにより、その開発政策や援助需要を十分把握することが不可欠である。同時に、対話を通じて我が国の援助方針を開発途上国に示し、途上国の開発戦略の中で我が国の援助が十分いかされるよう、途上国の開発政策と我が国の援助政策の調整を図る。また、開発途上国の案件の形成、実施の面も含めて政策及び制度の改善のための努力を支援するとともに、そのような努力が十分であるかどうかを我が国の支援に当たって考慮する。

(5) 政策の決定過程・実施における現地機能の強化

援助政策の決定過程・実施において在外公館及び実施機関現地事務所などが一体となって主導的な役割を果たすよう、その機能を強化する。特に、外部人材の活用を含め体制を強化するための枠組みの整備に努める。また、現地を中心として、開発途上国の開発政策や援助需要を総合的かつ的確に把握するよう努める。その際、現地関係者を通じて、現地の経済社会状況などを十分把握する。

(6) 内外の援助関係者との連携

国内のNGO、大学、地方公共団体、経済団体、労働団体などの関係者がODAに参加し、その技術や知見をいかすことができるよう連携を強化する。また、開発途上国をはじめとして、海外における同様の関係者とも連携を図る。さらに、ODAの実施に当たっては我が国の民間企業の持つ技術や知見を適切に活用していく。

2. 国民参加の拡大

(1) 国民各層の広範な参加

国民各層による援助活動への参加や開発途上国との交流を促進するため、十分な情報を提供するとともに、国民からの意見に耳を傾け、開発事業に関する提案の募集やボランティア活動への協力などを行う。

(2) 人材育成と開発研究

専門性をもった人材を育成するとともに、このような人材が国内外において活躍できる機会の拡大に努める。同時に、海外での豊かな経験や優れた知識を有する者などの質の高い人材を幅広く求めてODAに活用する。

また、開発途上国に関する地域研究、開発政策研究を活発化し、我が国の開発に関する知的資産の蓄積を図る。

(3) 開発教育

開発教育は、ODAを含む国際協力への理解を促進するとともに、将来の国際協力の担い手を確保するためにも重要である。このような観点から、学校教育などの場を通じて、開発途上国が抱える問題、開発途上国と我が国の関わり、開発援助が果たすべき役割など、開発問題に関する教育の普及を図り、その際に必要とされる教材の提供や指導者の育成などを行う。

(4) 情報公開と広報

ODAの政策、実施、評価に関する情報を、幅広く、迅速に公開し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報することが重要である。このため、様々な手段を活用して、分かり易い形で情報提供を行うとともに、国民が我が国のODA案件に接する機会を作る。

また、開発途上国、他の援助国など広く国際社会に対して我が国のODAに関する情報発信を強化する。

3. 効果的実施のために必要な事項

(1) 評価の充実

事前から中間、事後と一貫した評価及び政策、プログラム、プロジェクトを対象とした評価を実施する。また、ODAの成果を測定・分析し、客観的に判断すべく、専門的知識を有する第三者による評価を充実させるとともに政府自身による政策評価を実施する。さらに、評価結果をその後のODA政策の立案及び効率的・効果的な実施に反映させる。

(2) 適正な手続きの確保

ODAの実施に当たっては、環境や社会面への影響に十分配慮する手続きをとるとともに、質や価格面において適正かつ効率的な調達が行われるよう努める。同時に、これらを確保しつつ、手続きの簡素化や迅速化を図る。

(3) 不正、腐敗の防止

案件の選定及び実施プロセスの透明性を確保し、不正、腐敗及び目的外使用を防止するための適切な措置をとる。また、外部監査の導入など監査の充実を通じて適正な執行の確保に努める。

(4) 援助関係者の安全確保

援助関係者の生命及び身体の安全の確保は、ODA実施の前提条件であり、安全関連情報を十分に把握し、適切な対応に努める。

IV. ODA大綱の実施状況に関する報告

ODA大綱の実施状況については、毎年閣議報告される「政府開発援助（ODA）白書」において明らかにする。

平成15年8月29日
閣 議 決 定

② 政府開発援助に関する中期政策

平成17年2月4日

1. 中期政策の位置付け

(1) 平成15年8月に閣議決定により改定された政府開発援助大綱（以下、ODA大綱）は、「この大綱の下に、ODA中期政策や国別援助計画を作成し、これらにのっとったODA政策の立案及び実施を図る」こととしている。また、旧ODA中期政策は、旧ODA大綱の下で平成11年8月に策定されたものであり、策定後5年が経過している。これらを踏まえ、今般、ODA中期政策を抜本的に見直し、ここに新たな中期政策（以下、新ODA中期政策）を策定する。

(2) ミレニアム開発目標（MDGs）、地球的規模の問題を始めとする開発課題への取組を進めるとともに、多発する紛争やテロを予防し、平和を構築することは、国際社会が直ちに協調して対応を強化すべき問題である。また、我が国と密接な関係を有する開発途上国との経済連携の推進等を通じ、これら諸国の持続的成長を図ることは重要な課題である。このような国際社会の直面する喫緊の課題への取組において、我が国としては、ODA大綱がODAの目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」と位置付けていることを踏まえ、戦略的かつ効率的なODAの活用を通じて、我が国の地位にふさわしい役割を果たす考えである。

このような考え方に基づき、新ODA中期政策では、ODA大綱のうち、考え方や取組等を内外に対してより具体的に示すべき事項を中心としたものとし、ODA大綱の基本方針の一つである「人間の安全保障の視点」、重点課題である「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」、そして「効率的・効果的な援助の実施に向けた方策」を取り上げ、我が国の考え方やアプローチ、具体的取組について記述し、大綱にのっとりODAを一層戦略的に実施するための方途を示す。

(3) 国別援助計画の策定に当たっては、ODA大綱に加え、大綱の内容を更に具体化した新ODA中期政策を併せて踏まえることとする。なお、新ODA中期政策における記載の有無は、ODA大綱に盛り込まれている事項自体の重要性や必要性等を変更するものではない。新ODA中期政策は向こう3～5年を念頭に置き、国内外の情勢を踏まえつつ、それ以前にも必要に応じ、実施状況を評価した上で改定することとする。

(4) ODAに対する国民の理解と支持を得るためにも、我が国ODAに関し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報し、援助活動への国民参加を促進することとする。また、評価を充実し、効果的な援助の実施に努めていく。

2. 「人間の安全保障」の視点について

(1) 「人間の安全保障」の考え方

(イ) 近年、グローバル化の深化により、国際社会はこれまでにない緊密な相互依存関係を持つようになった。しかし、同時に、テロや環境破壊、HIV/エイズ等の感染症、国際組織犯罪といった国境を越えた脅威、突然の経済危機や内戦などによる人道上の危機が増大している。これらに対応していくにはグローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点を導入する必要がある。

(ロ) 「人間の安全保障」は、一人一人の人間を中心に据えて、脅威にさらされ得る、あるいは現に脅威の下にある個人及び地域社会の保護と能力強化を通じ、各人が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目指す考え方である。具体的には、紛争、テロ、犯罪、人権侵害、難民の発生、感染症の蔓延、環境破壊、経済危機、災害といった「恐怖」

や、貧困、飢餓、教育・保健医療サービスの欠如などの「欠乏」といった脅威から個人を保護し、また、脅威に対処するために人々が自らのために選択・行動する能力を強化することである。

- (イ) 我が国としては、人々や地域社会、国が直面する脆弱性を軽減するため、「人間の安全保障」の視点を踏まえながら、「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」という4つの重点課題への取組を行うこととする。

(2)「人間の安全保障」の実現に向けた援助のアプローチ

「人間の安全保障」は開発援助全体にわたって踏まえるべき視点であり、以下のようなアプローチが重要である。

(イ) 人々を中心に据え、人々に確実に届く援助

支援の対象となっている地域の住民のニーズを的確に把握し、ODAの政策立案、案件形成、案件実施、モニタリング・評価に至る過程でできる限り住民を含む関係者との対話を行うことにより、人々に確実に届く援助を目指す。そのために様々な援助関係者や他の援助国、NGO等と連携と調整を図る。

(ロ) 地域社会を強化する援助

政府が十分に機能していない場合には、政府の行政能力の向上を図るとともに、政府に対する支援だけでは、援助が人々に直接届かないおそれがあることから、地域社会に対する支援や住民参加型の支援を組み合わせる。また、地域社会の絆を強め、ガバナンス改善を通じて地域社会の機能を強化することにより、「欠乏」や「恐怖」から地域社会の人々を保護する能力を高める。

(ハ) 人々の能力強化を重視する援助

人々を援助の対象としてのみならず、自らの社会の「開発の担い手」ととらえ、自立に向けての能力強化を重視する。具体的には、人々を保護し、保健、教育など必要な社会サービスを提供するだけでなく、職業訓練等を通じて生計能力の向上を図り、さらに、人々の能力の発揮に資する制度、政策を整備して、人々の「自立」を支援する。

(ニ) 脅威にさらされている人々への裨益を重視する援助

「人間の安全保障」の視点を踏まえた援助では、貧困を始めとする「欠乏からの自由」と紛争のような「恐怖からの自由」の双方を視野に入れ、人々が直面している脅威に対して、可能な限り包括的に対処していく必要がある。

また、その際、生命、生活及び尊厳が危機にさらされている人々、あるいはその可能性の高い人々がどこに分布し、何を必要としているのかを把握した上で重点的に援助を実施する。

(ホ) 文化の多様性を尊重する援助

人々が文化的背景のために差別されることなく、文化の多様性が尊重される社会の形成を支援する。また、文化の名の下に個人の人権や尊厳が脅かされないように配慮する。

(ヘ) 様々な専門的知識を活用した分野横断的な援助

貧困や紛争が発生する国々では、人々が直面する問題の構造は極めて複雑である。これらの問題に対処するためには、問題の原因や構造を分析し、必要に応じて様々な分野の専門的知見を活用して、分野横断的な支援を実施する。

- (註) 「人間の安全保障」の視点を理解する上で参考となる案件例を、本文末の附属に示した。なお、「人間の安全保障」の視点を踏まえた案件は、これらに限られるものではなく、今後ともその反映に努力していく。

3. 重点課題について

重点課題に取り組むに当たっては、ODA大綱の基本方針である開発途上国の自助努力（オーナーシップ）支援、「人間の安全保障」の視点、ジェンダーの視点や社会的弱者への配慮を含めた公平性の確保、政策全般の整合性の確保を含めた我が国の経験と知見の活用、南南協力の推進を含めた国際社会における協調と連携を踏まえる。

(1) 貧困削減

(イ) 貧困削減の考え方

- a. 開発途上地域では、いまだに約11億人が1日1ドル未満の貧しい生活を余儀なくされている。このような状況に対処するため、2000年9月に開催された国連ミレニアム・サミットを経て、貧困削減、ジェンダー格差、保健、教育、HIV/エイズを含む感染症の拡大防止、環境等について2015年までに達成すべき目標を盛り込んだミレニアム開発目標（MDGs）が設定された。MDGsはより良い世界を築くために国際社会が一体となって取り組むべき目標であり、我が国としては、その達成に向けて、効果的なODAの活用等を通じて積極的に貢献する。
- b. 貧困は、単に所得や支出水準が低いといった経済的な側面に加え、教育や保健などの基礎社会サービスを受けられないことや、ジェンダー格差、意思決定過程への参加機会がないことといった、社会的、政治的な側面も有する。MDGsは、多くが教育・保健といった社会セクターに関する目標である。同時に、東アジアにおける開発の経験が示すとおり、持続的な経済成長は貧困削減のための必要条件である。したがって、経済・社会の両側面から包括的に貧困削減の達成を目指す必要がある。
- c. それぞれの国の貧困を形成する要因は、その国の経済構造、政治、文化、社会、歴史、地理等の諸要因が複雑に絡み合ったものであり、各国の個別状況を十分踏まえて支援することが必要である。この観点から、開発途上国自身が策定する貧困削減戦略に貢献するとともに、その貧困削減戦略と整合性の取れた支援を行う。

(ロ) 貧困削減のためのアプローチ及び具体的取組

a. 発展段階に応じた分野横断的な支援

貧困は様々な要因を背景とし、また、貧困層の抱える問題は多様であることから、貧困削減に効果的に取り組むためには、分野横断的な援助が必要である。そのために、案件形成に先立って、国や地域ごとに異なる貧困事情の把握や貧困人口のニーズの分析に努める。貧困層にかかわる様々な情報収集のために、政府やNGO、大学、研究機関、民間企業等とのネットワークを強化する。また、分析に基づき、有償資金協力、無償資金協力、技術協力の二国間援助スキーム及び国際機関を活用した支援を国や地域ごとの事情や相手国の発展段階に応じて効果的に組み合わせる。

例えば、HIV/エイズ対策は、保健医療にとどまらない問題として、各種スキームを活用しつつ、セクター横断的な対策を行う。具体的には、予防及び自発的カウンセリングと検査（VCT）の強化に重点を置くが、同時に、地域保健医療システム全体の強化にも配慮する。また、ニーズに応じて感染者の雇用支援や、治療・ケア、感染者や家族、エイズ遺児等への社会的支援も行う。経済活動の発展に伴う人の移動・集中によるHIV/エイズ流行の危険性、児童や女性の人身売買、麻薬問題等に伴うHIV/エイズ感染リスクの拡大などを考慮し、必要に応じそれぞれの開発援助プログラムにエイズ対策を加えるよう配慮する。

b. 貧困層を対象とした直接的な支援

貧困削減を図る上で、貧困層に焦点を当てた直接的な支援は重要な意義がある。その際、人間の安全保障の視点から、貧困層や地域社会の能力を強化し、自らの生活に影響を与える援助政策の策定やプロジェクトの計画や実施段階において貧困層が参加できるようにすることが必要である。特に、草の根レベルで多様なニーズに応じた対応

が可能なNGO等と協働していく。

(i) 基礎社会サービスの拡充

貧困層の生活の質の向上を図るため、教育、保健、安全な水、居住の場の確保、電化等の基礎社会サービスの拡充を当該国のガバナンス改善も促進しながら積極的に支援する。例えば、貧しい地域で建設された学校で井戸、トイレの設置により衛生状態の改善及び意識の向上を図るほか、給食を通じて児童の栄養改善を図る。基礎社会サービス供給の強化の観点から、中央政府及び地方政府の能力強化や保健医療システム等の強化を支援すると同時に病院や学校へのアクセス改善を目的とした運輸・通信・電力インフラの整備を行う。また、サービスの質の向上を目的として、人材養成・研修、教材の普及を支援する。さらに、女性と子供の健康、リプロダクティブ・ヘルス、感染症対策、女性の能力構築に資する支援を行う。

(ii) 生計能力の強化

貧困層の貧困状態からの脱出を可能とするためには、貧困層の生計能力を強化し、自らの生産的活動を通じて収入確保を図ることが重要である。貧困層が裨益するような農産物市場や漁港、農道、灌漑施設等の小規模な経済インフラを整備し、小規模金融（マイクロファイナンス）支援や貧困層を対象とした失業プログラムを実施する。同時に、貧困層に対する技能訓練等、貧困層の能力開発を行う。

(iii) 突然の脅威からの保護

貧困層は経済危機、麻薬、犯罪等の社会問題や自然災害等に対して極めて脆弱であることから、こうした脅威からの保護及び対応能力の強化が重要となる。そのために、貧困層を対象とした失業対策、栄養改善プログラムや社会サービスの提供等の「セーフティ・ネット」の構築を支援する。2004年12月に発生したスマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害を踏まえ、「防災協力イニシアティブ」に基づき、地震、津波を始めとする自然災害に包括的かつ一貫性のある協力を行う。災害予防を国家政策、都市計画、地域計画に反映・定着させる上で必要な政策提言や制度構築、人材育成及び計画の着実な実施を支援する。また、災害発生後、被災者への支援が速やかに届けられるよう迅速な支援を実施するとともに、復興時において災害と貧困の悪循環を断つことにより、貧困層の災害への脆弱性の緩和に努める。

c. 成長を通じた貧困削減のための支援

貧困削減のためには、貧困層に対する直接的な支援と同様に、国全体あるいは貧困地域を含む地方全体の経済成長を促進して貧困削減につなげるアプローチが重要である。特に、貧困層に裨益効果をもたらす成長となるよう配慮する。

(i) 雇用創出

就業を通じた所得の向上は、貧困層の生活水準を高めるための重要な手段である。このため、特に、労働集約的な中小・零細企業育成を支援する。また、企業活動の基盤となる経済インフラ整備、零細企業の参入・国内外からの投資を拡大するための制度改革及び労働環境整備を支援する。文化面の魅力を活用して観光の振興を図ることは雇用の創出にもつながる。

(ii) 均衡の取れた発展

経済成長を遂げている国においても、地域間格差の問題が存在する。この格差は、多くの場合、貧しい農村地域と比較的恵まれた都市部との間で生じている。農村地域の発展のためには、農業生産性向上が重要であることから、農業関連政策立案支援、灌漑や農道等の生産基盤の強化、アフリカにおけるネリカ稻など生産技術の普及及び研究開発、住民組織の強化を支援する。加えて、農村地域における農産物加工、市場流通や食品販売の振興等の農業以外の経済活動の育成を支援する。

また、このような地域間格差が存在する都市部と村落地域を結びつける運輸、エネルギー、通信等の基幹インフラを整備する。その際、幹線道路に農道を結びつける等の工夫により、基幹インフラが貧困層による経済・社会活動への参加に役立つよう配慮をする。

都市部においても、人口増加や村落地域からの人口流入などにより極めて貧しい地区が存在している。労働集約的な中小・零細企業育成を支援し、特に都市部において小規模金融やその育成に資するような技術協力を行う。

なお、貧困層は自然資源を直接生活の糧としている場合が多いこともあり、環境劣化により特に深刻な影響を受けるため、成長を通じた貧困削減においては、特に持続可能な開発の視点に十分留意する。

d. 貧困削減のための制度・政策に関する支援

(i) 貧困削減のためには、法の下での平等に基づき貧困層の権利が保障され、政治に参画し、自らの能力を発揮できるようにする制度、政策の構築が重要である。そのため、人権の保障、法による統治、民主化の促進に資する支援を実施する。

(ii) 開発途上国政府が適切な開発戦略を策定し、実施できるよう能力向上を支援する。

(iii) 経済危機やインフレーションなどによる貧困層への影響を回避する観点から、適切な財政・金融政策を通じたマクロ経済の安定化は不可欠である。そのために、専門家派遣等を通じて政府関係者の能力強化を支援する。

(2) 持続的成長

(イ) 持続的成長の考え方

- a. 貧困を削減し、また、開発の成果を持続的なものとするためにも、開発途上国の持続的成長が不可欠である。持続的な経済成長のためには、民間セクターの主導的な役割が鍵となることから、ODAによって、貿易・投資を含む民間セクターの活動を促進することが重要である。加えて、ODAを通じて途上国の多角的自由貿易体制への参画を支援することも重要である。
- b. 国際貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料などを海外に大きく依存する我が国としては、ODAを通じて開発途上国の持続的成長のために積極的に貢献する。このことは、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利益を増進することに深く結びついている。
- c. 持続的成長の阻害要因を国ごとに分析し、各国の個別状況及び発展段階に応じて経済社会基盤の整備、政策立案・制度整備、人づくりを包括的に支援することが重要である。これらの包括的な支援を通じて各国の投資環境の改善と経済の持続的成長を追求する。
- d. 近年、各国間で進んでいる経済連携は、貿易・投資の自由化に加え、経済制度の調和を進めることにより、人、モノ、カネ、情報の国境を越えた流れを円滑化し、関係国全体の成長に資するという重要な意義がある。我が国は、東アジア地域を始め各国との経済連携の強化を進めているが、相手国のうち開発途上国に対しては、経済連携を強化し、その効果を一層引き出すための貿易・投資環境や経済基盤の整備を支援するため、ODAを戦略的に活用していく。

(ロ) 持続的成長のアプローチ及び具体的取組

a. 経済社会基盤の整備

民間セクターの活動を促進する上で、インフラは根本的な重要性を有する。我が国は、従来、経済成長の下支え

となる経済・社会インフラの整備を円借款などを通じて積極的に支援し、アジア地域を中心に経済成長の基盤整備に大きな役割を果たしてきた。経済・社会インフラ整備を促進するに当たっては適切な規模の中長期資金が必要であること、また、十分な自己財源や民間資金の流入を確保し得る開発途上国がまだ一部に限られていることにも留意する必要がある。この観点から、途上国の制度政策環境や債務管理能力などに留意しつつ、道路、港湾等の運輸インフラ、発電・送電施設、石油・天然ガス関連施設等のエネルギー関連インフラ、情報通信インフラ、生活環境インフラといった貿易・投資環境整備等に資する経済社会基盤の整備を支援する。また、インフラの維持管理と持続性の確保のため、インフラ整備への支援と併せて、分野ごとの課題に関する政策策定・対話の推進、人材育成等、インフラのソフト面での支援も行う。

インフラ整備が幅広い地域や国境を跨いで裨益をもたらす場合もあることから、支援を行うに当たっては、地域全体の発展という観点を考慮する。また、国境を越えた人・モノの移動の円滑化を確保する観点から保安上の問題への対処能力向上や安全対策を支援する。開発途上国にとってのODA以外の資金の重要性にかんがみ、民間資金及びODA以外の公的資金（OOF）との役割分担と連携や、民間セクターの参入等を図る官民パートナーシップ（PPP：Public Private Partnership）の構築を重視する。インフラの建設に当たっては、環境社会配慮を徹底する。

b. 政策立案・制度整備

経済社会基盤の整備に加え、マクロ経済の安定化、貿易や投資に関する政策・制度の構築、情報通信社会に関する政策・制度整備といったソフト分野の支援は、民間セクターが牽引する持続的な成長を促進する上で不可欠である。

マクロ経済の安定化に関しては、適切かつ持続可能な財政・金融政策、公的債務管理、経済政策の立案・実施に向けた支援を行うとともに、貿易・投資の拡大を見据えた産業政策、地方分権化を受けた地方振興策等の立案に向けた支援を重視する。具体的には、財務管理、金融、税務、税関分野の制度構築、人材育成のための支援を行い、また、地場産業や裾野産業の振興を支援する。特に市場経済移行段階の開発途上国に対しては、政策、制度構築、法整備、人材育成を含めた市場経済化支援を行う。

貿易・投資促進のための制度整備に関しては、各国の経済状況に配慮しつつ、政府調達、基準・認証制度、知的財産権保護制度、物流網構築やその運用に向けた支援を含め、国際経済ルールにのっとった制度整備を支援していく。汚職の撲滅、法・制度の改革、行政の効率化・透明化、地方政府の行政能力の向上は、民主的で公正な社会の実現のためにも、また、投資環境の改善のためにも重要であることから、ガバナンス分野で政府の能力向上を支援する。

c. 人づくり支援

人づくりは、労働力の質的な改善につながるとともに、新たな技術革新を生み出す力ともなる。我が国の経済発展の経験に照らしても、国の経済・社会開発や科学技術振興に必要な官民の人材育成が経済成長に果たした役割は大きい。したがって、開発途上国における基礎教育、高等教育及び職業訓練の充実に向けた支援に加え、我が国の高等教育機関への留学生の受入れなどを通じた幅広い分野における人材育成のための支援を行う。また、専門家の派遣や研修制度等を活用し、我が国の技術、知見、人材を活用して我が国の経験を伝えつつ、中小企業振興や情報通信を含む産業発展を始めとする様々な分野における人材育成を支援する。

d. 経済連携強化のための支援

地域レベルの貿易・投資の促進は、各国の経済成長に直接貢献するとともに、開発に必要な資金の動員や民間セクターの技術水準向上等に寄与する。このため、国や地域に跨る広域インフラの整備を行うほか、貿易・投資に関連する諸制度の整備や人材の育成を積極的に支援する。我が国が経済連携を推進している各国・地域に対しては、知的財産保護や競争政策等の分野における国内法制度構築支援や、税関、入国管理関連の執行改善・能力強化支援、情報通信技術（ICT）、科学技術、中小企業、エネルギー、農業、観光等の分野における協力を行う。

(3) 地球的規模の問題への取組

地球温暖化を始めとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、麻薬、国際組織犯罪といった地球的規模の問題は、国境を越えて個々の人間の生存にかかわる脅威である。国際社会の安全と繁栄を実現するために、我が国はODAを用いて積極的に貢献する。中期政策では、これらの地球的規模の問題のうち、特に貧困削減と持続的成長の達成に密接かつ包括的に関係する環境問題、及び2004年12月に発生したスマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害を踏まえ、地震、津波を始めとする自然災害への対応を取り上げる。

(イ) 環境問題及び災害への取組に関する考え方

- a. 環境と開発の両立を図り、持続可能な開発を進めていくことは世界共通の課題である。地球温暖化の進行、開発途上国における経済成長に伴う深刻な環境汚染、人口増加や貧困を背景とした自然環境の劣化の急速な進行などは、開発途上国の人々の生活の脅威となっている。これら環境問題の解決のためには、広範にわたる一貫した取組が必要である。また、地震や津波などによる災害は、発生直後の被害のみならずその後も人間の生存や社会経済開発を脅かす問題であり、その対応のためには開発途上国の自助努力を支援するとともに緊急対応、復興、予防の各段階に応じた包括的かつ一貫性のある取組が重要である。
- b. 我が国は、環境問題に対して、「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ（EcoISD）」、「京都イニシアティブ」などに基つき、また、災害問題に対して、「防災協力イニシアティブ」を踏まえて、ODAを活用して積極的に取り組む。

(ロ) 環境問題への取組に関するアプローチ及び具体的取組

①再生可能エネルギー、省エネルギーといった温室効果ガスの抑制・削減（京都メカニズム活用のための支援を含む。）、気候変動による悪影響への適応（気象災害対策を含む。）などの「地球温暖化対策」、②大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理などの「環境汚染対策」、及び、③自然保護区の保全管理、森林の保全・管理、砂漠化対策、自然資源管理などの「自然環境保全」の3つを重点分野として、以下のアプローチ及び具体的取組により協力を推進する。

a. 環境問題への取組に関する能力の向上

各国の実情に応じ、開発途上国の関係当局や研究機関などの環境問題への取組に関する能力を総合的に高めるため、人材育成支援を推進するとともに、的確な環境監視、政策立案、制度構築、機材整備などに対する協力を行う。

b. 環境要素の積極的な取り込み

我が国が策定する開発計画やプログラムなどに環境保全の要素を組み込むとともに、適切な環境社会配慮が実施又は確認された開発途上国の事業に対し協力を行う。

c. 我が国の先導的な働きかけ

政策対話、各種フォーラムなどの適切な協力方法を通じて開発途上国の環境意識の向上を図り、環境問題に対する取組を奨励する。

d. 総合的・包括的枠組みによる協力

地域レベルや地球規模の環境問題の解決のために、多様な形態の協力を効果的に組み合わせる総合的・包括的枠組による協力を実施する。

e. 我が国が持つ経験と科学技術の活用

我が国が環境問題を克服してきた経験・ノウハウや複雑化する環境問題に対する科学技術を活用した途上国への

支援を行う。それらの経験・ノウハウや、観測、データ解析、対策技術などに関する科学技術は、地方自治体、民間企業、各種研究機関、NGOなど我が国政府機関以外の組織にも幅広く蓄積されており、支援においてはそれらとの積極的な連携を図る。また、専門的知見や実施体制を有する国際機関などとの連携も図る。

(ハ) 災害への取組に関するアプローチ及び具体的取組

地震や津波などによる災害に対して我が国が国際的に高い比較優位を有する自国の経験や技術（観測などに関する科学技術を含む。）、人材を活用して、上記(ロ)と同様のアプローチにより取り組む。

(4) 平和の構築

(イ) 平和の構築の考え方

a. 冷戦後の国際社会では、地域・国内紛争が多く発生している。また、いったん停戦が成立した後、紛争が再発することも少なくない。紛争は、難民・国内避難民の発生、経済・社会基盤の破壊、統治組織の機能不全といった様々な問題を引き起こす。その結果、人々の生命や生活、尊厳を維持することが極めて困難となるほか、その国及び地域全体の開発も妨げられる。その意味で平和と安定は開発の前提条件である。

b. 平和の構築は、紛争の発生と再発を予防し、紛争時とその直後に人々が直面する様々な困難を緩和し、そして、その後長年にわたって安定的な発展を達成することを目的としている。紛争予防や紛争の終結段階における支援、紛争後の緊急人道援助、そして、中長期的な復興開発支援は、平和を定着させるために欠かせない。例えば、ODAによる雇用創出事業や病院、学校の復旧事業を通じ、人々は生計を立て保健・教育サービスを受けられるようになる。その結果、人々は「平和の配当」を実感し、社会の平和と安定につながる。

平和の構築に関する支援に当たっては、対立グループ間の対話など、和平のための政治的プロセスを十分踏まえて、これを促進するよう配慮する必要がある。さらに、政治、社会、歴史、文化といった各国又は地域の個別状況を十分踏まえる必要がある。

c. 我が国としては、国際機関や、他ドナー、さらには国内の民間部門やNGOと協力しつつ積極的に貢献する考えである。

(ロ) 平和の構築に向けたアプローチ及び具体的取組

我が国の平和の構築に関する支援には、現地の治安状況や政府の機能不全など様々な難しい障害があり得ることに留意する必要がある。我が国が平和の構築に取り組むに当たっては、支援関係要員の安全に最大限の配慮を払いつつ、できることを着実に実施するという姿勢で取り組むべきである。

a. 紛争前後の段階に応じた支援

紛争の予防・再発防止、紛争直後の段階から復興・再建段階、そして中長期的な開発といった段階に応じて、以下のような支援を行う。

(i) 紛争予防・再発防止のための支援

紛争のおそれのある国及び紛争後なお社会が不安定な状況にある国においては、紛争予防に十分配慮して開発援助を実施することが特に重要である。援助の対象地域や対象者の選定に当たっては、被援助国における紛争要因を歴史や文化を踏まえて正確に把握し、裨益対象が偏るなどして紛争を助長しないよう配慮する。また、例えば、環境保全やインフラ整備といった非政治的分野で地域協力プロジェクトを実施することによって、対立グループ間の対話と協力の促進を図る。また、紛争予防の観点から、兵器の拡散を防止することは重要であり、輸出入管理の強化、不正な武器の取引防止、法制度整備等に関する途上国の能力強化を支援する。

(ii) 紛争後直ちに必要となる緊急人道支援

紛争直後、難民や国内避難民を始めとする人々が自らの生命、生活を守るためには、最低限必要な「衣食住」にかかわる緊急人道支援を迅速かつ効果的に提供することが必要である。このため、難民・避難民の帰還や住居、食料、水、衛生、保健、教育などに関する緊急人道支援を実施する。

(iii) 紛争後の復興支援

復興支援においては、人材育成を支援しつつ、紛争により破壊された病院、学校、道路、公共交通、上下水道、エネルギー関連施設などの社会資本を復旧して、経済社会活動を軌道に乗せるための環境を整備することが必要である。このため、我が国は、社会資本の復旧を支援するとともに、政府の統治機能の回復のための選挙支援、法制度整備に関する支援、民主化促進のためのメディア支援等を実施する。

(iv) 中長期的な開発支援

中長期的な開発支援においては、開発を軌道に乗せることが必要である。このためには貧困削減や持続的成長を目的とする幅広い支援を実施する。

b. 一貫性のある支援

平和の構築の実施に当たっては、紛争前後の段階に応じて必要な対応を継ぎ目なく一貫性を持って行うことが不可欠であり、この観点から、紛争直後の段階から中長期的な支援に至るニーズを正確に把握することが必要である。そのため被援助国において、政府及び援助実施機関等の関係者との間で十分な意思疎通を図り、具体的なニーズの発掘や案件の形成に当たるとともに、我が国のODAの考え方等について認識の共有に努める。また、復興計画策定と即応的な復旧事業の形成を同時に行う緊急開発調査を活用しつつ、必要なタイミングで調査の結果得られた情報を活用できるよう準備しておく。そして、緊急人道支援からその後の復興開発協力へのスムーズな移行を確保し、両者の間で生じやすい空白（ギャップ）を極力解消していく。

c. 迅速かつ効果的な支援

紛争は、多数の難民・国内避難民の発生、インフラの破壊や統治組織の崩壊、食糧不足、貧困、病気の蔓延など様々な問題を引き起こす。このような危機的状況の下では、人間の生命、生活を保護するため迅速な対応が必要となる。国際機関、地域機関、内外のNGOなどと連携してより効果的な援助を実施する。

また、我が国が、今後、平和の構築を積極的・効果的に行っていくためには、平和の構築支援に携わる人材の育成が不可欠となる。そのため、JICA職員・専門家、コンサルタント、NGO等を対象とした各種研修を実施する。また、治安の状況に応じた協力形態を柔軟に活用するとともに、派遣される各人に対して治安対策研修を行う。必要なときに迅速な要員派遣を可能とする制度の整備を強化し大使館・JICAの体制を整備する。

d. 政府に対する支援と地域社会に対する支援の組み合わせ

紛争後の状況においては中央政府や地方政府がしばしば機能不全に陥る。政府の機能不全を緊急に補うため、地域社会に対する草の根レベルの支援を通じ保健医療、教育、飲料水、食料などの基礎社会サービス提供を行い、地域コミュニティの再生に努める。同時に、中央政府・地方政府の人材育成や制度整備を支援することによって政府の機能の回復に努め、早急に国として自立できるように努める。

e. 国内の安定と治安の確保のための支援

紛争が終了しても政府の治安を維持する能力が不十分である場合が多く、このために人々の安全が脅かされ、開発活動が妨げられ、さらには紛争再発に至ることもある。したがって、人道・復興支援と平行して、治安強化・紛争再発予防のために、ODA大綱との整合性に留意しつつ、警察支援、雇用創出を通じた除隊兵士の社会復帰、地雷

や小型武器を含む武器の回収及び廃棄、司法制度の改革等を支援する。

f. 社会的弱者への配慮

健康等を害している人や女性、児童等紛争により特に深刻な影響を受ける人々や紛争により直接の被害を受けた人々を速やかに保護する。地雷被害者を含む社会的弱者の能力強化に対し特段の配慮を図る。

g. 周辺国を視野に入れた支援

紛争国に隣接する国の中には、難民の流入、貿易や投資への悪影響など紛争に起因する問題に直面し、困難な状況に陥る場合がある。また、こうした周辺国は、紛争国と密接な関係を持っており、政治的な発言力を有していることから、仲介によって紛争解決に貢献することが可能であるほか、貿易や人の交流を通じて地域の安定・紛争予防に重要な役割を担っているケースも少なくない。他方、周辺国が紛争当事国内の特定勢力を支援し、勢力間の対立関係に周辺国間の力関係が反映された場合も多く見られる。したがって、このような事情を踏まえて紛争の解決や予防、地域の安定も念頭に置きつつ周辺国の支援を検討する。

4. 効率的・効果的な援助の実施に向けた方策について

(1) 援助政策の立案及び実施体制の強化の考え方

効率的・効果的な援助実施のためには、我が国の援助政策の立案及び実施の体制を強化し、政策立案から実施まで一貫性を持って行うことが重要である。我が国は主要な被援助国について、被援助国の開発計画や国際的な開発目標とも整合性を確保しつつ、国別援助計画及び重点課題別・分野別の援助方針を策定してきている。今後、我が国は国際機関や他ドナー等とも連携を強化しつつ、これらの政策立案能力を一層強化するとともに、政策を具体的な案件の形成・選定・実施につなげていくための体制を強化する。そのためには、被援助国と我が国の二国間関係、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえた開発ニーズや援助の実態を最も直接的に把握できる立場にある在外公館や援助実施機関現地事務所等、現地の機能を強化することが必須である。中期政策では、現地機能強化について具体的取組及び体制整備を取り上げる。

(2) 現地機能強化の具体的取組

我が国は、在外公館を中心にJICA、JBIC等、援助実施機関の現地事務所を主要なメンバーとして構成される現地ODAタスクフォース（以下、現地TF）を中心とした現地の機能強化に努めてきているが、これを更に推進するため、現地TF及び東京においては以下の具体的取組を強化する。なお、その際、援助政策の決定過程・実施において現地TFが主導的な役割を果たすよう、現地TFは、以下の具体的取組において積極的な参画・提言を行い、東京はこれらに関する現地TFの提言を尊重する。

なお、現地TFが設置されていない被援助国においても、在外公館がIT等を活用して援助実施機関の兼轄事務所等の協力を得つつ、可能な範囲内で、同様の努力を行い、東京もこれを尊重する。

(イ) 開発ニーズ等の調査・分析

現地TFは、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえた開発ニーズや被援助国自身の開発の取組についての調査・分析機能を強化する。その際、現地関係者を通じて、現地の経済社会情勢などを十分把握する。また、現地TFは、必要に応じて外部人材を活用するとともに、現地援助コミュニティ（主要ドナー諸国・国際機関、NGO、学術機関等を含む。）との情報交換等も行う。

東京は、政策支援型の開発調査や政策アドバイザーの派遣等をより機動的に活用することを通じて、これを支援する。

(ロ) 援助政策の立案・検討

a. 国別援助計画の策定への参画

国別援助計画は、上記(2)(イ)の被援助国の抱える開発ニーズ等を正確に把握した上で、外交的視点も入れつつ、向こう5年間程度の我が国援助の方向性や重点分野・項目を明確に示すものである。このような計画の策定や改定に当たり、現地TFは、援助計画が被援助国の開発計画や開発目標、更に国際的な開発目標と整合的な内容となるよう、現地援助コミュニティ（主要ドナー諸国・国際機関、NGO、学術機関等を含む。）との連携の在り方も視野に入れつつ、現場ならではの知見や経験を最大限に活用して積極的に参画する。

b. 重点課題別・分野別援助方針の策定への参画

現地TFは、上記(2)(ロ)a. の国別援助計画及び下記(2)(ロ)c. の政策協議を通じて明確にされた重点分野・項目に沿って、より具体的な重点課題別、分野別の援助方針策定に関して積極的に提言を行い、これにより、開発ニーズを真に反映した案件の形成・実施につなげることを目指す。東京は現地TFの提言を尊重する。

c. 政策協議の実施

現地TFは、国別援助計画及び重点課題別・分野別援助方針で示される中期的な取組の方針が実際の案件形成・要請・実施に反映されるよう、中期的視点から見た重点分野や政策・制度上の課題につき被援助国と認識を共有し、また、意見調整を行うため、必要に応じて東京からの参加者も得つつ、政策協議を実施する。

なお、国別援助計画が策定されていない国については、ODA大綱及び中期政策を踏まえ、政策協議を通じて現地TFが主導的に我が国援助の方向性や重点分野・項目を明確化する。

(ハ) 援助対象候補案件の形成・選定

a. 現地TFの主導的役割

現地TFは、援助案件の形成・選定のための精査において主導的役割を果たす。具体的には、現地TFは、被援助国の要請（要望調査結果）を東京に報告する際に、援助候補案件の優先度について東京に提言する。東京は、案件を選定する際に、こうした現地TFの提言を尊重する。

b. 援助手法の連携と見直しへの提言

我が国の援助が全体として最大の効果を上げるためには、各援助手法の有機的連携が重要である。このため、現地TFは、特に、無償資金協力、円借款、技術協力それぞれの援助手法の適切な役割分担を明確化しつつ、これら3手法が相当程度実施されている被援助国について、具体的な連携モデル案件の形成に努める。また、現地TFは、国際機関や他ドナーとの援助協調等の国際的な動向を踏まえつつ、当該国における援助手法の見直しの必要性と可能性につき、具体的提言を行う。東京は、現地TFからのこれら提言を踏まえて、援助手法の連携と見直しにつき検討する。

(ニ) 現地援助コミュニティとの連携強化

開発援助をめぐる国際的な取組として、援助コミュニティにおいて、ミレニアム開発目標（MDGs）を始めとする共通の開発目標や開発戦略の設定が進行している。こうした動向を踏まえ、現地TFは、我が国援助の効果を向上させる観点から、国際機関や他ドナーを始めとする現地援助コミュニティと緊密な連携を図りつつ、我が国の援助政策に沿った形で積極的に援助協調に参画していく。こうした取組は、現地において我が国の存在感を高めることにもつながり得る。特に、我が国の援助の重点分野において援助協調が推進されている場合には、我が国が主導的役割を果たすことも含め、被援助国政府の自助努力を促しつつ当該国の開発政策の策定・実施の過程に積極的に関与する。

(※) 被援助国における我が国関係者との連携強化

我が国が有する優れた技術、知見、人材、制度を活用することも重要であることから、現地TFは、被援助国において活動する我が国のNGOや学術機関、経済団体（現地に進出している民間企業を含む。）等との連携強化のため、これら関係者との意見交換を活発に行う。

(ハ) 我が国ODAのレビュー

現地TFは、被援助国に対する政策レベル及びプログラムレベルでのODA評価の結果等も参考にしつつ、被援助国に対するこれまでの我が国援助が所期の目的・意義を達成したか、目指すべき方向性は適切であったか、重点分野・重点項目の置き方は有効であったか、援助実施上の留意点には有効に対処できたか等についてレビューを行う。

また、現地TFは、このレビューの結果を踏まえて、国別援助計画や重点課題別・分野別援助方針の策定・改定等への参画に際して、適切な改善を図る。

(ヒ) 情報公開と広報

ODAに関する透明性向上を図るために、現地TFは、東京からの支援も得つつ、タスクフォースの活動、国別援助計画や政策協議等の内容について、ホームページ等を活用した積極的な広報に努める。

(3) 現地機能強化のための体制整備

上記(2)に列挙された現地の機能強化を行うためには、現地TFのみならず、東京も含めた体制の強化が重要である。このため、以下を始めとする具体的施策を可能な範囲で実施する。

(イ) 適切な人員配置と人材育成(外部人材の積極的な活用を含む。)

現地TF及び東京の両方において、援助業務に関する経験と高い実務能力を備えた人材及び現地の政治・経済・社会情勢に精通した人材等、政府内及び外部からの有為な人材を積極的に活用しつつ、適切な人員配置を行う。また、援助においては緊急に対応を必要とする場合もあることから、そのような事態にも柔軟に対応できるよう、機動的かつ柔軟な人員配置も併せて行う。

現地機能を強化する上で、援助協調等の国際的潮流や我が国援助の政策や実施の全般について広い経験と知見を有する人員の確保は必須であるため、現地TF及び東京の両方においてIT等も活用して研修を充実させることも含め、援助に携わる人材育成を通じて我が国援助の裾野を広げることを目指す。

(ロ) IT等を活用した情報・知見の共有の促進

東京は、現地TFが、特に(2)(ロ) b. の重点課題別・分野別援助方針等を策定するに当たって有益と考えられる関連情報や知見を、IT等を活用して積極的に現地TFに紹介・共有する。

附属

「人間の安全保障」の視点を理解する上で参考となる案件例（2004年現在実施中のもの）

●セネガルにおける住民参加型の給水整備

セネガルの村落地域には、井戸などの適切な給水施設が整備されていないため、多くの女性や子供達は日課として遠方まで水汲みに行かなければならず、また、安全な水が入手できないために極めて衛生状態が悪い地域が多く存在する。

我が国は、水の「欠乏」という脅威から住民を保護するため、無償資金協力により給水施設の整備を行った。給水施設の整備に加え、人々が持続的に自らの力でより良い生活を実現できるよう、技術協力により住民の能力強化につながる支援を行った。具体的には、我が国は村落レベルで給水設備の運営・維持管理が行えるよう、住民組織を形成して保守・点検方法や、料金徴収方法を研修したり、女性を始めとする地域住民の生活改善のために水衛生と関連付けて保健衛生教育を行った。また、これに関連して、給水施設管理の余剰金で住民自らが養鶏事業を始める等世帯収入が向上した。これらの活動は、人々の能力強化、村落の開発そのものを支援するものであり、また、女性や子供といった脆弱な層への支援、保健・衛生・教育分野等の分野横断的な支援や、他国の援助機関が普及に努めている住民組織モデルを活用することによる他機関との連携などを組み合わせたものである。

これらの我が国の援助によって、村落地域の多くの女性や子供達が水汲み労働から解放され、住民はより衛生的な生活を実現できるようになってきている。

●カンボジアにおける HIV/ エイズからの保護

カンボジアでは、HIV/エイズの感染率が高く、経済活動の活発化に伴う人の移動・集中によりHIV/エイズ感染が更に拡大するおそれがあり、その結果、住民や労働者がHIV/エイズの脅威にさらされる可能性がある。

我が国は、有償資金協力により支援したカンボジアのシハヌークビル港改修事業において、人々をHIV/エイズの脅威から保護し、また自らを守る能力を強化するためのプログラムを事業の中に取り込むなど、「人間の安全保障」の視点を反映させるよう工夫した。

具体的には、HIV/エイズという脅威から周辺住民を含む事業関係者を保護するために、労働者に検診を義務付け、またコンドーム配布を教育活動と組み合わせて人々の行動を変えるような措置を採ったり、労働者の中からリーダーを育成し仲間同士の会合の場で保健衛生についての知識を深めるような活動を行ったほか、HIV/エイズに対する問題提起や広報活動を広く行った。また、これらの活動が関係者に確実に浸透するよう現地のNGOと連携して実施した。

この試みの結果、HIV/エイズ及び性感染症に関する感染経路や予防手段等が認識され、労働及び住民自らが HIV/エイズ感染のリスクから身を守る能力が強化された。

3 現行の分野別開発政策一覧

分野	開発政策・イニシアティブ	概要
ジェンダー	ジェンダーと開発イニシアティブ (Initiative on Gender and Development(GAD)) 第49回 国連婦人の地位委員会(2005年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/gender/initiative.html	(1) 援助政策におけるジェンダー平等の視点の導入強化 (2) ジェンダー分析の強化および女性の参加促進 (3) ジェンダー平等を推進する政策・制度支援 (4) 国際社会・NGOとの連携強化 (5) 組織の能力向上および体制整備
教育	日本の教育協力政策2011-2015 MDGs国連首脳会合(2010年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/education/initiative.html	万人のための教育(EFA)およびミレニアム開発目標(MDGs)の達成と人間の安全保障の実現のため、2011～2015年の5年間で35億ドルの支援を行い、少なくとも700万人(延べ2,500万人)の子どもに質の高い教育環境を提供 (1) 基礎教育支援(「School for All」モデルにより、学校・コミュニティ・行政が一体となった包括的な学習環境の改善を行い、質の高い教育環境をすべての子どもと若者に提供することを目指す) (2) ポスト基礎教育支援(初等教育修了後の中等教育、職業訓練、高等教育など) (3) 疎外された子どもや脆弱国等手が届きにくいところへの支援
保健	国際保健政策2011-2015 MDGs国連首脳会合(2010年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/health/initiative.html	人間の安全保障の実現を通じたミレニアム開発目標(MDGs)達成のため、2011～2015年の5年間で50億ドルの支援を実施 (1) 母子保健(「EMBRACE」により、産前から産後まで切れ目のない手当を確保。他の開発パートナーと共に、43万人の母親と1,130万人の乳幼児の命を救う) (2) 三大感染症(世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)を通じた支援の強化、世界基金と我が国の二国間支援の補完性強化) (3) 国際的な公衆衛生緊急事態等への対応
水と衛生	水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ(WASABI: Water and Sanitation Broad Partnership Initiative) 第4回 世界水フォーラム・閣僚級国際会議(2006年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/wasabi_gai.html	(1) 統合水資源管理の推進 (2) 安全な飲料水と衛生の供給 (3) 食料生産等のための水利用支援 (4) 水質汚濁防止と生態系保全 (5) 水関連災害による被害の軽減
環境	気候変動対策に関する我が国の2012年までの途上国支援気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)(2009年12月)において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop15_g.html http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/pdfs/2012tojokoku.pdf	排出削減等の気候変動対策に取り組む途上国、および気候変動の悪影響に対して脆弱な途上国を広く対象として、2012年末までの約3年間で、官民合わせて約1兆7,500億円(おおむね150億ドル)規模の支援(うち公的資金1兆3,000億円(おおむね110億ドル))を表明。なお、2012年12月時点で官民合わせて約176億ドルを達成。
	生物多様性保全に関する途上国支援イニシアティブ(いのちの共生イニシアティブ) 生物多様性条約第10回締約国会議(CBD/COP10)(2010年10月)において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/environment/initiative.html	CBD/COP10で合意されたポスト2010年目標(愛知目標)の達成を目指す途上国の努力を支援するため、2010年からの3年間で、生物多様性保全に資する分野で総額20億ドルの支援を実施 【重点分野】 (1) 生態系の保全 途上国における住民の生活の保障と自然環境の保全の両立 保護区の適切な保護・管理の推進 (2) 持続可能な自然資源利用 自然資源の過剰な利用による生物多様性の損失の阻止 (3) 遺伝資源へのアクセスと利益の配分 途上国における遺伝資源の価値の発見と、その利用による利益配分の拡大
	「緑の未来」イニシアティブ 国連持続可能な開発会議(リオ+20)(2012年6月)において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/rio_p20/gaiyo.html	人間の安全保障を指導理念とし、世界のグリーン経済への移行、災害に強い社会づくりに貢献 (1) 環境未来都市の世界への普及 ・途上国の都市開発関係者を年間100人招聘 ・環境未来都市に関する国際会議を日本で開催 (2) 世界のグリーン経済移行への貢献 ・政策対話の強化(東アジア低炭素成長パートナーシップ対話、TICAD低炭素成長・気候変動に強靱な開発戦略) ・途上国に対し3年間で1万人規模の「緑の未来協力隊」を編成 ・再生可能エネルギー等の気候変動分野で3年間で30億ドルの支援 ・二国間オフセット・クレジット制度の構築 (3) 強靱な社会づくり ・開発および国際協力における防災の主流化の推進のため、2013～2015年の3年間に30億ドルの支援(世界防災閣僚会議in東北でも紹介)

分野	開発政策・イニシアティブ	概要
環境	途上国における環境汚染対策イニシアティブ 水銀に関する水俣条約外交会議（2013年10月）において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000140.html	公害を乗り越える過程で培ってきた環境技術を活用し、途上国の環境汚染対策を支援 (1) 2014年から3年間で大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理の3分野について総額20億ドルのODAによる支援を実施 (2) 水銀汚染防止に特化した人材育成事業の新設（3か年・JICA課題別研修：水俣病の教訓や我が国の水銀対策の共有、条約締結に向けた法整備手続き支援等）
貿易・投資	開発イニシアティブ2009 (Development Initiative for Trade 2009) WTO第2回貿易のための援助グローバル・レビュー会合(2009)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/21/eito_0706.html	「貿易のための援助 (Aid for Trade)」として以下を実施 (1) 3年間（2009～2011年）で総額120億ドルの二国間資金協力 (2) 途上国との貿易の最新の情報を踏まえた一般特惠関税制度（GSP）の改正 (3) Aftの効率化、保護主義の抑止、貿易金融等の関連分野への積極的な貢献
防災	防災協力イニシアティブ (Initiative for Disaster Reduction through ODA) 国連防災世界会議（2005年）で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/bosai_gaiyo.html 防災分野における途上国支援の資金コミットメント（リオ+20および世界防災閣僚会議in東北（2012年）で発表）	(1) 防災への優先度の向上 (2) 人間の安全保障の視点 (3) ジェンダーの視点 (4) ソフト面での支援の重要性 (5) 日本の経験、知識および技術の活用 (6) 現地適合技術の活用・普及 (7) 様々な関係者との連携促進 開発および国際協力における防災の主流化の推進のため、2013～2015年の3年間に30億ドルの支援

第3節 重債務貧困国(HIPCs^{*1})一覧

2013年6月末現在

	地域	国数	国名
完了時点 ^(※2) 到達国 (35か国)	アフリカ	29	ウガンダ、エチオピア、ガーナ、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、セネガル、タンザニア、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、リベリア、ルワンダ
	中東	1	アフガニスタン
	中南米	5	ガイアナ、ニカラグア、ハイチ、ボリビア、ホンジュラス
決定時点 ^(※3) 到達国 (1か国)	アフリカ	1	チャド
決定時点 ^(※3) 未到達国 (3か国)	アフリカ	3	エリトリア、ソマリア、スーダン

*1 HIPCs: Heavily Indebted Poor Countries

*2 決定時点に到達したHIPC諸国に対しては、中間救済としての債務救済が行われる。その後、新たな経済社会改革プログラムが実施され、良好な実績を示したと認められた場合、HIPC諸国は拡大HIPCイニシアティブの完了時点に到達し、包括的債務削減措置を受けることになる

*3 決定時点に到達するには、HIPC諸国は、債務救済により利用可能となる資金の使途についての指針を盛り込んだ貧困削減戦略文書（PRSP）を策定し、世銀／IMF理事会の承認を受ける必要がある。世銀／IMF理事会は、提出されたPRSPやIMFなどが当該HIPC認定国に求められた経済社会改革プログラムの実施実績などを参考に、また、債務国の債務返済能力状況の分析に基づいて当該HIPC認定国に対する同イニシアティブ適用の是非を決定する

第1節 DAC諸国の政府開発援助実績

図表 III-25 DAC諸国の政府開発援助実績(2012年)

(単位:百万ドル)

国名	支出純額ベース			支出総額ベース			
	順位	実績	対前年伸び率 (%)	順位	実績	構成比 (%)	対前年伸び率 (%)
米国	1	30,460	-1.0	1	31,036	22.5	-3.0
英国	2	13,659	-1.3	4	14,162	10.3	-0.1
ドイツ	3	13,108	-7.0	3	14,753	10.7	-5.4
フランス	4	12,106	-6.9	5	13,000	9.4	-9.9
日本	5	10,605	-2.1	2	18,662	13.5	-6.7
カナダ	6	5,678	4.0	6	5,727	4.1	4.0
オーストラリア	7	5,440	10.5	8	5,440	3.9	10.5
スウェーデン	8	5,242	-6.4	9	5,246	3.8	-6.4
ノルウェー	9	4,754	0.0	10	4,754	3.4	0.0
オランダ	10	4,424	-30.3	7	5,629	4.1	-14.2
スイス	11	3,022	-0.9	11	3,048	2.2	-1.8
デンマーク	12	2,718	-7.3	12	2,810	2.0	-6.4
イタリア	13	2,639	-39.0	13	2,734	2.0	-40.9
ベルギー	14	2,303	-18.0	14	2,303	1.7	-23.7
スペイン	15	1,948	-53.3	15	2,070	1.5	-53.8
韓国	16	1,551	17.1	16	1,602	1.2	17.0
フィンランド	17	1,320	-6.1	17	1,326	1.0	-7.0
オーストリア	18	1,112	0.1	18	1,116	0.8	0.0
アイルランド	19	809	-11.4	19	809	0.6	-11.4
ポルトガル	20	567	-19.9	20	605	0.4	-18.9
ニュージーランド	21	455	7.3	21	455	0.3	7.3
ポーランド	22	438	5.0		n.a.	n.a.	n.a.
ルクセンブルク	23	432	5.6	22	435	0.3	5.2
ギリシャ	24	324	-23.7	23	324	0.2	-23.7
チェコ	25	219	-12.4		n.a.	n.a.	n.a.
スロバキア	26	78	-9.2		n.a.	n.a.	n.a.
アイスランド	27	26	1.7	24	26	0.0	1.7
DAC諸国計		125,437	-6.7		138,072	100.0	-7.6

出典: DACプレスリリース、DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 DAC:経済協力開発機構開発援助委員会 OECD-DAC:Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee

*2 国名は政府開発援助実績(支出純額ベース)の順

*3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

*4 東欧および卒業国向け援助を除く

*5 日本以外は暫定値を使用

*6 掲載されているDAC加盟国は2013年11月末日時点のもの

図表 III-26 > DAC 諸国の政府開発援助形態別内訳 (2011 年)

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

順位	国名	政府開発 援助額	二国間政府開発援助				国際機関向け 政府開発援助
			計	無償資金	技術協力	政府貸付等	
1	米国	30,783	27,076	27,269	1,008	-1,202	3,707
2	ドイツ	14,093	8,736	2,799	4,731	1,207	5,357
3	英国	13,832	8,474	7,240	1,119	114	5,359
4	フランス	12,997	8,495	4,605	1,364	2,526	4,503
5	日本	10,831	6,943	5,820	2,747	-1,624	3,888
6	オランダ	6,344	4,336	4,084	453	-201	2,008
7	スウェーデン	5,603	3,642	2,989	653	—	1,961
8	カナダ	5,459	4,111	3,008	1,150	-47	1,347
9	オーストラリア	4,924	4,278	2,261	1,955	62	646
10	ノルウェー	4,756	3,562	2,997	279	286	1,194
11	イタリア	4,326	1,703	1,821	63	-181	2,623
12	スペイン	4,173	2,282	1,598	512	172	1,891
13	スイス	3,051	2,373	2,166	163	44	678
14	デンマーク	2,931	2,144	2,114	55	-24	787
15	ベルギー	2,807	1,739	1,431	513	-205	1,068
16	フィンランド	1,406	839	482	335	23	567
17	韓国	1,325	990	355	220	415	335
18	オーストリア	1,111	490	277	216	-3	621
19	アイルランド	914	604	595	8	—	310
20	ポルトガル	708	477	66	98	313	231
21	ギリシャ	425	154	65	89	—	271
22	ニュージーランド	424	330	265	64	—	95
23	ポーランド	417	90	67	—	23	327
24	ルクセンブルク	409	280	270	11	-1	130
25	チェコ	250	77	77	0	—	174
26	スロバキア	86	21	21	—	—	65
27	アイスランド	26	20	20	—	—	6
DAC諸国計		134,411	94,265	74,763	17,807	1,695	40,146
DAC諸国平均		4,978	3,491	2,769	660	63	1,487

出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

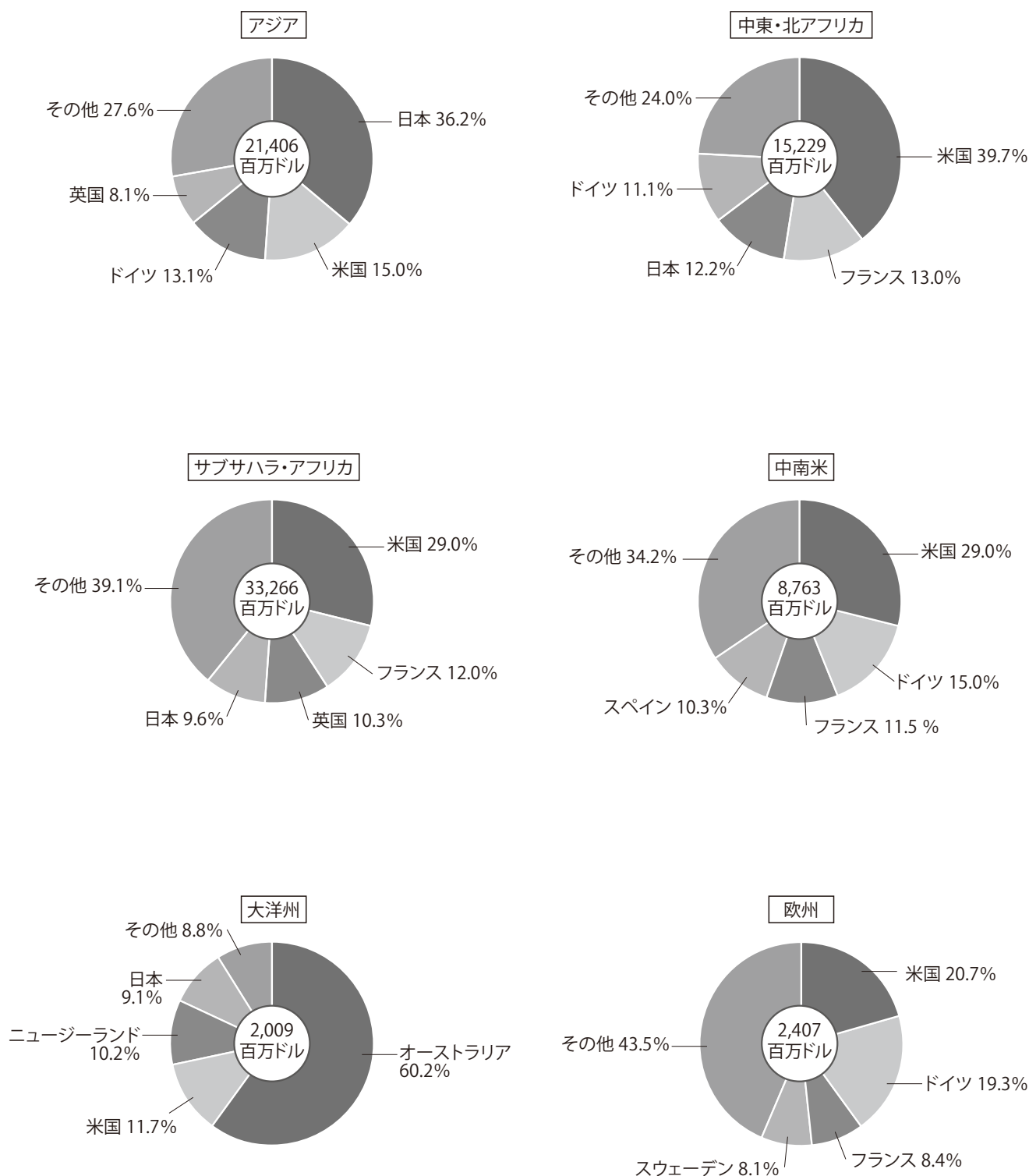
*1 順位は政府開発援助実績(支出純額ベース)の順

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

*3 東欧および卒業国向け援助を除く

*4 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す

図表 III-27 地域別実績における主要DAC援助国(2011年)



出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 支出総額ベース

*2 地域分類は図表III-12 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳に同じ

*3 東欧および卒業国向け援助を除く

*4 グラフ内数値はDAC諸国の援助実績の合計

図表 III-28 > DAC 諸国の贈与比率

(約束額ベース、2か年の平均値、単位：%)

国名	順位	2010/2011年	順位	2009/2010年
カナダ	1	100.0	1	100.0
ギリシャ	1	100.0	1	100.0
ルクセンブルク	1	100.0	1	100.0
オランダ	1	100.0	1	100.0
ニュージーランド	1	100.0	1	100.0
米国	1	100.0	6	100.0
アイルランド	7	100.0	7	100.0
オーストリア	8	99.8	8	99.7
スウェーデン	9	99.8	9	98.9
オーストラリア	10	98.9	12	98.2
ベルギー	11	98.4	14	97.7
スイス	12	98.1	11	98.8
デンマーク	13	97.8	10	98.8
フィンランド	14	97.3	13	98.0
イタリア	15	96.5	16	95.4
ノルウェー	16	95.6	15	97.4
英国	17	93.4	17	95.1
スペイン	18	88.2	18	88.7
ドイツ	19	78.0	19	81.0
フランス	20	68.0	21	67.6
ポルトガル	21	62.4	20	75.2
日本	22	54.7	22	52.3
韓国	23	45.3	23	45.7
チェコ		n.a.		n.a.
アイスランド		n.a.		n.a.
ポーランド		n.a.		n.a.
スロバキア		n.a.		n.a.
DAC諸国平均		85.8		86.3

出典：開発協力報告書

*1 国名は2010/2011年平均における贈与比率の高い順

*2 債務救済を除く

*3 %の数値は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、同一値で順位の異なる場合がある

図表 III-29 > DAC 諸国の贈与額

(2か年の平均値、単位：百万ドル)

国名	順位	2010/2011年	順位	2009/2010年
米国	1	31,575	1	30,409
英国	2	13,240	2	11,849
ドイツ	3	12,366	3	11,788
日本	4	11,559	5	9,723
フランス	5	10,835	4	10,884
オランダ	6	6,507	6	6,527
カナダ	7	5,382	8	4,649
スウェーデン	8	5,065	9	4,495
スペイン	9	4,645	7	5,749
ノルウェー	10	4,368	10	4,152
オーストラリア	11	4,328	11	3,234
イタリア	12	3,780	12	3,174
ベルギー	13	3,010	14	2,828
デンマーク	14	2,947	13	2,878
スイス	15	2,659	15	2,290
フィンランド	16	1,339	16	1,279
オーストリア	17	1,162	17	1,180
アイルランド	18	904	18	950
韓国	19	879	19	724
ギリシャ	20	466	20	557
ポルトガル	21	430	21	464
ルクセンブルク	22	408	22	409
ニュージーランド	23	383	24	326
ポーランド	24	364	23	337
チェコ	25	239	25	221
スロバキア	26	80	26	75
アイスランド	27	27	27	32
合計		128,948		121,183

出典：DAC統計 (DAC Statistics on OECD,STAT)

* 国名は2010/2011年平均における贈与額の多い順

図表 III-30 DAC 諸国のグラント・エレメント

(約束額ベース、2か年の平均値、単位：%)

国名	順位	2010 / 2011年	順位	2009 / 2010年
オーストリア	1	100.0	1	100.0
カナダ	1	100.0	1	100.0
デンマーク	1	100.0	1	100.0
ギリシャ	1	100.0	1	100.0
アイルランド	1	100.0	1	100.0
ルクセンブルク	1	100.0	1	100.0
オランダ	1	100.0	1	100.0
ニュージーランド	1	100.0	1	100.0
ノルウェー	1	100.0	1	100.0
スイス	1	100.0	1	100.0
英国	1	100.0	1	100.0
米国	1	100.0	1	100.0
スウェーデン	1	100.0	14	99.9
フィンランド	14	100.0	13	100.0
オーストラリア	15	99.7	16	99.4
イタリア	16	99.7	17	99.0
ベルギー	17	99.6	15	99.6
スペイン	18	97.8	18	97.2
韓国	19	93.8	19	93.5
ドイツ	20	89.8	21	91.0
ポルトガル	21	89.0	20	92.9
日本	22	88.9	22	87.6
フランス	23	85.0	23	86.1
チェコ		n.a.		n.a.
アイスランド		n.a.		n.a.
ポーランド		n.a.		n.a.
スロバキア		n.a.		n.a.
DAC諸国平均		95.6		95.4

出典：開発協力報告書

*1 国名は2010/2011年平均におけるグラント・エレメントの高い順

*2 債務救済を除く

*3 グラント・エレメント(GE:Grant Element) :援助条件の緩やかさを表示するための指標。商業条件(金利10%と仮定した場合)の借款をGE0%とし、条件(金利、返済期間、据置期間)が緩和されるに従ってGEの%が高くなり、贈与の場合はこれが100%となる

*4 %の数値は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、同一値で順位の異なる場合がある

図表 III-31 DAC 諸国の二国間政府開発援助のタイピング・ステータス

(約束額ベース、単位：%)

国名	アンタイド		部分アンタイド		タイド	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
ノルウェー	100.0	100.0	—	—	—	—
英国	100.0	100.0	—	—	—	—
オーストラリア	100.0	—	—	—	—	—
スウェーデン	99.8	100.0	—	—	0.2	—
カナダ	99.2	99.2	—	—	0.8	0.8
フランス	99.0	96.6	—	—	1.0	3.4
ルクセンブルク	98.9	99.0	—	—	1.1	1.0
アイルランド	98.4	100.0	1.6	—	—	—
スイス	98.0	74.0	—	—	2.0	26.0
ベルギー	95.8	93.2	—	—	4.2	6.8
日本	94.3	93.7	0.9	3.4	4.8	2.9
ニュージーランド	93.4	89.4	—	—	6.6	10.6
スペイン	93.0	76.2	2.7	16.6	4.3	7.3
ドイツ	92.9	96.0	—	—	7.1	4.0
デンマーク	91.1	93.5	—	—	2.6	6.5
フィンランド	84.5	84.3	—	—	15.5	15.7
オランダ	82.7	93.2	—	—	17.3	6.8
米国	65.5	69.5	—	—	34.5	30.5
イタリア	53.8	58.5	5.3	1.0	40.9	40.5
オーストリア	52.0	67.7	—	—	48.0	32.3
韓国	51.1	35.7	—	—	48.9	64.3
ギリシャ	47.8	62.2	0.1	0.0	52.1	37.8
ポルトガル	12.0	32.9	—	—	88.0	67.1
チェコ	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
アイスランド	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
ポーランド	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
スロバキア	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
DAC諸国平均	83.4	83.7	0.3	1.3	16.1	15.0

出典：DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 アンタイド:実施するプロジェクトに必要な資機材などの調達先を特定国に限定しない資金協力

*2 タイド:実施するプロジェクトに必要な資機材などの調達先を特定国に限定する資金協力

*3 国名はアンタイドの比率の高い順

*4 四捨五入の関係上、合計が100%にならないことがある

*5 技術協力および行政経費を除く

図表 III-32 主要DAC加盟国の政府開発援助の比較

援助の量的側面からの比較	支出純額ベース		日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC計
	政府開発援助実績総額（億ドル）									
	2011年		108.3	307.8	138.3	130.0	140.9	43.3	54.6	1,344.1
	2012年		106.0	304.6	136.6	121.1	131.1	26.4	56.8	1,254.4
	対GNI比（％）	2011年	0.18	0.20	0.56	0.46	0.39	0.20	0.32	0.31
		2012年	0.17	0.19	0.56	0.46	0.38	0.13	0.32	0.29
	DAC諸国全体に占める割合（2012年、％）		8.5	24.3	10.9	9.7	10.4	2.1	4.5	100.0
	対前年伸び率（2011年→2012年、％）		-2.1	-1.0	-1.3	-6.9	-7.0	-39.0	4.0	-6.7
	2011年の約束額（債務救済を含む）（億ドル）		198.3	335.0	74.3	144.7	196.9	49.3	59.7	1,494.3
	多国間援助の割合(2010年～2011年平均、％)		34.8	12.2	38.7	37.2	38.1	66.4	24.7	29.7
援助の質的側面からの比較	配分 (2010年～2011年平均、％)	対LDCs (後発開発途上国)	50.4	48.0	53.0	37.7	39.4	52.4	63.3	48.3
		対LICs (低所得国)	3.6	6.3	4.7	2.8	4.1	3.0	3.7	4.4
	約束額ベース（単位：％）									
	政府開発援助全体のグラント・エレメント (2010年～ 2011年平均、債務救済を除く)		88.9	100.0	100.0	85.0	89.8	99.7	100.0	95.6
	二国間借款のグラント・エレメント (2010年～ 2011年平均、債務救済を除く)		75.4	—	—	44.3	48.3	81.1	—	64.9
	二国間ODAの対LDCsグラント・エレメント (2010年～ 2011年平均、債務救済を除く)		97.0	100.0	100.0	95.4	100.0	100.0	100.0	99.0
	政府開発援助全体の贈与比率 (2010年～ 2011年平均、債務救済を除く)		54.7	100.0	93.4	68.0	78.0	96.5	100.0	85.8
	二国間政府開発援助の贈与比率 (2010年～ 2011年平均、債務救済を除く)		42.9	100.0	87.6	55.3	66.2	86.8	100.0	81.0
	二国間政府開発援助の タイピング・ステイタス (2011年) ^(*)	アンタイド	94.3	65.5	100.0	99.0	92.9	53.8	99.2	83.4
		部分アンタイド	0.9	—	—	—	—	5.3	—	0.3
タイド		4.8	34.5	—	1.0	7.1	40.9	0.8	16.1	

出典：開発協力報告書、DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 二国間政府開発援助のタイピング・ステータスは技術協力および行政経費を除く

*2 2012年については、日本以外は暫定値を使用

図表 III-33 主要DAC加盟国の二国間政府開発援助の分野別配分(2011年)

(約束額ベース、単位：%)

分野	国名	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC平均
社会インフラ(教育、保健、上下水道等)		24.0	52.6	50.1	28.1	39.8	13.7	44.3	40.3
経済インフラ(輸送、通信、電力等)		40.6	6.3	9.0	11.4	24.3	1.4	8.2	15.0
農業分野(農業、林業、漁業等)		4.1	5.2	2.6	3.3	4.2	1.9	6.5	4.9
工業等その他生産分野(鉱業、環境等)		16.7	8.3	13.9	20.6	19.1	2.3	10.7	13.3
緊急援助(人道支援、食糧援助等)		7.1	16.3	9.7	1.5	3.9	5.2	12.8	9.7
プログラム援助等(債務救済、行政経費等)		7.4	11.4	14.7	35.1	8.6	75.4	17.5	16.8
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 四捨五入の関係上、各分野の計が100%とならないことがある

*2 東欧および卒業国向け援助を除く

図表 III-34 主要DAC加盟国の政府開発援助総額に占める国際機関を通じた援助額の割合

(支出純額ベース、2か年平均、単位:%)

国名 \ 暦年	2005/2006年 平均	2006/2007年 平均	2007/2008年 平均	2008/2009年 平均	2009/2010年 平均	2010/2011年 平均
日本	27.3	30.8	27.2	31.8	34.2	34.8
米国	9.2	11.6	12.2	12.0	12.5	12.2
英国	27.2	35.7	39.5	35.4	36.7	38.7
フランス	26.5	30.8	37.8	41.1	41.3	37.2
ドイツ	29.4	34.1	35.2	38.0	39.6	38.1
イタリア	51.1	57.0	64.8	66.7	74.0	66.4
カナダ	27.9	26.8	26.5	26.0	23.3	24.7
DAC平均	24.8	28.1	29.4	29.7	29.9	29.7

出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

第2節 DAC諸国の開発途上国への資金の流れ

図表 III-35 DAC諸国の開発途上国への資金の流れ(2011年)

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

国名	政府開発援助 (ODA)	その他政府 資金 (OOF)	NGO贈与	民間資金 (PF)	総計	対GNI比 (%)
米国	30,783	2,567	23,284	108,451	165,085	1.09
ドイツ	14,093	-410	1,598	40,921	56,202	1.54
英国	13,832	-40	631	32,428	46,851	1.91
フランス	12,997	-71	—	21,289	34,216	1.21
日本	10,831	2,905	497	47,594	61,828	1.02
オランダ	6,344	—	231	15,472	22,046	2.62
スウェーデン	5,603	-133	31	1,097	6,598	1.20
カナダ	5,459	331	2,045	5,714	13,548	0.79
オーストラリア	4,924	262	1,373	11,904	18,463	1.27
ノルウェー	4,756	—	—	0	4,755	0.96
イタリア	4,326	-214	111	7,689	11,912	0.55
スペイン	4,173	4	—	15,968	20,145	1.38
スイス	3,051	—	466	8,448	11,965	1.76
デンマーク	2,931	45	198	-356	2,818	0.82
ベルギー	2,807	-15	519	-2,126	1,185	0.23
フィンランド	1,406	1,093	14	-1,498	1,016	0.38
韓国	1,325	2,238	175	8,343	12,080	1.08
オーストリア	1,111	30	182	4,778	6,101	1.47
アイルランド	914	—	530	1,000	2,444	1.37
ポルトガル	708	1	5	-2,013	-1,299	-0.57
ギリシャ	425	—	0	60	485	0.17
ニュージーランド	424	10	74	28	536	0.35
ポーランド	417	—	—	—	417	—
ルクセンブルク	409	—	7	—	417	0.99
チェコ	250	—	—	—	250	—
スロバキア	86	—	—	—	86	—
アイスランド	26	—	-1	—	25	—
DAC諸国計	134,411	8,603	31,969	325,192	500,175	1.15

出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 国名は政府開発援助実績(支出純額ベース)の順

*2 四捨五入の関係上、合計が総計と一致しないことがある

*3 東欧および卒業国向け援助を除く

*4 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す

*5 「0」は「1」に満たない実績を示す

図表 III-36 DAC諸国のNGOによる援助実績

区分	NGOによる贈与 (百万ドル)		政府開発援助実績 (百万ドル)		NGOによる贈与と政府 開発援助実績の比率		対NGO政府補助金 (百万ドル)		政府開発援助に占める NGO補助金 (%)		国民1人当たりの NGO援助実績 (ドル)		NGO援助実績に占める 政府補助金 (%)	
国名 暦年	2011	2010	2011	2010	2011	2010	2011	2010	2011	2010	2011	2010	2011	2010
日本	497	692	10,831	11,058	1: 21.8	1: 16.0	97	141	0.9	1.3	4.6	6.5	163	169
オーストラリア	1,373	928	4,924	3,826	1: 3.6	1: 4.1	17	92	0.3	2.4	59.9	45.7	1.2	9.0
オーストリア	182	167	1,111	1,208	1: 6.1	1: 7.2	1	0	0.1	0.0	21.6	20.0	0.3	0.2
ベルギー	519	377	2,807	3,004	1: 5.4	1: 8.0	206	185	7.3	6.2	66.2	51.8	28.4	32.9
カナダ	2,045	1,953	5,459	5,214	1: 2.7	1: 2.7	55	24	1.0	0.5	60.7	58.0	2.6	1.2
チエコ	—	—	250	228	—	—	—	1	—	0.2	—	0.1	—	100.0
デンマーク	198	178	2,931	2,871	1: 14.8	1: 16.1	147	135	5.0	4.7	61.8	56.2	42.6	43.1
フィンランド	14	14	1,406	1,333	1: 100.8	1: 97.2	4	3	0.3	0.2	3.4	3.1	23.9	18.0
フランス	—	—	12,997	12,915	—	—	1	12	0.0	0.1	0.0	0.2	100.0	100.0
ドイツ	1,598	1,464	14,093	12,985	1: 8.8	1: 8.9	—	—	—	—	19.5	17.9	—	—
ギリシャ	0	10	425	508	1: 2359.8	1: 48.8	—	—	—	—	0.0	0.9	—	—
アイスランド	—1	—	26	29	—	—	1	—	4.0	—	—	—	—	—
アイルランド	530	300	914	895	1: 1.7	1: 3.0	118	93	12.9	10.4	141.2	85.8	18.2	23.6
イタリア	111	150	4,326	2,996	1: 39.0	1: 19.9	0	15	0.0	0.5	1.8	2.7	0.4	9.0
ルクセンブルク	7	9	409	403	1: 54.8	1: 45.8	5	6	1.3	1.4	25.3	28.6	42.2	39.6
オランダ	231	657	6,344	6,357	1: 27.5	1: 9.7	2	135	0.0	2.1	13.9	48.0	0.7	17.0
ニュージーランド	74	49	424	342	1: 5.8	1: 6.9	8	8	1.8	2.4	18.4	13.2	9.3	14.3
ノルウェー	—	—	4,756	4,372	—	—	249	225	5.2	5.1	49.9	45.6	100.0	100.0
ポーランド	—	—	417	378	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ポルトガル	5	5	708	649	1: 133.0	1: 131.6	0	0	0.0	0.0	0.5	0.5	4.3	5.4
韓国	175	49	1,325	1,174	1: 7.6	1: 23.9	0	1	0.0	0.0	3.5	1.0	0.2	1.1
スロバキア	—	—	86	74	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
スペイン	—	—	4,173	5,949	—	—	7	34	0.2	0.6	0.1	0.7	100.0	100.0
スウェーデン	31	221	5,603	4,533	1: 179.3	1: 20.5	18	104	0.3	2.3	5.1	36.1	35.9	31.9
スイス	466	414	3,051	2,300	1: 6.5	1: 5.6	106	88	3.5	3.8	71.9	66.6	18.5	17.5
英国	631	352	13,832	13,053	1: 21.9	1: 37.1	309	269	2.2	2.1	15.1	10.0	32.8	43.3
米国	23,284	22,786	30,783	30,353	1: 1.3	1: 1.3	—	—	—	—	74.7	73.7	—	—
DAC計(平均)	31,969	30,775	134,411	129,008	1: 4.2	1: 4.2	1,349	1,569	1.0	1.2	32.7	32.0	4.0	4.9

出典: 開発協力報告書
*1 政府開発援助実績は支出純額ベース
*2 NGO援助実績=NGOによる贈与+対NGO政府補助金
*3 「0」は「1」に満たない実績を示す

第3節 DAC援助受取国・地域リスト

図表 III-37 DAC 援助受取国・地域リスト

(2012年～2013年実績に適用)

政府開発援助 (ODA) 対象国					
後発開発途上国 (LDCs) (49か国)		LDCsでない低所得国 (LICs) 1人当たりGNI \$1,005以下	LDCsでない低所得国 (LMICs) 1人当たりGNI \$1,006 ~ \$3,975以下	高所得国 (UMICs) 1人当たりGNI \$3,976 ~ \$12,275以下	
アフガニスタン アンゴラ イエメン ウガンダ エチオピア エリトリア ガンビア カンボジア ギニア ギニアビサウ キリバス コモロ コンゴ民主共和国 サモア サントメ・プリンシペ ザンビア シエラレオネ ジブチ スーダン 赤道ギニア セネガル ソマリア ソロモン タンザニア チャド 中央アフリカ ツバル	トーゴ ニジェール ネパール ハイチ バヌアツ バンングラデシュ 東ティモール ブータン ブルキナファソ ブルンジ ベナン マダガスカル マラウイ マリ ミャンマー モーリタニア モザンビーク ラオス リベリア ルワンダ レソト 南スーダン	北朝鮮 キルギス ケニア ジンバブエ タジキスタン	パラグアイ パレスチナ自治区 フィリピン フィジー ベトナム ベリーズ ボリビア ホンジュラス マーシャル ミクロネシア連邦 モルドバ モロッコ モンゴル アルメニア イラク インド インドネシア ウクライナ ウズベキスタン エジプト エルサルバドル ガーナ カーボヴェルデ ガイアナ カメルーン グアテマラ グルジア コートジボワール コンボ** コンゴ共和国 シリア スリランカ スワジランド トケラウ諸島 トルクメニスタン トンガ ナイジェリア ニカラグア パキスタン パプアニューギニア	アゼルバイジャン アルゼンチン アルジェリア アルバニア アンギラ アンティグア・バーブーダ イラン ウルグアイ エクアドル カザフスタン ガボン キューバ クック グレナダ コスタリカ コロンビア ジャマイカ スリナム セーシェル セルビア セント・ヘレナ セントクリストファー・ネーグイス セントビンセント セントルシア タイ 中国 チュニジア	チリ ドミニカ国 ドミニカ共和国 トルコ ナウル ナミビア ニウエ パナマ パラオ ブラジル ベネズエラ ペラルーシ ペルー ボスニア・ヘルツェゴビナ ボツワナ マダガスカル マレーシア メキシコ モーリシャス モルディブ モンテネグロ モンセラット リビア ヨルダン レバノン 南アフリカ ワリス・フツナ

出典: DAC資料

※1 GNI値は2010年の数値

※2 コンボのステータスに対してOECDは何ら法的な立場を示唆するものではない

第4節 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

図表 III-38 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

供与国・地域名	暦年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
OECD加盟非DAC諸国						
チェコ ^{*4}		179	249	215	228	250
エストニア		16	22	18	19	24
ハンガリー		103	107	117	114	140
アイスランド ^{*4}		48	48	34	29	26
イスラエル		111	138	124	145	206
ポーランド ^{*4}		363	372	375	378	417
スロバキア ^{*4}		67	92	75	74	86
スロベニア ^{*4}		54	68	71	59	63
トルコ		602	780	707	967	1,273
その他援助国・地域						
ブルガリア		—	—	—	40	48
台湾		514	435	411	381	381
キプロス		35	37	46	51	38
クウェート		110	283	221	211	144
ラトビア		16	22	21	16	19
リヒテンシュタイン		18	24	26	27	31
リトアニア		48	48	36	37	52
マルタ		—	—	14	14	20
ルーマニア		—	123	153	114	164
ロシア		—	—	—	472	479
サウジアラビア		1,551	4,979	3,134	3,480	5,095
タイ		67	178	40	10	31
アラブ首長国連邦		2,426	1,266	834	412	737
合 計		6,328	9,272	6,672	7,276	9,725

出典:開発協力報告書

*1 開発途上国からイスラエルへの移民に対する次の支援額を含む:2007年42.9百万ドル、2008年43.6百万ドル、2009年35.4百万ドル、2010年40.2百万ドル、2011年49.2百万ドル

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある

*3 上記の表には、非OECD加盟国の中、主要な新興ドナーによる援助については、情報が開示されていないため、反映されていない

*4 チェコ、アイスランド、ポーランド、スロバキア、スロベニアは、2013年に正式にDAC加盟

略語一覧

(注) 本白書に掲載されていない略語も含む。

A

- AAA** Accra Agenda for Action
アクラ行動計画
- ABMI** Asian Bond Markets Initiative
アジア債券市場育成イニシアティブ
- ABS** Access and Benefit-Sharing
遺伝資源へのアクセスと利益配分
- ADB** Asian Development Bank
アジア開発銀行
- ADF** Asian Development Fund
アジア開発基金
- AfDB** African Development Bank
アフリカ開発銀行
- AfDF** African Development Fund
アフリカ開発基金
- AFISMA** African-led International Support Mission to Mali
アフリカ主導国際マリ支援ミッション
- AfT** Aid for Trade
貿易のための援助
- AHA Centre** ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance
ASEAN防災人道支援調整センター
- ALOS** Advanced Land Observing Satellite
地球観測衛星
- AMIS** Agricultural Market Information System
農業市場情報システム
- AMRO** ASEAN+3 Macroeconomic Research Office
ASEAN+3 マクロ経済リサーチオフィス
- APEC** Asia-Pacific Economic Cooperation
アジア太平洋経済協力
- APO** Asian Productivity Organization
アジア生産性機構
- APT** Asia-Pacific Telecommunity
アジア・太平洋電気通信共同体
- APTERR** ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve
東南アジア諸国連合及び協力3箇国における緊急事態のための米の備蓄制度に関する協定
- ASEAN** Association of Southeast Asian Nations
東南アジア諸国連合
- ASEM** Asia-Europe Meeting
アジア欧州会合
- AU** African Union
アフリカ連合

- AUN/SEED-Net** ASEAN University Network/
Southeast Asia Engineering Education Development
Network
アセアン工学系高等教育ネットワーク

B

- BEGIN** Basic Education for Growth Initiative
成長のための基礎教育イニシアティブ
- BHN** Basic Human Needs
人間の基礎生活分野／人間の基本的ニーズ
- BOP** Base Of the economic Pyramid
開発途上国・地域の低所得階層

C

- CARD** Coalition for African Rice Development
アフリカ稲作振興のための共同体
- CARICOM** Caribbean Community
カリブ共同体
- CBD** Convention on Biological Diversity
生物多様性条約
- CCT** Clean Coal Technology
クリーンコールテクノロジー
- CDP** UN Committee for Development Policy
国連開発政策委員会
- CEPA** Comprehensive Economic Partnership Agreement
包括的経済連携協定
- CERT** Computer Emergency Response Team
コンピュータ緊急対応チーム
- CGIAR** Consultative Group on International Agricultural Research
国際農業研究協議グループ
- CGIF** Credit Guarantee and Investment Facility
信用保証・投資ファシリティ
- CIF** Climate Investment Fund
気候投資基金
- CMI** Chiang Mai Initiative
チェンマイ・イニシアティブ
- CMIM** Chiang Mai Initiative Multilateralisation
チェンマイ・イニシアティブのマルチ化
- COMESA** Common Market for Eastern and Southern Africa
東南部アフリカ市場共同体
- COP** Conference of Parties
条約の締約国会議

CORE Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency
 (省エネ・再生可能エネルギー分野における協調融資枠組み) コア

CPA Comprehensive Peace Agreement
 包括的和平合意(スーダン)

CPCJF Crime Prevention and Criminal Justice Fund
 犯罪防止刑事司法基金

CSR Corporate Social Responsibility
 企業の社会的責任

D

DDR Disarmament, Demobilization and Reintegration
 元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰

DESD Decade of Education for Sustainable Development
 国連ESDの10年

DFC Dedicated Freight Corridor
 貨物専用鉄道建設計画(インド)

DFID Department for International Development
 国際開発省(英国)

DMIC Delhi-Mumbai Industrial Corridor
 デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(インド)

E

E/N Exchange of Notes
 交換公文

EAC East African Community
 東アフリカ共同体

EAS East Asia Summit
 東アジア首脳会議

EBRD European Bank for Reconstruction and Development
 欧州復興開発銀行

eCentre Regional Centre for Emergency Training in International Humanitarian Response
 国際人道援助緊急事態対応訓練地域センター

EcoISD Environmental Conservation Initiative for Sustainable Development
 持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ

EEZ Exclusive Economic Zone
 排他的経済水域

EFA Education for All
 万人のための教育

EITI Extractive Industries Transparency Initiative
 採掘産業透明性イニシアティブ

EMBRACE Ensure Mothers and Babies Regular Access to Care
 EMBRACE (エンブレイス)

EPA Economic Partnership Agreement
 経済連携協定

EPSA Enhanced Private Sector Assistance for Africa
 アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ

ERIA Economic Research Institute for ASEAN and East Asia
 東アジア・ASEAN経済研究センター

ESD Education for Sustainable Development
 持続可能な開発のための教育

EU European Union
 欧州連合

F

FAO Food and Agriculture Organization
 国連食糧農業機関

FTA Free Trade Area
 自由貿易地域

FTI Fast Track Initiative
 ファスト・トラック・イニシアティブ
 → GPE (教育のためのグローバル・パートナーシップ) に名称変更

G

GAD Gender and Development
 ジェンダーと開発

GAVI the Global Alliance for Vaccines and Immunization
 GAVIアライアンス(ワクチンと予防接種のための世界同盟)

GCF Green Climate Fund
 緑の気候基金

GDP Gross Domestic Product
 国内総生産

GEF Global Environment Facility
 地球環境ファシリティ

GF-TADs Global Framework for Progressive Control of Transboundary Animal Diseases
 越境性感染症の防疫のための世界的枠組み

GHIT Fund Global Health Innovative Technology Fund
 グローバルヘルス技術振興基金

GNI Gross National Income
 国民総所得

GPE Global Partnership for Education
 教育のためのグローバル・パートナーシップ

GRIPS National Graduate Institute for Policy Studies
 政策研究大学院大学

GSP Generalized System of Preferences
 一般特恵関税制度

H

HICs High Income Countries
高所得国

HIPCs Heavily Indebted Poor Countries
重債務貧困国

I

IAEA International Atomic Energy Agency
国際原子力機関

IBRD International Bank for Reconstruction and Development
国際復興開発銀行(世界銀行)

ICCROM International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property
文化財保存修復研究国際センター

ICRC International Committee of the Red Cross
赤十字国際委員会

ICT Information and Communication Technology
情報通信技術

IDA International Development Association
国際開発協会

IDB Inter-American Development Bank
米州開発銀行

IEA International Energy Agency
国際エネルギー機関

IFAD International Fund for Agricultural Development
国際農業開発基金

IFC International Finance Corporation
国際金融公社

ILO International Labour Organization
国際労働機関

IMB International Maritime Bureau
国際海事局

IMF International Monetary Fund
国際通貨基金

IMO International Maritime Organization
国際海事機関

IMT International Monitoring Team
国際監視団

IOM International Organization for Migration
国際移住機関

IPBES Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services
生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム

IPCC Intergovernmental Panel on Climate Change
気候変動に関する政府間パネル

ISDB-T Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial
地上デジタル放送

ITTO International Tropical Timber Organization
国際熱帯木材機関

ITU International Telecommunication Union
国際電気通信連合

IUCN International Union for Conservation of Nature and Natural Resources
国際自然保護連合

J

JAIF Japan-ASEAN Integration Fund
日・ASEAN統合基金

JANIC Japan NGO Center for International Cooperation
国際協力NGOセンター

JAXA Japan Aerospace Exploration Agency
宇宙航空研究開発機構

JBIC Japan Bank for International Cooperation
国際協力銀行

J-BIRD Japan-Bangsamoro Initiatives for Reconstruction and Development
日本バンサモロ復興開発イニシアティブ

JCS Joint Cooperation Strategy
共同支援戦略

JETRO Japan External Trade Organization
日本貿易振興機構

JICA Japan International Cooperation Agency
国際協力機構

JOCV Japan Overseas Cooperation Volunteers
青年海外協力隊

JOGMEC Japan Oil, Gas and Metals National Corporation
石油天然ガス・金属鉱物資源機構

JPF Japan Platform
ジャパン・プラットフォーム

L

LDCs Least Developed Countries
後発開発途上国

LICs Low Income Countries
低所得国

LMICs Lower Middle Income Countries
低中所得国

LTTE Liberation Tigers of Tamil Eelam
タミル・イーラム解放の虎(スリランカ)

M

- MDBs** Multilateral Development Banks
国際開発金融機関
- MDGs** Millennium Development Goals
ミレニアム開発目標
- MERCOSUR** Mercado Común del Sur
南米南部共同市場
- MIF** Multilateral Investment Fund
多国間投資基金
- MILF** Moro Islamic Liberation Front
モロ・イスラム解放戦線
- MOP** Meeting of the Parties
議定書の締約国会議
- MRC** Mekong River Commission
メコン河委員会

N

- NERICA** New Rice for Africa
ネリカ稲(ネリカ米)
- NEXI** Nippon Export and Investment Insurance
日本貿易保険
- NGO** Non-Governmental Organization
非政府組織
- NPIF** Nagoya Protocol Implementation Fund
名古屋議定書実施基金
- NPS** New Psychoactive Substance
新精神活性物質

O

- ODA** Official Development Assistance
政府開発援助
- OECD** Organisation for Economic Co-operation and Development
経済協力開発機構
- OECD-DAC** OECD Development Assistance Committee
経済協力開発機構 開発援助委員会
- OFCE** Overseas Fishery Cooperation Foundation of Japan
財団法人海外漁業協力財団
- OIE** World Organisation for Animal Health
国際獣疫事務局
- OOF** Other Official Flows
その他の政府資金

P

- PIDA** Programme for Infrastructure Development in Africa
アフリカ・インフラ開発プログラム
- PIF** Pacific Islands Forum
太平洋諸島フォーラム
- PKO** Peacekeeping Operations
国連平和維持活動
- PPP** Public-Private Partnership
官民連携
- PRSP** Poverty Reduction Strategy Paper
貧困削減戦略文書
- PTWC** Pacific Tsunami Warning Center
太平洋津波警報センター

R

- RAI** Responsible Agricultural Investment
責任ある農業投資
- RECCA** Regional Economic Cooperation Conference on Afghanistan
アフガニスタン地域経済協力会議
- REDD** Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries
途上国における森林減少・劣化による温室効果ガスの排出量を削減すること

S

- SADC** Southern African Development Community
南部アフリカ開発共同体
- SATREPS** Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development
地球規模課題対応国際科学技術協力
- SDGs** Sustainable Development Goals
持続可能な開発目標
- SICA** Sistema de la Integración Centroamericana
中米統合機構
- SMASE-WECSA** Strengthening of Mathematics and Science Education in Western, Eastern, Central and Southern Africa
アフリカ理数科教育域内連携ネットワーク
- SPREP** South Pacific Regional Environmental Programme
南太平洋地域環境計画

T

- TICAD** Tokyo International Conference on African Development
アフリカ開発会議

U

UMICs Upper Middle Income Countries
 高中所得国

UN United Nations
 国際連合

UN Women United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women
 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関

UNAFEI United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders
 国連アジア極東犯罪防止研修所

UNAIDS Joint United Nations Programme on HIV/AIDS
 国連合同エイズ計画

UNCED United Nations Conference on Environment and Development
 国連環境開発会議(地球サミット)

UNCRD United Nations Centre for Regional Development
 国連地域開発センター

UNCTAD United Nations Conference on Trade and Development
 国連貿易開発会議

UNDAC United Nations Disaster Assessment and Coordination
 国連災害評価調整

UNDCP United Nations International Drug Control Programme
 国連薬物統制計画

UNDP United Nations Development Programme
 国連開発計画

UNEP United Nations Environment Programme
 国連環境計画

UNEP/IETC UNEP/International Environmental Technology Centre
 国連環境計画国際環境技術センター

UNEP/ROAP UNEP/Regional Office for Asia and the Pacific
 国連環境計画アジア太平洋地域事務所

UNESCO United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization
 国連教育科学文化機関

UNFPA United Nations Population Fund
 国連人口基金

UN-HABITAT United Nations Human Settlements Programme
 国連人間居住計画

UNHCR United Nations High Commissioner for Refugees
 国連難民高等弁務官事務所

UNICEF United Nations Children's Fund
 国連児童基金

UNIDO United Nations Industrial Development Organization
 国連工業開発機関

UNISDR United Nations International Strategy for Disaster Reduction
 国連国際防災戦略

UNMAS United Nations Mine Action Service
 国連PKO局地雷対策サービス部

UNMISS United Nations Mission in the Republic of South Sudan
 国連南スーダン共和国ミッション

UNOCHA United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs
 国連人道問題調整部

UNODC United Nations Office on Drugs and Crime
 国連薬物犯罪事務所

UNRWA United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East
 国連パレスチナ難民救済事業機関

W

WASABI Water and Sanitation Broad Partnership Initiative
 水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ

WCO World Customs Organization
 世界税関機構(条約上の名称は関税協力理事会)

WFP World Food Programme
 国連世界食糧計画

WHO World Health Organization
 世界保健機関

WI Wetlands International
 国際湿地保全連合

WID Women in Development
 開発と女性

WIPO World Intellectual Property Organization
 世界知的所有権機関

W-SAT The Water Security Action Team
 水の防衛隊

WSSD World Summit on Sustainable Development
 持続可能な開発に関する世界首脳会議

WTO World Trade Organization
 世界貿易機関

用語集

アンタイド／タイド援助	アンタイド援助とは、物資およびサービスの調達先が経済協力開発機構（OECD）加盟国および援助受取国に開かれている援助のことをいう。タイド援助は、これらの調達先が、援助供与国に限定されるなどの条件が付くものを指し、日本語では「ひもつき」援助と訳されることがある。2001年にOECD開発援助委員会（DAC）で後発開発途上国（LDCs）向け援助のアンタイド化勧告が採択され（技術協力と食糧援助を除く、有償資金協力和無償資金協力が対象）、DAC加盟国に適用されている。2008年に同勧告の対象国がLDCs以外の重債務貧困国（HIPC）にも拡大された。同勧告は、アンタイドの政府開発援助（ODA）を「ほぼすべての被援助国およびOECD諸国からの自由かつ十分な調達が可能な融資または補助金のことを指す」と定義している。
インフラシステム輸出	新興国を中心としたインフラ需要を取り込み、日本企業によるインフラ輸出を推進するため、2013年3月、関係閣僚をメンバーとする「経協インフラ戦略会議」が政府内に設立された。5月に策定された「インフラシステム輸出戦略」では、2020年に約30兆円（現状約10兆円）のインフラシステムの受注達成を目標としており、このような目標達成のため、総理大臣、外務大臣をはじめとするトップセールスの推進、国際協力機構（JICA）海外投融資の本格再開、円借款をより戦略的に活用するための制度改善など、インフラ海外展開推進の体制整備・強化が進められている。また、外務省は、インフラプロジェクトに関する情報の収集・集約などを行う「インフラプロジェクト専門官」を重点国の在外公館に指名している（2013年12月現在、50か国58公館127名）。
インフラプロジェクト専門官	各在外公館において、インフラプロジェクトに関する内外の情報を収集・集約するとともに、関係機関や商工会等との連絡・調整に際して窓口になるなど、日本企業のインフラ海外展開支援を担当する職員。
援助協調	途上国の開発目標を明確にし、その下で様々な援助主体が情報共有を行い、援助の戦略策定やプロジェクト計画・実施などにおいて活動を協調させ、途上国と共に効果的・効率的な開発協力を進めていくこと。案件ごとのドナー同士の連携・調整だけではなく、被援助国の開発政策に沿って、ドナーが共通の戦略や手続きで支援を行う総合的な援助協調が世界各国で進められている。
技術協力	開発途上国の課題解決能力と主体性（オーナーシップ）の向上を促進するため、開発途上国の経済・社会の発展に必要な人材育成、研究開発、技術普及、制度構築を支援する経済協力の一形態。
技術協力専門家派遣	日本から開発途上国へ専門家を派遣し、相手国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝え、彼らと協働して現地適合技術や制度の開発、啓発や普及などを行う事業。
研修員受入れ事業	開発途上国において指導的役割を担うことが期待されている行政官や技術者などに対して、各分野の技術研修、新知識の取得支援あるいは訓練を行うことを目的とする事業。
機材供与	専門家の業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のために機材を供与すること。技術協力プロジェクトや専門家の技術協力のための機材の他、機材を単独で供与することも可能である。
技術協力プロジェクト	「専門家派遣」、「研修員受入」、「機材供与」、などを最適な形で組み合わせて開発途上国の関係機関と事業計画の立案、実施を一貫して計画的かつ総合的に実施する技術協力。
第三国研修	開発途上国が日本の支援の下、優れた開発経験や知識・技術の移転・普及・定着等を目的に、他の途上国から人員を受け入れ実施する研修。
第三国専門家	技術協力を効果的に実施するため、協力対象の途上国に他の途上国から派遣される専門家
開発計画調査型技術協力	開発途上国の運輸・交通、電力、水道、農業、天然資源などの開発計画の作成を支援するとともに、調査・分析手法や計画の策定手法などの技術移転を行う。
地球規模課題対応国際科学技術協力	環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症等の地球規模課題解決のために、新たな技術の開発・応用や新しい科学的知見獲得のための共同研究の要素を取り入れた技術協力。（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）
有償勘定技術支援－円借款 附帯プロジェクト	円借款に関連する専門家の派遣、研修員の受入れ、資機材の供与や施設整備を組み合わせ、円借款事業の迅速化や開発効果の増大を図る事業。
国際緊急援助隊	海外の地域、特に開発途上にある海外の地域における大規模な災害（紛争起因災害は除く）に対し、被災国等の要請に応じ、緊急の援助活動を行う人員を派遣する事業。国際緊急援助隊には、救助チーム、医療チーム、専門家チームおよび自衛隊部隊の4種類がある。

青年海外協力隊 (JOCV: Japan Overseas Cooperation Volunteers)	開発途上国の要請に基づき、日本国内で募集・選考・訓練を行い、技術・技能を有する20歳から39歳までの日本の青年男女を、原則として2年間開発途上国に派遣する事業。
シニア海外ボランティア (SV: Senior Volunteers)	開発途上国の要請に基づき、日本国内で募集・選考・訓練を行い、豊かな職業・社会経験を持つ日本の40歳から69歳までのシニア層を原則として2年間開発途上国に派遣する事業。
青年海外協力隊現職教員特別参加制度	文部科学省がJICAに推薦した教員は、一次選考の技術試験が免除され、日本の学年に合わせて、派遣前訓練開始から派遣終了までの期間を4月から翌々年の3月までの2年間(通常2年3か月のところ)とするなど、現職教員が参加しやすい仕組みとなっている。
民間連携ボランティア制度	中小企業等の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして派遣し、開発途上国の開発に貢献するとともに企業のグローバル人材の育成や海外事業展開にも寄与するもの。民間企業の要望に応じ、派遣国、職種、派遣期間等を相談し決定する。派遣された社員は活動を通じて、文化、商習慣、技術レベル等に対する理解を深め、また実用的な語学力のみならず、コミュニケーション能力や問題解決力、交渉力などを身に付ける等、帰国後に企業活動に還元することが期待される。
基礎教育	生きていくために必要となる知識、価値そして技能を身につけるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育(日本の中学校に相当)、就学前教育、成人識字教育などを指す。
基礎生活分野/ 人間の基本的ニーズ (BHN: Basic Human Needs)	食料、住居、衣服など、人間としての基本的な生活を営む上で必要最低限のもの、保健、教育など。
キャパシティ・ディベロップメント(能力開発)	開発途上国自身が主体となって、自国が抱える課題に対処する能力を向上させる過程のこと。また、その過程を他者が支援すること。従来の人材育成の概念から発展し、個人の能力のみならず、組織、制度・政策、社会システムなどを含む多様なレベルの能力が総体として向上していく過程を指している。
経済連携協定(EPA)	特定の国(または地域)との間で、関税の撤廃や物品およびサービス貿易の自由化などを定めた自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)に加え、貿易以外の分野、たとえば人の移動や投資、政府調達、二国間協力など幅広い分野での経済協定。
国別援助方針	ODAの戦略性・効率性・透明性の向上に向けた取組の一環として、被援助国の開発ニーズ(政治・経済・社会情勢)を踏まえ、当該国の開発計画や開発上の課題などを総合的に勘案して策定する援助方針。
グラント・エレメント	援助条件の緩やかさを示す指標。借款の利率、返済期間、返済据置期間を反映しパーセントで表示される。DAC統計では、商業条件(金利10%と仮定した場合)の借款を参照条件としており、利率10%の借款はグラント・エレメント=0%、贈与はグラント・エレメント=100%となる。数字が高いほど緩和された条件が高いとされる。
経済協力開発機構開発援助委員会 (OECD-DAC: Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee)	OECDにおいて、開発援助に関する事柄を取り扱う委員会。OECD加盟34か国のうち、28か国および欧州連合(EU)から成る。
現地ODAタスクフォース	2003年度から、開発途上国における日本の援助を効果的・効率的に実施するため、大使館を中心に、JICA、JETRO(日本貿易振興機構)、JBIC(国際協力銀行)などの現地事務所を主要な構成メンバーとして立ち上げられたタスクフォース。開発途上国の開発政策と援助政策の調和を図り、相手国政府との政策協議など、他ドナーとの援助協調、要望調査を通じた案件形成、実施監理などを実施している。
交換公文 (E/N: Exchange of Notes)	日本政府と被援助国政府との間の合意事項を記した法的文書。日本では閣議決定が必要。有償資金協力(円借款)および無償資金協力などを供与する際に必要とされる。
後発開発途上国 (LDCs: Least Developed Countries)	国連による開発途上国の所得別分類で、開発途上国の中でも特に開発の遅れている国々。1人当たり国民総所得(GNI)992ドル以下などの基準を満たした国。現在、アフリカ34か国、アジア9か国、大洋州4か国、中南米1か国の48か国(2014年1月1日時点)。
国際協力機構 (JICA: Japan International Cooperation Agency)	国際協力事業団を前身とし、2003年10月1日に発足した独立行政法人。日本のODAの主な実施機関。2008年10月、これまで実施してきた技術協力に加え、国際協力銀行(当時)が担当してきた有償資金協力(円借款)、外務省が実施してきた無償資金協力業務の一部が統合された。これによって、3つの援助手法を一元的に実施する総合的な援助実施機関となった。

国際協力銀行 (JBIC: Japan Bank for International Cooperation)	2008年9月末まで、一般の金融機関と競合しないことを旨としつつ、日本の輸出入等の促進や国際金融秩序の安定への寄与、開発途上地域の経済社会開発などへの寄与を目的として、国際金融等業務および海外経済協力業務(円借款等)を実施してきた機関。2008年10月以降、国際金融等業務は、株式会社日本政策金融公庫に統合され、海外経済協力業務は、国際協力機構に統合された。2012年4月からは、国際金融等業務が日本政策金融公庫から、新たに発足した株式会社国際協力銀行に引き継がれた。
債務救済	開発途上国の国際収支が悪化し、既存債務の支払いが困難になった場合、支払期限が到来したか、または将来到来する債務の支払いを猶予し、一定期間にわたる分割返済を認めたり(債務繰延: リスケジュール)、これを免除(債務免除または債務削減)すること。
サブサハラ・アフリカ	北アフリカ(モロッコ、アルジェリア、チュニジア、リビア、エジプト)を除く、サハラ砂漠以南のアフリカ。
政府開発援助 (ODA: Official Development Assistance)	(1)ODAとは、OECD-DACが作成する援助受取国・地域のリストに掲載された開発途上国・地域への贈与および貸付のうち次の3つの条件を満たすものを指す。 ①公的機関によって供与されるものであること。 ②開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること。 ③有償資金協力については、緩和された供与条件のもの(実質的に譲許的でグラント・エレメント(前述を参照)が25%以上)であること。 (2)ODAは、無償資金協力、技術協力、有償資金協力、および国際機関への出資・拠出から成る。
その他の政府資金 (OOF: Other Official Flows)	公的部門による開発途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしないなどの理由でODAにはあてはまらないもの。輸出信用、直接投資、国際機関に対する融資などがこれに当たる。
政府開発援助大綱 (ODA大綱)	政府開発援助政策の根幹を成すものとして、政府開発援助の理念(目的、方針、重点)や原則などを定めたもの。1992年9月に策定されたものを、2003年8月に閣議決定により改定。
政府開発援助に関する中期政策 (ODA中期政策)	ODA大綱に基づき、援助の指針を示したもの。旧ODA大綱下で1999年8月に策定された中期政策を抜本的に見直し、2005年2月に新ODA中期政策を策定した。ODA大綱のうち、考え方や取組などを内外に対してより具体的に示すべき事項を中心に記述している。ODA大綱の基本方針の一つである「人間の安全保障の視点」、4つの重点課題(「貧困削減」・「持続的成長」・「地球的規模課題への取組」・「平和の構築」)、「効率的・効果的な援助の実施に向けた方策」の各項目を取り上げている。
卒業	DACが作成する援助受取国・地域のリスト(234ページ参照)から外れること。原則として世界銀行の融資基準で3年間高所得国(high income countries)に分類された国はリストから除外、すなわち「卒業」(graduate)することになる。
南南協力	より開発の進んだ開発途上国が、自国の開発経験と人材などを活用して、他の途上国に対して行う協力。自然環境・文化・経済事情や開発段階などが似ている状況にある国々によって、主に技術協力を行う。また、ドナーや国際機関が、このような途上国間の協力を支援する場合は、「三角協力」という。
万人のための教育(EFA)	全ての人々に基礎教育の機会提供を目指す国際的取組。主要関係5機関(国連教育科学文化機関UNESCO、世界銀行、国連開発計画UNDP、国連児童基金UNICEF、国連人口基金UNFPA)のうち、UNESCOがEFA全体を主導する。
貧困削減戦略文書	世界銀行・国際通貨基金(IMF)により、1999年に導入された、重債務貧困国(巨額の借金を抱えている貧困国)が、債務削減を受けるための条件となる文書。債務削減によって返済せずにすんだ資金を、貧困削減の対応策に支出するために、教育、保健、食料安全保障などの分野で、3か年ごとに目標を設定する経済社会開発のための実行計画書。文書は途上国政府のオーナーシップ(自助努力)の下、援助国やNGO、研究機関、民間部門の代表などの意見も取り入れて作成される。
フィージビリティ調査	立案されたプロジェクトが実行(実現)可能かどうか、検証し、実施する上で最適なプロジェクトを計画・策定すること。プロジェクトがどんな可能性を持つか、適切であるか、投資効果について調査する。
平和の定着	地域紛争の恒久的な解決のために、紛争が完全に終結する前から支援を行い、地域の安定および平和の萌芽を定着させること。具体的には①人道・復旧支援の実施、②和平プロセスの促進、③紛争防止支援等を含んでいる。
ミレニアム開発目標 (MDGs: Millennium Development Goals)	国際社会が直面している困難に対して、国際社会全体が2015年までの達成を目指す8つの目標。目標には、極度の貧困と飢餓の撲滅、初等教育の完全普及、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康改善、環境の持続可能性確保などがあり、その下には、具体的目標を設定したターゲットや指標などがある。毎年、国連はそれぞれの指標の進捗状況を報告書としてまとめ公表している。(58ページ図版参照)
無償資金協力	開発途上国や国際機関に資金を贈与する援助形態。政府の決定に基づき、開発途上国が経済・社会開発のために、必要な資機材、設備およびサービスを調達するために必要な資金を、返済の義務を課さずに供与する経済協力の一形態。

一般プロジェクト無償	開発途上国が基礎生活分野、インフラ分野などで実施する施設整備、資機材の購入などに対する無償資金協力。
ノン・プロジェクト無償	貧困削減などの経済社会開発事業を実施している開発途上国による、国外からの資機材などの購入に対する無償資金協力。
紛争予防・平和構築無償	平和の定着、紛争の再発防止、さらには安定的な復興開発を図り、平和構築に貢献することを目的とする無償資金協力。
草の根・人間の安全保障無償	開発途上国において地方自治体、NGOなどが実施する人間の安全保障の理念を踏まえた小規模な草の根レベルの事業に対する無償資金協力。
日本NGO連携無償	日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発プロジェクト、緊急人道支援プロジェクトなどに対する無償資金協力。
人材育成支援無償	開発途上国の若手行政官などの育成支援に対する無償資金協力。
テロ対策等治安無償	開発途上国の経済社会開発や日本の平和と繁栄に直結するテロ・海賊対策など治安対策を強化するための無償資金協力。
防災・災害復興支援無償	自然災害に脆弱な開発途上国の防災対策や災害後の復興支援のための施設整備・修復に対する無償資金協力。
コミュニティ開発支援無償	貧困などに直面する開発途上国のコミュニティの総合的能力開発の支援を目的とする無償資金協力。
貧困削減戦略支援無償	貧困削減に取り組む開発途上国に対して財政支援を行う無償資金協力。
環境・気候変動対策無償	気候変動問題への取組を強化するため、開発途上国の温暖化対策などに関する政策・計画の策定や、政策・計画の実施のためのプロジェクトに対する無償資金協力。
水産無償	開発途上国の水産関連分野の経済・社会開発プロジェクトに対する無償資金協力。
一般文化無償	開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力。政府機関などを対象としている。
草の根文化無償	開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力。NGOや地方公共団体などを対象としている。
緊急無償	海外における自然災害および紛争の被災者や難民・避難民などの救援のために人道的観点から緊急に供与する無償資金協力。
食糧援助(KR)	食糧援助規約に基づき、食糧不足に直面している開発途上国に対し、穀物(コメ、小麦、トウモロコシなど)などを購入するために供与する無償資金協力。
貧困農民支援(2KR)	開発途上国の食糧自給のための自助努力を支援するため、農業機械、肥料などを購入するために供与する無償資金協力。
有償資金協力	通常「円借款」と呼ばれる政府直接借款。開発途上国に対し、政府間の国際約束に基づき、低金利で返済期間の長い緩やかな条件で、開発資金を貸し付ける形態の援助。開発途上国に対する援助では、贈与に加え、借款を供与し、返済義務を課すことによって、その国の自助努力を一層促すことができる。日本は、供与相手国の所得水準など様々な要素を考慮して借款条件を決定している。
JICA海外投融資	途上国での事業はリスクが高いなどの理由により、民間金融機関からの融資が受けにくい状況にある。そこで、日本はJICA海外投融資によって、途上国において民間企業が実施する開発事業を直接の出資・融資により支援している。海外投融資については、2001年12月に発表された「特殊法人等整理合理化計画」において、基本的に、2001年度末までに承諾された案件以外、出融資を行わないこととなっていた。しかし、民間セクターを通じて開発効果の高い新しい需要に対応する必要性の高まりから、2011年3月にJICAによる民間企業に対する海外投融資を試行的に再開。その後、パキスタンにおける貧困層向けマイクロファイナンス事業(小規模金融サービス)、ベトナムにおける産業人材育成事業の2件について、さらに、2012年には、ベトナムにおけるロンアン省環境配慮型工業団地関連事業についても政府部内の審査を終了し、同年10月に本格再開した。
ODAを活用した官民連携(PPP: Public-Private Partnership)	官によるODA事業と民による投資事業などが連携して行う新しい官民協力の方法。民間企業の意見をODAの案件形成の段階から取り入れて、たとえば、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理は民間で行うといったように、官民で役割分担し、民間の技術や知識・経験、資金を活用し、開発効率の向上とともに持続可能な形の事業の実施を目指す。PPPの分野事例: 上下水道、空港建設、高速道路、鉄道など。

索引

あ

愛知目標…………… 80, 223
アキラ行動計画…………… 155
アジア欧州会合(ASEM)…………… 202
アジア開発基金(ADF)…………… 173, 201
アジア開発銀行(ADB)…………… 2, 51, 111, 155, 173, 200
アジア開発フォーラム…………… 155, 202
アジア太平洋経済協力(APEC)…………… 53, 170, 174
アセアンASEAN ≧ 東南アジア諸国連合
アフガニスタン支援…………… 98, 125
アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)…………… 52, 53
アフリカ開発会議(TICAD)…………… 3, 22, 24, 26, 38, 40, 44,
46, 49, 52, 53, 57, 127, 203
アフリカ開発基金(AfDF)…………… 174, 201
アフリカ開発銀行(AfDB)…………… 22, 155, 173, 201
アフリカ連合(AU)…………… 22, 104
安全対策アドバイザー…………… 162
アンタイド／タイド…………… 229, 230

い

一村一品キャンペーン／運動…………… 68, 72, 122, 153
一般財政支援…………… 188
一般特恵関税制度(GSP)…………… 67, 224
インフラ海外展開…………… 8, 151
インフラシステム輸出…………… 8, 38, 151
インフラ整備…………… 4, 12, 13, 15, 17, 19, 22, 23, 24, 25,
59, 60, 68, 86, 94, 98, 105, 108, 114, 118, 119, 121,
124, 127, 129, 132, 134, 171, 173, 215, 217
インフラプロジェクト専門官…………… 151

え

英国国際開発省(DFID)…………… 155
援助協調…………… 38, 147, 220, 221
援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム…………… 155
エンブレイス(EMBRACE)…………… 45, 46, 223

お

欧州復興開発銀行(EBRD)…………… 174, 201
オーナーシップ…………… 22, 66, 127, 147, 151, 205, 212
温室効果ガス…………… 77, 78, 216

か

開発イニシアティブ…………… 38, 68, 223, 224
開発におけるジェンダー主流化…………… 56, 57, 143
顧みられない熱帯病…………… 10, 11, 81, 83
顔の見える援助…………… 18, 43, 70, 119, 147, 156
カリブ共同体(CARICOM)…………… 133
官民連携(PPP)／官民パートナーシップ…………… 4, 10, 17, 24,
25, 26, 68, 81, 83, 111, 112, 129, 149, 151, 215

き

気候変動…………… 4, 76, 77, 78, 79, 86, 88, 110, 114, 118,
129, 132, 134, 137, 139, 141, 142, 151, 168, 170,
174, 202, 216, 223
気候変動枠組条約…………… 77, 78, 202, 223
基礎教育…………… 39, 40, 41, 42, 215, 223
基礎生活分野／人間の基礎的ニーズ(BHN)
…………… 105, 144, 168, 188
教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE)…………… 40, 41
緊急無償…………… 19, 89, 106, 168, 189, 202, 203

く

草の根技術協力事業…………… 120, 148, 149, 152, 154, 169
草の根・人間の安全保障無償資金協力…………… 25, 91, 149,
154, 161, 168
グッド・ガバナンス ≧ 良い統治
国別援助方針(国別援助計画)…………… 37, 38, 147, 159, 160,
170, 207, 210, 219, 220, 221
クラスター弾に関する条約…………… 106
グラント・エレメント…………… 229, 230
グリーン経済…………… 223
グリーン・メコンに向けた10年…………… 110
グローバル・パートナーシップ…………… 155
グローバルフェスタJAPAN…………… 158

け

経済回廊…………… 12, 13, 14, 23
経済協力開発機構開発援助委員会(OECD-DAC)…………… 30, 31
経済協力調整員…………… 147
経済社会基盤 ≧ インフラ整備
経済連携協定(EPA)…………… 67, 68
ゲイツ財団…………… 10, 11, 83

研修員受入事業	169, 173
現地ODAタスクフォース	25, 38, 147, 170, 219

こ

後発開発途上国(LDCs)	42, 67, 68, 110, 123, 127, 177, 178, 207, 230, 234
国際移住機関(IOM)	91
国際海事機関(IMO)	93
国際開発協会(IDA)	173, 200
国際協力局(外務省)	146
国際協力銀行(JBIC)	38, 86, 111, 146, 162, 207
国際協力重点方針	38, 146, 203
国際協力人材センター	157
国際協力の日	158, 159
国際緊急援助隊	89, 117, 169, 189, 190
国際原子力機関(IAEA)	173
国際獣疫事務局(OIE)	85, 174
国際通貨基金(IMF)	147, 174, 200
国際農業開発基金(IFAD)	52, 85, 173
国際農業研究協議グループ(CGIAR)	52, 173, 174
国際復興開発銀行(IBRD)	173, 200
国際保健政策	45, 223
国際労働機関(ILO)	59, 174
国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)	70, 91
国連開発計画(UNDP)	2, 26, 41, 93, 155, 172, 200
国連環境計画(UNEP)	172, 175
国連教育科学文化機関(UNESCO)	2, 41, 73, 78, 98, 172, 199
国連工業開発機関(UNIDO)	172, 199
国連合同エイズ計画(UNAIDS)	174
国連国際防災戦略(UNISDR)	90
国連児童基金(UNICEF)	2, 41, 47, 82, 83, 126, 172, 199
国連食糧農業機関(FAO)	52, 85, 172, 174, 199
国連人口基金(UNFPA)	41, 172, 199
国連世界食糧計画(WFP)	2, 52, 85, 172, 174, 199
国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)	2, 162, 172, 199
国連人間の安全保障基金	172
国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)	172, 200
国連平和維持活動(PKO)	104, 128
国連平和構築委員会	95
国連防災世界会議	88, 90, 224
国連ミレニアム・サミット	212
国連薬物犯罪事務所(UNODC)	91
コミュニティ開発支援無償	168

さ

再生可能エネルギー	78, 86, 87, 132, 134, 155, 174, 216, 223
三角協力	133
三大感染症	45, 46, 81, 173, 223

し

ジェンダー	39, 53, 56, 57, 58, 129, 143, 148, 212, 223, 224
ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ	56, 223
事業展開計画	37, 38, 147, 159
資金洗浄(マネーロンダリング)	91, 92
持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ(EcoISD)	216
持続可能な開発のための教育(ESD)	76, 78
持続可能な開発目標(SDGs)	59, 76, 78
シニア海外ボランティア	150, 151, 156, 169
ジャパン・プラットフォーム(JPF)	126, 148
重債務貧困国(HIPCs)	147, 171, 224
情報通信技術(ICT)	64, 65, 66, 69, 206, 215
条約の締約国会議(COP)	77
食料安全保障	52, 53, 85, 86, 110, 129, 134, 170, 174
新環境社会配慮ガイドライン	143, 162
新興・再興感染症	81, 83
新興ドナー	155, 235

す

水産無償	168
スクール・フォー・オール	40
ストップ結核世界計画2006-2015年	81

せ

成長加速化のための官民パートナーシップ	149
成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN)	39
青年海外協力隊(JOCV)	6, 41, 47, 48, 55, 65, 75, 79, 81, 83, 84, 124, 140, 150, 151, 153, 156, 158, 169
青年海外協力隊現職教員特別参加制度	41
政府開発援助大綱(ODA大綱)	37, 38, 204
政府開発援助に関する中期政策(ODA中期政策)	37, 38, 56, 210
生物多様性	78, 79, 80, 132, 174, 188, 223
世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)	45, 81, 173, 223
世界銀行防災グローバル・ファシリティ	90
世界貿易機関(WTO)	67
世界保健機関(WHO)	2, 10, 47, 81, 174, 200

世界水フォーラム 49, 223
赤十字国際委員会(ICRC) 173
戦略計画 2011-2020 ≧ 愛知目標

そ

その他の政府資金(OOF) 67, 68, 176, 232

た

第三国研修 79
太平洋諸島フォーラム(PIF) 137

ち

チェンマイ・イニシアティブ(CMI) 111, 112
地球環境ファシリティ(GEF) 174
地上デジタル放送日本方式(ISDB-T) 65
中米統合機構(SICA) 133

て

低炭素 27, 77, 78, 110, 171, 223
テロ対策等治安無償 92, 168
テロの脅威に対処するための新戦略 99

と

東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC) 174
東南アジア諸国連合(ASEAN) 12, 13, 14, 53, 64,
110, 111, 112, 114, 170, 172, 174, 175, 202, 203, 206
東南アジア諸国連合(ASEAN)連結性 ≧ ASEAN 連結性
ドーハ・ラウンド交渉(ドーハ開発アジェンダ) 67, 68

な

南南協力 106, 133, 157, 205, 212

に

日本NGO連携無償 101, 106, 148, 149, 156, 168
日本センター 119, 121
日本の教育協力政策2011-2015 39, 223
日本貿易振興機構(JETRO) 38, 66, 69, 171
日本貿易保険(NEXI) 86
日本・メコン地域諸国首脳会議 110
人間の安全保障 4, 5, 9, 22, 25, 37, 38, 44, 45, 58, 59,
77, 88, 110, 114, 117, 118, 124, 137, 139, 168, 172,
205, 210, 211, 212, 222, 223, 224

人間の基礎的ニーズ(BHN) ≧ 基礎生活分野

ね

ネリカ稲／米(NERICA) 52, 53, 213

の

ノン・プロジェクト無償 168

は

ハーベスト・ロス 52, 53
パリ宣言 155
犯罪防止刑事司法基金(CPCJF) 91
万人のための教育(EFA) 39, 41, 223

ひ

非政府組織 ≧ NGO
兵庫行動枠組 88, 90
貧困削減戦略文書(PRSP) 147, 224

ふ

ファスト・トラック・イニシアティブ(FTI) 40, 41
フィージビリティ調査 150, 151
プログラム・アプローチ 159
プロジェクト・サイクル・マネジメント 148, 149
文化無償 73, 74, 168
分野別開発政策 38, 223

へ

米州開発銀行(IDB) 155, 174, 201
平和構築人材育成事業 96
平和と繁栄の回廊(パレスチナ) 103, 125, 203
平和の構築／平和構築 36, 37, 39, 56, 71, 95, 96,
104, 105, 111, 118, 125, 143, 206
平和の定着 27, 95, 96, 104, 105,
129, 141, 142, 206, 207

ほ

貿易のための援助(AfT) 68, 203, 224
防災協力イニシアティブ 88, 213, 216, 224
防災グローバル・プラットフォーム 90
防災・災害復興支援無償 168
法制度整備 70, 96, 169, 188, 217, 218

保健システム 8, 45, 46, 81, 173
母子保健... 21, 45, 81, 98, 116, 148, 172, 173, 188, 223
ポリオ 45, 81, 83, 98, 170, 203

み

水と衛生 49, 58, 188, 206, 223
水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ
(WASABI) 49, 223
未着手・未了案件 161
南太平洋地域環境計画(SPREP) 137
ミレニアム開発目標(MDGs) 3, 21, 39, 42, 44,
52, 58, 59, 81, 116, 149, 155, 172, 210, 212, 220, 223

む

ムスコカ・イニシアティブ 45
無税無枠措置 67, 68

も

元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰(DDR)
..... 95, 105, 206

よ

良い統治(グッド・ガバナンス) 37, 70, 129, 205
横浜行動計画 26, 27, 77, 127, 129

り

リプロダクティブ・ヘルス 172, 213
留学生 41, 170, 206, 215

わ

ワンストップボーダーポスト 22, 23, 63, 69

A

ADB >> アジア開発銀行
ADF >> アジア開発基金
AfDB >> アフリカ開発銀行
AfDF >> アフリカ開発基金
AfT >> 貿易のための援助
APEC >> アジア太平洋経済協力
ASEAN >> 東南アジア諸国連合
ASEAN防災人道支援調整センター (AHA Centre)
..... 90, 111

ASEAN連結性 13, 111, 112
ASEM >> アジア欧州会合
AU >> アフリカ連合

B

BEGIN >> 成長のための基礎教育イニシアティブ
BHN >> 基礎生活分野
BOPビジネス 47, 149, 150, 151

C

CARD >> アフリカ稲作振興のための共同体
CARICOM >> カリブ共同体
CBRNテロ 92
CGIAR >> 国際農業研究協議グループ
CMI >> チェンマイ・イニシアティブ
COP >> 条約の締約国会議
CPCJF >> 犯罪防止刑事司法基金

D

DAC >> 経済協力開発機構開発援助委員会
DDR >> 元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰
DFID >> 英国国際開発省

E

EBRD >> 欧州復興開発銀行
EcoISD >> 持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ
EFA >> 万人のための教育
EMBRACE >> エンブレイスモデル
EPA >> 経済連携協定

F

FAO >> 国連食糧農業機関
FTI >> ファスト・トラック・イニシアティブ

G

G8キャンプ・デービッド・サミット 53, 155
G8九州・沖縄サミット 45, 81
G8ドーヴィル・サミット 123, 124, 203
G8北海道洞爺湖サミット 45
G8ムスコカ・サミット 45
G8ラクワラ・サミット 52, 53
GAD >> ジェンダーと開発

GAVIアライアンス…………… 83
GEF ≧ 地球環境ファシリティ
GHITファンド…………… 10, 11, 83
GSP ≧ 一般特恵関税制度

H

HIPCs ≧ 重債務貧困国

I

IAEA ≧ 国際原子力機関
IBRD ≧ 国際復興開発銀行
ICRC ≧ 赤十字国際委員会
ICT ≧ 情報通信技術
IDA ≧ 国際開発協会
IDB ≧ 米州開発銀行
IFAD ≧ 国際農業開発基金
ILO ≧ 国際労働機関
IMF ≧ 国際通貨基金
IMO ≧ 国際海事機関
IOM ≧ 国際移住機関

J

JBIC ≧ 国際協力銀行
JETRO ≧ 日本貿易振興機構
JICA海外投融資…………… 8, 17, 149, 150, 151, 175, 202
JOCV ≧ 青年海外協力隊
JPF ≧ ジャパン・プラットフォーム

L

LDCs ≧ 後発開発途上国

M

MDGs国連首脳会合…………… 45, 81, 223

N

NERICA ≧ ネリカ稲
NEXI ≧ 日本貿易保険
NGO(非政府組織)…………… 6, 37, 48, 53, 59, 66, 74, 83,
87, 90, 101, 102, 106, 108, 126, 127, 145, 147, 148,
149, 154, 156, 157, 158, 160, 162, 168, 169, 170,
176, 205, 208, 211, 212, 217, 218, 219, 220, 221,
222, 223, 232, 233

O

ODAのあり方に関する検討…………… 37, 38, 156, 159
ODA評価…………… 161, 221
ODA見える化サイト…………… 158, 160
OECD-DAC ≧ 経済協力開発機構開発援助委員会
OECD外国公務員贈賄防止条約…………… 161
OIE ≧ 国際獣疫事務局
OOF ≧ その他の政府資金

P

PDCAサイクル…………… 159, 160
PIF ≧ 太平洋諸島フォーラム
PKO ≧ 国連平和維持活動
PPP ≧ 官民連携／官民パートナーシップ
PRSP ≧ 貧困削減戦略文書

S

SEAFDEC ≧ 東南アジア漁業開発センター
SICA ≧ 中米統合機構
SPREP ≧ 南太平洋地域環境計画

T

TICAD ≧ アフリカ開発会議

U

UNAFEI ≧ 国連アジア極東犯罪防止研修所
UNAIDS ≧ 国連合同エイズ計画
UNDP ≧ 国連開発計画
UNEP ≧ 国連環境計画
UNESCO ≧ 国連教育科学文化機関
UNFPA ≧ 国連人口基金
UNHCR ≧ 国連難民高等弁務官事務所
UNICEF ≧ 国連児童基金
UNIDO ≧ 国連工業開発機関
UNISDR ≧ 国連国際防災戦略
UNODC ≧ 国連薬物犯罪事務所
UNRWA ≧ 国連パレスチナ難民救済事業機関

W

WASABI ≧ 水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシア
ティブ
WFP ≧ 国連世界食糧計画
WHO ≧ 世界保健機関
WTO ≧ 世界貿易機関

国際協力に関する情報は外務省ホームページからご覧になれます。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>

携帯版ホームページはこちら。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/m>



政府開発援助に関する情報をメールマガジンで配信しています。
バックナンバーをご覧になりたい方、配信をご希望の方はこちら。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/mail/index.html>

ODAの受取国別の情報については、
「政府開発援助(ODA)国別データブック」をご覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni.html>

2013年版政府開発援助(ODA)白書 日本国際協力

平成26年2月21日 発行

編 集 外 務 省

〒100-8919

東京都千代田区霞が関2-2-1

電 話 (03) 3580-3311 (代表)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

2013年版 政府開発援助(ODA)白書

日本の国際協力

